

平成30年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月7日（金）

・開 会	4
・会議録署名議員の指名	4
・会期の決定	4
・諸般の報告	7
・行政報告	7
・議案等の上程（第60号～第66号）	8
・議案等に対する質疑	8
・請願の報告（請願第2号）	8
・請願に対する質疑	9
・議案等の委員会付託	15

第2号 12月10日（月）

・一般質問	22
田川正治議員	22
1. 公共施設等総合管理計画の個別計画の策定状況と老朽化した公共施設等の 年度別の整備計画について	23
2. 小・中学校の体育館のエアコン設置と学童保育所の増設と待機児童の解消 計画、特別支援学校の誘致について	31
3. 生活保護費が引き下げられたことによる各種支援制度の保護者への負担増の 対策について	35
4. 高齢者や障がい者が安心できる施設の充実や福祉避難所の確保について	41
案浦兼敏議員	42
1. 予算の編成について	42
2. 職員体制について	53
福永善之議員	58
1. 職員駐車場に関して	58
2. 学校PTAに関して	64
太田健策議員	77
1. 粕屋町の廃棄物処理について	77
2. 町長選挙の公約で、「私はめざします」について	84
3. 庁内に居住されている外国人について	90

第3号 12月11日（火）

・一般質問	98
安藤和寿議員	98
1. 働き方改革関連法について	99
2. 校務支援システムに係る国の動き、本町・近隣町の導入状況と導入用効果について	105
川口 晃議員	113
1. 主要農作物種子法廃止問題及び作物生産について	113
2. 『プラスチック』の回収問題	118
3. 須恵川の浚渫及び防災問題	120
4. 『ふれあいバス』の今後について	125
中野敏郎議員	130
1. 3年間の議員活動から、振り返りの質問をします	130
2. 町長のこれまでの発言を受けて質問します	146
鞭馬直澄議員	149
1. 財源の有効活用について	149
2. 安心して生活できるまちづくりについて	158
3. 誇れるまちづくりについて	162

第4号 12月12日（水）

・一般質問	170
末若憲治議員	170
1. 子育て世代への支援について	170
小池弘基議員	187
1. 学校給食調理場の工事中断までの経緯について	187
2. JR原町駅のバリアフリー化について	197
3. 児童・生徒の通学路に対する安全対策について	200
木村優子議員	204
1. 飼い主のいない猫等の対策について	204
2. 病後・病後児保育事業に関して	214
久我純治議員	222
1. 冠水する道路、一日も早く対策を	222
2. 行政と公民館との在り方について	226

第5号 12月13日(木)

・一般質問	240
井上正宏議員	240
1. 粕屋町の学童保育について	241
2. JR長者原駅舎の雨漏りについて	251
本田芳枝議員	254
1. 給食センター建設の地質・土壌汚染調査について	254
2. 平成31年度の予算編成について	264

第6号 12月20日(木)

・議案の上程	280
・議案に対する質疑	281
・議案の委員会付託	281
・「粕屋町議会広報編集特別委員会」委員長からの報告	281
・「粕屋町議会広報編集特別委員会」の採決	283
・発議の上程	283
・発議に対する質疑	284
・請願の取下げ	284
・委員長報告	285
・委員長報告に対する質疑	287
・討論	286
・採決	285
議案第60号 専決処分の承認を求めることについて	286
議案第61号 粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	286
議案第62号 粕屋町特殊車両通行許可申請手数料条例を廃止する条例について	288
議案第63号 粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	289
議案第64号 粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	290
議案第65号 平成30年度粕屋町一般会計補正予算について	291
議案第66号 町道の路線廃止及び認定について	293
議案第67号 訴えの提起について	294

発議第2号 粕屋町議会広報特別委員会の設置に関する決議（案）について…	295
・粕屋町議会広報特別委員会の委員の選出について（追加） ……………	296
・粕屋町議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任について（追加） ……	296
・委員会の閉会中の所管事務調査……………	297
・閉 会……………	298

平成30年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成30年12月7日（金）

平成30年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月7日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録指署名議員の氏名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案の上程
- 第6. 議案に対する質疑
- 第7. 請願の報告
- 第8. 請願に対する質疑
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 課 長	堺 哲 弘
経営政策課長	今 泉 真 次	税 務 課 長	中 原 一 雄
収 納 課 長	臼 井 賢 太 郎	協働のまちづくり課長	中 小 原 浩 臣
学校教育課長	山 野 勝 寛	社会教育課長	新 宅 信 久
給食センター所長	吉 村 健 二	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
子ども未来課長	神 近 秀 敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

おはようございます。

平成最後の12月定例会になりました。この時期になれば、年末の総決算がさまざまな場面で行われます。今年の流行語大賞もその一つであります。今年を象徴するワードが多数候補に上がりましたが、対象には、冬季オリンピック、カーリング競技で話題になった「そだねー」に決まりました。北海道弁だということですが、人間関係をよくする受け答えだと感じております。議員も「そだねー」と言って話をすれば、和やかな議会になるのではと思っております。しかし、そう簡単にはいかないのが議会であります。議員におきましては、最初から肯定することは少ないように感じます。議員個人の主義主張が優先し、その考えに他を引き込もうとするからであります。そのため、今年1年は新たな議会ルールに重点を置き、徹底して議会ルールづくりに時間を割きました。様々なご意見もありましたが、確実にそれぞれの議員個人の向上を見る思いがいたしました。今年1年は議会改革の1年だったと思っております。議会改革の一つは、議員の質の向上であります。様々な意見を闘わせ、成長してきたことをこの場を借りて町民の皆さまにご報告したいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、中野敏郎議員、及び8番、太田健策議員を指名いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの14日間と決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

粕屋町議会ホームページリニューアル検討特別委員会の委員長からの報告結果は、先に行われました議員全員協議会で行われたとおり、現在のホームページを見直すことであります。

よって、設置期限であります12月6日をもって、粕屋町議会ホームページリニューアル検討特別委員会は終了となりました。

次に、閉会中の委員会派遣の報告を行います。議会広報編集特別委員会におきましては、10月9日から10日まで、東京の砂防会館で開催されました全国町村議会広報研修会に参加し、読み手に伝わる文章の書き方やデザインを重視した紙面のつくり方などを学びました。更なる紙面の向上を期待いたします。

厚生常任委員会では、10月16日、鹿児島県日置市へ日帰りでの視察研修を行いました。目的は、国民健康保険の被保険者の特定健診などの受診率向上のため、先進地に出向き学んだものであります。今後の受診率の向上を期待したいと思います。

議会運営委員会におきましては、長崎県小値賀町及び長与町に、10月30日から31日までの2日間、議会改革と政策立案の取組及び議員間自由討議のあり方など、議会運営の先進地の取組を学びました。足らざるものを補完していくことから始めたいと思います。

総務常任委員会では、11月8日・9日の2日間で、大阪府富田林市及び泉大津市に出向き、学童保育の運営と待機児童対策及び子どもたちの安全対策について、小中学校等における不審者対策、当下校時の安全確保の取組を視察研修し、粕屋町でどのように参考にしていくのか学んだところであります。内容につきましては、各委員会からの視察報告書が提出されておりますので、ご一読くださればいいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第4、「行政報告」を求めます。

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

改めまして、おはようございます。

本日、平成30年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の折、全員のご出席を賜りまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、もう12月、師走となりましたけども、先月11月は国の各省庁や国会議員に対する要望活動を他の自治体の首長とともに行ってまいりました。安定的な自主財源の確保のため、いや、財政基盤の強化のために、地方財源の拡充。そして、地方創生の実現のための国土政策の推進、そして災害インフラの充実。これが多方面にわたって要望行ってまいったところでございます。今後も、個別的には、粕屋町のために、そういった案件があれば、必要があれば、精力的に各省庁そして国会議員のほうにも出向いて要望活動まいりたいと思っております。

それでは行政報告をいたします。今回は、一部事務組合等の平成29年度の歳入歳出決算額に関する報告が2件でございます。決算内容につきましては、お手元に配付いたしております資料のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。以上で行政報告を終わります。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第5、「議案の上程」を行います。

お手元に配付していますように、今期定例会に町から提出されました議案は7件あります。

提案理由の説明を求めます。

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、議案の上程を行います。

平成30年第4回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が1件、条例の改正が2件、条例の廃止が1件、条例の新規制定が1件、平成30年度補正予算が1件、町道の路線廃止及び認定が1件、以上7件でございます。

それでは、議案第60号から順にご説明申し上げます。

議案第60号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。有崎堰の故障に伴い、緊急的に工事を実施する必要があったこと、及び南里水路護岸改修工事の工期が翌年度に及ぶこととなったため、債務負担行為の計上が必要となったことから、平成30年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、10月10日に専決処分いたしました。つきましては、同条第3項の規定により、今議

会において、これを報告し承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億1,639万7,000円とするものでございます。歳出の内容としましては、有崎堰油圧シリンダーの取替工事費の増額、及び南里水路護岸改修工事の減額により、農業振興事業費を4,965万8,000円減額し、余剰となった財源を財政調整基金へ積み立てるものでございます。なお、有崎堰の工事の財源につきましては、堰管理基金より充当いたします。その他、有崎堰、南里水路の両工事について、工期が翌年度に及ぶため、債務負担行為を計上するものでございます。

議案第61号は、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。厚生労働省令の一部を改正する省令が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、同省令の規定に係る条文について整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第62号は、粕屋町特殊車両通行許可申請手数料条例を廃止する条例についてでございます。この条例は、昭和54年に施行され現在に至っておりますが、道路法第47条の2の規定により、申請に係る手数料については、粕屋町が政令市とならない限り発生することがないため、この条例を廃止するものでございます。次に、議

案第63号は、粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に、専門職大学の課程についての規定を追加するものでございます。

次に、議案第64号は、粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。この条例は、介護保険法施行規則が一部改正され、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県知事から市町村長に移譲されたことに伴い、人員及び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。なお、条例の施行については、上記規則の改正から1年以内に行う旨の経過措置が認められております。

次に、議案第65号は、平成30年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,076万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、143億2,716万3,000円とするものでございます。歳入の主なものとしたしましては、国庫支出金を253万8,000円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から760万2,000円の繰り入れを計

上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、消防設備設置補助事業費を594万円。私立・町外保育施設等運営事業費を380万7,000円。戸籍住民登録事務費を132万円増額し、児童福祉総務事務費を331万6,000円減額するものでございます。

続きまして、議案第66号は、町道の路線廃止及び認定についてでございます。整理番号1番は五寸田～鴨川線の供用開始により、廃止とするものでございます。次に、整理番号2番・3番の2路線は、五寸田～鴨川線の供用開始により、町道として路線認定するものでございます。道路法の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第6、「議案に対する質疑」に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、日程第7、「請願の報告」を行います。
お手元に配付していますように、今期定例会で受理した請願は1件であります。
事務局長が報告いたします。
古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

議事日程表の4ページ以降、1件でございます。
請願文書表、受理番号2番。受理年月日、平成30年11月26日。件名、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、福岡市博多口区千代4丁目30番2号。美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会運営委員長、山本大藏様。紹介議員氏名、安藤和寿議員、井上正宏議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

お諮りいたします。

今回提出されております請願第2号は、粕屋町議会会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

異議なしと認めます。従って請願第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

請願の取り扱いにつきましては、町村議会の運営に関する基準第121号の規定によりまして、委員会付託を省略して本会議で審議する請願について必要があるときは、紹介議員に説明させるとあります。紹介議員を代表しまして、安藤和寿議員に趣旨説明を求めます。なお、説明に当たっては、議事進行の都合上、簡潔明瞭をお願いいたします。

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

それでは、請願、国会における憲法議論の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書でございます。

請願者は、美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会運営委員長、山本大蔵氏。提出先は資料のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官の6名になっております。

趣旨。21世紀に入って内外の情勢は大きく変化し、その間、現行憲法の不備や問題点も明らかになってきました。それらを是正し、我が国にふさわしい憲法に改めていくことが必須と存じます。全国47県議会中36県議会、約77%において、採択がなされているということで、福岡県におきましては、60議会中29議会において採択。約48%はされてるいるということになってはいますが、議案提出中であろうということでございますので、多数の賛同が得られるものと思っております。内容は記載のとおりでございますが、特に改憲4項目というのがございまして、これはご承知のとおりであろうと思っておりますので、説明は省きますが、これが特に問題になっているということでございます。また、取り違えていただきたくないことは、これらの議論を粕屋町ですということではなく、国会での論議の喚起を求める早急に論議を進めていっていただきたいということが請願の趣旨でございますので、お間違えのないようお願いしまして、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

説明が終わりましたので、日程第8、「請願に対する質疑」に入ります。

質疑におきましても、質問者答弁者ともに簡潔明瞭に発言いただきますようお願いいたします。請願第2号、紹介議員に対する質疑はありませんか。

9番、川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

簡単な質疑を行います。美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会という組織についてですが、この組織は、調べましたところ、共同代表が蔵内勇夫、これは福岡県議会議員。それから、松尾新吾と言われる方がなっております。松尾新吾さんは、日本会議福岡会長という名目です。日本会議と言われるのは、改憲右翼勢力というふうな位置づけがマスコミによってされております。そのことを承知で紹介議員になってあるのかどうか質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

その前に、この請願についてですね、ご報告しておきたいと思います。地方議会は当該議会の会議規則に定める要件を充足した請願が提出されたとき、これを受理する義務があると。そして請願者については、憲法は何人も請願する権利を有しと規定しております。憲法16条の中ですので、それで、誰でも地方議会に請願できるというふううたわれていることを前もってお伝えしておきます。

それでは今の質問に関しまして、5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

今回の請願者からの紹介者にならさせていただきますけれども、一個人の方のことに関しましては、調査等は行っておりません。あくまでも請願に対する趣旨に基づいて、今回の請願の紹介を受けたものでございます。もしよろしければ、請願等の資料等がございますので、後ほどお渡しすることができますが、そういった形でよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

いいですか。ほかに。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この意見書の中に、現行憲法の不備や問題点、明らかになったと。我が国にふさわしい憲法に改正ということが、うたわれております。私は、現行憲法の不備や問題点ということがどこにあるのか。そして、我が国にふさわしい憲法というのは、どういう内容のものを考えてあるのか。この主旨の説明をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

5番、安藤和寿議員。

◎ 5 番（安藤和寿君）

先ほどにも申し上げたとおり、これの議論を粕屋町でするっていうことではないと思っております。国会での論議の喚起を求めるということで、趣旨の中から請願の受付を受け付けた紹介議員になっております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎ 10 番（田川正治君）

議員必携にも載っております。私たちも請願をするときに、いつも紹介議員というのは何ぞやということですね、言っております。そういう点で言えばこの中身について説明できるのをもとにですね、やっぱり紹介議員としてなってもらいたいことが当たり前だと思うんですね、当然の。もう一つですね、私は自衛隊が憲法に明記されておらないということとか、緊急事態に対応できるものが憲法にない。この二つがこの中身の大きな趣旨なんです。だから憲法に自衛隊を明記することになれば、どうなるのか。緊急事態法について入れた場合どうなるのか。こういうような趣旨については、この中身、この文面だけでは分からない。その内容が分からないと私たちもこの請願の中ですね、国会で論議されるということですけど、賛否を問うのにはですね、問題があるんじゃないかと思えます。それについてその中身を説明してください。二つの問題。

◎議長（山脇秀隆君）

5 番、安藤和寿議員。

◎ 5 番（安藤和寿君）

今回問題になってるということで、改憲 4 項目の内容等の部分は私でも調べてみました。請願者の方から資料等も来ておりますのでお渡しいたしますが、それによるのでしょうか。こちらのほうでは説明は省きたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎ 10 番（田川正治君）

資料を事前にそしたら今日の会議の場にですね、意見書の内容とともに提出するのが当然だと思うんですね。そうしないと、私は憲法 9 条に 3 項の後にこの自衛隊を明記するということだと思うんです。そしたら、今の憲法 9 条が主文化される。それを後からつくった法律が前の法律より優勢する。これは世界の法律の原則なんです。いうことになったら大変だというふうに思うんですけど。この点につい

て自衛隊を憲法に明記することと、憲法9条の関係どうなるのかについて説明をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

3回目の質問になります。これ最後になります。

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

今回、国会の憲法議員論議のもとに意見書の決議ということで、福岡県のデータ、国会における採決のデータ等をお配りしようと思っておりましたが、必要な方の議員から申し出がある場合に限り、提出してくださいということでしたので、資料は事前にはお配りしていません。そういった中でいろんなご意見があるかと思えますけども、あくまでも今回の趣旨の部分を考えていただきまして、採択、不採択のほうのジャッジをお願いしたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

資料につきましては、詳しい内容もしありましたら、田川議員のほうに後で渡していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

14番でございます。ちょっと重なることがあるかも知れないけれども、立場が違いますので、っていうか考えが多分ね。それで、私は質問でございます。この文章読んだ限りね、国民的議論の喚起を求めると書いてありますが、何に対してどのような視点で喚起を求めるといふ、その内容がですね、請願の理由にも、それからこの意見書の中にも書いていないんですね、具体的はっきりと。それでこれはどういうことかなと思って今の安藤議員の説明を聞くと、改憲4項目っていうのが根底にありますということをおっしゃいましたので、そのことをもっとここに前面に出してね、意見書を出すべきだと。ここで粕屋町議会で論議するものではないという立場をお話しされましたが、それはちょっと違うと思うんです。意見書というのは粕屋町でするので。それで私はですね、そこをもう一度聞きたいということと、それからあと3点ございます。

1点はですね、1番のところでも3行目に今月1月にマスコミが行った正論調査では、6割以上の国民が国会で憲法改正論議に賛成してありますとありますが、これがどういうところのマスコミなのか。放送局なのか、新聞社なのか。新聞社によっても世論調査の内容が違うんですね。その数字が。で、ここではっきりと6割以上の国

民って書いてありますけれども、この根拠を示していただきたい。どのような内容の世論調査であるか。

それから2番目ですね。2番のところの緊急事態が起こっても対応できるように、憲法に定めておくのが法治国家とありますが、日本には伊勢湾台風以降、災害対策基本法というのがございます。それは地震があるたびいろんなことがあるたびに改定を繰り返して、直近でも28年、29年にあったと思います。それがあるにもかかわらず、なぜこのようなことが書いてあるのかな、そこをちょっと質問。だからどういう関係なのかというところ。

それから自衛隊法も無効になってしまいます、とございますけれども、このことについてもどういう意味で無効なのかを、この請願書の理由の中で考えておられるのか、安藤議員が紹介議員なのでそのところの説明をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

以上3点ありました。

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

本田議員のご質問にお答えします。マスコミ等の部分の世論調査の部分の内容の資料は、現時点ではいただいておりません。もしよろしければ、請願者並びに関係者の方に、閉会日に来ていただき、説明等をしていただくという依頼もしようかなと思っておりますけれども、それでもよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

請願者説明につきましてはですね、この場っていうふうになっておりますので、議運のほうでそれはなっておりませんので、今議会中には厳しいかとちょっと思いますが。今の状況を踏まえてですね、皆さんにはご判断をしていただくというような流れになっていくのではないかと思いますので、それはご了承していただきたいと思います。というので、今安藤和寿議員のほうからは、資料とその中身については詳しく分からないということで、当人に説明させたいけれどもっていうことだったんですが、議運のほうでそれを説明させるということにはもうなっておりませんので、今の状況の中での判断というふうに考えていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。いいですか本田議員。いや、2と3も同じですか。

◎5番（安藤和寿君）

2と3につきましても資料を提出いたしますので、ご確認していただいてよろしいでしょうか。今日は持ち合わせておりませんので。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

資料を用意して資料を渡すという、そしてそれで判断してくださいというやり方ですね。今のやり方は。だから、そのことに対してどう思うかは、最終議会でお話をすればいいということになりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

最終議会に討論がございますので、その中での指摘をしていただいでですね。これがそうだから不備があるからできないとか、こうだから賛成だとかそういうことを決めていただければいいと思います。

◎14番（本田芳枝君）

それではそのように、私はさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

6番、中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

重なるところがもういっぱいあってあれなんですけど最後、日本国憲法第99条においてですね、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員というのは、この憲法を尊重し擁護する義務というものを負っているというふうにあるんですが。これっていうのは国におかれては、日本国憲法についての国会について活発かつ広範な議論を推進するとともに国民的議論を喚起することを強く求めるとあるんですが、このあたり私も100歩譲ってですね、例えば参議院であるとか衆議院議員がこれを論議するっていうのは分かりますが、内閣とかここにある意見提出者の方ですね、大臣についてこういうことを述べるというのは、果たして論理立っているのかっていうふうなことをお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

分かりますか。5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

あくまで請願っていう形の部分で捉えておりますので、この場において私の個人の意見というのは、申しないというのが適切だろうと思いますので、資料等、今回の請願におきましたら、今回の請願書の内容を踏まえていただいて、採択を決めていただければと。また、不備がある資料につきましては、取り寄せを行いましてお渡ししたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今紹介議員の発言はですね、説明に限られておりまして意見を述べることはできないというふうになっておりますので、今の意見。だから今のお話では、この現状のこの提出した資料に基づいて判断をしてくださいということによろしいですよ、安藤議員。それでは、ほかに。すみません。すみませんと言うのおかしいですけど。いや、質問まとめてなんで、再度っていうとほかのものに対しての質問等になりますので、質問は最初からまとめていただくということで、一括でいっていただくとなっておりますので、よろしく願いいたします。ほかに。

4番、鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

提出先の中でですね、安藤議員。議長、議長ありますが、総務大臣と法務大臣は現状この方たちではございませんけども。これは...

◎議長（山脇秀隆君）

マイクちょっと入れてください。

◎4番（鞭馬直澄君）

提出先はですね、総務大臣と法務大臣は、今替わっておりますのでこれ名前が違うんですけど。これでよろしいんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

この辺はですね、もし皆さんの賛同得られればですね、その辺訂正して事務局のほうで...あ、提出できない。今、事務局のほうから意見書はですね、文字を訂正箇所できないということでございますので、この方たちに提出ということになるかと思っております。いや、だからこれをだから判断していただくということになります。この資料をもとに、判断をしていただくということになりますので、不備があれば不備があったということで、どうするかを考えながら最終日に採決をとりたいと思います。よろしいですか。すみません。ほかに。

ないようですので、請願第2号の質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第9、「議案等の委員会付託」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました61号議案から64号議案並びに66号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

次に、60号議案の専決処分の承認を求めることについて。60号議案の平成30年度粕屋町一般会計補正予算については、地方自治法第109条の第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に本田芳枝議員、副委員長に小池弘基議員となっております。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。起立願います。

(散会 午前10時8分)

平成30年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年12月10日（月）

平成30年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月10日（月）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問1

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 3番 | 案浦兼敏 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 11番 | 福永善之 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 8番 | 太田健策 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 鞭馬直澄 | 12番 | 小池弘基 |
| 5番 | 安藤和寿 | 13番 | 久我純治 |
| 6番 | 中野敏郎 | 14番 | 本田芳枝 |
| 7番 | 木村優子 | 15番 | 八尋源治 |
| 8番 | 太田健策 | 16番 | 山脇秀隆 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	社会教育課長	新宅信久

給食センター所長	吉 村 健 二	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
子ども未来課長	神 近 秀 敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、おはようございます。

昨日は、議員各位におかれましては、人権を尊重する町民のつどいの参加、大変ご苦勞様でございました。また、寒い中での各場所での人権啓発にご協力をいただき感謝申し上げます。さて、日本経済は、世界の貿易摩擦による影響で日本国内にも大きな影を落としてきているようであります。日銀短観による指数は大幅なダウンをしております。イギリスのEU離脱の強行派のデモやカナダ政府による中国の通信機器大手ファーウェイのCF0の逮捕など、それを指示したアメリカと中国の対立の経済に大きな影響を落としております。世界はいまだ、混沌とした状況にあります。何かと不安の多い師走となりました。来年は、いい年でありたいと願うものであります。今定例会の一般質問は14名を予定しております。本日は、4名の議員が一般質問を行います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は、会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番(田川正治君)

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。質問書に基づき質問いたします。

一昨日12月8日、太平洋戦争開始から77周年になりました。戦前、日本が起こした15年にも及ぶ侵略戦争によって、日本国民310万人、アジア諸国民2,000万人を超える尊い命が奪われました。この戦争で日本軍部は、憲法を事実上停止させて、あらゆる権限を集中して思想統制を行いました。軍部の考えに従わず反対するものは、治安維持法によって弾圧される。言論の自由が抑圧された暗い社会でありまし

た。戦後、この壮絶な戦争の教訓の上に立って、平和憲法が公布されて、憲法の前文と第9条で戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否定を高らかに世界に宣言いたしました。それ以来、現在に至るまで、日本は平和で戦争がない安定した社会を発展させてきました。私はこのような平和な日本を子どもや孫に残していくために、町議会議員としてのその職責役割を果たすことを決意して以下質問いたします。

まず1問目は、公共施設等総合管理計画の個別計画の策定状況と老朽化した公共施設などの年度別の整備計画について質問いたします。1960年代より建設された公共施設の対応年数が下がり、老朽化している建物の建替えや長寿命化の改修が必要になってきております。粕屋町としても、これらの公共施設維持管理のために、施設の個別計画や年度別の策定状況。担当所管と事業計画の推進状況などについて、進捗状況についてお尋ねをします。町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ご質問にお答えします。ご指摘のとおり、粕屋町の公共施設、これ建物だけではなくて、インフラ、道路インフラいわゆる上下水道インフラも当然でございますが、経年変化によって劣化しておる状況がございます。

まず、個別施設計画の策定状況でございますが、町営住宅長寿命化計画を平成25年の3月、そして、橋梁長寿命化計画を平成26年2月、粕屋町水道ビジョン、これを平成29年の7月、粕屋町下水道経営戦略を平成29年3月に策定しております。

その他の公共施設に関する今後の個別施設計画策定につきましては、これまで、各所管課で個別に策定する方針としておりましたが、策定には劣化診断等の専門知識が必要なことから、各所管課での対応は非常に難しく、委託するとしても、集約し一括したほうが経費の削減になるとも考えられます。

また、所管ごとで、計画策定における尺度のばらつきが大きくなったり、財政負担の生じる時期がそれぞれの計画で重なり、実行が厳しい計画となることも心配されますので、取りまとめ等を行う計画策定体制の整備が必要であると考えております。現在、来年4月に向けまして、計画策定体制の構築や進捗管理に係るシステムの導入について検討を行っているところでございます。また、計画推進の体制につきましても、当然必要と認識しておりますので、その点も併せて検討を進めております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

国としても、この個別計画を策定をし、そして、それに基づいて、今年の2月に総務省は指針を出しております。その内容は、今年度から拡充された公共施設等適正管理推進事業債の積極的な活用を呼びかけているということです。内容は、国の補助事業には要件を満たさない比較的小規模の地方単独事業を支援するものだと言われております。これらの活用も含めて、老朽化した公共施設の個別データを詳細にまとめていくということが必要だと思います。この点について、町長の見解を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

個別施設計画、これは平成32年度までに策定が必要となっております。全国的にですね、そういったコンサルタントを含めた、そういった支援業務が32年度中には集中するだろうと予想されておりますので、粕屋町におきましては、31年度中の支援委託、そして策定を計画をしておるところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ぜひ、具体計画を急いでですね、つくり上げて、公共施設の長寿命化建替えなどですね、計画的に町民にも私たち議会にも示していただいで進めていくことを求めて、次の質問に入ります。

次に、保育所や幼稚園、小学校や中学校のブロック塀。また通学路の危険なブロック塀の撤去や改修、スポーツ公園のブロック塀の工事について所管課より9月議会で説明されました。その後の進捗状況についてでありますけど、保育所敷地内のブロック塀の撤去や改修については、民間は厚労省の交付金があると聞いておりますが、町立は補助金がないということでありました。この点についての撤去や改修についての取組みについて町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今年の6月に非常に痛ましい事故、事件が起きました。そのことも踏まえまして、各所管課では対策を練っておるところでございます。個別の対応・対策につきましては、各所管課長のほうから答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

田川議員のご質問にお答えします。保育所や幼稚園のブロック塀に関しましては、平成30年6月18日に発生いたしました大阪北部地震により、小学校のブロック塀が倒壊し悲惨な人身事故の発生を受け、ブロック塀の緊急点検を実施した結果、緊急性が高い仲原保育所と中央保育所に関しまして、9月議会に補正予算を計上させていただきまして、現在改修工事に着手しているところでございます。その他の建築基準法施行令に適合しない施設のブロック塀に関しましては、平成31年度当初予算に計上を予定し、予算の確保ができ次第、随時改修を行っていきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

学校教育課長、山野勝寛。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

学校教育課関係をご報告させていただきます。小学校のブロック塀につきましては、9月の委員会のほうでもお話をさせていただいておりますけれども、7月に行った点検によりまして、地震発生時に倒壊する、児童生徒に危険性があるブロック等を総合的に判断いたしまして、優先順位をつけて改修する方向でございます。今年度につきましては、仲原小学校の一方通行の横のブロック塀をですね改修し、2学期前までには終えたところでございます。引き続き保育園側、仲原小学校のですね、保育園側を今年度引き続き着手する予定にしております。来年度につきましては、現在国のほうにですね、申請を行っておりますブロック塀等の補助金を活用しまして、行うこととしておりますが、先日、先週の末ですかね、内示を实际受けております。それを活用しましてですね、来年度に引き続き、この関係する工事を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

中央スポーツ公園のブロック塀の撤去並びに改修工事につきましては、既に工事の発注を行いまして、平成31年3月竣工予定で現在進めております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今、3点について、それぞれ所管から説明ありました。私もスポーツ公園に行っ

てみました。周辺の人たちからですね、高いブロック塀が地震の後のことも含め心配だということをおっしゃっておりまして、直接ブロック塀を運動公園の側から見てみました。そしたらですね、1箇所ですけど、1番近い端のほうになりますけど、そこはですね、ブロック塀がひび割れして、そしてですね、いわゆる鉄筋はさびてる、そして外れていると。躯体のほうからですね。添え壁はつけてあるんです。ついてるんですが、これも、これ報告でもありましたように8メートルの幅があるということですから、非常にちょっと1箇所心配なところがありました。そういう点では、予定はですね、予定どおり早く進めていただくということを安全の面も含めてですね、要望をしておきたいと。

それともう一つは、通学路の危険なブロック塀についての問題であります。これは、幼稚園と小学校とか保育所、それとかこういうスポーツ公園などの公園というところだけじゃなくて、民地の所の壁も含めてですね、きれいな所があるということで、大阪とかはですね、これについてはそれぞれの自治体でこの条例の内容ができているところは、国からはですね、改めてこれについての補助も行うということなどが、先日ですね、先日じゃない、6月の25日付で国交省に●●宛てに、事務連絡をしているということでした。これはですね、防災安全交付金という効果促進事業の対象になるということなんであります。問題は、町でつくっております、自治体独自の制度化と併せてですね、これに必要な所の危険な場所についての内容を盛り込むということで、県に申請するというようなことなどで可能だというふうなことが出ておりました。そういう点で言えば、国交省のですね、通学路の防災安全交付金をですね、使って、通学路に面する私有地のところのブロック塀などもですね、ぜひ、撤去改修などを含めて行ってもらうように要望したいんですが、町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

通学路のブロック塀の問題です。これは民地にあるブロック塀でございますが、非常に著しく危険なブロック塀につきましては、道路に面する高さ1メートル以上、そして、ブロック塀の診断カルテによって40点未満の危険なブロックに対し、そのブロック塀の撤去にかかる費用、その補助をという制度なんです。これは町としても、交付要綱等をつくりまして、そしてなおかつ平成31年度の当初予算に計上して対策を考えてまいりたいと思っております。今申し上げました要綱といいますか補助の内容なんですけれども、これは、道路沿いのブロック塀が対象になるということと、民地と民地の間にあるブロック塀は反対に対象にならないというこ

とになります。これ当然道路沿いのブロック塀ということですね。そしてまた、ブロック塀の撤去に対する補助なんですけども、撤去後の改修工事、これは補助の対象とはなりません。そしてまた補助金の額、これは1敷地あたりの撤去工事に要する経費の2分の1。これは1,000円未満切り捨てなんですけど、または10万9,000円の最高額のいずれか低い額というふうになっております。例えて言いますと、例えば21万8,000円の工事の撤去工事だったら、その分ですね、補助額は10万9,000円。そして、所有者側の負担も同額10万9,000円が最高というふうになろうかと思いません。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この通学路の問題での今言う町長とか回答していただいたこういう場所については、まだ全体がチェックをとすることはですね、十分できてないところなども含めてあるかと思えます。通学路のマップということで、以前いろいろつくったものが策定されておりましたけど、そういう点で言えば、そういうふうにあったところのこのブロック塀などのですね、対象ということになりますので、ぜひ対応に含めてチェックをですね、していただきたいというふうに思います。

次に、旧ゴミ焼却場の解体について質問いたします。私はこれまで国の事業債である除去費用を活用することを提案してまいりました。本会議でも、担当所管課長のほうからも、この事業債を使ってですね、2021年までに撤去・解体の段取りをしていきたいという答弁でありました。この点について、具体的に進捗状況についてどうなっているのか、今後の計画も含めて説明を。お願いしたい

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

道路環境整備課長のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

田川議員のご質問にお答えいたします。粕屋町公共施設等総合管理計画の中に解体に向けた検討を進めるということが明記されております。それで現在、公共施設等適正管理事業債を活用いたしまして、平成33年度末までに解体・撤去が完了するよう計画を行っているところでございます。具体的に申しますと、平成25年度に実施いたしました、実施計画の変更を平成32年度に行いまして、また、平成32年度に

債務負担行為を行いまして、33年度までの2か年計画により、解体撤去を実施したいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

この、旧ごみ焼却場の解体の問題は、今までも、予算の関係もあり、町が持ち出すという点では非常に財政的にも困難な面もあるというようなことなど含めてあったわけですが、こういう残りの地方債のこの期限に合わせたですね作業を行う中で、撤去も含めてですね、進めていただくように要望をして、改めて要望をいたします。次に、町営住宅の建替えの計画について質問いたします。町営住宅は耐用年数44年が来年に迫るということで、長寿命化計画を2022年までに策定するという計画でした。日にち、年数としてはあと4年あるわけですが、この公共施設等整備計画の中でも優先すべき内容の一つになっておるかというふうには思います。具体的には、この点についての計画が今、示せるものがあれば説明を求めます。町長の答弁を。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

介護福祉課長のほうから答弁いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

朝日だけではなくてですね、町営住宅につきましては先ほど議員もおっしゃられましたように、平成34年までのですね、粕屋町営住宅長寿命化計画、こちらのほうに基づいてですね、維持管理のほうを行っております。34年で終わるというわけではありませんで、切れ目のない対応を行うためにはですね、この計画期間内です、次期計画の策定が必要であろうというふうに考えております。今後ですね、町のほうでですね、全体で個別の施設についてもですね、計画を策定していくという動きに変わってきておりますので、その計画の策定の中でですね、経済性、経済の状況等をですね、勘案しながら対応していきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

全体の個別計画、公共施設等を計画の個別計画の中での内容をですね、つくり上

げる中で、ぜひこの問題についてもですね、計画を持ったものを示しができるようにぜひお願いをいたします。

次に、公共施設などの工事費用に対する国の交付金の活用の検討についてであります。今、個別計画を含めた公共施設等整備計画の中での国に対する交付金の活用などについても、説明もありました。そういう点では、この期間だけでなく、今からもこういう国の制度を活用という点です。また町の計画的な予算をつくる、また基金を活用していくというようなことなど含めてですね、必要な状況が今迫ってきているというふうに思うんです。が、この点について町長の答弁を、お願いします。計画整備について。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

整備計画、これにつきましては当然町費をできるだけ出さないで、国または県の交付金・補助金を活用するというのが基本原則だろうと思います。それでもない場合には起債、そしてその中でも交付税措置がある起債を優先しながら、財政的な問題、将来的な計画を考えてやっていくというのが基本原則でございます。昔は県の補助金をとってこいというようなことがありましたけども、今はですね、反対に県を通り越して国のほうに直接対応を検討してもらおう。あるいはその国のほうに要望しに行くというのが、結構ほかの自治体でもあっております。私も県のみならず、国のほうにも直接的にも、要望活動を行ってまいりたいと思いますし、職員にも、とにかく県のほうに行って何か補助金・交付金がないかというような、そういった調査検討するように、精力的にするように指示もいたしております。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ありがとうございました。次に、公共施設の建替え改修工事の地元業者への発注についてですが、ゼネコンなどを含め、大型な建設ということになれば、そういう形での公共施設の建替えなどに対して事業発注していくというようなことなどは、場合によってはあるかと思いますが、地元の業者の方で請け負える、そういうようなことなども含め、今度の例えば、体育館のエアコンの問題とか含めてですが、こういうのを設置していくというようなことなどであれば、地元への業者への発注を行うというようなことなどを優先的にしていく必要があると思います。今までの改修工事の地元に対する発注がどのくらいの比率で行われてきたのかということに

ついて説明を求めます。町長の答弁を。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

公共施設などの建替え、改修工事、そのみならず全ての工事の発注におきましては、町で定める基準というのがございます。基準の中身はですね、指名基準、あるいは粕屋町財務規則、そしてプロポーザル方式の実施要綱、そしてまた指名停止要綱、指導要綱等が基準になるわけですが、そういった基準を遵守することを基本的にそれぞれの範囲内で地場業者の振興・育成の観点で町内の事業者、そして各協力会に参加されてある事業者の発注、指名競争入札への指名等も、今後もですね、今行っておりますけども、今後もこれを進めてまいりたいと思っております。個別のですね数字につきましては、今手元には持ち合わせておりませんので、後ほど担当課のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

では、後日その内容についての資料を求めるということで、次に進みたいんですが、今説明できるのがあれば、担当所管のほうから。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺哲弘君）

お求めの資料なんですけれども、実は今回質問のほうをお受けしましてですね、どれぐらい割合あるいは件数、地元への発注があるかというのを調査をしようとしたんですけれども、何分その建設協力会ですとかその地元に住所があるわけではないところも含んでおりましたり、あるいは建築、箱物建設関係に限るのか、あるいは土木とかも含めるのかとか、あるいは、指名をした業者なのかあるいは落札をした業者のか。ちょっといろいろ条件がございまして、はっきり数字を出してきませんでした。できましたらそこら辺条件指定をですね、ご相談させていただいた後でですね、数を数字を出ささせていただければなというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

先ほど町長も答弁されたように私もこの地元のもですね、業者に対する、今から特に公共施設の修繕ですね、改修建替えなどを含めてが多くなる中でのことでありま

すので、その点はですね、ぜひ積極的に行ってもらいたいということを述べまして次に進みます。

次は、小・中学校の体育館のエアコン設置と学童保育所の増設、待機児童の解消計画、特別支援学校の誘致について質問します。まず最初に、エアコン設置のために、教育長含め担当所管のほうからも、この内容について、国の交付金などの活用も含めてを答弁されて説明されてきました。総務省の2020年までの緊急防災・減災事業債。これは体育館についてであります。この活用ということと、文科省の学校施設環境改善交付金、普通教室に使うということになるということが主ですが、このような交付金を活用したことでですね、災害の避難所になる体育館について、急いで設置をですね、検討するようということをお願いしてまいりましたが、この点について、設置の対策についてですね、教育長の方の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

所管の学校教育課長より回答させていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

小・中学校のエアコンにつきましては、現在、議員がおっしゃいましたように補助金等の制度がございます。しかしながら、この補助金っていうのは、今言われてますように、普通教室等がやはり優先順位が高いということでございますので、これからの文部科学省の動向を慎重に注視しましてですね、検討を考えていきたいというふうに思っております。前回ていうか今年度ですね、補正等でブロック等も一緒に一部補助金を特別教室等の申請をしましたがけれども、それにつきましても、内示については至らなかったような現状でございますので、なかなか改善交付金の中ではですね、体育館については、まだまだ優先順位が低いという形で考えられるようでございます。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今、山野課長のほうから答弁がありましたけど、学校施設、文科省の方のこの交付金の場合とですね違って、総務省のほうの、この災害の関係に対しての緊急防災・減災事業債については、体育館がですね、使用できるということで全国的にもこれを取り組んでおるわけです。そういう角度からのそういう点からの検討につい

ては、所管のほうでされたのかどうかの説明を山野課長。課長のほうから、教育長のほうから説明を。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

小・中学校の体育館は指定避難所になっておりますので、避難者の生活環境の改善のための施設の空調として、緊急防災・減災事業債に該当することは、該当すると思われま。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

ので、今の質問の中身。検討しているかどうかという話だったんですけど。検討してないんだっけってないで言ってください。箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これはもう至急、今後の検討課題で今からしてまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

目的が違って、この交付をするのに条件がある方をどう使うかという、そういうのが今必要な時期だという幾つもの角度からの交付金というのは使い方があると思いますが、文科省では文科省でしょうけど、総務省は総務省。でしたらどちらを使うかということでの検討もですね、ぜひ行っていくように求めまして、次の質問に入ります。それで、この点についてですね、総務省は、エアコンを設置した教室とか体育館、体育館はまだないか。教室などの夏の電気料金が高くなるので、とめていっているようなことなどがあるということなどが言われております。全国的にはね。ですから、その電気料金に対する普通交付税の措置の増額も検討しているというようなことなどをですね、日本共産党の山下参議院議員への回答としてですね。その見解を示しております。そういう点からも、今後の施策としてのですね。問題になっていくと思っておりますけど、ぜひ注意をしてですね。こういう点についても積極的に活用を求めていきたいと思っております。

次に、学童保育所に待機児童を含めて6年生までが入所できる施設を増設するため、国の施設整備交付金の活用計画について質問いたします。これは学童保育のですね、施設を増やすことは待機児童を解消していくということからも、100人の子どもさんたち、児童が学童に入れないという状況なども生まれておりますし、4年生になったら、この学童から外されると。6年生の子は入っているというさまざまな形でですね。言えば6年生まで、この学童の子どもたちが入所できるということに

なっても、実際はそういう受け皿、施設の不足、指導員の人を今後増やしていくことなども含めて必要だというふうになるわけですが、この点について、施設を増やすということも含めたですね、国の交付金の活用という点についての検討はされたのかどうかについて説明を求めます。これは教育長に。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

再三、田川議員の方は学童に関心を持っていただいておりますね、働き方改革と国のほうも言っておりますが、子どもを安心して預けられて、親もしっかりした生活を過ごしたいという願いの中でですね、学童というのもあるんだろうと思います。国の施策としては、6年生までというふうになっておりますが、なかなか本粕屋町においてはですね、場所の問題、それから予算の関係、また、職員の確保の分という課題がございますので、現在のところ前向きに検討しましてですね、来年度、西小学校の学童のほうにですね、2クラスの増設を今予算要求をしているところでございます。また、国の施設設備補助事業、これも当然私たちの方も要求をしながらですね、補助金をいただいて、2クラスと言いますと80人になるんですけども、80人でも少し住民の皆さん方に喜んでいただけるというような状態は考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

私たち、総務常任委員会で視察に行った富田林市ではですね、6年生までを対象とした施設整備を市長が条例で決めて、率先して具体的に計画をもって取り組んできたということが説明がありました。そういう点で言えば、今から子どもが学童に入所するという子どもが増える。共働きも含めて。こういう状況が進んでいくわけですから、今からでもですね、これについての計画を検討することが必要だというふうに思うんですが、町長、教育長、どちら答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、教育長が申し上げましたとおりに予算要求をしている段階でございます。今から詳細の検討を行いまして、前向きには考えたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

富田林市の経験教訓もあります、そういう点で市長、条例も含めてですね、こういう6年生までという点での施設の関係も含めての計画をぜひ積極的に取り組んでいただくように要望いたしまして、次の質問に入ります。次は、特別支援学校の誘致のため、これも今まで教育長からも説明も受け、答弁ももらいました。ただ、この特別支援学校の誘致という点では、粕屋町だけでということではなくて、糟屋中南部6町でもですね、この特別支援学校が必要だということにあると思います。そういう点では、この関係6町も含めですね、6町内に建設する。農場の跡地などにもですね、誘致をするということなど含め、議会でもこれは議決するということなども進めてきてるわけですが、そういう点で糟屋6町での話を進めていくということについて、教育長の方の見解を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教育長会でもですね、この話は特別支援学級が、特にこの糟屋中部地区においては増えておる状態ですので、何とかそれぞれの町にとか、糟屋郡内に誘致できないだろうかという話をそれぞれこれやってるわけですが、それぞれの教育長さんも町長部局と相談しながらですね、やはりうちの町にはそこまでの町の土地はないというようなことですね、これは議題には上げるんですけども、もうその時点でストップをかけられるというような状態が今続いております。ただ、非常に関心も私たちもあってですね、田川議員のこの質問の前にも学校教育課長の方が県の方に問い合わせを近況のほうをですね、調べていただいておりますので、課長の方からそのことについて報告をさせたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

それでは、現在福岡県がですね、取り組んでおります特別支援学校の整備方針に沿ってですね、県がいろいろな手を差し伸べながら候補地を選定をしておりますので、現在の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。2025年度までに新設予定地をですね、県の中では3校増設するような形で整備方針を掲げておりますけれども。その3校ほぼ全てがですね、現在のところ候補地は決定されているようでございます。まだ最終決定ではないけれども、ここに候補地を充てますということですね。まず1校につきましては既にご承知と思っておりますけれども、糸島市の中にですね、決定を建設予定をされております。それから、太宰府の特別支援学校の

増設っていうかですね、それにつきましては、通学区域である筑紫地区においてですね、なかなか候補地がないというところで、現在は早良区ですね、早良高校の敷地内をですね、一部候補地として協議を進められてる。問題でございます私どもの通学区域。今現在では古賀特別支援学校に皆さん通っていただいておりますけれども。こちらの学校関係の増設あるいは増級ですね、学級の増設に伴って、現在通っております古賀関係のですね、通学区域内にあるいは近隣の市町村内に候補地としてですね、見つかっているのは福岡教育大学の敷地内を最有力候補地としてですね、現在大学側とそれから宗像市さん、それから福岡県の中でですね、三者において今現在協議が進められているというふうな形で県の方と確認をとっております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

引き続き、今後の取組みもですね、これは粕屋町だけでやるというのは、なかなか苦勞する内容でもありますので、ぜひ積極的にですね、提案を県に対しても行っていただくようお願いいたします。

次に、生活保護費が引き下げられたことにより各種支援制度の負担増の対策について質問いたします。生活保護受給者が2013年8月より、5年間で保護費が2.5%から最大10%削減されるというようなことで6,000円、1万円減額になってるというようなことなどが報告されております。さらに今年10月より3年間で5%削減されるということなのであります。そういう点で言えば、電気代、ガス代、水道代節約すると。1週間に1・2回しか風呂に入れない。買い物も値段が下がるまで待つてると。エアコンも来客が来るときに使うと。このようなことなどが生まれております。生活保護は、削減されて物価が上がると、来年10月から10%になるということになれば非常に厳しくなります。このようなもとの、今、冬季加算は粕屋町では1人2,580円。灯油代というような形ですが、2人世帯では3,660円ということです。しかし、夏は猛暑である中で熱中症になって死活問題も生まれてるわけですが。こういう中で、生活保護受給者や非課税の低所得者に対して、冷暖房費の一定額の援助も検討することも必要じゃないかというふうに思うんですが、町長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

介護福祉課長のほうから答弁します。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

今、議員がおっしゃられましたようにですね、2013年、平成25年の8月からこれ段階的に緩和措置というようなことで、3段階に分けてですね、措置が行われておるようです。議員おっしゃられたように減額幅については、検討しても10%以内に納まるようにという調整をされておるようです。それと今年度もですね、5%以内でっていう調整をされておるようです。議員おっしゃられましたようにですね、福岡県の場合、もともと生活保護基準の中ではですね、夏季の加算はありません。で冬季だけが加算されておるといふようなふうになっております。また、福岡県におきましては、6段階の区域設定がされている中では、第6区というようなことで、冬季加算が11月から3月までの期間を加えるといふようなことになっておるようでございます。内容につきましては、先ほど議員も御存じのようでしたので、省略させていただきますが。これに対してですね、町のほうで別枠でですね、対策をとるといふような検討は現在のところは行っておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

生活保護受給者ということだけでなく、私が言ってるのは、非課税の低所得者世帯も含めてということ言ってるわけですが、なぜそういうふうな生活保護の人たちだけでなく、低所得者も含めてということも言っているかということについては、全ての諸制度に生活保護の受給のが基準になって、制度化されるというのが多いわけです。で、全国、全体では49あるということなども言われております。制度にこう渡っているということから見ても、この200万円年収という人たちが全国で1,000万人以上になってきてる。ということから見れば、粕屋町では929人の生活保護受給者、これは人数です。世帯数で言えば、600何人でしたと思いますが。いずれにしても全国的にですね、この生活保護受給を受けてる人の対象になってる人が20%しか受けてないというのは厚労省も発表しております。そういう点では、粕屋町でも5,000人ぐらいの生活保護基準200万円以下の人たちがいるということになるわけです。そういう点で、憲法第25条第1項には生存権を公権力が侵害してはならないと。最低生活費に食い込むような課税や社会保険料の賦課は行わないようにするということからですね、最低生活費非課税の原則が生まれてるんだということ趣旨が載っております。そういう点で言えば、就学援助、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、町営住宅などの負担がですね、この生活保護が引き下げられるこ

とによって、影響するということになるわけですが、これについて、それぞれの担当所管からこの問題で利用料や減免に対しての問題の対策を講じているところかどうかについて説明を求めます。まず、介護...

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎10番（田川正治君）

就学援助やった。どっちでもいいたい、ごめんなさい。順番で言えば、順番で言えば、すいません。順番で言えば、就学援助、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、町営住宅ということで、同じ内容があれば同じ担当所管のほうでお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

生活保護の基準が見直しをされて、その具体的な対応ということでございますので、学校教育課としてはですね、就学援助がいろいろなところでございますが、旧基準で今回、対応をですね、再審査をするというふうなことのこれいつまでっていうちょっと期間限定にはなりますけども、それを今後ですね、検討していくような形で今現在考えております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

介護福祉課のほうではですね、田川議員のほうで質問されている内容の中では、障害者福祉、介護保険、それから町営住宅のほうが関連してくるかと思いますので、その点についてお答えさせていただきたいと思います。

障害者福祉、介護保険につきましてはですね、生活保護の受給をされているかどうか。それから市町村民税ですね、この額によって医療やサービス給付費等の本人負担額を決定しております。生活保護費の額でですね、決定しているわけではありません。従って生活保護費の減額による本人負担額の影響ということについてはないかと思いますが、先ほど議員も言われましたように、最低生活費が減額になった方にとってはですね、負担増と感じられる方もあるかと思いますが。あとは、国のほうの通知によりまして、基準の見直しによりまして、生活保護が外れたりですね、本人負担額が増額と実際なって特に困窮しているというふうなことがですね、市町村で認められた場合につきましてはですね、従来の負担額を適用することを検討で

きるというような通知も来ておりますので、そういった場合はですね、対応を検討していきたいというふうに思っております。

あと町営住宅ですが、こちら町営住宅家賃につきましては、世帯の収入等に応じてですね、算定しております。生活保護基準としたものではありません。あくまでも世帯の収入をしております。最低家賃はですね、生活保護費が削減されたらですね。手取り額が減っておりますのでやはり負担がふえると受給者の方は思われておるだろうとは思いますが。最低家賃につきましては、町営住宅を維持管理していくためにですね、必要な額でありますし、町営住宅の最低家賃よりも安価な住宅っていうのはなかなか無いというふうなもとの、対応をさせていただきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

国民健康保険に関してお答えしたいと思います。生活保護基準の見直しについてことに関しましては、国民健康保険の一部負担、自己負担金の減免の基準となっておりますことから、影響を受けることが考えられますが、できる限りその影響が及ばないように対応するということを目的とした国の交付金の基準の見直しに沿って、町のほうでも取扱いの見直しを行います。また生活保護基準は、国民健康保険税の減免の認定における目安ともなっております。このことから、響があると考えられますが、こちらに関しましては、目安となる基準については、今のところ見直しの予定はありませんが、該当のケースがあれば、状況をお客様からお聞きしまして、対応検討してまいりたいと考えます。なお現在のところ、両者に該当する減免措置の相談はあっておりません。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

時間の関係もありますが、私は、住民、町民税のですね、住民税の非課税の問題について、総務省が出してる資料をパソコンでインターネットで見ました。その中で、改めて思ったのは、生活保護基準がいろんなものに影響しているという点についての内容があります。このようにあります。住民税限度額の基準は均等割については、前年の生活扶助基準額。これは、活保護の関係でしとるもんですね。所得割については前年の生活保護基準額を勘案して算定していくということですから、住民税非課税との関係で諸制度に影響が及んでいくというふうに思っておるんです

が、この点について経営政策課ですかね。これについてのこういう課税の対応、税務課か。課税の対象になっているということについての説明は求めたいのですが。

◎議長（山脇秀隆君）

中原税務課長。

◎税務課長（中原一雄君）

住民税、町県民税の非課税につきましては、地方税と町の条例によって定めておりますので、それに則って行っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

則ってやっってるのに対して、この今言ったのは、生活保護の関係がこういう非課税の基準の関係に表れるということについて確認をしたいんですが、そのことについて。

◎議長（山脇秀隆君）

中原税務課長。

◎税務課長（中原一雄君）

生活保護の基準が下げられたことで町県民税の非課税っていうことでの改正はあっておりませんので、地方税法と町の条例に関しては、生活保護の基準が下げられたっていうことで、非課税が変更になったということとはございません。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

後でまた確かめていきたいというふうに思うんですが、いずれにしても、いろんな先ほど言いました49の制度に、この生活保護の基準が用いられているということもあります。具体的には今から、その内容についてが改正も含めですね、負担ということで、保健、いろんな料金などにですね、影響してくるかというふうに思いますので、今後、この点についてはですね、いずれにしても、今までよりも負担がかからない形ですね、福祉の制度、対応をですね、是非やっていくように求めて次の質問に行きます。

次は、高齢者や障がい者が安心できる施設の充実や福祉避難所の確保について質問いたします。一つ目は特別養護老人ホームについてであります。これは、今まで100人ほど特別養護老人ホーム入所できない人たちがいるというようなことなども聞いてきました。これもどこに施設をつくるかということも含め、事業者との関係での話なども生まれてくるというふうに思いますけど、この点について、どう

いうふうな計画を今持っておられるのか。これは山本課長に答弁求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

特別養護老人ホーム、こちらの入所につきましてはですね、介護保険制度の改正が平成27年4月以降に原則としてですね、中度、それから重度、こちらの要介護者が入所の対象ということで変わってきております。このことによりましてですね、入所の待機者数はですね、減少しておりますが、依然とですね、待機者が存在するというのは見込んでおります。ご承知のように、本年度よりですね、第7期の介護保険事業計画がスタートしております。こちらの中でですね、特別養護老人ホームにつきましては、平成32年度中に50床程度の施設が開設できるよう計画に位置づけております。開設を希望する事業者の募集をですね、今後行っていく予定としております。全国的にはですね、介護従事者不足が懸念されておりますので、開所事業者の選定につきましてはですね、実績とか資力とか、そういった点を踏まえてですね、慎重に判断していきたいとこのように考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

これも緑の里に何回か今までも行ってお話を聞いたんですが、粕屋町の人だけでなく、周辺の志免とか須恵とか宇美も含めてね、利用している人たちがいるということなどもあります。そういう点で言えば、先ほどの特別支援学校の件も含めてあるようにですね、この糟屋6町も含めて施設を増やすための施策が求められています。今までは、久山とか宇美とか幾つかそういうところでのこういうなんて言いますか、福祉施設と言いますか、障がい者施設。そういうのがつくられておるわけですよ。そういう点から見ても、この特別養護老人ホームもそういうふうに6町の検討もあわせてですね。場合によったら、私はこの粕屋町でということになれば九大農場跡地とか、旧ごみ焼却場の跡地とか、実際可能かどうかという問題ありますが、そういうことも含めたことも町としてそういう条件を出すということであれば、そういうことも含めてですが、財政的なものも含めて検討し合う場が求められておりますけど、町長の見解を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

九大の農場跡地利用、この一つの選択肢であろうかと思いますが、広域的な特別

養護老人ホーム、これも法律的なものも含めまして、そして財政的なものも含めまして、慎重に検討していきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ぜひ、実現できるように計画も含めですね、求めていきたいと思えます。次に移ります。障がい児の身体や知的状況に合う放課後などの居場所と施設の確保、充実の対策について質問いたします。これは先日の議会報告会でも、障がいを持つ親御さんからですね、小学校になれば放課後に子どもを預けるのに苦労してるというようなことなどが言われておりました。先日行った富田林市の視察の時には、障がい者の児童を学童に受け入れるために加配の指導員を配置して取り組んでいるというようなことなどがありましたけど、こういう点も含め、障がい者に対しての学童の受け入れなどについての説明を教育長の答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

放課後の聞かれてる内容からいきますとですね、介護福祉課のほうが妥当かなということで、私のほうから回答させていただきます。一応、現在ですね、町内にはですね、7箇所の放課後等デイサービス事業所、こちらのほうがございます。まだ最終的な決定ではありませんが、1箇所ですね、平成31年度にもですね、開設の予定がなされておるところでございます。更にですね、こちらのほうは町外にも入所できますので、近隣ですね、市町にも事業所が設置されております。利用者はですね、それらの中から当該児童の障害の特性等に合ったですね、サービス事業所をですね、選べるようになっております。こういった点からもですね、ここ近年の中でですね、充実等は図られているというふうに行政としては考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっと、時間もなくなりましたので、最後に福祉センターの問題。あわせてですが、これとは別にこの福祉避難所ですね、施設の拡充問題についての計画案について説明を求めます。協働のまちづくり課長。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

田川議員のご質問にお答えします。その他の福祉避難所の施設の拡充はということですが、現在、町が福祉避難所として指定しておりますのは、粕屋町福祉センターでございますが、本年の11月つい最近ですが、社会福祉法人三活会緑の里さんのご協力をいただきまして、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。避難所生活の上で特別な配慮が必要な方の受入先を拡充いたしております。今後もいざというときに備えまして、町内の福祉施設と連携を図りながら、福祉避難所を更に拡充させてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

まとめてください、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

どうも時間になりまして申し訳ありません。先日ですね。総務で視察に行った泉大津市はですね。29箇所もの避難場所を民間のところに頼んでですね、学校や保育園だけじゃなくて老人施設、高齢者施設、介護施設、障害者施設など含めてですね、対応できる場所は配置しているということなどもありましたので、広くそういう点ですね、民間の所の要請要望をですね、求めていただくように要望いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは再開いたします。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

（3番 案浦兼敏君 登壇）

◎3番（案浦兼敏君）

おはようございます。議席番号3番、案浦兼敏です。今回の一般質問では、1問目で予算の編成について、2問目で職員体制についての町長の見解をお伺いいたします。それでは、一般質問通告書に従い質問いたします。

まず、1問目の予算の編成についてであります。現在、平成31年度予算編成に向けましてから、準備が進められていることと思います。箱田町長になって初めての予算編成であり、公約実現に向けてどのような予算を組まれるのか。町民は期待し

て見守っております。しかしながら、いまだに町民から当初予算がいつどこでどのような方針で編成されているのか分からないという。また、財源はどの程度あるのか。また、施策の優先順位が分からないとの声も聞きます。町の財政は、主に町民の税金で賄われているわけですから、町民に対する説明責任を果たすべきだと思います。昨年の12月議会でもお聞きしましたが、町長が替わられましたので、改めて箱田町長に予算編成についての考えをお聞きしましてから、前町長との違いを確認したいというふうに考えております。これに質問に当たりまして、昨年ですね、予算編成過程の透明化ということも見える化ということで出ましてから、そういう情報をですね、出してほしいということでは言ってました。今回、質問を11月26日に出して、27日付の予算編成方針、これが町のホームページのほうにアップされておりました。これで町民の方がですね、町のほうの考え方をですね、これを知ることができるということでこれは一歩前進だというふうに考えております。これに基づきまして、また追加して質問したいというふうに考えております。まずは、予算の編成方針というのは、当初予算を編成するにあたりましてから、重要な骨格でございまして、町長公約実現に向けた方向性も示されると思います。そこで質問ですけども、平成31年度当初予算編成方針の基本的な考え方、基本方針で重要と考えてることについて、町長のほうからお聞かせ願います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

基本的な予算編成方針の考え方を述べさせていただきたいと思います。まず、町の最上位計画、これは御存じのとおり、第5次粕屋町総合計画マスタープランでございまして。これに掲げる施策の推進を図ること。そして指標をそれぞれ掲げてある指標を達成し、町の将来像である「心かよいあうスマイルシティかすや」の実現に向けて、それぞれの施策の着実な推進。これに努めるとともに、今、非常に厳しい財政状況ではございますけども、全町的な事務事業の見直し。そして、それぞれ徹底した行財政改革に取り組んで持続可能な財政基盤の確立を図る。これを基本方針としておるところでございまして。この、それぞれの第5次マスタープランに掲げました施策、これの推進を図るために、その予算措置が必要でございまして、それぞれ要求する事務事業、これはあくまでそのマスタープランの実施計画に沿ったもの、計上されたものを原則としております。計画の内容、そしてその予算の整合性。それらを検討しながら、予算編成を行うものでございまして。また、それぞれの行政評価、これ外部委員会のほうで行政評価があるわけですが、評価に基づいて事務事業の見直し、あるいは経費の節減、そしてアウトソーシング、これを検討しな

がら前例を踏襲せずに全ての経費をゼロベースで精査の上、それぞれの予算の産出をするということを基本方針としております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そこで編成方針のですね、基本方針の中でこう一つ、新規事業や既存事業の拡大に伴う予算計上については、ペイ アズ ユー ゴーの原則により計上する事業規模と同程度の既存事業の廃止、縮小、凍結等の見直し及び財源の確保を検討するという。これはペイ アズ ユー ゴーというのはなかなか耳には聞きなれない言葉でありますし、今までスクラップ アンド ビルドという考え方もありましたけども、ここの考え方について、もうちょっと説明していただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ペイ アズ ユー ゴーの原則。これは、例えばある新規事業を起こす考えで、その事業を予算化したいというときに、新規事業の財源をですね、まずその考える。検討すべきだ。何でもかんでも税金を投入するんじゃなくて、補助金、交付金あるいは交付税措置があるような起債を考えながら、事業を検討する。そしてその新たな事業を起こすために関連して、例えばもう廃止していいんじゃないだろうか、縮小していいんじゃないだろうかという事業も、その方向で検討する。同時にそれを行うという原則でございます。まさしく、その短期的にはですね、この補助金交付金の活用、そして起債の検討をすべきだと思っております。ただ長期的にはですね、粕屋町の財源をやはり増やす方向で。例えば企業の誘致。あるいは、それぞれの未利用地の活用あたりも考えて、将来的に長期的に財源を増やすということも含まれるのではなかろうかと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それでは次に、前町長はですね、平成29年度当初予算から枠配分予算方式を採用して、財政規律を守ると言われておりましたけども、本来、当初予算で組むべき、昨年ですか、副町長2人制を補正予算で導入されたことから、私はこれは崩れてきたというふうに私は思っております。箱田町長は、枠配分予算方式の功罪、そういうメリット、デメリットを検証されまして、これを採用するかどうか判断されてい

ると思います。そこで質問ですけども、町長は枠配分予算方式は採用されるのですか。採用しない場合は、どのような方式で予算を査定されるのか、考えをお聞きます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

結論から申し上げますと、枠配分方式は採用いたしません。各課において、それぞれの経費を積み上げ、そしてその予算の原案をつくるという大きな方式、積み上げ方式でございますけども。ただその1個1個の予算につきまして、本当にその正当な積み上げなのか、計算をされたものなのかというようなことを一件審査を事務レベルで行いまして積み上げをするという方向でございます。枠配分方式。これはですね、以前は全国的にもはやったんですけども、なかなかその事務事業の見直しがされない。要するに枠の配分をただで、ただ予算が終わってしまう。内容の審査がですね、ちょっと若干されずにやってこられたところも、過去ほかの自治体でもあったかと思えます。やはり、その事業事務事業を1件1件慎重に審査しながら積み上げるという方向で、私は考えておきたいと思えます。今申し上げました枠配分方式のデメリットというのは財源の効果的な配分という期待した成果が得られなかったということもございます。そして、本町では人口がやはり全国で1番、数としては伸びておる、粕屋町でございます。そういったボリュームのアップに対して枠配分だけで対応できるのかということもあろうかと思えます。人口が増えれば、当然行政経費は増えます。やみくもに行政経費を増やすものではございませんけども、やはり1件1件その内容を精査しながら積み上げるという方法が私は妥当だと思っております。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

粕屋町は先ほどおっしゃったように、人口増加で税収も伸びているわけでございます。確かに税収が伸びればですね、前の町長も税収も伸びれば、その分地方交付税が減るということをおっしゃってましたけども、全部が全部減るわけじゃなくてね、25パーセントは残るわけですよ。それを、そういうふうマイナスにとらえるんじゃないくてですね、もう少しプラスに考えていく必要があると考えております。そこで、今後の財政見通しと、平成31年予算におきましてから、一般財源歳入は幾ら見込んであるのか。また、去年は取り崩しありましたけど、基金の取り崩しは31年の予算であるのか。また、義務的経費と政策的経費の状況、どのようになって

るのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的な内容でございますので、経営政策課長のほうから答えます。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

今後の財政状況の見通しといたしましては、議員が言われますように、税収の増加分の25パーセントは町に残ることになりますが、実際、町税と地方交付税の合計額の直近5年間の推移を見ますと、年平均5,000万円程度の伸びとなっております。今後も同程度の伸びは確保できるものと思われませんが、これ以上の大幅に伸びることは考えにくい状況です。歳出見通しにつきましては、扶助費、人件費等の義務的経費の増加が見込まれ、また、公共施設の老朽化対策に必要な経費を考えますと、今後の見通しも、厳しい状況になると思われま。平成31年度の一般財源歳入は、前年度から町税が約1億9,000万円の増。臨時財政対策債を含めた地方交付税が1億1,000万円の減。消費税増税による地方消費税交付金が7,000万円の増としており、総額で前年度から約1億4,000万円増の92億3,000万円を見込んでいます。地方消費税交付金については、歳出側の消費税支払により、増加分を相殺される見込みであり、実質的な一般財源の増加額は約7,000万円程度になると見込んでいます。現在、予算編成中ということもあり、歳出予算の取りまとめがされていないため、不透明なところはありますが、扶助費等の増加を考慮すると、財源不足に陥ると考えられるため、その際は基金を取り崩す予定としております。しかしながら、基金を取り崩す前提としているわけではございません。義務的経費と政策的経費の状況は、平成31年度の予算編成において、先ほど申し上げましたように積み上げ方式を採用していることから、義務的経費と政策的経費の取りまとめは行っておりません。それらの予算についても、1件ずつ査定を行ってまいります。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今回の場合は、要するに枠配分じゃないから、そういう義務的経費と政策的経費の部分ですか、その仕分けはやってないということですかね。はい。確かにですね、昨年聞いてもですね、義務的経費が62億ぐらいで政策的経費が17億ぐらいですか。ということで、非常に政策的経費が少ないという状況をお聞きいたしております。

す。確かに厳しい財政状況が続いているっていうことは理解しますけども、このような中でもほかの町ではですね、従来の経費節減のほか、さっき町長がおっしゃったように企業の誘致など、そういう様々な財源確保の方策をして講じている、知恵を絞っているところでございます。そこで粕屋町においてはですね、そういう今後の財源をですね、確保するため、どのような方策。短期的、中長期的にどのような方策を講じていく考えかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

長期的には先ほど言いましたように、都市計画の見直し等でですね、企業の誘致。粕屋町全体の活力を上げるような誘致関係もしますが、何せこれはすぐには対策としてはですね、効果が表れません。従いまして、例えばふるさと納税あたりが非常に総務省のほうの規制によりまして厳しい状況であります。粕屋町にはまだまだ営業できる、全国的に発信できるような商品もございます。これは商工会だけではなくて、粕屋町にあるいろんな企業、商店あたりとも協議しながらですね、そういう商品の発掘を行ってふるさと納税で全国各地からの借りを受けるような納税を受けるようなことも今後積極的に考えたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それでですね、先ほど予算編成方針の中でですね、書いて触れてありますけども、財源確保のために予算要求。この中で最後のほうに新たな財源確保のために広告料等による収入を検討することとか書いてある。それとか、ふれあいバスとか公用車、印刷物への広告掲載。確かに私が前所属してました福岡市ではですね、かなりそういう広告収入ということで本庁舎のですね、エレベーターはもとより玄関入ってすぐのフロアマットまでいろいろこれはちょっと行き過ぎじゃないかという気がしますけども。確かにですね、町用車とかふれあいバスでも、財源としては広告料収入として上がってくるのはそう大した多額じゃないと思います。逆にそういうことをお考えになったら、逆に例えばかすやドームとかあるから、ネーミングライツでありますよね。例えばサッカー場やったら、レベルファイブスタジアムとか。ネーミングライツ料によってか毎年ね、あそこは1億か2億ぐらいですね、そういうね、収入を得てますんで。幸い結構かすやドームっていうのはですね、皆さんこう知っておりますし、結構ネーミングライツとしてはですね、企業としても乗ってくるんじゃないかと思っております。そういうことも併せてですね、検討してい

ただきたいというふうに考えております。これについては、町長の考え、どちらか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

比べるのが大福岡市の方の大きな施設。そしてまた、福岡市のほうは今おっしゃったのはですね、商業的にやはり定着した形です、一般市民、住民にはもう定着しております。従いまして、やはりこう営業的にこの収入が上がるようなものにつきましては、もう当然ですね、ネーミングライツを考えて収入を得るという方法がありますが、粕屋町はまだやはり公共施設という範ちゅうからまだ出ておりません。しかしながら、やはり今後はですね、そういった本当に粕屋町が官庁だけではなくて、民間に対する積極的な売り込みもですね、私はしていくべきだろうと思います。情報発信もしていくべきだろうと思いますので、その選択肢の一つとして検討させていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに福岡市と規模は違いますが、かすやドームも利用状況見ますとね、粕屋町の方以外の方が結構多いし、いろんな企業の運動会とかですね、そういう形でいろいろ使われておりますので、かすやドームの認知度を高めてそしてまたそういうに対するですね、企業さんの協力を求めるような形でのやり方も考えたらどうかと考えております。それとあと、予算の留意事項として、各種団体への補助金についてもですね、やっぱり見直しですか。やっぱり制度目的を当初の趣旨に合ってるかどうかについて十分ですね、検証される。これについては、監査の決算監査の指摘の中でもですね、そういうことも触れておりますし、これと関連して視察研修については、廃止等を含めた検討を段階的に見直すことっていうことをしています。確かに従来はですね、結構ね、いろんな視察とか観点でですね、毎年とか2年に一遍とかそういう形でやっていますけども、だんだんそういうとは、もう昔のやり方では、なかなか町民の方もですね、だんだん理解が得られなくなるんじゃないかという気もいたしますので。そこら辺についてもですね、実際のそこら辺、実態とか、そういう目的ですか。果たしてそれが本当に町民のために役立っているかという観点でですね、考えていただきたいというふうに考えております。次に、予算編成過程の見える化、透明化についてお伺いします。昨年11月に行われました平成30年度の予算要望事業公開プレゼンテーションは、予算の編成過程の見える化、透

明化を図る上での第一歩で、効果があった。そういう意味じゃ効果があったと私は考えております。しかし、また反省すべき点多々あったというふうに考えております。そこで質問ですけれども、町長としては、この公開プレゼンテーションについて、どのように評価、メリット・デメリットなどを評価されているのか、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

残念ながら、私は今年のプレゼンテーションは拝見しておりません。従いまして詳しい評価、デメリットメリットは控えさせていただきたいと思いますが、ただ、ほかの方法で、予算編成過程の要するに数字。具体的なものにつきまして、開示をしていく方法を今考えておるところでございます。ちょっと具体的にはですね、まだこの場ではお示しするわけにはいきませんが、違う方法で、その政策予算編成の状況をですね、住民の方に公開していく方法を検討しておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それじゃ、次の質問とも関連してましたけども、町長としては、そういう昨年みたいな、そういうプレゼンテーションはしなくて、今後そういう今回はね、一つ予算編成方針を公開ですか、ホームページで公開するというのをされましたけども、あと、そういう予算の編成に向けての段階でのそういう町民に対するそういう見える形での開示ですか、情報開示を考えているっていうことで。今のところ、具体的にはまだどういう形でとかは考えていらっしゃらないですか。ちょっと、はい、確認の意味で。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常にですね、予算編成の時期はもう担当課も財政当局も非常に忙しい時期です。その合間を、合間と言ったら語弊がありますが、その中で情報開示をしていくというやり方ですので、どこまでやるのかっていうのはですね、まだ決定はしておりませんが。やはり、住民の皆さんが要求されるような、例えば一つの事業でこれはどうなるのか、来年どうなるのか。そして結果的にどうなったのかというようなことをですね、開示をしていくことで、今検討しておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そういう点で、前回の予算編成方針とちょっと比較してみましたところですね、今年の予算編成方針の中にですね、特筆すべきところは要するに、今回町長がね、掲げてある4つの公約ですか、について、31年度重点的にどういうふうに取り組むということで、子育てしやすいまちづくりの中で、保育所の緊急老朽化対策を実施しますとか、学校施設の整備をとか。住みやすいまちづくりでふれあいバスの運行を充実します。また、誇れるまちづくりについては、水鳥橋の復旧に取り組みます。そのほか、ため池の耐震診断とかいろいろ。これについては、やっぱりこういう情報をですね、やっぱり町民とか、私たち議員もそうですけども、実際に予算ができて上がってしまってじゃもう遅いんですよ。事前にそういう情報を知って、それに対して、ある程度意見なりをですね、申し述べたいという気があったんですが。そういう意味じゃ今回の予算編成方針の中にはそういうことが触れてあったんで、それはよかったというふうに私は評価しております。

次に、公共施設等の総合管理計画についてお伺いします。これは、これも去年の12月に質問されまして、先ほど田川議員の方も質問されたことをございますけども。これも町長が替わられましたので、改めてお聞きしたいというふうに考えております。国のほうは、平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むように要請しています。これについては、確か32年度までに策定するようになっていこうこと。現在、先ほど話がありましたように、公共施設等もですね、老朽化対策が全国的にそういう大きな課題になっておりまして、一方でそれじゃあ、地方の財政においては、非常に厳しいということで、そういうことで、全体の状況を把握して、長期的な視点でそういう方針、統廃合長寿命化を計画的に行って、まず財政負担をですね、軽減、平準化するということでございます。そしてまた、これと関連して、国のほうは先ほど言われましたインフラ施設ですか、道路とか橋梁とか上下水道ですか、そういうインフラ施設の老朽化も問題になって、これにつきましても、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定しているところでございます。粕屋町では、先ほど町長が答弁されたように町営住宅とか橋梁、水道、下水道のインフラ施設についてはですね、長寿命化のための個別計画が策定されておりますけども、28年11月に策定されました公共施設等総合管理計画。これでは、個別計画をつくるになっておりますけれども、その個別計画の策定が遅れてるっていうことでございます。そういう中で、個別計画を策定されてなければ、そういう公共施

設整備のですね、予算の優先順位はどうなるのかっていう、そういう疑問がありますんで、そこ辺の公共施設整備予算のね、順位づけですか。優先順位はどういうどのような考え方で順位付けされるのか、判断されるのかお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

この個別施設計画、この実施計画という形で策定することになるんですが、大きな考え方としては、二つあるかと思います。

まず、第1に優先すべきものは利用者の方々に危険が及ばない、要するに危険性の観点、そのことが、まず安全管理の面から第1優先課題ではなかろうかと思っております。最優先にすべきだろうと思っております。

もう一つは、これは、今議員がおっしゃったように財政負担の平準化。この視点からですね、それぞれの施設の使用頻度、そして使用者数などからの需要の大小など、そういったものを総合的に考慮して優先順位をつけるべきだろうと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

これに関してはですね、予算編成方針の中でですね、今後予定されている主な事業としてですね、保育所の老朽化対策とか庁舎空調更新、中央小大規模改造、町営住宅バリアフリー化、旧焼却場解体、阿恵遺跡整備、水鳥橋復旧など。それは今後、近々に取り組む事業ということで示されているのは町民にとってもですね、ある程度の順番が分かるわけですけど。こん中から先ほどおっしゃってましたように、緊急性と安全性とかそういう観点から、この中から31年度ですか。来年度、どれに取り組むかっていうのも判断されているわけでございますけども。現在、粕屋町ではですね、老朽化した保育所の建替えとか、旧清掃センターの解体、水鳥橋の復旧など、緊急に取り組むべき課題が山積しているところでございます。議会では先月ですね、老朽化した町立保育所の建て替えに関する提言書を町長へ提出したところでございます。そこでまず、いずれにしても財源が必要なわけでございますけども、その財源については、地方債の活用が必要となってきます。国のほうにおいては、地方債の起債にあたってはですね、そういう公共施設等総合管理計画の策定とか、それに基づく個別計画が策定されて、それに基づく事業かどうかというのがですね、要件とされる例が多く見受けられます。ということで、先ほど町長の答弁では、平成31年度にそういう個別計画の策定についてを取り組むというふうにお聞

きしたんですけども、そういうことでよろしゅうございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども申し上げましたけども、32年度で集中するという形で予想されますので、前倒しで31年度には計画の策定にかかりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

一応、策定に取りかかって、32年度じゃ私もね、ちょっと遅過ぎると思ってましたし、やっぱり少し1年でひょっとしたら終わらんか分からんからですね。やっぱり31年度では取り組むべきというふうに考えておりましたんで、そういう考え方で安心しましたけども。それで、この計画ですって、この大まか全体の計画で大規模改修等に年間10億くらいかかるというのはね、計画はありましたけど、これはまだ、個別計画をつくれればまたそこら辺の金額も変わってくると思いますけども。だから、私としても早く個別計画を作って、これにあわせて公共施設のそういう整備の年次計画と、それにあわせて公共施設整備基金というのがございますから、その計画を早急に策定すべきというふうに考えますが、町長の考えをお伺いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

公共施設整備基金、これはまさに公共施設を整備するための基金でございます。この基金にも余剰がある年度には過去もですね、基金に積み増しを行い、将来のこういった公共施設の整備に利用する、充当するという基本的な考えでございますので、当然これは、この基金を活用しながら今後の施設計画の財源として取り扱いたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ぜひとも、。そうしてほしいと思いますしね、基金も今、公共施設整備基金が10億余りあります。10億余りありますけど、例えば、基金が少ないと言うけど、これをね、どの程度まで基金をね、積んだらいいのかというのが見えて来ません。財政調整基金についてはですね、20パーセントっていう目安があるから、大体今16億余りですから、大体ほぼその水準に達しようと思っておりますけども。公共施設整備基金

のほうがですね、だから、さっき言ったように年間10億ですか。そういう老朽施設の改修等にかかると思ったら、もう金額的にですね、非常に厳しいところがありますんで。そこら辺をですね、早く個別計画をして具体的に算定して、それに基づいてきちんとした計画をですね、早く策定していただきたいというふうに考えております。

2問目は、職員定数や職員体制についての質問です。これは今年の3月に質問したことでありますけども、その後の対応とか、町長も替わられましたので、考え方をお聞きしたいと思ってます。まず、職員定数の見直しに関する質問です。現在は、来年度予算とともに職員体制のことについてもですね、併せて検討されていると思います。町政を円滑に進めるためには、職員体制の充実が必要不可欠であります。今年3月聞いた時に、現在の職員定数は平成12年にして、そのままなってるということで、実際の本当に粕屋町職員がどれだけ本当に必要なのか。そこら辺がはっきり分からないし、職員定数と現員との数のかい離が大きかったんで、そこら辺についてきちんとですね、業務の実態を把握してから定数を見直してほしいということで質問しておりました。これに関連してですね、先ほどの予算編成方針の中でも職員のことについても触れてありますよね。3ページ。正規職員を増員する方針ということで31年度書いてあります。それとまた嘱託、臨時職員が正規の職員を上回る数採用されているんで、これについても、平成32年度からの会計年度任用職員制度ですか。これに適用するために、そこら辺を検討が必要だということを書いてありますけども。これに先立ちまして、来年度の職員の採用なり配置計画は、どのようになっているのかを聞きたいと思います。退職される方もありますし、それに伴って新規採用される数。そして、結局最終的に来年度全体で何人の職員を配置される考えなのか、それについてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細を総務課長のほうから説明いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

案浦議員のご質問にお答えさせていただきます。本年度ですね、初めて7月からと9月からの年に2回、採用試験を実施いたしました。この試験を受けましての採用計画でございますけれども、まず、本年度中の中途退職者あるいは年度末の定年退職合わせまして一般事務職員が2名、保育所、幼稚園の保育士教諭職が3名、退

職いたします。これに対しまして、この2回の採用試験合わせまして一般事務職員が10名程度、それと保育所、幼稚園職が3名程度ということで募集を行いました。2回の採用試験を行いました結果、現在一般職員、一般事務職員10名、保育所幼稚園職員につきましては5名、合格決定を出しておるところでございます。まだ、場合によっては辞退が出ましたり、あるいは再任用の関係とかですね、動きがあるかとは思いますが。現状の予定では一般事務職員が8名、保育所、幼稚園職が2名増員となる予定でございますので、退職ですとか休職、あるいは事務量の増加等で不足をしておりますところに配置をしてみたいというふうに検討中でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

来年度はそういうことで、職員の増員を見込んであるということですが。それで、さっきも言いましたように、職員定数の見直し。3月議会で条例定数と実員のかい離が非常に大きいので、必要人員の把握に努め、条例改正を検討するというような答弁があつてましたけども。これについて、現在状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

当然、職員を増員する方向ということで採用等も行っておりますこともありまして、現在の職員定数に関しましては、見直しをする必要があるというふうに考えておるところでございます。見直しに当たりましては、そもそも何人程度の職員が妥当であるのかというところを検討必要でありますし、退職者数や定年の延長など、ということも加味する必要があるございます。定数の変更計画を策定しておくということが必要であると考えておりますので、来年度中にでも方向性が出ればというふうに今検討しておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そしたら、条例検討は来年度中、31年度中ということで。31年度中にそういう定数条例の改正を提案されるっていうことでよろしいですね。はい。

次に、部長制に関する質問です。現在、粕屋町は部長制が敷かれているものの、部長を配置しないという異常な状況にあります。これは、前町長が副町長2人制の

導入に伴って残された負の遺産であると私は考えております。これを引き継がれた箱田町長がどのように対応されていくのか町民は見守っております。まず、町長に質問ですけれども、町長としては部長の主な業務とは、どのようなものであるというふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

部長職の主な職務。これはですね、粕屋町職員の職の設置に関する規則によって、かたい話なんですけれども定められております。読みます。町長の命を受け、当該部の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。まさにこのとおりでございます。部内の調整、課長級の管理、あるいはその有給休暇、職員の時間外勤務、予備費充当、その他いろいろですね、その部内で生じるような問題につきまして、部長が把握しながら処理調整を行うということでございます。また、外部的にはですね、災害対策本部あるいは人事評価委員、こういった様々な委員会、会議等の主要な構成メンバーになっておりました。そういったことで、非常に重要な職務を担っております。また私はですね。考えるのにはですね。やはり部長職というのは町の幹部でございます。やはり、町の今後の将来的な基本的な方針・計画を立案する立場ではなかろうかと思えます。それをまた立案するのではなくて、実際実行部隊としてその中枢において実行していくというような極めて重要な職種、職務だろうと私は思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そうですね。やっぱり部制をしいているからですね、やっぱり部を取りまとめる部長というのはですね。どうしても必要になってくると考えてます。町長も副町長時代ですかね、部長制ができたのは。部長制は本来的には将来の市制を見越してですね、部長制を敷いたというふうに伺っております。だから、部長を1年間ですね、配置しないまま経過して、問題はなかったのかっていうのは、ちょっと疑問があります。また一方ではですね、部長を置くと、少ない職員の中でも、戦力的にね、手薄なるというのは意見とかそういう部長という人材難という声も聞きますけれども。やっぱりこれまでの職員体制の充実とか、人材育成を行ってきたんじゃないかというのは感じがいたします。そこで質問ですけれども、平成31年度は部長を配置する考えであるかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

新年度、平成31年度に向けて配置する人員も含めてですね、部長職の配置、これを前向きに検討しておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

前向きに検討していくということで、そこら辺は安心しましたけど。先ほどね、町長も話がありましたように部長不在では部内の予算や業務の調整とか人事面など、組織運営に支障を来しますし、また職員の意欲もですね、低下するんじゃないかという危惧しておるところです。郡内の他町ではですね、部長制がなく連携がとれにくいというような声もあったんですけども、やはり、将来の市制を目指して部長制を維持していくならば、各部を統括する部長は必要で、あるというふうを考えてまして、現在、市制に向けて、若手のその職員の研究会が何か立ち上がって、いろいろ勉強してあるというふう聞いております。ただ今後ですね、そういう部長には、そういう組織横断的ですかね。プロジェクトチームとか、組織横断的なそういう今後プロジェクトチームとか何かを立ち上げる必要は出てくると思いますけども、そのプロジェクトのリーダーは、若手職員に任せとって、アドバイザーとしてですね、部長をつけるとかそういう考え方も必要ではないかというふう考えてます。それとまたほかの町、福岡市でも結構多いんですけども、各部長、課長兼務させるっていう形。各部に部長を置くけども、部長は例えばその担当の課の課長を兼務させるとか、そういう形もありますけども。そういう形でもですね、部長のほうを配置してはどうかというふう考えてます。これも町長、先ほど今後検討するという中で、その中で検討していただけるものと思っておりますけど、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、部長はですね、非常にその重要な責務を負っております。当然、責務があるということは、もうどんどんその仕事を私はですね、してほしい。部長職となったからにはですね、これは粕屋町を背負って立つような、そういった責務を負ってほしいわけです。そういった中で、課長職と兼務というのはどうだろうかと、物理的にもどうだろうかと考えております。今現在、日本全国

のいろんな制度、行政上の制度が複雑多岐化になっております。そういった中で一つの部の中でもですね、その取りまとめをする量は非常に時間的にも必要でございます。まず、その部内をまとめて調整することが第1で、そしてまた部長間での協議、粕屋町の基本的な計画に載ってるか、沿っているようなことなのかどうか。それは、粕屋町にとって非常にメリットがあるかどうかというようにもですね、部長間の協議で部長会議と言いますか、そういったものも必要だろうと思います。今、申し上げましたように、私はその少ない職員の中で部長職をつくるわけですから、当然いらない部長は置きません。やっぱり必要な部長につきましては専任で置きたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それでは、ちょっと最後にちょっと町長に申し上げたいことがあります。それは、申し上げたいことはそれは一つ。なぜ前町長が誕生してですね、そして任期半ばでお辞めになったのかというところでございますけども。粕屋町は、従来何代も続いてですね、役場出身の方が町長を務めておられましたけども、行政には詳しいかもしれないけども、やはり、町民のほうもなかなか意見を聴こうとする姿勢が薄かったんじゃないかというふうに考えてます。だから、そういう中で町民としては新しい変革を求めて新しい風を求めてですね、ということで、そういう経験がない方を町長に選んだ訳と考えています。しかし、新しい町長については、そういう町民の意見を聴こうという姿勢も、また、職員の意見を聴こうというような姿勢もなく、病気でありますけど、任期途中でお辞めになったわけでございます。箱田町長におかれましては、このようなことを肝に銘じておられると思いますけども、やはり、この前おっしゃった外に飛び出せ公務員か。やはり、やっぱり外に出て、住民の意見を真摯に聴く姿勢というのが必要だろうと思いますし、さっき職員体制については申しましたけど、やっぱり必要な人員をやっぱりきちんと置いてですね、その代わり、そういう職員の常に勉強することをですね、いろんな情報取って、いろんなことを自己研さんっていうかそういう姿勢を持ってですね、取り組んで町民の信頼をですね、町民から信頼されるようになってほしいというふうに考えてます。そういうことで、先に国県との補助事業の関係とかありましたけど、やっぱり、前、町長も国県に交渉できる人材を育成したいって言ってあるけれども、やはりそれはまず町長がね、先に行って、そういう渡りをつけて、その後職員の方ですかっというのが必要であろうと思うし。企業誘致というのもね、ただ口で言ってもだめ

ですよね。やっぱり町長自ら動いてね、渡りをつけて、そこへ後職員の方をね、つなぐとか。そういう姿勢が必要ではなからうかと思ってます。そういうことを踏まえられてですね、やっぱり、職員の先頭に立って頑張る町長になってほしいということで、その手腕を大いに発揮してもらいたいと期待しているところでございます。そういう希望を申しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

(3番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時42分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。通告書に従って一般質問を始めます。本日は、2問質問をいたします。一つ目がですね、役場職員の従業員の駐車場に関してということ。2問目がですね、これは2回目の質問になるんですけど、学校のPTAに関してということで2問でまとめております。

では、まず1問目のですね、役場職員の駐車場に関してということで質問をいたします。職員駐車場の使用に関する要綱では、平成19年10月より嘱託・臨時職員を除き、職員が通勤のために、粕屋町役場、健康センター、図書館、総合体育館、生涯学習センター、かすやこども館、粕屋町立の小・中学校、同じく幼稚園、同じく保育所、学校給食センターの職員駐車場を利用するに当たり、月額1,000円の使用料を徴収するというふうに定めております。では、まずですね、正規職員の申請者以外が使用していないという根拠はありますか、総務課長。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

福永議員のご質問にお答えいたします。正規職員の申請者以外が使用していない根拠というご質問でございますけれども、まず前提といたしまして、申請者以外が使っていない、一切使用させていないということではございません。申請者以外でも天候や勤務終了後の予定、家庭の事情等ですね、いろいろな関係でたまに使用するということはあり得るお話でございます。また災害時などに緊急対応で出勤する

際にも車で来るということもございます。逆にですね、申請者でありまして、毎日車で出勤しているわけではなくて、徒歩や自転車、公共の交通機関等で来られている場合もございます。また役場のほうからですね、事業等の都合でサンレイクやドーム、健康センターの事業等福祉センターとかですね、そういった役場以外の駐車場にとめるように利用を制限をさせていただいてるというような日も発生をしておる状況がございます。実際に駐車場を利用した日数にかかわらず一律に使用料を徴収をさせていただいている現状でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

たまに利用するというですね、ことも認めているということではありますが、それは、要綱とかには明文化はされてますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

要綱の明文化まではしていません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、どのような管理体制というかですね、たまに利用すると先ほど言われましたように、災害とかですね、そういうところはですね、大方一般常識的には理解できるかなという感じではあります。明文化されてない案件に関してですね、誰がどのような権限で判断していく、許可が出ていくのかというところはどのような感じでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

その件に関してはですね、確かに厳密なルール化というのも一つ手段ではあるかと思えます。仮に問題等が発生をしておる実情があれば、そのようなことを十分検討していく必要があるかと思えますけれども、今現在は、職員相互の信頼関係のもとですね、融通をし合って駐車場利用しておるという状況でございます。職員間、内部の問題もございましてですね、自発的に自立的にですね、駐車場の利用が良好にできるということが一番いいことじゃないかと思っておりますので、職員の自立性に委ねておるという状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

そうですね。公共のですね、土地のですね、有効活用の観点という面からですね、考えなければいけないというふうには考えています。職員の自立性というふうに言われましたが、一步、役場の外に出てですね、これが民間のですね、企業、確かに民間企業でも職員に対して、従業員に対して徴収してないところとかあるとは思いますが。役場のですね、役場というか公共の土地の有効活用の視点から考えてですね、そういうところの明文化がされてないと。職員の自立性に任せてるということで、本当にそれが内的には通るかもしれませんが、外部的にですね、そういう考えで通るのか。いかがでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

特に現状、その苦情等が出ておるわけでもございませんし、私が見る限り、職員が自立的にルールといいますか良好にですね、使用状況を守っておるというふうに受けとめておりますので、特に問題はないかというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

苦情というのはどの苦情ということですか。内部の苦情ですか。それとも外からの苦情ということですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

両方でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

私のほうにはですね、外から駐車料金に関するですね、妥当性っていうのをですね、話を伺っておりますが。そういうのは一つの苦情ということではないんですか、提案とかですね。内部的には問題ないと。ただ、先ほど申しましたように、公共の土地のですね、有効活用の点から考えると、やはり、そのようなお声持つてるのではないかなというふうに考えてますが、いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

福永議員が聞かれてあります料金の妥当性のお話というのを、ちょっと私の耳に入っておりませんので、できたら後ほど教えていただけたらと。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、2問目にですね、いきますね。嘱託と臨時の職員の使用料が無料というその理由は何ですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

嘱託・臨時職員の駐車場使用料につきましては、こちらは要綱のほうで定めがございます。粕屋町職員駐車場の使用に関する要綱の中に免除すると定めておるところでございます。臨時・嘱託職員につきましては、常勤ではない方もいらっしゃいます。使用状況が正職員と同一とは限らないことですか、あるいは賃金の金額等ですね、鑑みましてそのように規定をされたものと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

それは要綱で明文化されてますね。では、3問目のですね、要綱が施行されてから10年が経過しました。使用料金の妥当性ということではいかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

現在のですね、糟屋地区内、正職員の駐車場の使用料、比較をしておるところでございますけれども。高いところでは確かに3,500円ですとか、2,000円とかという自治体さんもございます。時間単位の料金とられているところがありましたり、当町と同じくですね、1,000円というところも2件あります。徴収をしていないところも1件あるような状況でございます。各市町によりまして、自己所有地であるかどうかとか借地をしているとかいう、様々事情がございます。一概に高い安いという比較はできませんけれども、当町だけが飛び抜けて安いとかいう訳ではございませんので、範囲としては一応妥当な範囲ではないかなというふうに考えておりま

す。今後も周辺状況を注視しながらですね、検討してまいりたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今、料金が妥当な範囲というふうに答弁されましたが、施行されて10年経過しましたよね。その10年の間に行政評価というか、見直しですね。そういうところの議論というのはされましたか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

過去ずっと行政評価をしている中で、この駐車場の料金というものが議題に上がったかどうかすみません、私が知る範囲では分かりませんが。引き続きですね、そういった評価も重ねてまいりたいというふうに思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

10年の間に評価の基準、評価というか評価をやってないという今答弁でした。やったかどうか分からないというその答弁の中で、先ほど申されました妥当というふうに言われましたよね。どういう根拠で妥当なんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

先ほど申しましたとおり、今現状のですね、周辺自治体、糟屋地区内の自治体と比較しまして、飛び抜けて粕屋町だけは安い訳ではないと。同じ金額も2自治体ございますし、徴収をそもそもしてないところもございます。もちろん、粕屋町より高いところもございます。そういった形で飛び抜けて安いわけではないので妥当な範囲内には入ってるんじゃないかなというふうに考えておるところです。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

妥当な範囲内に入ってるんじゃないかと。ただ、この事案に関して、議論するそういうところまで進んでないですね。行政評価、若しくは外部に対してですね、そういうところの手続きを踏んでないで、役場の論理というかですね。周辺自治体

がこういう金額で動いとるから妥当だと。それはちょっといかがなものなんでしょうかね。自分たちやっぱり粕屋町、一つの自治体ですよ。粕屋町としてこう持っていてこうとかですね。そういうところはないんですか。議論もしないで、周辺自治体がこうこうあるべきだから妥当だと、それでよろしいんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

先ほども最後のほうに申しあげましたように、引き続きですね、そういった評価の方、必要に応じて行ってまいりたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

引き続きということではなくて、今までこの事案に関して評価はやってないでしょう。ということは、やらないといけませんねっていうぐらいの話をやっぱり持っていないといけないと思うんですよ。引き続きって言ったらですね、今までやってないんだから、やってないことを引き続きってなったら、これもやりませんよっていう話になりませんか。違いますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい。では、行ってまいりますという発言に改めさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、行政評価を内部でまずしていただくと。これはですね、一つ観点。役場の中ではなかなかですね、そういう観点はないかと思いますが、民間ではですね、まず駐車区画。自動車の一区画あるとしますよね。その駐車区画を資産というふうな捉え方で考えるんですよ。例えば、小売業とかですね、営利を目的としている販売を目的としてるところであればですね。その一つの駐車区画に営業時間中に何台車がとまるかというところで試算をしていくという感じなんです。今、役場の職員の方たちが、とめる区画に関してはもう営業時間中、一日中とめるという感じになりますよね。そうすると、生産性は正直ないという認識です。ただ、これを区画ごとにこの区画に何台車がとまるかということですね、もとにすれば、やはり回転率を上げるっていう観点からするとですね、やはり生産性をですね、議論してい

かないといけないと思いますので、役場のほうも今後そういう観点も含めてですね、公共の土地の有効活用を考えていただきたいなというふうに考えております。よろしいですか。

はい。では続きまして、学校PTAに関してということで。これに関しましては、平成29年の3月議会でこの事案の質問を行いました。再度ですね、質問をいたします。まず埼玉県のですね、教育委員会では県内の小中学校全てのですね、校長先生のほうに通達文書を出しております。その内容に関しましては、PTA活動を円滑に推進するための留意事項についてと題して、4項目でまとめられております。まず、ここで聞きましょうかね、教育長。教育長、じゃその4項目は認識をされましたか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私も見ております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

ではですね、まずその4項目というのはですね、これは憲法の21条というのをですね、もとにですね、つくられている面があります。国民は誰も希望すれば、任意加入の団体としてのPTAを結成すること、解散すること、参加すること、退会することができるというふうに定めております。これは憲法第21条ですね。その中で、埼玉県の教育委員会が通達して出したのがですね、4点。一つ目が、入会は任意であることを保護者に周知する。一つ、加入方法や会費の徴収方法などを事前に周知する。一つ、会員でない保護者の児童生徒に対しても教育的配慮をする。一つ、役員選定の方法を事前に説明し、各保護者の事情に十分に配慮すると。これが4点ですね。これを各校長のほうに投げたということです。これに関しましては、教職員のほうからですね、かなりそういう指針があつてよかつた。自分たちもどう対応していいかわからないという感じでですね、今まで捉えられていた面がありましたので、このように上の上部団体のほうからこういう指針が出たことに関しては、学校組織としては本当によかつたという感じでの意見もあるようです。では、まず1番目ですね。任意加入が原則のPTAであるが、粕屋町の小学校では、なぜ入学式当日に任意加入である旨の説明がなされないのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

福永議員におかれましてはですね、昨年の3月の議会のときに同じ質問を受けまして、再度こういったPTAに関してですね、関心を持っていただいた上での質問を今回していただく訳ですが。いかに福永議員がですね、今、日本全国といいますか、いろんなところでPTA若しくは保護者とのトラブルですね、加入問題に関してですね。そのことがマスコミとか、私も時々こう定期購読してる雑誌の中にもそういった事例が出てきとるんですが。そういったことが粕屋町にないようにということですね、今回もこういった丁寧な対応してくれという願いがあつての質問かなというふうに私自身は思っておりますので、今、粕屋町のほうで行っている部分をご説明をしたいと思いますが、社会教育法第12条にはですね、PTAっていうのは、社会教育関係団体になりますので、法人であるないとかかわらず、公の支配に屈しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものを言う、という定義もございます。また、これは日本PTA連合会とかですね、福岡県もあります、福岡県PTA連合会連絡協議会。こういう上位団体との接触もございますし、つながっておりますし、日本最大の教育団体というふうにも言われておりますので、非常に学校としてもですね、この組織はありがたいものでもありますし、現在、校長先生方におかれましてですね、1月か2月の入学説明会。新1年生、小学校1年生、中学校1年生を対象とした新1年生の入学説明会。そして入学式。それからPTA総会等々をですね、PTA会長同席のもとですね、PTA会長、若しくは副会長もしくは学校のほうからでしたら校長教頭あたりがですね、この趣旨を十分説明をして、皆さん方に納得をしていただいた上で入会をしていただいているというふうに思います。今、粕屋町は、小・中学校全ての保護者、そして全ての教員が、このPTAのほうに所属をしていますので、福永議員、本当に心配をいただいておりますが、皆さんのほうは納得していただいているものと私は思っております。ただ、そのことによって、私のほうからは意見は述べられますけど、指示ができないということもお分かりいただきたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今、任意団体ということの説明ですね。そこは、確実にされてるという認識でよろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私のほうからは、なかなか中身についてですね、詳しく説明するのもいかなもんかと思いますが、今回改めて各小・中学校のPTA総会の資料を集めましたら、最後にPTAの会則がございます。その中に、会員となることができるもの(1)児童・生徒の保護者教職員等々っていう条文がございますので、強制ということはないんですけど、今議員がおっしゃってるように個人の自由だというようなはっきりは書いてありませんが、会員となることができるものというような文言がございますので、一応紹介をしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

それ、そういう小さくそういう感じで書いてあるということ言われますが、説明は必要ないですか。通常、入学式の時にですね、私も経験があるんですけど、任意団体であるPTAに関するですね、入会するしないの有無っていうのは、全くそういうところを省いた状態でですね、入会が前提になってるようなですね、感じなんですけど。その書いて、そういう明記がしてあるからもう入学された児童の保護者の方は入会されたと、そういう認識でよろしいんですね、では。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

認識というのは人それぞれ違いますので、今の質問であればイエスカノーかと答えないといけないのかもしれませんが、私は今のが全てだとは思っておりません。ただ、PTA活動としては、こういう趣旨でこういう狙いでこういう活動をやっていますという説明は、どの小・中学校もPTA会長等からお話があるものと思います。この根拠はですね、1年前ですか2年前ですか。校長会のほうでPTAに入っていただくためのということで、会議をもちましてPTA会長もそのあと入っていただいて議論をした分があります。6校共通の認識を持っていただいた上で明文化し、現在もそれを引き継ぎながらですね、会員の皆さん方に説明をしていただいとてるところです。従って、入る入らんという問題だけではなくて、PTA活動はこういう狙いでこういう活動をして、会員相互の互助組織としてですね、やっているんだよというところは学校からなかなか申し上げにくいので、どちらかというとPTA会長の方からこういったお話があるかと思います。最後に今おっしゃった部分ですが、全てその説明でオッケーなのかという話でございますけども、そのあと役員を決めたり、PTA会費の話をしたりしてですね、皆さん方には、いや自分

はこう思うがというような場というのはあるかと思います。しかし今のところそれがないというのは、やはりPTA活動の大事さ、若しくは趣旨をご理解していただいた上で、今のところ進んでるかと思しますので、福永議員そんなにご心配はいらないかと思えます。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

先ほど冒頭にですね、私が申した憲法の21条ですね。これには再度申し上げますが、国民は誰しも自由に結社をすることができる。よってこれはですね、言い換えればですね、任意団体のPTAを結成したり、解散したり、また参加したり、退会したりすることは、国民の希望によってできるということですね。一方で、上位の憲法からですね、PTAの任意団体の加入に当たりですね、そういう説明をしてないですね、強制的に加入されるということに対して、憲法との整合性というかですね、いかがでしょうか。憲法に反してないと言えるのでしょうか、今の状態ですね。教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私憲法の専門家じゃございませんので、その解釈についてはよく分かりませんが、今、学校現場の方はPTAとうまくやれてるという現状がございますので、私はその辺の答弁は控えさせていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今、憲法がありますね。粕屋町としては、規則をつくってます。それは、粕屋町小・中学校児童生徒就学援助規則施行規程というふうですね、つくっております。その規定の中ではですね、PTA会費の徴収に関することも、PTA会費のですね、援助ですね、に関しても明文化をされております。ただ一方ではですね、憲法が一番の上位と思うんですよね、日本の中で。憲法に対して、国会のほうで法律を定めていくと思うんですけど、その下に地方自治体の条例とかですね、規則というふうになってると思えます。で、地方自治体の条例規則というのは法律からはみ出しちゃいけないとか、縛りがあると思うんですよね。ということは今、規則もですね、法律にはみ出しちゃいけない。若しくは憲法にも反してはいけないという認識で捉えられると思うんですよ。その辺、憲法に反しているような内容でですね、

その規則、いけるのかどうかというのですね、私は疑問なんですけど。ここには明文化されてますので、その辺は教育長どうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

福永議員の質問を学校PTAに関してという質問で私は通告書を受けてるんですが、憲法の解釈についてのもので、質問と思いませんでしたが。憲法のほうに加入についての自由性っていいですか、任意制というのは確かにありますけど、町のほうとしては、PTAに賛同をいただいた方々に対して、就学援助が必要な家庭については、PTA会費を援助しますと。これは当然私はつくる必要があるのかなというふうに思っておりますので、特に今の方は、それでいいんじゃないかなというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今、PTA会費、扶助費として出されてますね。小学校は、平成29年ベースで134万。中学校は、94万。で、町のほうからですね、扶助費として会費、PTA会費を援助しているそのご家庭に対してですね、そのご家庭の方たちがPTAの入会意思をですね、されているのかされてないのか。それが分からない状態で今町として援助しているということではないんですか。違いますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

前回、福永議員のほうからも、入会のアンケートをとって入会するしないの意思表示のアンケートをとらないのかというようなお話もございましたが、学校のほうは、それをとらないというふうに私も聞いておりますし、私の教育委員会としてはですね、学校のほうにそれとんないという介入はできませんので、これはありません。ただ、会費についてのお話を今いただきましたけど、委員決めをするときに、全子どもたちについていうか全家庭の方に、この日にこういった委員決めをやりますよとか、こういった委員はこういうお仕事がありますよという書類を出しておりますので、そのことに対して委任状が出たり欠席届が出たり、または、自分が出て行って自分がこういった役員していきますよというお話がありますので、私はそこにノーという返事がないというふうに聞いておりますので、今の各々の確認は、会費の部分だけでイエス・ノーではなくて、その委員決めするときにもそれを把握す

るチャンスはあるかと思しますので、現状のまま私はいってもいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

粕屋町の教育委員会の立場としてはですね、PTAに関することに関しては、各学校、単Pですね。単Pにお任せするというところでよろしいんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

二者択一の質問でございますが、私は今のはそれでいいですということも断言はちょっとできません。ただ1点だけ、福永議員が先ほど、ある県での四つの項目を学校のほうに教育委員会が通知したというものがございましたが、これはですね、少し誤解されているようですのでちょっとここでご説明をさせていただきます。県名は伏せますが、〇〇県教育委員会家庭地域連絡課長名で各学校管理者に向けて発出されたもので、県議会の県教育長答弁では、教育長が言ってる言葉ですが、教育委員会教育長の意思確認を経ているわけではなく、管理職として知っておくべき事項であり、改めて新しい施策を表明しているわけではないという答弁がっております。というのは、課長のほうから学校の管理職、こういったことは親とのトラブルになるからしっかり説明をして、しっかり対応しなさいという数値が出てくるわけですから、教育委員会はこっちに介入してないという教育長の答弁であることをご紹介申し上げたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

教育長は、粕屋町教育委員会としては、PTAに関することは、各学校のPTAに任せてるということよろしいんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

任せているという言葉がひとり歩きしてもいけませんから、少しお話しさせていただきますと、私は、現場でPTAの方と協力をいただきながら学校経営をした経験がございます。学校としては、PTAは本当にありがたい組織でありますし、PT

Aの方なくしては子どもだけの教育で学校経営が成り立ちませんので、私は必要だと思っております。ただ、私の経験を、例えば現校長にこうだからこうしなさいということは法的にこれは規制されておりますので、言うつもりはございませんが、自分だったらとか、それが教育長という言葉になると少し強制力があるのかもしれませんが、意見とか、例えばこういうふうな話があるよっていう情報提供はこれからもやっていきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

教育委員会がですね、PTA会費とか扶助をですね、やってなければですね、そういう教育長のですね、言い分も幾分通るかなと思いますが、今回、町として規則の中に明文化してますよね。そういうことがあって、粕屋町教育委員会が単Pのほうに全く介入というかですね、あやふやな答弁であったんですけど、介入をしてないような言い方をされるんですけど。実際問題は、こうやって密接に介入をされますよね。補助したりですね。そういう中で、先ほど教育長言われましたが、教育委員会としてはそういうことは、任意団体ですね、入会の有無に関して指導することは差し控えたいみたいなことを言われましたが、それで本当によろしいんですか。この問題はですね、任意団体というのが、まず原則になってくるんですよ。そこがおろそかになって強制的に入っているという流れができてるんですよ。ただ、そこを何でそういう怖がってるのかなと。私からすると感じるんですよ。そこを言って会員が減るっていう認識でおられるかもしれないけど、果たしてそうかなっていうところは私はあるんですよ。そこを堂々と言って、別段入ってくれる人は入ってくれる。その中でまた組織がですね、見直されていたりですね、するんではないんでしょうかね。今までのなんていうか、例えばですね、今まで前例踏襲的に長い期間ですね、進んできたようなですね組織のあり方をですね、やはり変えないといけないというやっぱり考えの方もいらっしゃるんですけど。どうしても子どもの件もあるんですよ。子どもの件もある。で、長くてももう1、2年我慢すればいいことだということになるとですね、どうしても組織を変えていこうっていうチャレンジする人たちが、なかなかそこまで力を振り絞ってもとか、そういうのあるんですよ正直な話。ただ、組織自体のですね、やっぱり見直しというのは私は必要と思うんですよ。その中で、任意団体でPTAに対してですね、加入するしないの有無はですね、正々堂々とやって私はいいと思うんですよ。そういうところ、なんで逃げられるのかなという感じしているんですよ。そういうとこ堂々と言ってですね、皆さん、例えば入学してもよろしいですよ。皆さん、PTAは任意の

団体ですから、加入するの有無はですね、皆さんの判断にお任せしますよって。そこで一旦押さえてまた後日改めてですね、そういう意思確認をとるかですね。そういうステップはどうしてとれないかなど。そっから新たにですね、やはりPTAの組織のあり方っていうのが見直されていったりとか出てくると思うんですけど。教育長、だから教育委員会が介入してるっていうのはこれは間違いないことなので、そういうところはやっぱりちゃんと伝えるべきではないんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教育委員会が介入してるというふうに今はっきりこうおっしゃってありますけど、私はどの程度が介入だっていうのは分かりませんし、今後も今のスタンスでいいかと思っております。ただ、入学式とかですね、入学説明会とかPTA総会で、PTAのあり方、それから目的、そして活動内容等については十分私は説明をいただいているものと思いますが、その中でこれは任意だ、加入、加入しないは自由だと。なぜそれを改めてですね、公で公言しないといけないのかっていう方が私は分かりませんし、今福永議員も実際ある学校でPTA会員をなされているかと思うんですが。自分自身もやっぱそういった思いがあってですね、ノーと学校のほうに言われたのかどうか。またはそういった声ですね、議員のほうにもし相談があるんでありましたら、私のほう若しくは学校の本来は学校のほうに言っていただきたいんですが。私のほうにも教えていただいて、こういった声があります。説明がまだ不十分じゃないのか、若しくはそれを認めるか、認めんかについて十分ご審議くださいというような話は、当然、私もやっていきたいと思えます。ただ、何度も言っておりますけど、私は現在のところ、それぞれの学校長から若しくはPTA会長からもそういった報告を受けておりませんし、年に1、2回は小・中学校のPTAの会長さん方と情報交換、私個人的に持っておりますので、その中にそういった話は、ここ2、3年私教育長になってからですけども、そういった話は聞いておりませんので、私はスムーズにいったるかと思います。あえてそこを法に基づいてもしこだわられるのであればですね、昨日も、PTA主催といいますか、挨拶運動でPTA会長がそれぞれ表彰しておりましたが、当然議員もそういった場にはおいでいただいたものと私は思っておりますけど、そういったPTA活動をですね、皆さんがやっぱり理解をした上で、今スムーズにいったるかと思いますので、議員のほうから何か現場の声、若しくは更によりよくなる方向の提案がございましたらですね、お伝えいただければ、私もまた今月末には6校のPTAの会長さん方と会う機会がございますので、お話をさせていただきたいなと思えます。ただしこれは、介入ではなく

て意見を述べるというぐらいのレベルでとめたいと思いますけど。よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

決まり事っていうかですね、決まり事にはかなり厳格に対処されるのが行政と思うんですよね。今、教育長の答弁を聞くとですね、決まり事っていうのは任意加入で、文科省も言ってるようにですね、ちゃんと加入の有無に関してはちゃんと伝えなさいというふうに言っとるんですけど。決まり事に関してですね、先ほど申しましたように行政は厳格にどの組織でも進んでそういう手続を踏んでですね、事を済ませていかれると思うんですけど。今の教育長の答弁からするとですね、いや、それは今うまくいっとるからいいんじゃないかということですね、言われてるんですよ。では教育長。そういうそれは、教育長の考えで言われたと思うんですよ、教育長という立場でですね。これはリスクですね、危機管理リスクと考えてもらったらいと思うんですけど。仮にある方がですね、それじゃつまらんと。教育長、これに関して、では司法の場で争うよってなった場合ですね、教育長個人でそれ責任を持てますか。

◎議長（山脇秀隆君）

福永議員、問題、質問のね、域からちょっとずれて話がきてるんで、ちょっとまた戻して、その司法の場とか云々はこの場では余り関係ないと思うんで。ちょっとそれてるように感じるので、この質問に沿って質問していただきたいと思います。

◎11番（福永善之君）

これ教育長の考えですね、加入の有無に関してですね、今うまくいっとるから、そこに風並みっていうかですね、波風ですね、立てたくないような感じですね、そういう説明は要らないんじゃないかと言われてますが。基本原則としてはですね、やはり任意の団体ではあるんですよ。そこを押さえずにですね、入学式当日にですね、何も説明のないままですね、もうPTA会員ですよというですね、やり方。果たしてこれが、続いていいものかっていうのは私は思うんですよ。声が上がってないということではなくて、こうやってやっぱり、決まり上ですね、こういうことをずっと続けていいんですかと、組織のあり方っていいんですかというところを、やっぱりですねそれはやっぱり教育部門のトップであるですね、教育長が、やはり判断しないといけないと思うんですけど。その判断する教育長自身がいわゆるそれでいいんだということですよ。それで果たしていいんですかというところにやっぱり落ちつくんですよ。いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

いいか悪いかは、ちょっと自分のほうから言いにくい部分がございますけど。今、小学校で説明がなかったというのは、後でどこの小学校かは教えてください。こういった質問が出たということは私、学校と話す必要があるかなというふうに思っております。ただ、何と言いますかね。法に触れてやっっていく、これは行政の責任。若しくは私も今行政におりますので、当然そこら辺は法を遵守しながらまた法に守られている部分も多分にある訳なんですけど。この学校現場についてはですね、なかなかそこは人を育てるという観点で一応のルールあるけども、そこに、やはり教育的配慮というのがやっぱり必要になってきます。特に、PTAの加入問題についてはですね、いろんなご意見があるかと思いますが、やはり学校としては、やっぱりPTA組織っていうのは、どうしても頼らざるを得ない部分もございますし、大事にしたい部分でございます。今、福永議員がおっしゃるように、今大丈夫だからそれでいいのかと言われると、どうしてもやっぱり二者択一の質問が福永議員から来る訳ですが、私は今のままでいいとは決して思ってませんし、じゃあ何を変えるかっていうのは少し分からない部分がございます。毎回毎回ですね、新役員にはなった時にこれでいいのかとか、いろんな行事をした時にこれでよかったのかという反省はされておりますので、前年度踏襲という活動は、どの学校も、どの行事もされてないことを申し上げたいと思います。これについては、私直接PTA会長、若しくは校長からも聞いておりますので、これはお話しできる内容でございました。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

学校がですね、PTAに頼つとるという、PTAも同じようにですね、学校がPTAに頼ってると。それはそれでですね、そういうですね、意義があつてのことでですね、よろしいと思いますが、ただ、やはり任意加入というですね、任意団体というですね、そこの原則というのはですね、やはり、今は難しいかもしれませんが、やはり今後ですね、やはり強制でボランティアは根付かないとかですね。これはもう世界共通のですね、言い伝えになっておりますので。やはりそういうところを踏まえてですね、やはり組織のあり方っていうのをですね、持っていったらきたいなというふうに考えてます。

では、2番目ですね。子どもたちのためにという大義名分のもとですね、PTAが組織されていると考えています。先ほど、保護者のほうからは教育長のところには意見が上がってなかったとPTAに、今のあり方に関してですね。教職員のほうからは、今のPTA組織のあり方について何か意見等は上がってますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

上がっておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

上がっておりませんということは、教育委員会のほうからヒアリング等のことはなされたんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私のほうではですね、4月に各学校が教育指導計画書というのをつくります。その中に先生方のいろんな学校内の係の中で、PTAの担当者を決める部分がございます。その中に全職員の名前が入っておりますし、こういったこれ校務文書っていうんですが、校務文書で何か問題なかったかということは、提出してきた校長と面談をする中で聞いておりますので、特にPTAに特化したヒアリングというのは行っておりませんが、そういったことを聞く機会は今までもあっておりますし、今後もちたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、今現在は教育委員会、教育長のほうにはPTAの組織のあり方に関する事案に関しては、何もお声が上がってないということでよろしいですね。教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

PTAに関してのですね、話というのはそれぞれの担当、若しくはそれぞれ学校の方のフェスタとか祭り、合唱コンクール等々の学校行事の中で親の方と話す中で少し聞くことがございますけど、それを一切なかったかっていう、やはり二者択一

の質問でしか福永議員は聞かれませんが、多少はあるかと思いますが、その都度、その学校と話をさせていただいておりますし、また学校のほうに解決のほうをお願いをしているところでございます。ですから皆無ってという訳ではありません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

二者択一という捉え方ではないんですね、教育長。私が言ってるのは、二者択一ではない。PTAっていうですね、任意団体の加入に関するですね、第三者の加入意思ですね。有無をとりましょうということを言ってる訳であってですね。二者択一じゃありません。そこはよろしいですか、そういう認識で。

◎議長（山脇秀隆君）

質問の内容がね、その言葉尻だけをとらえて考えるのではなくて、その言いたいことを感じて、そういった答弁になったと思うんで。こちら聞いてても、その二者択一だからっていうことは余りないと思いますんで、その辺は誤解のないようにしていきたいと思います。福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

二者択一じゃないですね。では、3番目ですね。これは近隣ですね、隣町ですね、志免中央小学校のPTAは、PTA改革として、これはアンケート調査を実施しましたと。これは、保護者の方に対してですね、実施しましたと。その内容というのは、PTAの今の現状と課題ですね。認識してPTAのあり方を考えましょうということのPTA改革をやられたということではありますが、それは教育長、御存じですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

資料提供は受けております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

その資料見られてどう感じられましたか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

これは教育長としての感想をお聞きになられてると思いますので、私は、学校名

は今議員言われましたけど、私は学校名は控えさせていただいて。これはこの学校のやり方だろうと思っています。現在のところ、粕屋町にこういったアンケートをとるとか、こういった見直しをやりますとかいうことは、先ほど言いましたように、社会教育法に触れますので、私はこれは介入はいたしませんし、こういったことがあってるということについての話題はするかもしれませんが、介入はいたしません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

今社会教育法に触れると言われましたが、それは社会教育法の何条に触れるんですかそれは。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

社会教育団体の一つであるということは、1番最初に私お話したかと思います。社会教育団体については、公の云々ということ为先ほど私読み上げたかと思えます。これは社会教育法第12条に掲載されております。公の支配云々というところがございますので、私は、この学校がこうだから、粕屋町もこういうアンケートをとってこうなさいということはいませんということです。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

押しつけはいかんということの意味を言われたんですかね。よそがこうやっているから、あんたたちもこうなさいということの意味ですかね。今回、2回目ですね、当事案に関するですね、質問をいたしました。かなりですね、教育委員会のほうからは難しいというのは分かります。私とその立場でもですね。ただですね、やはり、基本的なですね、ところが押さえてですね、やっぱり組織のあり方っていうところの観点からやっぱり入ったらいかなものかなと。いかがかなという感じでは私は考えておりますので、これを言ったから恐らく入会者が激減するんじゃないかとかそういうところですね、考えをですね、捨て去りですね、今後PTAは任意加入の団体なんだというところを抑えられてですね、各保護者に賛同求められるようなですね、運営を期待して、私の一般質問を終わります。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時52分）

（再開 午後 2 時10分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号 8 番、太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

議席番号 8 番、太田健策です。通告書によりまして、質問いたします。その前に、箱田町長に、我々この一般質問。一生懸命やっぱ考えて質問しております。記事についてですね、それを変更せれとか、

そういうようなことはですね、言っていただきたくない。私の 9 月の一般質問においてですね、私が資料出しましたら、それは載せてもらわれんやっただんです。これ執行部からてありました。議会は二元制ですので、ぜひ、実際、そうやって載ってないんですから、議会だよりに。そういうことのないようにですね、していただきたい。そりゃ、首振ったっちゃ、執行部から言うたら町長の責任にしか思わんですよ、誰も。そうでしょう。あなたが尻ぬぐい誰かにふるっちゅう訳いかなでしよう。

◎議長（山脇秀隆君）

太田議員。多分、何のこと言われてるか分からないと思います。多分、写真の件だと思いますんでね。

写真が載せられなかったということで、今ご意見を言ってる。それが執行部からのご意見だったってということで、今言われてるってということですね。そうですね、そういうことなんで質問続けてください。

◎ 8 番（太田健策君）

それではですね、粕屋町の廃棄物処理についてお尋ねします、1 番。粕屋町の工事から出る廃棄物処理については、何を基本にされて決められているのか。条例等があったらそれを教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ご質問にお答えします。一般的な産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行っておるところでございます。詳細につきましては、道路環境整備課長のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

一般的な産業廃棄物の処理につきましては、昨年の10月18日の給食調理場建設特別委員会にてご説明をさせていただきましたが、その内容でよろしいでしょうか。

はい。まず、工事発注をいたしまして、受注者から建設廃棄物処理計画の提出を求めています。添付書類といたしましては、建設廃棄物処理委託契約書の写し、また産業廃棄物処理処分業許可書の写し、中間処理施設・最終処分場の経路、地図及び写真によりまして、処理計画が適正であるか、発注者として確認をしております。完了時には、産業廃棄物処理明細書によりまして、排出量の確認を行いました。またマニフェスト一覧表により、マニフェストの番号の確認を行っております。マニフェストは、廃棄物の処理が最終処分の終了まで適正に行われたかを確認をしております。道路環境整備課におきましては、通常マニフェストはE表だけでよろしいんですが、道路環境整備課としては、A表とE票の写しを保管をしているところがございます。また、写真管理につきましては、廃棄物の品目ごとに現場積込完了、処理施設搬入状況、処理場搬入完了等の提出を求め、管理を行っているところがございます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

安松課長ではちょっと担当が違うかもしれませんが、そうすると、給食センターの廃棄物は、なんていう廃棄物って出されとうか、町長はわかりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

はい、誰か。箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

廃棄物の中身ですかね。これは、産業廃棄物もあったと思います。一般廃棄物もございました。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

町長、一般廃棄物はですね、町が今、収集しようやつが一般廃棄物。これをいったん捨てるんですね、産業廃棄物になってね、そうでしょう。そこで、だいぶ違いますから。一般廃棄物は持っていくところないんですかね。それで、産業廃棄物もで

すね、あそこは、一般廃棄物をいったん埋めて完了しますと、何が入っとうから分からんというようなことですね、特別産業廃棄物ということになりますね。特別産業廃棄物をこれを出すところは、県との約束で熊本と大分にあつたんですね。私、県のほうにこれの処理のとき、県のほうに打ち合わせに前の因町長あたりと何人かで行って話をしましたから、ちょっとその辺はよう分かっておりますけど。特別産業廃棄物っちゅうのはですね、どこにでも捨てられん、何が混っとうか分からんから。ということで、大分と熊本と決められとう。それをですね、当初は、太宰府の西広という中間処理場に持って行ったんですね。中間処理場に。だけん、中間処理場、最終処分場に持っていかないかん廃棄物を中間で処理っちゅうかそんなことになると、これは、なにも罪にはならんのですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のご質問は、給食センターの問題で、係争中でございますので、コメントは差し控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

これは、係争中も何も問題になってないんですから、これは。この問題は。出した業者が違反をして、町にも請求をしてないんですよ。そこ辺は。担当課が誰もおられんから、九電工が西広に出したんですよ。私の手元にはマニフェストも何もありませんよ。そこは何も裁判になってないんですよ。本来なら、罰則規定で、事業者は役場ですよ。役場がそれを業者に罰則をせないかんのやないですか、これは。これは、県のほうから罰則規定をもらってきましたよ、県のほうから。ね。こういう、やはり罰則規定も分からんで仕事を相手に請け負わせるっちゅうのは、そういうやり方は、どこの町でも市でも県でもないですよ。それも何も私が質問しても何も分からない。そんな前途で、町のこれからの方針はどうやってやっていくんですか。ここに書いてありますよ、罰則規定は。5年以下の懲役、若しくは1,000万の罰金に処するって。これ県からもろうて来たんですよ、資料。どうせ、おたくのほうになかろうと思うたから。そういう県でも決まっとう。町の罰則規定も条例があっとうでしょう、その前に。それまでも罰則規定でその業者を罰則を与えないかんのやないですか。違いますか。罰則規定、何て書いてありますか、罰則規定は。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

一般的なお話として、ご質問としてお答えいたします。発注者、これは町の場合ですね、処理計画書どおりに処理ができてない場合、それとか廃棄物が適正に処理されていないことが確認された場合には、監督職員より元請業者に対して適正に処理するように指示を行います。また、排出事業者や産業廃棄物処理業者が、不法投棄等の処理基準に適合しない処理を行うなど、廃棄物処理法に違反した場合は、都道府県知事による改善命令、措置命令の行政処分。また、懲役及び罰金が課せられる刑事処分の対象になる場合がございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それを分かって、それをどうするんですか、町長。どうするんですか、それ読み上げただけで終わりですか。そう書いてあったら、それが実際あったのか、なかったのか調べて罰則を与えないかんでしょう。町民が税金払わんやったら督促状出すやら、ねえ、取り立て行くやらしよって、業者がそういう違反をした時は放ったらかしておくというような町政じゃあいかなでしょう。徹底的厳しく違反したものに対しては、やはり取り立てをするというような形をしないと。そうじゃないですか。私が言うと、間違うとります。そういうことを何もしないから、町民から裁判を起こされたんですよ。分かります。結果が、結果どうなるか分からんにしたっちゃ、そういう結末が出とるんですよ。捨てちゃいかんここに捨てたと。それは、そこでね、中間処理される場所ならいいですけど、そこからはね、最終処分場には処理されないんですよ。分離されないから。それは、私はもう何も言わんやったら、県警が来たら、廃棄物処理の違反で町が事業者ですよ、これ。町は徹底的やられますよ。マニフェストも違うとりますよ。マニフェストも違反ですから。その姿勢がなからないかんでしょう、町民に対して。もう少し●●●●の金が、大きな金で、大きな金が動いとりますよ、このために。税金取り立てだけ、やあやあやあやあ言うて、差押えしたり、それもするなら、事業者にもそういう罰則はちゃんと与えて町民に示さないかんでしょう。違いますか。箱田町長が新しくなっちゃったらそこまで言わんけど、箱田町長がこの給食センターの当初おられたんでしょ、副町長で。本来は知っとかしゃれないかんでしょう。これに対しての責任者は誰やったんですか、責任者は。責任者が知っとかないかんでしょう。責任者置くごとなつとりますよ、この罰則にも。それだけ勉強してないんですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

太田議員。答弁が無いようなので、これについてはどうされますか。

◎ 8 番（太田健策君）

答弁は何か、答弁してもらわないかんでしょう。答弁の無いじゃ済まんでしょ。答弁のしませんでは、済まんですよ。どうするのか。

◎ 議長（山脇秀隆君）

通告書に従って、答弁をしておりますので、今、言われてるのはですね、学校給食調理場の廃棄物処理について言われてると思うので、通告書には、これを見る限りではですね、学校給食についての通告書とは受けとめられないんですね。だから、廃棄物処理についての基本的な考え、今、箱田町長が言われておりますので、それに従ってやるということなので。

◎ 8 番（太田健策君）

議長、これは3番の前に言いよりますけれども。3番で町の事業とPFI事業とでは、廃棄物処理が違うのかということでも・・・

◎ 議長（山脇秀隆君）

そういう形で質問してください。今、もう答えられないような質問のされ方してますんで。そこは今後、執行部においてはですね、検討して、どういう対応するかですね。答えを出していただくことはできますか。執行部。

◎ 8 番（太田健策君）

議長。

◎ 議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

そしたら、2番目にですね、給食センターの廃棄物やないでも、決められたとおりに、廃棄物処理が施工された場合は、どのように対処されるのか。

◎ 議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎ 道路環境整備課長（安松茂久君）

今、ご質問の決められたとおりに施行されない場合ということでございますが、道路環境整備課では道路工事を行っております。しかし、発注事業におきましては、今までは不正な処理はちょっと行っておりませんが、まずは発注者、町といたしましては処理計画どおりに処理がなされていない場合や、廃棄物が適正に処理されていないことが確認できた場合は、監督職員より元請け業者へ、適正に処理するよう指示を行っておるところでございます。

◎ 議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

そしたら、町の事業と P F I 事業っちゅうのは、まるっきり違うんですか。町がさせたんでしょ。町がさせたんでしょ。道路環境整備課長には関係ないかもしれませんが、町がさせたんでしょ。誰かほかのもんがさせたんですか。同じことやないですか。これ。課が違うだけで。

◎町長（箱田 彰君）

3 番目の・・・

◎ 8 番（太田健策君）

口とんがらせんでね。何か言わんですか。あんた達が間違っただけのことしよ訳けやけん。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

産業廃棄物の処理につきましては、先ほどの質問のように、廃棄物処理法に沿った福岡県の土木工事施工管理の手引、及び建設副産物の手引に基づきまして、管理を行っておりますので、町の事業と P F I 事業では違いはないと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

そしたら、この問題については私だけじゃない、ほかの方から問題出てとるわけですから。町長がやはりなられてね、それがどうやったのかで裁判所に任せて自分たちでもやはりその正しかったのか、悪かったのか、どこに問題があったのかということは、やはり、ちゃんとせないかんじゃないですか。そういうことが今後起こらないように、今の職員たちにもそういう通告をして、指導せないかんやないですか。そう言うても何も言わんで、何も言わんで済めば一番いいでしょうけど、そうはいかんでしょ。何とか言わんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

太田議員、太田議員、質問を明確に、明瞭に。簡潔に分かるように質問してください。箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

どの時点でご質問が終わるかが分からないから、聞いてるだけでございます。終わったら、質問は終わりっていう、若しくは着席されたら、私は手を挙げます。質問の途中に、私は手を挙げるわけにはいきません。よろしいですか。今、申し上げ

ましたように、法律にのっとった福岡県の工事の手引にのっとったものでございますので、もしそういうことがあれば今後はですね、その指示に沿って、私も担当課のほうには指示してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

指示って、町がね、そういうことが起こったことを報告しないと、指示も何もこんですよ。それを県警の廃棄物課に訴えて出れば、それで進むか知りませんがね。町民の方から。町の方が事業者として、そういうことが起こったっちゃうこと何も報告してないんですから。県のほうは分かるわけないやないですか。県は調べませんよ、警察と違いますから。そういう方向をびしゃっと納得がいかれるようなふうに説明しないと、今のお答えじゃどうしようもないでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

太田議員、通告書に従ってですね、答弁をしております。質問のとおりですね。で、今言われてるのは、特化した事案に対して今、お話をされているので、通告書にはそれはない訳ですよ。今回。だから、そうじゃなくてここで書かれているのは、答弁としては一般的な粕屋町のやり方を今受け取って、それで答弁をしているので、もし、そういう給食センターにかかわることであればですね。給食センターについてということで書いていただければと思います。そうすれば、答弁できるか、できないかっていうのは執行部が判断することなんで。質問を続けてください。

◎8番（太田健策君）

そしたら、このPFI事業がほかにあるんですか。給食センターだけでしょ。ほかにありました。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今現在はございません。これはただ、今私は申し上げたのは、通常の町の事業とPFI事業では違いがあるかというご質問でしたので、ありませんと答えた訳です。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

ありませんやったら、P F I 事業でそういうことが起こつとうとなら、そういう対処の仕方をせないかんじゃないですか。そう言いよるとですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今起こっているP F I 事業は、給食センターのことと思います。今後、このことにつきましては、先ほど申し上げましたように係争中ですので、コメントは差し控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

その逃げ口上ばかりで、係争中、係争中って。ちゃんと前向きに表から向かって、この問題解決しようっちゅう気持ちは何もないっちゃいじゃないですか。あなた。町民に対して失礼ですよ、これは。ねえ。裁判までなつとって、係争中やからお答えできませんとか。裁判でそういう返事を持ってこらっしゃろうと思つとうから、違う方面からの質問をしたんですよ、今度は。町長がそういう姿勢ですから。この問題については、答えがされんということですから。これ以上おせこせしてもしょうがないから次に行きますけど。もうちょっと、町民と前向き、表向きに接して、町民に納得いくような説明をしんしゃれないかんっちゃいじゃないとですか。

それではですね、続きまして質問の答えがないようですから。まあ、結果が出てどう対処されるのか知りませんが。町長選挙の公約で、「私は目指します」について、この文書を発行されましたね。その中に、将来の市制施行を見据えた基盤づくりとうたっていますが、どんな基盤をつくれるのか説明してください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

当粕屋町は、昭和32年の町制施行以来、その当時は1万1,600人程度でした人口も、もう御存じのとおり町制施行60周年。これは平成28年でございましたが、その時には4万人を優に超え、そして今まではもう4万7,000人を超えるような人口になっております。当然、遠くない将来におきましては、5万人を超える町として発展を続けておるところでございます。こういった中で、非常にその行政需要も変動しております。変化をしております。多様化もしております。また、地方分権が進展する中で、こういった変化に柔軟に対応するため、自立した新しい都市基盤の整備が必要だと感じておるところでございます。私が目指すまちづくりの中で、将来

の市制施行を見据えた基礎づくりとうたっておりますけども、まさに、この今、行政需要が多様化している中で、教育・子育て・そして福祉行政の充実、農業行政、そして商工業の振興など5万人の都市づくりに導くような、新しい施策を考えなくちゃいけないと思っておるところでございます。具体的に申し上げますと、平成22年度に都市マスタープラン。よく都市マスと言いますけども、これも平成32年度で中間年度の見直しもでございます。そういったときにはその見直しを図り、この都市、粕屋町が発展するような都市づくり、まちづくりをするようなプランづくりも考えていきたいと思っております。

ただ一方では、緑の保全、緑が大事だと言われる方も非常に多ございます。そして、田園風景を保存してほしいというような指摘もございまして、その辺を総合調整しながら、今後のまちづくりを進めたいと思っております。そして、もう一つは、この基盤づくりのための財政基盤、これを充実したいと思っております。これは、先ほどのご質問者の中でありましたが、都市計画の見直し、そして企業誘致、ふるさと納税等の新しい施策も発展させながら、この財政基盤を充実してまいりたいと思っております。それと市制施行を見据えたというのを、内部的に市制とはどういうものか。市制はメリットがあるのか、あるいはデメリットは何があるのかというような問題が数多くあるように見受けられます。そういったことを、まずその次世代を担う職員、若手職員に研究してもらおうということで、私が呼びかけましてこれはもう自由公募でしたが、10名程度の若手職員による研究グループが発足、先月発足しました。名称はもう私がつけさせていただいたんですが、市制塾と。市制の市制、それに塾ですね。こういった勉強するようなグループ、これを研究していただいて、今後の市制施行を見据えた基盤づくり、基礎づくりの一役を担ってもらおうように期待するところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

今話を聞かしていただくと、町長は立派な考えを持ってあると思いますが、町長はどこか市制づくりに何か見据えた基盤づくりに携わらしゃったんですか、今まで。そういう経験はおありなんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私は、ずっと粕屋町の職員でございました。もちろん粕屋町には、そういった市制に関する研究はあっておりません。従いまして、私自身個人的にはそういったも

のには携わっておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

というですね、やはりそういう市制を見据えた勉強会をするというなら、やはりそういう経験者をやはり町の中に入れて、やはり、今まで今おられる方の指導をお願いしてですね、そしてしていかないと。何も分からん人ばかりが寄ってあぁじゃない、こうじゃない言うたちゃ、先には進まんと思いますので、ぜひともそういう経験を持った人をですね、やはり外部から何年目でもいい、講師でもいい。やはり雇い入れんでも来ていただいてですね、勉強会をするということにしないとですね、町長。ごみの問題でも分からんような人ばかりおっとる中で、市制をやっていこうちゅうな難しい話ですよ。やはり、もうちょっと皆さんは勉強しないと。ただ、町から上がってきて市制になったけんって、頭がすり変わっただけでは、何の発展もありませんよ。そういう機会をつくって、やはり次世代の人に勉強の機会を与えてやらないかんじゃないですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

貴重なご意見ありがとうございます。今はですね、若手職員の意識を促す意味で研究グループを発足させました。次のステップ、その次のステップ。私は市制を考えるに当たっては、ステップを踏んでいきたいと思っております。今、頂戴いたしました専門家によるいろんなアドバイス等もですね、機会はいずれ設けていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

2番目のですね、町のランドマーク駕与丁公園の整備とありますが、駕与丁公園の何を整備を目的とされてるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員も御存じと思いますが、駕与丁公園は非常に来園者数が年々増えております。当初は、遊歩道の整備のみで、池の景色を楽しみながら散歩するというだけでございましたが、御存じのとおり、今は180種、2,400株のバラを植栽したバラ園も

ございますし、その周りには子どもたちがゆっくり安全に遊べるような広場、あるいは施設もございます。そういった、せっかくの粕屋町が持っております魅力です。もうちょっと発展させたいということで、町民が憩い、集いができるような環境づくりをしたいと思っております。これは、様々な施設がございますけども、やはりこのお茶を飲んだり、あるいはこの近隣の農産物を買えたりとかというようなことも考えなくちゃいけないなと思っておりますが、ただ問題はですね、駐車場だろうと思うんですね。駐車場。でこれは今、バラ園の向こう側にも数台程度ぐらいの駐車場しかありませんけども、駕与丁全体、駕与丁公園全体で駐車場の配置を考えながら、駐車場の拡大も図っていく。これも駕与丁公園の整備の一つだろうと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

駕与丁公園に来られておりますのは、町の方ばかりじゃないんですね。須恵町から、志免町から、宇美町も、よそから来られとう人の方が多いんですね。だから、駕与丁公園の方に駐車場されても、よそから来た人の駐車場をつくってやるようなもんです。あまり粕屋町の収入の増にはならないんですね。やけんそれよりも、やはりあの池を利用して、やっぱお金が生むような方策を、福岡の都市圏に近い町なのでアジアからも人がどんどん来りますけど。駕与丁公園がもうちょっと魅力のある公園になったらですね、ここまでイオンモール福岡もあることやしですね。人が来るような公園になるじゃないかと思っております。駐車場増やしても何ぼの金は使う方もあります。せやから、その辺のですね、金を生むような方向で計画をですね、町長には考えていただきたいと思えます。

続きまして、3番目ですね。これは、町民が待ち望んだ町民花火大会の開催はどのような花火大会を計画されるのかということで質問いたします。この町民花火大会は私が商工会の会長の時にしておりました花火大会なんですけど、町民の方から会うていつも言われます。花火大会どうなっただろうかというようなことで。それで、町長が副町長時代にですね、3年に1回ということで、前の因町長がされました。3年に1回と。大体、去年、今年ですか、3年に1回が。花火大会やっただんすよ。それで、町のほうに聞きました時に、町の担当課は人間がおらないと。商工会もですね、もう花火大会はしきらないというようなことですね、伺っただんすよ。それに町長がここで花火大会を計画されるっていうことを聞いて、大変皆さん喜んどう人が多いんですけど、どういう計画を持って町長されるのか。花火大会するともう1,000万ぐらい要ります。その1,000万のお金をどうして集めるの

か。その辺をですね、予算は今年度に上げられるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員ご指摘のとおり平成27年度に、その時に3年ぶりだったでしょうか。復活を私自身が実行委員長になりまして、副町長時代に行っております。この花火大会の実施はですね。様々な問題がもう御存じと思いますが、ございます。安全面の確保、資金面の確保、そして警察協議というような、非常にハードルが高いものが年々増えてきておるような状況です。3年前も実は安全面の確保で、商工会さんとの共催という形で計画しましたが、非常にそれがネックでございました。ですから、警察とも何回も協議を重ねて反対に最後のほうは、警察のほうは協力しようということ、当日もそうでしょうね。相当数の警察官を配置していただいて、もう全く問題がないような状況で開催することができました。それと資金面につきましても、ちょうど私の横にありますけど、今副町長の吉武でございますが、当時都市政策部長でございましたので、一緒にですね、各企業に回って寄附を募った結果、実施できるような資金も調達できました。そういった状況でございますので、3年前のそういった手法をとりながらですね、やりたいと思いますが、やはり、3年間のブランクが非常に大きいです。私も就任してすぐやりたいなと思ってですね、協議をしておるんですが、その当時のスタッフも商工会のほうにはおられない状況でございます。資金面はですね、私は何とかかなると思っておりますが、警察協議、そして経験を踏まえた手続関係。その辺をですね、今ちょっと協議中でございます。ですから、ちょっと来年度できるかどうかはまだはっきりしたことは分かりませんが、まずは、規模が小さくても何とかできないかということで、協議を重ねておる状況でございますので。今日の段階ではですね、ちょっと詳細までは申し上げられませんが、努力をしておるというふうにご理解いただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

町長そこまで考えてあるならちょっと参考に。今の商工会ではですね、やはり、こういった花火大会は任せるのはちょっと無理ですね。将来的にやはり町長がこの祭りをしたいということであればですね、やっぱ粕屋町に駕与丁公園を中心にした観光協会。篠栗でもありますね。観光協会をつくって、やはり町の職員が出てき

て、花火大会をするというのは、ちょっと無理な話です。全職員が出てきてせなどうもならん。観光協会つくってですね、やっぱ民間の団体を入れて、その中で計画されるとですね、割と人材も揃えられて円滑にいくっちゃないかと。その辺は参考にですね、いただきたいと思います。

それから4番目。未来を見据えた都市計画の見直しとありますが、具体的にどんな見直しを計画されるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

全国的にも少子高齢化が叫ばれておりますが、粕屋町は非常に希有な団体でございます。人口が年々伸びておる状況で、日本でも1番の増加数というふうに国のほうも位置づけておるようでございます。当然、この粕屋町は御存じのとおり14平方キロ。非常にコンパクトな町でございますけども、その中にJRの駅も6つもあると。そういった地理的環境、優位性があるがために、人口が増えてるという状況はございますけども、町域の半分は調整区域でございます。もう既に都市計画区域の空き地につきましては、もう大分淘汰されて、最近ではよく目につくといえますか、見かけるんですが、古い大きな家が居住がなくなって、解体されて、そこに5件とか6件とかってというような分譲住宅の建設されているような、町なかの風景もよく見るような状況でございます。今回、先ほど言いましたように、都市計画マスタープラン。この見直しも平成32年度にございますので、魅力ある粕屋づくり、粕屋町の将来の発展のために、その辺の見直しを図りたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

分かりました。5番目ですね。前の因辰美町長が、長者原の踏切。あの踏切をなくす工事をやってみたいと。計画してみたいという話をされたんですよ。もう今、町長は御存じではないでしょうけど、この607号線は、門松のほうからもつかえるし、原町の交差点の右折者車がおったら、あれでずーっとつかえてくるんです。あれをやろうかと言った時に、太田さん考えちゃらんと言いなったけん、ちょっとJRの方とちょっと話したら、いっぱいいっぱいできるような話だったんです、トンネルが。それで、それは前の町長に報告はしておりましたけど、それから以来、もう先に行き過ぎでしょう。それなりになってしまいましたけど、それでよかったら、やはりこの607号線のやはり改良をですね、何とかしてやらんと。粕屋町の人口増えて、車が増えて、道路が渋滞ばかりでどうもしようもないというふうな

ことですので、やはりこの基盤整備が1番やないかなと思うんですけど、町長はどう思われますかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

都市計画の基本は、やはり道路インフラと思います。これはもう質問者も同感のことだろうと思いますが、粕屋町は、もともと国道201号線だったですね。それが県道607号線になりましたが、その当時、国道201号線ができた時にはですね。県道607号は、少しは緩和されるだろうという予想でありましたが、あっという間に今の状況になってしまいました。何か人口が減るっていうのに逆行するような形で車の台数も増えて、やはり商業関係の要衝地でも粕屋町あるんでしょう。営業貨物あるいはその営業車が非常に多く行き交っております。そういった中で今回、若宮の交差点の改良。これは旧役場跡地の右折車線の建設を今行っておるんですが、間もなくそれが完成すると思われま。根本的な解決は当然バイパスがですね、1番いいんですけども、これは昔の幻と言いましょうか。非常にもう今の住宅密集では非常にその困難性を極めるということで、東環状線を少なくとも、粕屋中学校のほうから来る東環状線が右折して、607号に合流しないような、内橋のほうに抜ける201号に抜けるっていうことをですね。今回、今県の事業として推し進められております。これはある程度そういった緩和には寄与するものと思っております。ちょっと今、太田議員がおっしゃったですね、JRの改良につきまして、私もちょっと全く知りませんので、また機会あればお聞きかせください。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それでは次にですね、町内に居住されている外国人についてお伺いいたします。大変この頃は、日本に住んである外国人も126万人とか数が増えて、色んなことが起きておるようですが。どこの国の方が大体どのくらいの粕屋町に住んであるのか、分かれば教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

太田議員さんのご質問にお答えいたします。現在、11月末時点なんですけど、町内において住民票に記載のある外国人の方の数は595名となっております、その国籍は32か国に及びますので、上位多数のみをお答えいたします。一番多いのは中国

の方で201名、続いて韓国の方が148名、ベトナムの方91名、フィリピンの方が40名、米国・アメリカの方が25名、スリランカの方17名、台湾の方12名、ネパールの方が11名と続きます。後は10名に満たない国の方ですので割愛いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

町長は今、国会で外国人就労の件で国会で採決されましたけど、先々やはり粕屋町においても、労働者が不足するっちゃんないかと思っております。今でもやはり建設会社で働きよう労働者がおらないということで、皆さん大変に苦勞されておりますけど。その外国人の就労者はですね、将来町長は、雇い入れろるかというような考えはお持ちですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと、逆にご質問ですが、役場の中の職員としてということでしょうか。

◎8番（太田健策君）

いえいえ、外です。

◎町長（箱田 彰君）

これは深刻な人手不足、日本全体の問題でございます。そのために、今国会で審議されて可決されましたけども。新たな在留資格を創設して、改正入管法、入国管理法と言いますけども、これをされたわけです。ただ、細かい部分ですね、法律とか、実際の具体的な規則等はですね、まだ決まっておきませんので、ただこれは非常に問題なんですね。大きなマクロ的な問題ではなくて、様々な問題がございます。市町村にとりましては例えば医療費の関係。これ医療費が家族を及び寄せた場合には、その分がどうなるのかというのもございます。国保の加入者の問題もございます。そういったことをですね。今から先に決めていかれるのかと思っておりますけども、町のほうで単独でこれは調整できるものでございませぬので、成り行きを見守りたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

最後になりますけど、外国人のですね、失踪者が大変増えておりますが、また、この外国人に対して健康保険証ちゅうのは簡単につくられるとですか。

◎議長（山脇秀隆君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

外国人さんで町で把握しているものとしては国民健康保険証っていうことになるんですが、外国人さんで、3か月以上合法的に滞在されている方は在留カードが発行されまして、その方たちは保険がつくれるように住民票が記載されて、保険がつくれるようになるんですが、社会保険をお持ちでない方は、やっぱり国民健康保険の資格をつくられるということになります。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

その場合、国保は保障人やら要らんわけでしょう。失踪された場合どうなりますかね。

◎議長（山脇秀隆君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

失踪、ちょっと失踪という感じでは、今、現状では、多分該当はないかなとは思いますが。日本人の方もいらっしゃらなくなる方ってあるんですけど、そういう場合はもう調査とか行なってですね、住民票の職権削除等の措置を行っております。そうすると資格も無くなってはきます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

分かりました。それでは、そういう方がですね、今後も出てこられると思いますので、その辺は慎重にですね、保険をつくる時は、やっていただきたいと思えます。これで終わります。

（8番 太田健策君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて、本日の一般質問を終わります。お越しいただいております、傍聴者の皆さまにお知らせいたします。本日は4名をもって終了いたします。明日11日とあさって12日に各4名、しあさって13日に2名の一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続きお越しいただきますようご案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後 3 時 6 分)

平成30年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年12月11日（火）

平成30年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月11日（火）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問1

5番 議席番号 5番 安藤和寿 議員

6番 議席番号 9番 川口 晃 議員

7番 議席番号 6番 中野敏郎 議員

8番 議席番号 4番 鞭馬直澄 議員

2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治

9番 川口 晃

2番 井上正宏

10番 田川正治

3番 案浦兼敏

11番 福永善之

4番 鞭馬直澄

12番 小池弘基

5番 安藤和寿

13番 久我純治

6番 中野敏郎

14番 本田芳枝

7番 木村優子

15番 八尋源治

8番 太田健策

16番 山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町 長 箱田 彰 副町長 吉武信一

教育長 西村久朝 総務課長 堺 哲弘

経営政策課長 今泉真次 税務課長 中原一雄

収納課長 臼井賢太郎 協働のまちづくり課長 中小原浩臣

学校教育課長 山野勝寛 社会教育課長 新宅信久

給食センター所長	吉村健二	都市計画課長	田代久嗣
地域振興課長	八尋哲男	道路環境整備課長	安松茂久
上下水道課長	松本義隆	総合窓口課長	渋田香奈子
介護福祉課長	山本浩	健康づくり課長	古賀みづほ
子ども未来課長	神近秀敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めまして、おはようございます。

今日は、朝からあいにくの雨ですが、気温は平年並みということで、本来の季節に戻ったということでもあります。季節の変動が大きい今日この頃でございますので、体調には十分気をつけていただきたいと思います。さて、本日午前0時過ぎにストックホルムにおいてノーベル医学生理学賞の授賞式が行われ、日本の医学博士、本庶佑氏が受賞いたしました。羽織袴で式に臨まれ、受賞のスピーチが行って行われたとのことでもあります。日本の心を代表しての姿に感動を覚えます。昔よく耳にしたことがあります、末は博士か大臣かと。今はあまり耳にしません、国民の政治不信が招いている結果かもしれません。政治家の言動を国民は見ているということであると思います。本日、2日目の一般質問ですが、インターネット配信され、世界中の人がアクセスする可能性があります。一般質問は、行財政全般にわたって執行部に対して質問ができますが、単なる道路の改修や要望などを控え、大所高所からの政策を建設的立場で論議するべきであると言われております。より高尚な論議になるよう気をつけていきたいものであります。今日は、4名の一般質問を行います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨に則り、簡単明瞭に。答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号5番、安藤和寿議員。

(5番 安藤和寿君 登壇)

◎5番(安藤和寿君)

議席番号5番、安藤和寿です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

9月議会において、箱田新町長に替わられて、初めての一般質問となります。大変緊張はしておりますけども、箱田町長地元でもありますし、私の地元でもありま

すし。初めての一般質問、地元の方からもいろいろ注目をされた今日でございます。1番スタートということでですね、しょっぱなから●●●●●一般質問をさせていただきます。今回の質問は、働き方改革関連法について、まず質問させていただきます。関連したことも含め、質問を2問いたします。冒頭に申し上げますと、今、一般企業においてはこの課題が大きく話題となり、懸念されています。特に私が従事するトラック運送事業にとっては、時間外労働の是正において課題は多く、雇用条件の見直し、安全面の課題、燃料高騰による輸送コストの削減、全国的に深刻化しているドライバーなどの人手不足、また、自分の家族を介護するためにやむなく仕事を退職する介護離職が増えているなど、問題は様々であります。政府が働き方改革を掲げた前提として、1億総活躍の実現があります。少子高齢化によって、日本の人口がどんどん減少していく中でも、5年後も今と同じ1億人の人口を保つために、職場縦社会とありとあらゆる環境で生きている全ての人が活躍し、人口減少を食い止める社会の実現をさせています。

そこで質問いたします。今年6月29日の参議院本会議において働き方改革関連法案が可決、成立しました。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの実現に向けた処置が、来年平成でいうと31年4月1日から順次施行される予定となっております。時間外労働の条件つき45時間、年360時間を原則とし、複数月平均80時間、休日労働を含むを限度に設定など、働き方改革は九つのテーマから構成されております。特に、長時間労働の柔軟な働き方がしやすい環境の整備、女性若者の人材育成など、活躍しやすい環境整備など、政府が推進する働き方は、今後どのように本町職員に影響していくのか、お尋ねしたいと思います。

1問目。一般企業で働くサラリーマンと異なり、公務員はやむを得ない理由で長時間労働、休日出勤があります。民間で働く労働者の労働規則を定めた法律が労働基準法であり、公務員の場合は、労働規則を定めた法律の勤務時間法及び人事院規則に従って勤務しておられます。平成29年度の決算の資料、この資料でありますけど、昨年9月議会で決算の資料の中身を説明を受けました。その中で、職員の勤務時間、休日及び休暇において、平成29年度の資料のもとに質問したいと思います。当町職員298名の時間外の労働につきましてでございます。合計で2万1,492時間。これは、年間の労働時間、時間外の数値でございます。管理職は含まれておりません。平均で72時間。19課中、8課。平均で大体72時間ございますので、その平均を上回る所管は19課中8課ありました。労災保険法、過労死の認定基準の一つとして、1か月の時間外労働が100時間。2月から6か月の平均の時間外労働が80時間以上で基準を超え、労災と認定されますが、当町職員で該当する所管課、人数等、

改めて質問させていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

安藤議員のご質問にお答えをいたします。月に100時間、あるいは平均で80時間以上の時間外労働に関してでございますけども、いずれも該当のほうはございません。まず、1か月100時間を超えている職員につきましては、平成29年度には延べ数ですけども3名、実数で2名ですね。そして平成30年度、今年度では、現在までに1名発生をしております。2か月から6か月の平均の時間外労働が80時間以上であった職員につきましては、平成29年度は1名。平成30年度は2名発生をしております。この100時間を超えたものと80時間以上であるもの。これどちらもですね、同じ職員が重複をしておるものでございます。内容といたしましては、29年度につきましては総務課職員2名が選挙の関係で、今年度30年度につきましては、同じく総務課職員1名が選挙の関係で。またもう1名は協働のまちづくり課職員が消防の関係で勤務したものでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

やはり、それだけ時間外というのが出てるということで、今日お聞かせいただきました。長時間労働のですね、遵守において懸念される次の部署なんですけども、厚生労働省が来年4月からですね、今は一般の労働者だけを義務づけている労働時間を、管理職も労働時間を把握するように義務づけるということになっております。各所管におきまして、バランスっていうのが平均した形の部分はなかなか難しいものだと思いますけども、懸念される部署だとかですね、ありましたら答弁をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

議員が先ほど質問の中で触れられました、年間平均ではございますけども、72時間を上回る19課中の8課ですね。こちらが総務課、収納課、税務課、上下水道課、経営政策課、社会教育課、総合窓口課、協働のまちづくり課という、8課になると思います。選挙があるかどうかですとか、あるいは災害が発生をしているか。そういったような、年によりまして大きく業務量の変動するという部分もございます。

また、あくまで年間72時間ですので、これ単純に12か月で割ると月6時間程度ということになりますので、この8課が直ちにですね、非常にリスク長時間の勤務の可能性が高いという訳ではないと思いますけれども。一部の職員に偏ったりとかということがないように注意をしなければいけないという意味では、この8課というのが懸念をされる部署ということで重複するというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

ありがとうございます。やはり一般企業からしてみるとですね、長時間労働の是正の妨げになっている残業の解消にはですね、やはり、まず公務員の方が手本を示していただきたいという考えがございます。残業に対する考え、そしてブラックな環境でも働いているですね、公務員の方々の現状をですね、根本から変えることが民間を含めた長時間労働の是正につながるのではないかなと思っております。

3番目にいきます。時間外労働の要因としてですね、現在、地域説明会など、夜間・休日開催、税金の徴収業務など、特に今回結構負担をかけているところの部署で収納課さんとかあるかと思えます。自宅訪問などですね、業務上やむを得ない時間外労働に加えて、民間企業と同じく残業が美德だというふうな考えが根強く、民間企業でもあります。自分の業務が早く終わりですね、定時で帰ろうとしても、管理職が職員が残っているの、部下が帰りづらいということは民間企業でもただただございます。私が一般企業で課長になった時にはですね、書いて字のごとく、課に長くおるんだというふうな笑い話までなると、笑い話もありますけれども。なかなか課長さんがいると、部下の方が帰りづらいというところもあるのではないかなとは思いますが。そこで質問いたします。部下の方が帰りづらいという環境がですね、粕屋町役場の中に全くないのか、ご質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

残業を美德とするというような考え方と時代とともに薄れてきているというふうには認識しておるんですけども、まだしかし、一部には確かに残っているのかなというふうにも思います。職員の健康管理とあと無駄な公費、税金の削減という意味での残業代の削減。この両面からですね、これまでも不要な時間外をしないよう、また、時間外業務が発生する場合には、必ず所管長の事前命令を受けて、必ず残業時間をつけるようにということで、指導を重ねているところでございます。今後とも、この指導を徹底してまいりたいというふうに考えています。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

やはり、そういったことにおいては、公務員の中でもいろいろあろうかと思えます。そういった中ですね、やはり先ほども言いましたとおり、来年からは管理職であっても勤務時間の管理というのが起こってきます。各所管のトップに立たれる課長さんにつきましてはですね、自ら率先垂範ではありませんけども、時間外の削減に向けたですね、取組みをしていただきたいなと思っております。時間外労働のですね、管理なんですけども、民間企業とは違う環境でですね、労働時間の時間外管理及び時間外労働はどのような管理をされているのかご質問いたします。今、民間企業におきましては、私が勤めてる会社におきましては、指紋認証ということで今まで、タイムカードっていうので管理運営をしておりましたけども、なかなか不正があるとか。遅刻しそうだ、押しとってくれとか。そういった問題等の懸念があったためにですね、昨年からは指紋認証によるタイムカード制ということが取り入れられております。これは、大手企業さんにおきまして、ICカードによる出勤と退勤と。特に大きな工場においては、そういった形の管理がなされております。現在、本町の中ではどのような時間外管理及び時間外労働の管理はされているのか、ご質問いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

時間外労働等の管理につきましてはですね、まず本来の勤務時間を明確にするということがまず第1になると思います。一部、例えば保育所ですとか、かすやこども館になりますけども、シフトのあります部署がございますので、ここにつきましては施設長がシフト表組んで、まず、本来の勤務時間を明確にするというところから始まります。休日出勤や時間外勤務等が発生する場合には、事前に先ほども申しましたけども、所管長の命令を受けましてですね、勤務をするという形になっております。勤務の状況によりまして、命令が事後になるという場合もございますけれども、基本的には以上のような手続をもって、今勤務時間の管理を行っておるところです。議員の言われるような指紋認証になるかどうか分かりませんが、システム上の管理。これは必要性を感じておりまして、実はここ数年導入のほうを今検討しておるところでございます。昨年ちょっと当初予算とかに上げようとしたんですけども、予算がつかなかったり、適当なシステムがなかなかちょっと見つからないというところもございまして、今年度、また来年度予算にもです

ね、ちょっと検討していこうかなというところで今動いておる最中でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

そういった取組みが検討がなされたということですね、そのことにつきましてはお願いしたいと思います。次に、土日祝日事業において、今後、職員の休日労働時間の削減を図る必要からですね、毎年行われてきた町の事業において、有効な運用の見直しだとか内容の簡素化などについて、町長にお伺いしたいと思います。まず、今年、粕屋町の町民運動会もですね、57回目を数える大会となっております。第1回大会が57年前ということは昭和36年になります。私は、その頃にはまだ生まれてきておりませんが、町長は多分に小学校3年生ぐらいで第1回目を迎えられたと。出場されたというふうに思っておりますけども。そのことにつきまして、町長の見解をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田彰君）

前段のご質問で総務課長のほうからお答えしましたけども、通常の平日の残業、これももちろんございます。説明しましたように、選挙関係。これはもう非常にですね、もう目の前に選挙の期日が迫っているという状況で、担当職員も一生懸命に時間を気にすることなくやらざるを得ない状況。これもございます。それと消防関係もですね、やはりあれだけの式典ですので、非常にその短時間の間ですべきなんでしょうけども、やはり事前に用意、そして当日の勤務というふうなこともございます。そういう行事が年間に数回ございますので、時間外労働は長くなる傾向にあるということもございます。ただ、今議員ご指摘の行事、イベント関係につきましては、過去も過去からも、そのイベントを同時開催をして、なるべく職員の負担ももちろんなんですが、住民の方が、ご参加いただける方々の時間も節約できるように、という試みをしてまいりました。ちょっとご披露いたしますと、直近では平成28年度から、文化祭とわっしょいフェスタの同日開催。さかのぼりますと、平成24年度から人権週間における人権を尊重する町民の集いでの各課統合の開催。これは社会教育課、学校教育課、介護福祉課、総務課等の行事の同時開催。そして、平成30年度から今年度からですが、体力テストの年1回への見直し。そして町民マラソン大会。これは平成20年度にはもう廃止して、体育協会陸上部主催での新春駅伝大会というふうに、イベントにつきましては、できるものから縮小、若しくは同日開催を行っている状況でございます。以後も、社会教育関係の行事につきましては

一番多いですので、これは、今後もいろいろ検討を重ねていくつもりでございます。ただ、それぞれですね、このイベントにつきましては、住民の方々の意向もでございます。やはりこれは開催してくれと、住民が一堂に会して、町民みんな町を挙げてお祭り気分を上げようと、粕屋町の活性化を図ろうというような目的のイベントもございます。そういったものは大事にしながら、今後も職員の労働時間の短縮に向けて、検討は重ねてまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

ありがとうございます。いろいろと効率よく考えていただき、今までのですね、粕屋町の伝統の行事というのは多々ございます。その中で、継続していくということは、なかなか難しい状況になってはきましたけども、職員の皆さまはじめ、ご努力でしていただきたいなということを要望したいと思っております。コメント言えばですね、決まった時間での勤務が定めてあると認識しております。民間企業を取り入れてるフレックスタイム。テレワークの部分につきましては、先ほど介護離職が増えるということで、大手企業、トヨタさんでありますけども、テレワークの導入というのも今やられて実施されておられます。在宅勤務制によってですね、そのうち職場に出勤する時間は2時間で定め、あとは自宅のほうで、テレワークによる業務をこなしていただくという内容ではあるんですけども。今後、先ほど総務課長のほうから答弁がありましたようにですね、時間外削減っていう形の部分で、今後、取り入れてるフレックスタイムだとか、テレワークだとか。そういった部分の考えはございますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田彰君）

まず、粕屋町ではですね、今そういった残業を少なくすることにつきましては、総務課長のほうからの指導、指示もございますけども、毎週水曜日をノー残業デーと設定しまして、職員への呼びかけ、特に管理職へ徹底するように呼びかけを行っているところでございます。また、一部自治体におきましては、今議員おっしゃるようになりますね、フレックスタイムの導入・拡充、そしてテレワークの推進なども実施されておるようでございます。時間外勤務時間の縮小以外にも、介護や子育てをしながらの勤務。新型インフルエンザ等の感染症蔓延時における業務継続などを想定して、これは有効性が高いものは思われておりますけども。しかしながら、一方で、業務全体に対する窓口等の接客業務の割合が非常に行政機関高うございます。

都道府県や大規模の市と比較して、職員総数が少ない中小規模の基礎自治体では、導入のハードルが非常に高い。そしてメリットが少ないという意見もございます。特に、テレワークではセキュリティーの確保、そして会議等のグループワークを可能とする機器の導入などのイニシャルコストの負担もあるようでございます。粕屋町にとって、導入の適否や導入するとして、どのような方法がコストメリットに優れるのか。そういった情報も収集しながら今後も研究・検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

民間が取り入れてるテレワークが導入されればですね。現状、民間企業での現場での拘束時間が少なくなりですね、通勤時間の短縮など、通勤費のコスト削減、負担が軽減されるということで、今一般企業では注目をされてるシステムでございますので、検討方よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。次の質問は、校務支援システムに関わる国の動き、本町、近隣町の導入状況について質問させていただきます。これも働き方改革の一環としてですね、教職員の方々の拘束時間の削減であったり、時間外労働の削減になるということで、文部科学省が推進している事業であります。今回、この質問に当たりですね、文部科学省の平成30年度の概算要求の資料を家のパソコンで調べたり、印刷したりということの部分の事前の下調べといたしますか、そういった勉強をさせていただきました。文部科学省だけでですね、資料を印刷するとですね、かなりのページになります。途中でインクがなくなり買いに走るということもございましたけども、ページ数ではかなりのページが出てまいりました。前概算要求の内容のポイントにつきましては、全47項目にのぼりですね、要望額5兆8,380億円ということで。これは、国の国家予算が一般会計総額大体97兆7,000億円ほどになっておりますので、その大体約6%ぐらいになるんですけど。日頃、その5兆とか1兆だとかってというのは、なかなか実感がなくてですね、12月、この頃になりますと年末何とか宝くじという10億が大体何メートルになるのかとかそういった話題がテレビだとかで報道されます。大体5兆8,380億円が大体どのぐらいの高さになるのかという、ぴんとくるようなことを思う訳ですけども。大体福岡市、私運送業に付随しておりますので、距離的には福岡市から佐賀市内約60キロ弱ありますけども、その距離に達する。一般会計の97兆7,000億円などの距離になるかということ、福岡市を起点とすると静岡県の手前約浜松と静岡の間ぐらいの距離に達します。そういった

中ですね、予算の概算要求のポイントということで調べましたところ、今回、質問に当たりですね、校務支援システムですね。予算は約6億円ほどございました、30年。そこで質問に移りたいと思うんですが、近年教職員の多忙化が叫ばれております。全国各地で業務改善や部活動指導にかかる教職員の負担の軽減が行われております。その取組みの一つとして、校務支援システムの推進があります。校務支援システムによる業務の効率化を図る。今までは手書き、手作業が多い教員の業務の効率化を図る観点から有効とされております。教員の働き方改革にあたり、校務支援システムの導入状況についてお尋ねしたいと思います。文部科学省からは、自治体における校務支援システムの導入に関して、これまでにどのような動きがあったのか、ご説明をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

今、安藤議員おっしゃいました働き方改革の一環で、学校にかかわる校務支援システムに関する国の動きについて、簡単にご説明させていただきたいと思います。インターネットや携帯電話の普及を始めまして、政治、社会、生活のあらゆる場面で、急速な情報化が進められておる中、国は、教育現場の中においてもですね、21世紀を生きる子どもたちを育む基盤づくりとして、教育の情報化を推進をしていきました。教育の情報化に関する取組みといたしましてですね、三つの大きな取り組みがなされているところでございます。一つは、情報の情報教育の推進。それから、教科指導におけるICTの活用。それから、公務の情報化の取組みという形になっております。この最後の公務の情報化の取組みの中で、先ほど出てきております校務の支援システムの普及が進められているところでございます。具体的には、平成21年ぐらいにですね、実際の中身を申しますと、テレビのデジタル化や、校務用パソコンの設置並びに校内LAN等の設備等を行いまして、校務の情報化が進められてきたところでございます。平成23年からですね、毎年、学校におけます教育情報化の実態調査に関する調査っていうのが行われてきまして、その中では、実際的に校務支援システムの整備率というのは、29年当時でございますけれども、全国的には、85%どまりぐらいになっているようでございます。現在におきましては、その情報化に加えまして、先ほど議員おっしゃいましたような教員の働き方改革を含め、業務の効率化並びに教育の質の向上のための具体的な解決策の一つとしてですね、現在では統合型校務支援システムの導入に、国としては取組みが進められてきております。現在の国の動きというのは、以上であるような状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿委員。

◎5番（安藤和寿君）

文部科学省の概算要求の中にですね、補助率が2分の1ということになっております。まず校務支援システムですね、これ目的なんですけども、出席管理や指導要録の作成などですね、公務をシステム上で管理、運用、情報の共有ができるサービスのことであります。効率的な校務処理とその効果から生み出される教育活動の質の改善、教職員のゆとり確保がシステム導入の目的であるということで、先ほど課長のほうから答弁をいただきました全国的に85%という普及率ということの答弁がございました。そこで、本町近隣町においてですね、現在の導入状況について答弁のほどお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

本町の導入状況でございますけれども、先ほど少し触れました21年当時にですね、いろいろなIT関連施策が行われました。それを受けまして、本町におきましては23年度からですね、教育委員会事務局が統一して管理できます校務支援システムを導入しております。その以前につきましては、機器的なものです。サーバーの設置であったり、LANの設置であったり、それから電子黒板それからデジタルテレビ、それから校務用のパソコン等も導入しながら、実際的には運用開始したのはですね、平成23年度になっております。近隣の導入状況でございますけれども、その市町全校がですね、全て100%を導入しているという市町につきましては、近隣では古賀市さん、それから須恵町さん、志免町さんが、全ての小中学校で校務支援システムを導入されておるようでございます。一つ、最終的に先ほど私が国の動きで統合型公務支援システムという言葉を使わせていただきました。国は、最終的にはそういう校務支援システムを目指しておりますが、現在私どもが入れているのはですね、そこまでの校務支援システムではございません。少しご紹介させていただきますけれども、統合型校務支援システムといいますのは、業務系いわゆる生活管理、ああ成績管理それから出席管理、それから時数管理等を行うもの。それから学歴系ですね。これはもう指導要録等を行う。それから保健系といいまして、健康診断表並びに保健室の来庁管理あたり。それから学校事務系を統合しましたものをですね、全てを有しますものを統合型校務支援システムというふうに言うものでございます。この統合型支援システムをですね、現在、全国的に利用しているのはですね、先ほど85%で言ってみました数字とは外少し違いますけれども、40%強であ

るようでございます。まだまだ全国的にはですね、国が申します統合型支援システムまで、まだ至ってないでございますけれども。今後は粕屋町においてもですね、これの普及に近づけるようですね、付加価値をつけたシステムの構築に進めていきたいというふうに思っております。すみません。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

文部科学省のですね、資料において、熊本県が実施した調査報告がされておりました。この校務支援システムを導入する、してですね、導入前後を比較すると、教員が直接的に子どもたちの指導を行う時間が1日当たり30分以上増加したという結果の報告がなされておりました。そこで、今、課長のほうから説明を受けましたけれども、今年度ですね、本町6校において、公務支援システムの助成額、教職員1人に値するとですね、どのくらいの金額になるものなのかということがちょっと知りたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

本町の費用がどれぐらいかかっているかという形のご質問だろうというふうに思っております。先ほど、導入市町村を申しましたけれども、各市町システムの形態や学校数によっても違いますので、比較ってということにならないっていうかもしれません。町においてはですね、今現在、私どもが使用しておりますソフトについてはですね、年間でライセンス使用料と保守料を含めまして、65万円程度でございます。このソフトだけをですね、現在、このシステムを使用しております教職員から割り戻しますと、2,400円程度となっております。これは機器等のですね、ものは含んでおりませんので、そのシステムソフト代だけに関して申し上げます。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

2,450円。先ほど冒頭に言いましたインク代ぐらいにしかならない金額なのかなというふうに感じております。文科省のですね、報告ではですね、熊本県のほうで1日当たり30分以上ですね、子どもたちの指導が行う時間が増えたという部分に関しては、タブレット端末を各職員の方に配ったと。その結果、横の情報等の部

分ですね、削減やりとりが軽減した中で、そういった改善ができたという報告がございました。それで、今後ですね、いろいろ予算的な部分の課題はあろうかと思うんですけども。本町がですね、今後、校務支援システムですね、導入によって期待している効果などありましたらご説明をもらいたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

本町がですね、現在導入しています校務支援システムの形態は、先ほども少し触れましたけれども、そのうちの一部でございます統合型の一部という形になります。実際的には名簿情報管理、並びに出欠情報管理、それから成績情報管理、指導要録作成、それから通知表を作成、電子メール、間接的でございますけれども、調査書の作成が可能となっております。システムの導入効果でございますけれども、実際的には生徒・児童に関する効果の中ではですね、学習指導の質の向上、それから、生活指導の質の向上が上げられると考えております。また、教職員に関する効果につきましては、業務全体の質の向上であったり、スピード化、平準化、それからコミュニケーションの向上が上げられると思われます。更に、保護者に関する効果といたしましては、通知表等への記載内容の充実という形になると思います。最終的には子どもたちと向き合う時間がですね、非常に多くなって教育の質の向上につながっていくという形が期待されるところでございます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

コミュニケーションの向上ということですね、やはり私としてはまず、教職員の方ですね、多忙化をですね、解消していただいでですね。1分でも多く子どもに向き合う時間を確保してほしいなというふうに思います。それからまた、パソコン等ですね、関連につきましても、毎年、やはりパソコンというのは進化しております。そういった中で、ブルーライトだとか今CM等でですね、ブルーライトが優しく見える、影響のないルーペだとかいうふうなCMがあっておりますけれども。そういったのをですね、軽減させるパソコンも出始めております。テンキーを打つキーボードについてもですね、非常に負担が少ないキーボードに変わりつつあります。そういった中でですね、来年度、予算という形の部分で少しでもですね、負担軽減がですね、していただきたく思います。また、日々の授業においてもですね、いろんな教職員の皆さまには負担をかけておるかと思っておりますけれども、子どもの時間

をですね、先ほど言いましたとおり、向き合う時間を向上していただきたいというふうに思います。そういった中で一般質問を終わります。最後に町長、何かコメントございましたら。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤議員、すみません。その前にもう1点。近隣市町の実績についての問いが終わってないんじゃないかなと思いますので、いいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

先ほど導入市町村は申し上げたということで、金額等ですね、言っていなかったということでご指示がありましたので。これ内容のですね、ソフトのそれぞれがいろんなパターンをですね、利用されておって、システムの内容も全然ばらばらでございますので、一概に言えませんけれども。機器も含めましたらですね、粕屋町も含めまして、4万台から教員1人当たりですね、4万台から6万台ぐらいまでに割り戻しするようになるようでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

学校教育課長、すみません。近隣市町の実績。これは金額ではなくて、導入した結果によってどういう効果があったということを聞いてるんだろうと思いますので。山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

その結果についてですけれども、先ほど効果のところで少し触れさせていただきましたが、やはり働き方改革の一環でもあり、業務の向上という形が、一番実績として上げられてるんじゃないかなと思っておりますし、数字的には、なかなかでないというところがございますので、そういう文言でご了解いただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

ちょっとまだちょっと時間が残っているので。大体その校務支援システムでですね、大体幾らぐらいの1人当たりの教職員の方の先ほど2,450円ということで答弁いただいたんですけども。大体幾らぐらいでですね、整備がされて子どもたちと向き合う時間が向上していくのか。大体、概算で分かります。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

先ほど、ちょっと私が違うところ言いました。申し訳ございません。金額につきましてではですね、先ほど少し触れさせていただきましたソフトの種類がいろいろ違います。それから、そのシステムの出席管理とか保健管理とか、いろいろなものをですね、市町によってパターンが違います。それからパソコンのリースとか、サーバーの置く位置とか。そういうものが管理して違いますので、一概に言えませんけれども。粕屋町もですね、その機器を今回、今年度の予算等もですね含めまして、少し先生で割ってみますと、粕屋町は4万数千円。それから古賀市さん、それから志免町さん、須恵町さん、それぞれですね、金額違いますけれども、1番上は6万数千円。という幅のような形になってきます。以上でよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

なかなか機器の金額予算については、ちょっと厳しいのかなというふうにも思います。6万円ということでハードな部分においては、サクサクといくようなパソコンではないのかなというふうには感じております。そのあたりもですね、今後予算の確保。動いてもですね、まずは国の施策でありますので、私としては県議会並びに国会議員の先生方だとかのお願い。日々、お会いしたときにですね、お願いしていくべきなのかなというふうにつくづく感じました。そういったことで、一般質問を終わらせていただきます。あと、教育長申し訳ございません。教育長のちょっと答弁というか、この内容についてはですね、いただければ、コメントいただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

安藤議員、本当に多種にわたってですね、学校教育に関心を持っていただきながらも、こういったシステム、なかなか一般の方にはですね、校務支援システムというのが定着してないので、何のことだろうかと思っただけの方が随分いらっしゃるかなという気がいたしますが。これは時短システムっていうふうに別名言われるんですね。時間の短縮いわゆる事務処理を短縮するためのシステムということで、ICT機器を使ってネットワークを組んでというようなことですね、先生方の事務処理を少し軽減して子どもたちへと。本来の授業の準備とかにかかってほしいという、そういった意味で導入されたものだというふうに私自身も認識しております。そこ分かった上でお聞きいただいて、ただ一人当たりがどれぐらいの金額がです

ね、このことによってっていう、この費用対効果につきましてはですね、何ををもって先生たちにこれが利用されていて、それが効果があるのかとかいう。それを一つ一つを計算するというのは、なかなか町によっても市によっても違うと思いますので、今、課長が申し上げたのは一例だというふうに捉えていただければと思います。ただ、教職員のこういった働き方改革につきましては、平成18年ですか、文科省が初めて職員の実態調査を行いまして、背景には少子化また国際のグローバル化とかですね。OECDの調査結果とか頂いて、文科省がちょっとそこで初めて全国的に調査かけたのがスタートでございます。そして、あといろんなガイドラインが出てきましてですね。今、一番現場にとって感謝されているのは、やはり成績処理なんかがですね、1箇所入れると、全部の先生方のパソコンで見れるという。だから印刷通知表作成についても、担任が全部今までは評価、評定から欠席日数から出欠とかですね、そういったと全部打ち込みよったんですが、それが副担の先生方にお願ひできるようになったとかですね。だから先生方の協働体制がそこで出てきたということで随分時間短縮にはなっているかと思ひます。また一番大きいのは、人じゃないとできない部分もあるんですけど、やっぱ共有できるデータが共有できるということでペーパーレスも随分今浸透してきました。1箇所いい授業の指導案を入れとけばそれをほかの先生たちが使えるということで授業準備も楽になるとかですね。そういった意味合いで、このネットワークというのは非常に私は現場にとってはありがたいという声を聞いております。ほかの市町村についてはという質問を最後にちょっとあつて。ちょっと答えが中途半端になったかと思ひます。私はいろんな学校から来られる先生方がある町ではこういうことができたんだけど、粕屋町はこれがまだできてないんですかとか。粕屋町はこれができるのでいいですねとかですね。やはり、先生方がいろんな情報を持ってきてくれますので、来年度に向けてほかの町がやってるいいことは取り入れていきたいと思っております。粕屋町の子ども約小・中学生合わせて5,000人おりますけど、その子たちにとってですね、いい教育ができるように、また議員さん各位におかれましても、ぜひ行政のほうにいろんなアドバイスしていただきながら、ぜひ予算を通していただきますようお願いをいたしまして、一応私のコメントとして終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

安藤和寿委員。

◎5番（安藤和寿君）

ありがとうございました。今回の働き方改革につきましての質問、いろいろ来年の4月から課題は多くあるかと思ひます。まずは、環境の整備等もですね、いろん

な問題があるかと思えますけども、いろいろなことにちょっとご検討いただいですね。予算のこともあろうかと思えますけど、検討いただきながらお願いしまして、一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

(5番 安藤和寿君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時45分)

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

よろしく申し上げます。最初に、主要農作物種子法廃止問題及び作物生産についてということです。質問通告書には、主要農産物種子法ということも書いておりますが、主要農作物は言いにくいので主要農産物というふうに通称両方とも使って言われておりますので、そういうふうに書いております。

1番、種子法の廃止、生産者はどのような影響を受けるのかと。皆さん、あまり御存じないような法律だと思いますので、ちょっと法律について説明します。主要農作物種子法が今年4月に廃止されました。そもそも、この法律はどのような法律なのでしょう。第1条の目的は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査。圃場っていうのは種子をつくる畑みたいなものですが。その他の措置を行うとなっております。第2条で主要農作物も定義があります。稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆です。5品種です。2項では、生産物審査の規定があります。都道府県が種子生産圃場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否。不良な種子及び異物混入状況等について審査することを言うというふうになっております。第3条では、譲渡の目的を持って、または委託を受けて、主要農作物の趣旨を生産する者が経営する圃場を、指定種子生産圃場として指定するとなっております、厳しく管理されています。種子法が制定されたのは、1952年、昭和27年で、皆さん生まれてたかな、そういうところですが。当時は、慢性的な食料不足で、それを補うために、優良な種の開発普及が必要でした。稲、麦、大豆の品質を管理し、安定的に供給できるように全国に義務づけたのが、この法律でした。言

い換えれば、種子法が米の種を守る役割をしていたため、安心安全なおいしい米をつくることができたし、消費者は安心して食べられたんです。先日、粕屋西小学校で、元九大農場に勤められていたHさんに、私はよく知ってる人なんですが、九大が管理している稲の種類は何種類かと尋ねました。これ農場で管理してるもの。驚くべき種類です。町長、大体どれぐらいだと思いますか。分かりますか。あのですね、粳種。私の想像をはるかに上回る1万5,000種類です。種粳は3年間で新しい種に更新していくそうです。手間がかかるんです。ちなみに、世界で1番多くの品種を持っているのはインドネシアで2万5,000種類。そうした品種のうち、日本では約300品種が作付けされています。九大は、種の保存を主たる仕事としているんですが、新種の開発は恐らく筑紫野市の県の農業試験場だと私は思います。あそこで、皆さん御存じのイチゴのあまおうが開発されました。種子法が、種の安定供給を保障してきていたのですが、今回、安定供給の法的根拠がなくなりました。現在、九州の多くの生産者は農協の育苗センターで育てられた苗を購入して田植えをしているんですが、今すぐ農協の種が欠乏することはないでしょうが。民間の種子会社が種の作付者の取得に乗り出すでしょう。おのずと種の値段が上がり、供給の安定性は崩れていく懸念が生じます。箱田町長、どのような影響が考えられるか。何かつかんであるような問題があったら教えてください。概略でも結構ですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私自身も農業をしておりますので、若干の知識はあるんですが、この種というのはですね、非常に大事なものです。当然、その農業者にとっても大事なんですけども、それを食料とする消費者にとっても、安全性、あるいはその体に栄養があるかどうか、そういったものまで含むと非常に種の保存そして、それを継続して育成していくというのは非常に大事なことだと思いますので、私自身、個人的には危惧する部分であります。その影響はですね、どうあろうかということですので、詳細につきましては担当課、地域振興課長のほうから答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

生産者への影響はというご質問でございます。種子法は、川口議員が言われるように、戦後、主要作物の増産と安定的な供給という国家的要請を背景に、国及び都道府県が主導して生産・普及を進める必要があるという観点から制定されまして、都道府県が中心となって種子生産を行ってきたところでございます。法律の実施主

体であった福岡県の状況をホームページで確認いたしますと、平成30年4月の主要農産物種子法廃止後も、「福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱」に基づき、これまでどおり種子の生産及び供給を行います。とされております。また、直接、県の担当部署に問い合わせても、普及すべき優良な品種の決定、現原種の生産、圃場の指定と生産された種子の審査などを通じて、優良品種の生産・普及にしっかりと取り組んでいく旨の返答をされております。このようなことからいたしますと、生産者への影響は小さいものであるというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そのような、県の状況というのは大体私も把握しております。そうあってほしいというふうに思います。それでは2番目に移ります。種子法廃止に伴う福岡県、粕屋町の対応について、今少し若干述べられました。国会では、立憲民主党、日本共産党など野党6党が4月19日、主要農作物種子法復活法案を国会に提出し、日本の種子を守るために、その法律の復活を目指しています。今のところ継続審議になっています。また、条例をつくり、県レベルで対抗しようという動きもあります。新潟県、兵庫県、埼玉県は条例を制定し、県の公的機関が、以前と同様に種子の生産供給が可能な体制を続けられるようにしています。福岡県では、我が党が主要農産物種子法の復活を求める意見書を提出しましたが、残念ながら否決されてしまいました。しかし、多くの生産者や消費者は不安を抱えています。元来、種子法廃止の背景にはT P P環太平洋連携協定があると言われていています。T P Pにおいては、自由な競争を阻害する非関税障壁になるそうです。障壁打破が種子法廃止につながっているのです。一つの品種を開発するには10年、増殖には4年かかるそうです。粕屋では、夢つくしや元気つくしが奨励品種としてあります。日本中では、コシヒカリや秋田こまちなどの超有名な銘柄米がありますが、これらを口にできたのには、膨大な歳月と労力をかけて、その予算を税金で賄ってきたからです。日本では、企業も品種の開発を行っています。三井化学はみつひかり、住友科学はつくばSD。日本モンサント、これは外資系の企業ですが、それはとねのめぐみなどがあるそうです。これらは、主に多収量の業務用として作付けされているそうです。恐らく、何ですか、くるくる回るすしのネタとか、それとか丼物とかなんかに使われているんじゃないかなというふうに思います。コシヒカリの種籾が1キログラム当たり400円。10アールあたりでは1,400円、一反作付けするのに大体1,400円ぐらいかかる。育苗するともっとかかりますけど。それに比べて三井化学のみつひかりは、そ

の4倍から5倍。1キログラムが約4,000円から5,000円。住友化学のつくばSDは、1キログラム1,500円から2,000円になると言われています。生産者や識者の間では、日本では小規模生産者が多い。生産規模の小さい銘柄は集約されるので、国内の品種はいずれは大企業の品種に置き換わっていく。従来の子種を作り続けたいと思っても、各都道府県が生産をやめれば種子が手に入らない。やがて、外国の多国籍企業の種子を一般の農家は買わざるを得なくなるだろうと嘆いています。また、アメリカの企業である、さっき言いましたモンサントはF1品種といって、1年生、1回だけの種子なんです。収穫するだけのためですね。そういうものを作っておりますので、次に種として植えられません。だから種にならない作物品種を開発しています。従って、自家製の種はできないのです。種子は必ず買わなければなりません。種子法廃止は、米生産者と消費者に大きな影響を及ぼすのです。従って、今、自治体の対応をきっちり位置づけておかなければなりません。福岡県の対応はさっきおっしゃいました。また粕屋町として、そうですね。粕屋町として食料の主食である米生産を維持していく上で、どのように考えてあるのか。そこまで深く考えてなかったなら、なかったで結構です。箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、質問者がおっしゃるとおり、県の対応はですね、条例までいってない。ただし、条例ではありませんけども、事務手続の要領を定めたこの種子の安定供給に関する基本要綱、これを制定されておるようでございます。先ほども担当課長が申し上げましたように、今後もですね、県と変わりなく同時歩調で、この問題に全面的に県に協力しながら、粕屋町としては対応を図っていきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

結構な発言だった、回答だったと思います。それでは3番目です。農協及び生産集団、法人の種子保存と改良の取組みの支援問題です。ちょっと私ごとですが、種子にまつわる話をしてみたいと思います。私の母の祖母は、つまりおばあちゃんは明治生まれで、今の福岡市平尾の出身です。太宰府に嫁いできました。昔の百姓の娘なので、種子を持って嫁ぎました。結構これ多かったです、百姓の嫁ぎ方としてね。母は、私の母は小さいころからそれを食べていたので、その種子を持って嫁いで来たわけではないで、途中からね、種子を持ってきました。今、私はその種子をまいて春野菜の一種にしています。あごおとしと言って菜種科ですが、あだなの

品種です。あごが落ちるほどおいしい野菜ということだと思います。食べ方としてはイリコのだしでですね、煮つけて食べると少し苦みがあるんですが、春の香りがする野菜です。今は、自然交配が進んで、昔の味が出ないんですけど、多分、黒田藩が奨励した品種だったのではないかと思っております。残念ながら、野菜は種子法がないので、もう昔からの日本古来の品種は、欧米風のサラダ的な品種に置き換わってしまったんじゃないかと思います。豆の種を買うとですね、裏に産地が書かれているんですが、アメリカとか他の国の品種に置き換わっています。種子法が廃止され、行政が日本の種子の保存と維持、改良などの取組みを廃止するか、または縮小するとすれば、野菜のようになってしまいます。これでとどまればいいんですけど、そうしたときに、日本の気候とか土質とか地域性に適用して、栽培されてきた品種の種を保存更新、それから改良していくために、生産者と直結した農協なり法人化して、作物生産をして、種子ですね。種子の生産をしている民間の中小の法人に頼らざるを得なくなります。それらの団体に対する補助制度なり、行政の支援などが維持されていくのでしょうか。この辺を箱田町長また答弁をお願いします。どのようにされるのか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきまして、担当課のほうで調べておりますので。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

種子の保存や、新種の改良に補助制度があるかというご質問でございます。福岡農林に国の状況を尋ねますと、特に種子の生産、開発に伴う支援はありません。それから、福岡県に確認いたしますと、通常制度である福岡県農業制度資金のメニューの中で、施設や機械などの融資制度があるということですが、国と同様、種子の生産開発などに伴っての特化した補助制度はないそうでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

種子法が廃止されたという新しい状況が生まれましたので、この補助制度は、今後、進めていかないと大変なことになると思いますので、町長努力していただきたいというふうに思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども申し上げましたように、県の取組みに協力しながら、一緒に進んでまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、種子法に関しては終わります。

2番目は、プラスチックの回収問題です。粕屋町におけるプラスチック回収の現状について質問します。私は、9月議会におきましてプラスチックごみの問題を質問いたしました。その後でのマスコミで大きくこの問題は取り上げられています。プラスチック減量化の動きを見ましても、日本はもちろん、世界中で取組みが始まった感じがします。つい最近、日本のペットボトルを使用している飲料メーカーが会議を開き、2030年までに体制をつくって、100%再使用するという取決めを行いました。また、アメリカにおいては、カリフォルニア州、フロリダ州をはじめ大きな州ですね、はじめ幾つかの州でプラスチックストローを紙ストローに切り替えることを決めました。オーストラリアでは、大スーパーが自主的にレジ袋の配布をやめて、3か月で全国の80%をカットしたそうです。ヨーロッパやっておりますけども、それに続いて世界33か国で使い捨てプラスチックの使用を禁止したと言われております。日本においては、コーヒーチェーンの大手のスターバックス、ホテルの大手のヒルトン、あるいはファミリーレストランのゲストとかすかいらく。これI K E Aっていうのもそれに入るんですかね。紙ストローへの切り替えを決めました。紙ストロー業界は生産が今追いつかないそうです。しかしですね、一方では市場の広がりを感じず話も聞いています。中国がプラスチックの輸入を拒否したので、スリランカへ今運ばれているそうです。スリランカでは、価格が2、3倍にはね上がっているらしいと聞いています。まさに地球規模での影響を考えなければいけない状態になってきています。9月議会では、箱田町長も安松道路環境整備課長も、地球規模の環境問題、海洋生態系への影響の問題など、るる述べられました。粕屋町は小さい自治体ですが、じゃあどんな取組みができるのでしょうか。ごみの問題では、いつでもどこでも4R運動。リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルが言われています。粕屋町においては、現在はペットボトル、空き缶空き瓶類など、資源ごみとして回収されていますが、プラスチックごみに関してはどのような措置になっているのか、現状を述べていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

ご質問にお答えいたします。現在、当町におきましては、クリーンパークわかすぎにプラスチック等のごみは収集しております。それで、プラスチックのごみのみの回収は行ってはおりません。例えば、あのボトル類やカップ、パック類などのプラスチック類の可燃ごみとしまして、袋に入れて出していただいております。この可燃ごみは3町で構成されてますクリーンパークわかすぎに集められた後、細かく破碎乾燥され、固形燃料RDFとして再生されまして、火力発電所の燃料としてリサイクルされております。また、ペットボトルのマークのある飲料用調味料用のペットボトルにおきましては、ペットボトル専用の袋で出していただいております。このペットボトルもクリーンパークに集められ、選別し有価物として売却されている状況でございます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。次は、分別回収の拡大について質問いたします。11月18日に開催しました議員の議会報告会の意見交換会のペットボトルの分科会ではいろいろな意見が出ました。ある女性の発言ですが、10数年前ですか、分別回収の説明会か学習会が町のほうから行われたそうです。その時の説明は、プラスチックも分けて集めるような説明がなされたので、それで、そのとおりに集めていたら、プラスチックは燃えるごみに入れ直してくださいと、町のほうから後日指示があったそうです。大変な思いでですね、燃えるごみのほうに入れ直したという話も聞いています。このような話はですね、私もずっと以前、柚須でも聞いたことがあります。このとき、何らかの形で分別回収しておけば、現在はそれらの形になったんじゃないかと思えます。また、もう1人の参加者からは、大阪の豊中市の分別は20種類に分けているそうで大変だった。当然、プラスチックも分別回収だったと言っています。ちなみにプラのマークのついたものを分別していたとの報告でした。ここにプラって。タバコの外のピラピラ紙、あれにもプラと書かれていますね。現物を彼が見せました。現在、ごみ減量化を目指して、マイバック持参などの運動があって、女性の間ではもうかなり浸透しています。私も車に積んでいまして、利用しています。ペットボトルと同様に、資源ごみとして回収してはどうでしょうか。スーパーとか買い物店ではですね。トレイや容器を回収しています。また、同じ糟屋地区でも、

古賀市と新宮町が分別回収しております。どちらの市や町も、まずこのプラのマークがついたものが1番の条件です。それに準じてやれば可能ではないかというふうに思います。プラスチックはあらゆるところに使われていますから、相当な資源の再生につながるのではないかと。また、全体としてはですね。大量のプラスチック原料になるんじゃないかというふうに思います。箱田町長、分別回収についてはどのように考えてありますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町の家庭ごみ、一般廃棄物ですが、これは3町で今申し上げましたように構成されておりますクリーンパークわかすぎに集められて処理されておるのは、ご案内のとおりでございます。構成3町のごみの分別形態は、粕屋町と同様の4種類の袋にて回収を行っている状況でございます。議員が言われます分別回収の種類の拡大。これはですね、プラスチック専用の回収を言っているんですが、現在のクリーンパークわかすぎのリサイクルプラザでは、プラスチック専用の選別ラインはございません。つくるとしたらそういった改修工事などが発生する可能性もございますので、粕屋町だけじゃなくて、構成3町の協議検討する必要はあろうかと思っております。また、資源ごみ、プラスチック用の袋も必要となるため、これらの住民への周知も必要になるかと思っておりますので、早期のそういった対応はなかなか難しいという状況だろうと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

私もクリーンパークの議員でありますので、何らかの形でですね、質問するなり意見を述べていきたいと私は思います。ここに案浦議員から頂いた資料がありますが、神奈川プラごみゼロ宣言と。神奈川県ではですね、プラスチックをごみをゼロにするという宣言を出しております。神奈川県知事、黒岩祐治という中身もありますので、県段階でもこのような取組みが今行われようとしていることを皆さん知っていただきたいなというふうに思います。

それでは、3番目、須恵川の浚渫問題及び防災の問題についてです。須恵川の防災計画及び監視機能の強化について。私は、須恵川の問題については、度々質問してきました。箱田町長も須恵川とか多々良川の防災問題には何度か言及されてきました。そうした箱田町長の真摯な前向きな態度を期待して、この問題に関して質問いたします。ここにですね、柚須区の農区長のYさんからいただいた仲原農区要望

書があります。流域はもちろん、仲原農区の連名になっています。このように連盟になっています。町長は御存じですか。要望事項は、須恵川の浚渫です。過去に浸水被害、床上・床下を経験した仲原地区住民の災害に対する不安は大きいものがあります。須恵川氾濫の危機感を述べています。それでまず初めに、福岡県の須恵川の防災に対する態度、関心度を伺いたいと思います。私が柚須区長の時から、須恵川の防災計画を作ってくれと福岡県に対して何度も要請しました。現場にですね、須恵川の土手に来てもらって、そして要請しました。いまだ須恵川の防災計画を作成していません。いせんって断定できるのかどうか分かりませんが、していないように聞いています。県は将来にわたって作成しないつもりなのでしょうか。県の態度がどうなのかということですが、箱田町長何かつかんであったら答弁お願いしたい。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、ご指摘の須恵川に関する須恵川に限定した防災計画。それはですね、確認しましたところ、策定の予定はどうもないようでございます。一応それで。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

須恵川だけではないということになれば、最終的な名島のところから考えますと、多々良川、須恵川、宇美川流域の防災計画。そういうのはあるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

多々良川水系、須恵川もそうですけれども、県全体ですね、河川のそういった防災計画ございますけれども、限定したものはどうもないようでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

須恵川の汚染についての監視はですね、汚染の問題は、酒殿井堰の上と福岡市東区原田の井堰のところに2箇所、水を採取して行っていると聞いています。汚染に対する監視ができるんですから、水量の自動監視もすぐできるのではないかと私は思います。ちなみに、朝倉のあの大水害の後、河川の監視装置はかなり設置されたと聞いています。確か1台200万とか300万何かそんな感じで報道していました。ま

た、地すべり地帯の監視装置もセットされました。国からの補助もあると聞いています。これは防災で特別出たんかもしれませんが。朝倉地区以外の地域にもそれなりの防災対策を行うのが、県としてはこれは当たり前だと私は思います。箱田町長が常々言われている監視体制の強化とはどのようなことでしょうか。それらを含めまして答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げますように、須恵川に特化した防災計画がないというようなことはありますけども、これはですね、県の2級河川ですので、必ず県のほうで手当すべきだという私は信念を持っております。従いまして、就任早々県の土木事務所あるいは県の本庁にも行きまして、幹部とも会い、今の要望は監視体制の充実をですね、訴えております。その後、粕屋町のほうで防災会議がございますので、その場にも県の幹部職員が参りました。具体的な、例えばその監視カメラ等ですね、ことを言うべき場ではなかったんですけども、いや、あえて私はそこで強くですね、その職員にも皆さんの前で伝えたとところでございます。そうした効果があったのかどうか分かりませんが、監視カメラではございませんけども、危機管理型水位計というのをですね、扇橋付近に設置する計画がどうもあるようでございます。こういったこともですね、一つ前進のことだと事象と思いますけども、継続して須恵川の監視機能の強化、これも私も県のほうに働きかけてまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、2番目の須恵川の浚渫問題に移ります。須恵川の浚渫の問題ですが、最初に言いましたように、仲原地域の農区長が連名で要望書を提出しているように、私同様に皆さん、土砂の溜まりようが大変な量であるということ。危険な域に達していると感じておられるのではないかと思います。西日本豪雨の時にですね、四国の愛媛県の鹿野川の二つのダムの放流で大量の水があふれて肘川が、あそこの川は肘川が氾濫して、流域一帯に甚大な被害を及ぼしました。これはもう何度も放送されました。この件について、NHKでも原因を探る放送がされました。一つはダムの大量放流の問題。二つ目はですね、肘川の河口ですね。河口に大量の土砂がたまって水が流れなかったと解説していました。地元の話では、昔の肘川の河口付近には200トンの機帆船が出入りする。機帆船というのはポンポン船よりもは

るかに大きな船だと思いますけども、川底が深かったとのこと。それが、土砂がたまって船の出入りもできない状態ですから、これはもう氾濫を起こすのは必定でしょうね。須恵川も同様です。私たちが小学生の頃は、須恵川で泳いでいました。篠栗線のあの鉄橋から飛び込んでですね、勇敢さを競ったりしたもんです。鉄橋下は特に深かった。ドボンと飛び込んで浮き上がるのにしばし時間がかかりました。そのように感じていました。今、自在扇の井堰を立てておりますので、扇橋の下あたりの土砂のたまりは分かりませんが、それから自在扇井堰から下の阿恵橋の付近から一帯を見回してください。どれだけ土砂がたまっているか。緊急に土砂の浚渫が必要です。何らかの対応が必要ですが、箱田町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

町といたしましては、福岡県に対しまして、須恵川の粕屋町内全域の浚渫、草刈り、そして樹木撤去等の要望ですね、毎年行っておるところでございます。また単独、町単独ではやっぱりなかなかですね、実現化しませんので。須恵川を含む多々良川水系関係7市町で構成しております多々良川水系改修事業促進協議会なるものがございますので、その協議会におきましても、九州地方整備局、そして福岡県に対して河川整備事業費確保、予算を確保してくれという要望も行っているところがございます。県の答えはですね、やはり災害が最近非常に頻発しておると。なかなか予算の確保が難しいという回答もございますけども、この河川の管理、これも非常にその国土計画としても最重要課題でございますので、ぜひ実現してくれという要望をしておるところでございます。国・県より河川管理上の支障の有無とか、河川断面の阻害について検討の上、緊急性の高い箇所からの実施をするという旨の回答は得ておるところでございますけども、災害は発生するスタートよりも発生する前の対策が非常に大事で、コスト的にも安うございます。そういった意味からも、今後も強くこのことにつきましては、要望を重ねてまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、3番目です。川底を下げること掘削ですね、川底の掘削と堤防の強化についてです。前の例で肘川の問題を言いますが、肘川では2004年に整備計画を策定していたのですが、河川整備についてはですね、築堤を進めた、川土手のあれは

進めたそうですが河道内と言いますかね。河の中の道ですね。水が流れる道の掘削は行わないというふうにしていたそうです。地元の人にはこれでは危ないと、河道の掘削が必要と言っておられたそうですけどもしてなかった。話はちょっと変わりますが、3、4年ほど前、私は北九州市の小倉南区の南方に所用があつて行きました。紫川の川土手を車で走っていましたが、紫川の川の中で工事が行われていました。私は興味があつたので、じーっと見ていました。ブルドーザーで川底を1メートルほど掘削していました。その少し上流のほうでは更に1mほど掘った川底の位置よりもちょっと深くですね、深い位置から築堤の工事が行われていました。頑丈そうなコンクリートのブロックが並べられての工事でした。その少し上流では、川底もコンクリートで固められていたように感じました。小倉市内では度々紫川が氾濫を起こしますので、氾濫が起らないように紫川の改造が行われていたと私は思いました。たしか紫川も2級河川だったと私は思います。須恵川も同様です。せめて、昔の深さまで川底の掘削が必要です。土木工事は金がかかると言われますが、それは当たり前です。中国では古来から水を治める者は国を治めると。王の必要条件でした。そうした懸命な努力の結果、蘇州あたりですね、あの大运河ができたんです。須恵川は2級河川ですけども、災害が出るときは昔と違ってですね、大勢の人々が被害を被ります。ただ、県に頼るだけでなく、国の各種の補助金などの探求とか各種の交付金の利用などもできないものかどうか探求して逆に提案するなど、早急な措置が必要だと私は感じていますが、何かできるような措置できるような策とか何か町長ありませんか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどの浚渫と同じようなことなんでございますが、今、国は国土強靱化、これを図ると。災害非常に多ございますので、この国土強靱化が非常に最優先課題という位置づけをしております。私も国の方にも参りましたら、単独では要望しますが、なんせ県のものでございますので、県と協力しながら、今後もですね、粘り強く、強く要望を重ねてまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

国の政策の強靱化政策っていうのは、つまりダムをつくるとか大規模な大築堤ですね。それが中心で、そこに国の予算を圧倒的に入れるというふうな方法ですが、土木関係河川関係の識者の人は、むしろそうではないと。例えば、熊本県の球磨川

のように井堰をダムのあるを崩して流れを常につくっておいて、そうして土手をちゃんと丈夫にしていけば水害は防げるという策も考えられています。球磨川ではそれが行われました。そのことを意見を述べまして、次に移ります。

最後は、ふれあいバスの今後についてです。これはもう町民みんながですね。どうなるんだろうか、どうなるんだろうかと勘案、期待しながら望んでいる課題ですが、最初にですね、1番目。調査報告書作成後の進展はどうなっているのかということですが、ちょっと述べてみます。平成29年度、今後のふれあいバスの運行について。町民アンケートが大大に行われました。一つは、バス利用者アンケート。それから、実際にふれあい。これはですね、実際にふれあいバスを利用してある町民100名に対して行ってあります。回収がですね、70名からされています。二つ目は、粕屋町在住で18歳以上の方2,000名と地域の代表など250名の方。合わせて2,250名の方を対象にして行って、884名の方から回収がぁっています。回収率は39.3%でした。その結果として、平成30年3月に二つの報告書が公表されました。一つは、粕屋町町内巡回バス利用者アンケート。二つ目は、粕屋町町内巡回バス町民アンケート、これの報告書。ふれあいバスは、社会福祉協議会が運行する福祉バスです。高齢者とか障がい者とか体調の悪い方などが利用するのが前提の運行計画になっています。もともと市営のバスというのじゃないので、利益を目的にしたバスではありません。いつでもどこでも満員というのがある意味では求められるものじゃないと私は思うんです。町民アンケート報告書の結果でもですね、利用していると回答された方は12.9%。これは体調の悪い方、身障者の方、高齢者の方を考えると、結構高い比準じゃないかというふうに思います。それらを勘案するとよく利用されていると思います。特にCコース、これは西のほうのコースですね。ですが、柚須文化センターで乗車される人は大体毎回3、4名いらっしゃるようです。バスの中をのぞくと結構な方が乗車しているなというふうに思います。アンケート結果と大体目視が一致します。この報告書を生かして、今後の検討、今後の検討ですね。検討され、生かして、今後の検討ですね、どのようにされているのか。現在の進行状況ですね、もう皆さん注目してありますので、ちょっとかなりできるだけ詳細に報告してください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

この問題につきましては、関係会議、庁内会議も数回行ってあります。その状況も踏まえまして、担当課長、都市計画課長のほうから答えます。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

川口議員さんのご質問にお答えいたします。報告書作成後の進展はどうなっているかについてでございますが、今回、実施いたしました町内巡回バスの調査結果を受け、関係各課と今後のふれあいバスについて会議を行っております。会議におきましては、利用者アンケートの内容を参考といたしまして、バスの運行費用も考えながら、会議を行っております。そのような中で利用者の意向、いわゆる希望が多い土日の運行やですね、バスで1番行きたい町内の施設、スーパー、イオン、買い物。特に大型商業施設でありますイオンへの乗り入れをどのようにするか、運行費用も含め検討を行ったところでございます。この運行、民間で運行を行った場合は、現在のふれあいバスの運行費用よりかなり多くの経費が必要となっております。そのため、現行のふれあいバスの体系で、土日運行やイオンへの乗り入れを調整、検討することということで進めていきたいということとなっております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

具体的に聞きますと関係各課の会議っておっしゃられましたが、何回ほどやられましたでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

会議につきましては、3回ほど、関係各課集まっていたいて実施を行っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

各課の会議に参加された方の対象ですが、係長とか課長とかその職責をちょっと。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

会議につきましては、6課集まっていたいております。その6課の内訳としましては、総務課、経営政策課、介護福祉課、子ども未来課、学校教育課、都市計画

課の6課でございます。会議のほうにつきましては、関係課の課長さん並びに担当者いらっしゃるところは担当者の方も出席をいただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

報告書、ちょっと詳細に調べますと、やはりスーパー、イオンが大体これは880何名のうち242名。36%ですね、多いです。圧倒的に多いです。それから役場がですね、94名で14%。その次が病院・医療が74人で11.3%。大体この辺に行きたいという要求が非常に強いと思います。だから、ふれあいバスは、福祉を中心としたバスですよ。だからこれは、その住民というよりもむしろ高齢者とか身障者とか、その人たちも含めた住民の要求を実現するにはちょっと不足かなというふうに思いますね、中身として。それで、どのような展望が開けているのか。どういうふうなバス形態にしようと思ってるんでしょうか。その辺について質問します。回答をお願いしたいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、課長が申しあげましたとおり、生活の動態に即した今後のバスの運行が必要だろうと思っております。今、現在運行業務を行ってます社会福祉協議会。この協議会とですね、今は協議を行って、これはもう人員配置等の問題が非常に多うございます。そして実施した場合の経費もありますので、その検討を行っておるところでございます。具体的な問題になるのですよね、次の質問にもかかわってくるんですけども。今申しあげましたイオンへの乗り入れもですね、これはイオンとの協議が必要でございます。物質的な協議も必要でございますし、イオンに既に乗り入れております西鉄バスとの協議も必要であろうかと思っておりますので、その対応を今考えておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

この前の議会報告会でもですね、スライド出したんですけど。ふれあいバスはどのようなものですかと。乗ってある方にですね、利用してある方に聞いてありますね、これ。そうすると、必要不可欠で重要な移動手段ですというのが8.8%で、これは、高齢者とか身障者とか体の弱い方なんかにとっては、もうなくしてはいけな移動手段だというふうに認識されると思います。そしてまた、まだ若い人でしょ

うけども、将来高齢になったときなど必要な移動手段ですってというのが68.2%ですか。70%の人がこのバスの運行については期待してあるんですね。そういう意味で、粕屋町においてはどうですかね。将来とも必要不可欠な取組みになっていくんじゃないかというふうに思います。それではですね、最後の質問ですが、具体的な動きをどうつくるのか。参考となるような他市町村の事例はないのかということで質問をします。最近8月からですね、古賀市が導入した地元のタクシー会社に委託した9人乗りのジャンボタクシー。それが西日本新聞に掲載されました。利用者が少なくでですね、苦戦しているという記事が載っていました。こうしたですね、苦戦しているというような話はよく聞くんですけど、一方でですね、うまくいっている経験はないのでしょうか。私が度々、質問なんかで出しますけども、小倉タイムスにですね、北九州市の運行の同じような運行交通体系の記事が掲載されております。西鉄バスが赤字路線を廃止する中で、市営バスをどうするのか。市の交通体系をどうするのかの議論が今北九州市で行われているそうです。ここの記事はもう3回ぐらい連続して出されております。参考になるのはですね、我が党の石田泰高議員が紹介した、2007年から始まった新潟市の乗車率が増えているという新潟市が行っている交通政策。私もちょっとホームページで開いたんですけど、すごく110何ページかのあれなので、全部を印刷することができなかつたんですけども。北九州市では、建築都市局の交通政策担当者らが、新潟市の交通を視察調査してですね、どうやら新潟市の交通視察施策を参考にしてフィーダー化するって言って。何かですね、支線を幾つも作っていくと。要するに、どういったらいいんですかね。拠点のところバスターミナルみたいなぽんとつくって、それから支線をこう出して行くというような方向での計画で進むようです。交通政策に詳しいですね、共産党の市会議員で山内君と山内涼成君っておるんですが、市内のバスの運転手でしたから、非常に詳しいんですよ。乗り継ぎのバス停、新潟市を視察してですね、こう言っています。乗り継ぎのバス停の整備が雪国新潟市のネックだったんですが、今では、待合所が住民交流の場、これがフィーダー化すれば、バス停がにぎやかになると、交流ロビーになるだろうと。まずなるだろうと述べています。粕屋町は新潟市とは全然違う、規模が違う。だから、これを即利用するという事はないでしょう。できないかもしれない。しかし、何か例えば門松とか幾つかのJRの駅が粕屋町ありますから、それと結びつくような、何かこう方向のバスの運行形態とか。何か考えていくことも必要でないかなというふうには個人的に私は思います。何かこうそういうふうな全国的に見ますと、多数の市町村がありますから、何か参考になるような市町村をつかまれているとすれば、報告願いたいと思うんですが。何か参考になるような市町村ありましたか。お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

参考になるという他自治体の事例ということになりますが、他の自治体のほうでいろいろと工夫している点等につきましては、一つはパターンダイヤの導入ですね。あるいは短いバス停間隔の導入等をされていらっしゃるところもございます。また、高齢者あるいは障がいをお持ちの方々がバスに乗りやすいようにということで、ノンステップ車両の導入など、そういう車両を導入いたしまして、利用しやすい交通環境づくりを進めてらっしゃっています。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

市町村としては、ないですか、視察できるようなところとか、そういうところありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

福岡県内でもいろんなところがバスですね、事業されていらっしゃるし、ちょっと全国的に特に特化したっていうところはですね、現在のところをちょっとつかんでないようなところではあります。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

町民がですね、注目している事業ですからですね。早急にはなかなかいかないと思いますので、十分調査して失敗のないような計画を練り上げていただきたいなというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

（9番 川口晃君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号6番、中野敏郎議員。

(6番 中野敏郎君 登壇)

◎6番(中野敏郎君)

議席番号6番、中野敏郎。一般質問を始めさせていただきます。ちょっとテンションが静かだったので、もうちょっとテンションを上げてやっていきたいと思いません。補選で私は議員になりまして、ちょうど今回が4年目っていうふうな形になって、3年間12回の一般質問やりましたが、最後の1年。何かこの1年の中でっていうんですかね、自分が議員となって議員が何かをやるというふうなことじゃないんかもしませんが。何か一つの成果でも上げたいなと思って、これまで自分が一般質問しましたいろんなことを精査してっていうか、これってどうなってんだろうかというかですね。その後どうなるんだとか、そういうふうなものをまず3点ほど。それからあと箱田新町長になりまして、いろいろつぶやかれてることですね。ちょっと何かすてきになるっちなうかね。そういうふうなことを付加させてもらったらいいかなと思って質問させていただきます。

まず、1問目ですが、役場旧庁舎跡地利用についての動きはということで。これはちょうど去年のこの時ですね、12月に質問いたしました。御存じのとおりこのあと町長がこの議会終わった最後の日あたりぐらいですかね、倒れるというふうなことがあって。そのためにかどうか分かりませんが、そのまんまになってるような気がします。私の中では、旧庁舎っていうのは、ここも駕与丁一丁目1番地っていうふうな世界ですが、あそこもやっぱり昔で言うところの一丁目1番地であったところですよ。それがああいうふうな形で今ずっと残ってて、どうなってるのかなっていうふうなことを思っております。前回の答弁では、委員会というのをつくって、執行部と議員ですかね、合わせた形でそこで検討していくというふうな回答だったんですが。その後、全然こう形も見えないし、私にも話こないっていうふうなことで。この旧庁舎跡地の利用っていうのはどうなってるかということをもまず第1問町長のほうにお願いしたいと思えます。

◎議長(山脇秀隆君)

箱田彰町長。

◎町長(箱田 彰君)

旧庁舎の跡地にといいますか、あそこは昭和32年3月に大川村、仲原村が合併して粕屋町が設置された、もうそのルーツでございます。そのルーツの地、聖地であるろうかと思いますが、その跡地はですね、この庁舎昭和58年にここに移転しまして、その間、商工会の駐車場、そして若宮区の盆踊りの会場といいましょうか、そういうコミューニティーの場所として活用されてきました。御存じのとおり交差点

の改良工事があっております。その状況でございますけども、県の工事の時期がですね、どうもその工事の落札といいますか、その影響で少し伸びておる状況でございます。町の工事、若しくはその公安委員会あたりのですね、信号機等の工事はもうほぼ終わってるような状況ですが、県の工事を待っている状況でございます。それが終わらないとですね。この旧庁舎の跡地の利用がスタートできないという問題がございます。当然、旧庁舎の跡地につきましては、旧庁舎跡地等対策委員会にもお諮りし、跡地利用の具体的なやり方、そして用途あたりもですね、慎重に協議を重ねていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

今の答弁でですね、私2点ほど何か心配というかですね、思うんですけど。多分持ってですね、新しくあそこがもうフェンスも何かできたりしてあの中も空間が何もなくなって車もとめれないような状態になってですね。それが例えば、委員会がなかなか開かれなくてとか決まらなくてとかですね。例えば1年とか2年とかですね。たったら、おいおいあの土地ってどうしてるんだよ。仮に駐車でもしてるんかとかですね。そんなことにもなり得ないんだろうか。十分についていかですね、先に委員会なんて開けるっていうふうなことを単純に思うんですよね。もう一つ言ったら、私から言わしたら、自分の家をあそこにつくろうと言った。これも前も言ったんですけどね。自分の家の乗入口とかいうのはしっかり考えて場所を考えてつくりますよ。でついこの間、あそこ実際、地震のっていうか対策でですね、ブロック塀壊しましたね。きれいにして壊した。じゃあそこに今度はフェンスをしなきゃいけないあとかなりますよね。そういうふうな新しく作ったフェンスがあら次何かしたら、要らなくなったとか、そういうふうなことになり得るんじゃないかなと思うんですが。そういう2点の危惧について、町長もう一回、回答をお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、県の入札工事の関係で遅延していると言いましたけれども、どうもですね、早くても31年度。ひょっとしたら、その工事の入札の関係で32年度にまで、その完成が延びるかもしれません。そういった状況がございましてですね、工事の現場事務所、もう本当すぐ横でございますので、そういった用途に今現在使っております。完成するまでは、そういった工事の現場事務所として使いますので、なかなか

その後の利用についてちょっといつからがいいかというのは、今現在は分かりませんが、私自身は早目にその跡地利用につきましては、協議はしたいと思いますが、なにせその県の工事ですのではっきり分からない。それともう1点は、幅員側の通路のことをおっしゃってるとは思いますが、これは、現場車両の出入口にもなっておりますので、フェンスはまだ当分つけそうにもありませんので、それは申し添えおきます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

意外なというかその32年というふうなね、形。そんなに遅くなるんかっていうかですね、スタートして随分遅くなってるなというふうな思いあるんですが。ぜひっていうか、私いろいろアイデアを考えてっていうかですね。箱田町長が町カフェとかそういうふうなこともおっしゃって。あんな場所ですね、みんなが持ち寄ってっていうか、いいすてきなコーヒーぐらいね、皆さんに飲まして町カフェやってここをどうしようとか、そんな会をしてもいいんじゃないか。それからもう一つ言ったら、この間ですね、たまたま私12月の最初の月曜日ですか、役場に議会にちゅうか来る時にちょっと時間余ったんで、一時ちょうどぐらいに図書館に行ったんですね。フォーラムに行って何のけなしにいろいろこうして見てたらですね、ちょっと車がえらいとまってるな。何台ぐらいだろうかなって真面目に数えたら、90何台あったんですよ。で、月曜日ですね。月曜日ということはね、図書館開いてないっていうかですね。そんなときに90台とまって、ここからいろんなところに行かれています。そういう利用がこれだけあるんだな。ね、そういうふうなことを考えていったときっていうかですね、旧庁舎跡地っていうのもおのずとそんなことも考えていったら、流れとしてですね、いろいろ考えられるところあるんじゃないか。収入を多くしようとか、単純なそんなふうなことではありませんが。例えばあそこを有料駐車場にしたらいろいろ大きな問題起こってきますよね。隣の福銀とかサニーさんはどうするんだろうとか。西銀さんはですね、コインパーキング的にもされましたけど、あるいは原町駅前にもコインパーキングとかあるけど、あそこが例えば今まで勝手にというか自由にとめれることによって、企業化できない部分もあった。企業化っていうかその料金収入をですね、得にくい部分もあったかもしれないね。でもそういうふうなことも含めながら、何かやっぱり検討していく。もう一つ言えば、ある人は仲原の農協までも一緒にあわせて駐車場なんかを考えたらどうだ。そしたらお互いに融通きくよね。あそこでイベントある時にはっていうか、するときには、隣にサニーさんやいろんなところにもとめれてって有料で、とめれ

てとか無料でとめられてとか、そういうふうないろんな相互作用やってっていうんですかね。そんなふうなこともできるのかなという思いを持ったんですよ。実際上、まだまだ何か。遊休と言ったらあれですけど、まだまだ使えるいろんな可能性。僕はぽっとね、考えただけでこれ昨日もほんとプッと浮かんだだけなんですよ。いろんな人があそこに集まってあそこで直接何か考えたらいいかと思います。箱田町長、町カフェとかもおっしゃってたから、ぜひね、そういう具体的な場所でされるというのもおもしろいかと思います。その辺いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私が申し上げてます、町カフェというのは、いろんな場所で皆さんが気楽に集まって、粕屋町の将来、粕屋町をどうするかっていうことをですね、話し合える場所っていう意味でございます。あそこでコーヒー店をするという意味じゃございませんので。ですから、非常に貴重なご意見だと思いますが、今申し上げましたように、工事の関係がはっきりまだ決まっておられませんので、なるべく早く、この旧庁舎跡地対策委員会を開いて議論はしたいと思います。ただ、今議員がおっしゃるようになりますね、住民の方の意見もですね、やはりこれは聴いておくべきだなと思いますので、町カフェあるいはシンポジウムあたりですね、そういったご意見もちょうだいしたいなどは思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

一部ちょっと誤解ありましたが。あそこで町カフェ的にですね、コーヒー店するというふうなことじゃなくてですね。本当それからその中に例えば町長みたいに、昔の旧庁舎を知っている人たちなんかがですね、そういう歴史なんかも教えてくれるとかですね。そういうことがあれば、十分何かそういうことで広まっていくんじゃないかなと思いますので、一応、またその委員会開く前にはまた私もそういう提言といたら格好つけ過ぎですが、言いたいなと思います。1問目はそういうふうな形で終わりたいと思いますが、2問目ですね。

ボタ山についての町長のかかわり、考えはということですが。これ私自身28年の9月、それから30年の3月と2回、一般質問をやっておりますんで、いつも言うことなんです、粕屋町から見えるボタ山っていうのはいつも何か背景になってしまって太陽のですね、逆行になってから余りきれいに見えない。だけど、須恵からあのボタ山見たらついこの間まですごい紅葉がきれいであったっていうことです。

ね。それから志免からいったらもう志免はいろんな施設と一緒にあります。もう一つ言えば、あの立坑ですね。志免のほうは今度6億ぐらいですかね、かけて補修するとかですね。やっぱりもう一つの炭鉱跡地っていうかそういうふうな世界が醸し出されるんじゃないかなと思うんですね。ただ、私は自信があるのは何か。議員の中でというか、一番ボタ山に登っただろうな。いつも登ってから思うんですね。逆に言うたら一番上に登って見える風景っていうのは、粕屋町が一番きれいなんですよね。だって光は後から当たってですね、ドームは見えて、この辺の建物見えて、西部ガスも見えてですね。こんなものを生かせないだろうか。変わりゆく、例えば酒殿の風景とかそんなのも毎日毎日こう見れるわけですよね。そういうふうな思い持ってるんですが、町長ももうですね、役場職員になってから40何年、このボタ山にどれだけかかわられたか分かんないんですが、ボタ山に対する思いとかですね、こういうふうな考えというのがあられたらまず一言お伺いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私がですね、まだ若い頃ですね、このボタ山の所有とといいますか、3町で国鉄の方から払い下げを受けたことは、もう非常に鮮明に覚えております。その後、このボタ山をどうするかという議論はもういろんな場所、いろんな組織の中で語られ尽くされております。ただ現状はですね、非常に例えば岩がごろごろして仮の登山道みたいなものがありますが、非常に危険な状態はあります。ボタ山対策委員会も協議会もありますので、その中でいろんな話はあるんですけども、このボタ山の所有は3町でございますので、やはり町長、3町の町長がですね、主体的な責任者として、今後のあり方について主体的に考えていくべきだろうとは、私見ですけども思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

最後の言葉がちょっとひっかかったんでここで言いたいんですがね、3町長に対してっていうかですね。そしたら私たちがどこで言えるのかと。協議会とかいうふうなものもありますけど、なかなかその場っていうので物事が進展していくということが難しい。今、箱田町長ちょっと歴史を言われましたが、私もちょっとね、毎年この過去の経緯とかそういうものをもらいます。で委員会ですね、話はしていくんですが。正確に言いましたら、昭和61年の7月に、国鉄からですね、地元3町で1億円というふうな金額で、これは買っているというふうな形になりますが。そ

れがずーっと来て私が気になることだけをちょっとチェックしていきましたら、毎年毎年これ協議会やっておりますね。その途中からですね、志免町長からプロジェクトチーム設置の提案というのが平成22年にあっております。これ以降というのは毎回というかずとですね、プロジェクトチームというのが動き出しましてずっとやっていって、私が入りました年ぐらいにっていうんですかね、自然活用型のというふうな形で大体もうこれで決まりっていうふうな世界になってっていうんですかね。それで採決してっていうんですか、一応なったような形になってたんですが。それが先ほど申しましたように、3町長のっていうんですかね、思惑でぽんとそんなのが消えてしまった。そのあげくの果てにはこういうふうなですね、動きとかいうのもありまして。皆さん御存じかと思いますが、こういうふうな動きもありまして、何のことになってるんだらうかというふうなことを私はずっと思っているんですよ。ただ、正直言ってですね、うれしいこともございます。すごいうれしいんですよ。何でもか。こんな3町がぐうたらと言いませんよね。なかなかやったりやりにくいんですよ、3町で持ってるということで、32年間も放置していたおかげで、これがまたすごいうるか、無策であった。無策がよかった。その間についてんですか、立入禁止というね、看板が上がってるんですけど、その立入禁止を全く無視して入る。誰か答えてもらいたいぐらいあります。鳥がいたわけでしょう。ですね。で、鳥が勝手にふんをしてっていうか、ああやっても豊かな森をつくったということは、もうまさにこれは自然活用型の森、自然の森っていうんですよ、そうなるんですよ。実は個人的な話かもしれませんが、地域振興課長がですね、僕にあるとき飲会のときだったかね。中野議員は造園のことをやってるから、植木のことやら自然観察指導員的なことで、駕与丁公園を回っているんな木を教えてもらったり。そんなことをしてくれませんか、とか言われたことがあったんですよ。個人的な話でですね。その時にああそうねえといいながら、私も実はしたことがあるんですよ。PTA役員してた時に、大川小学校で西尾山に皆さんPTA役員の人たちやら、いろいろ保護者の方を連れて行って、そこで自然観察指導、自然観察会をしたんですよ。そういうことをやったんですけど。よく考えてみれば、最高の場所なんですよ。それはもうどっかの大学教授なんかも、こうやって鳥がつくった山っていうのをどういうふうな形態で変遷していつてなるかという。そういうものにもなっているわけですから、ぜひっていうかね、そういうふうなものでぜひ、私は生かしてもらいたいと思うんですが。私の今話を聞かれて、町長何か一言感想。ちょっと息継ぎをさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ご意見ありがとうございます。いろんな活用があろうかと思えます。今議員がおっしゃるような自然活用型。これは以前と言いますか、これは終わった訳ではありません。自然活用型のボタ山開発をしようという流れできれいにこれは終わったということ結論はつけてませんので、これは継続しております。そういったふうなこともありますけども、ただ問題点はやはりボタ山、ボタの塊であるということが非常に危険な状況は変わりません。ですから、その整備を行うには非常に莫大なお金がかかるというのも、御存じと思いますが、確かに自然活用型というのは、今現在も継続して協議中ということは変わらないという認識は私しております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

今、2点ちょっと言われましたけど。まず危険だということなんですが、私も本当何回も登って危険というふうなことをそんな感じたことはなかったっていうか。もう一つ言えばあそこ、毎年初日の出を見るためについていうんですかね、志免の議員さんやいろんな人たちが配慮してもらって真っ暗な中を歩いていくんですが、それでも歩けるぐらいにですね、道をつくってくれてるという先人がですね。つくってくれてるから、そこを歩いていけるというふうなことはあります。それから、お金的に言ってっていうんですかね。前、予算で出したのは600万ぐらいじゃなかったかなと思うんですけど、そのぐらいといたら全然あれになりますけど、そういうことって何か頭使ってならないかなと。私考えたのはですね、えっ、これって私は、はっきり言ってふるさと納税はですね、もう言ってますから、こんなのはだめだと思ってるんですけど。あの3町でですね、ふるさと納税の出し合いしてからそれぞれが3町がですね、あのボタ山に階段をつくるためのお金をですね、投資というかそのふるさと納税でお金納めてもらえたらいいなと。じゃあ何を返礼するかと。そこについていうんですか、それぞれお金を出した人が例えば2万円を納めたら、後で言いますけど大体300段ぐらい階段要るんですね。2万円で300段だったら600万ですね。そのうちの一部分をというか、1割、2割、3割ですね。3割までオッケーですから、自分の表札、名前を書いていいとかですね。そういうアイデアもあったりするんじゃないかな。いろいろ私、実はもうボタ山のほうの委員会では視察行かないんで、いろんな所に勝手に視察行ってるんです。行けるんですよ。例えば佐賀県の大町っていうところが、大町子どもわんぱく子ども広場みたいな感じで、山の頂上すごい広場になっている所とかですね。管理人さんがいる所。ついこの間はですね、世知原という所。これは佐世保なんですけど、世知原という所に

行って来ました。今うなずかれてる方あると思いますが、私もついこの間、久我議員とそんな話した。そこはみんなで行ったっていうですね。ボタ山の先進地なんでしょうかね、佐世保にあって。私も実はこんな所全然知らなかったんですが、前町長とあじさいロードをですね、見に行った時に、都市計画課長やらと一緒に行った時に、ここボタ山があるんだということを知って、今度ついこの間行ったんですよ。行ってから地元の子どもたちに聞いたら、分かんないんですよ。どこにボタ山があるかっていう、そんなふうにぼんぼんぼんとあるわけじゃないんで、何でかって言ったらそこは山と山の間にとちょっと谷間があってそこに持っていたんでしょうね。だから山がぼんぼんぼんあるみたいですね。気づかなくて何人も聞いてやっ子どもが一人知っていると。かじかわ何とか公園というのが正式名称だったんで、その名前言ったら555段ある階段のある所ねと言ってから、そこに登ったんですよ。行かしていただきました。そしたら、視察に行った方も言われてたんですが、ね、実はそこ、もう最初はよかったんですが、なかなか登る人がいないから、草ぼうぼうになってっていうか、あじさいとそれから桜を植えてそれはすごく大きくなって、春とか6月ぐらいはきれいだろうなとは思ってたけど、なかなか登る人がいない。何で登る人がいないかといったら簡単なんですよ。その上に登って、555段上って見える風景があんまりないっていうか。だって世知原というところはもう山の谷合いだから、いろんな所からこうやって見下ろすことができるから、目的を持ってそこからのぞこうなんていうふうな思いを持ってっていうんですか、トレーニングのために登るとか、そういうことはあるかもしれませんが、ほとんど人けがね、いっぱい通ったというふうな様子じゃなかったんですよ。だけど555段あって、そういうしゃれでつくりんしゃるんだな。で、私いろいろね、自分で行けないもんだからまだほかも調べました。今年の夏北海道行ったと言いましたが、北海道に行ったときに、赤平市っていう所があるんですよ。赤平市という所に何かバスがそこに1回止まったんです。何でとまるんだらうって、ちょっとここは炭鉱がもともとあったところですよ。駅が駅舎がばかみたいに大きいんです。3階建てのレンガ調ですね。ある所でぼろっとその情報知って、何か、これテレビですね。火野正平という人がとうちゃことって自転車で行くんですよ。番組の中でそこが紹介されたんですよ。そしたら、その赤平のボタ山、正確にはあの辺はボタ山と言いません。御存じかと思いますが、ずり山というんですよ。北海道や向こうの方はずり山というんですが、そのずり山にきれいに階段つくってるんですよ。その階段の数が、777段なんですよ。ばっちりつくったんだなと思ってから、その番組見たらもなかなか泣かせる番組だったんですよ。それを何でかって言ったら、皆さんをちょっと北海道その土地にね、想像力を持っていきたいと思うんですが。何がす

ごいかと思ったら、この粕屋町と全く逆っていうか反対だったんです。何がそうか。おんなじ炭鉱があった所なだけで何が違うか。あの赤平市っていうの一番人口多いときには6万人いたそうです。ね、それが今人口が1万人。先ほど町長言われたね、昭和32年粕屋町が合併したときには1万2,000人。それが5万人なろうとしてる。全く真逆ですよ。これっていうのはどういうことから、ね、こういうふうな変遷というか、北海道であるからか、この地の利がよかったのかなんていうふうなことも思ったんですが。今ポタ山のね、ことでそういう階段をつくってほしいという思いで言うんですが、その番組というのは火野正平が読者から何かすてきな風景を書いた手紙をそんな所で読むんですが。考えてみてください。ある70ぐらいの奥さんが何かそこに投稿してあったんですね。で、彼女が書いた文章読むんですが、もうろ覚えなんですけど、簡単に言ったら、さっきの現実ですよ。6万人いた人が今現在1万人ということは、6件あった家が今現在1件で住んでるわけですよ。6万の1件、5件はもう空き家になって、1件。でまた5件、そんな状態。ということは何かと言ったら、そこに住んでたおばちゃんもその70の人ももう札幌に住んでるんだけど、みんなそこに登ってね、要ても、自分の友達はいろんなところに行っちゃった、ああ悲しいなど。そういうふうな思い持つっていうか、何か悲しくなりますよね。何かすみません、何か。すみません。急に何か込み上げてきました。その番組泣く訳ではないんですけど。その逆行くこの粕屋町ってね、僕はそこのポタ山に登るというか、たかが登ることなだけで。あそこから見る風景を酒殿が変わっていく風景とかドームがあるとか、そんなのを子どもたちに見せたいっていうか、そんな思い持ってるんです。そんなことがやっぱり、この後々どっかに彼らが行っても戻ってきて、そんな手紙を書くんじゃないかというふうな思い持つんですよ。そんないい場所はあるじゃないですか。前は僕は、ただしゃれで言いました。粕屋にあそこにね、カシスを植えましょうと。覚えてありますよね、皆さん。結構覚えてくれてるんです。粕屋のかと志免のしと須恵のすとしてからね、カシス。これを植えてからみんなで作って、そこで地域振興ということですね。そしたらこの辺にある料理店やいろいろな飲み屋さんでもカシスのソーダが飲めるとかそんなことできる。一次産品がないと、ふるさと納税とかいろいろなことも特産品なんてできないんだっていうふうな思い持ってるんですよ。だから、ぜひそういうふうな活用できるやないかと。何回も登ってたら分かります。立入禁止から上がって行って、しばらくは平原ですよ。あそこ昔、勝手にか、カキを植えてたりまだビワがあったりとかある。畑が一時期つくられてたと思うんです。だから耕せば何かできる。そんな見ればあるっちゃうか発見できるようなものがあると思うんですよ。そういうふうなことをぜひ何か町長がリーダーになって

やってもらわないと、なかなかこれできないと思うんですよね。思いを私が伝えないと町長動かないかもしれませんが、そういう思いになってもらいたいからまた言いますけど、何か私が今言ったことで何か思いが変わりましたらお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

熱い思いで語っていただきまして、ありがとうございます。確かにですね、子どもたちに歴史を教えたり、粕屋町の地形を展望を上から見せる。これは私も自身も登りましたので、その景色の良さは分かっております。ただですね、今現在の危険な状況がありますので、このボタ山の管理計画。これは早急に、今現在、その協議中・検討中でございますが、それは答えを出しながら今後の開発の計画を練っていきたいとは思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

もう一つまだ説得できなかったその危険性ですね。変な話を言ったら、例えばもうちょっと宇美とか宝満山とかそういうふうな山とかですね。そっちの方が私にしてみれば危険じゃないかなっていうふうなことを思うんです。たったあそこ麓から10分ぐらいで登れてっていうか。けがしたら「おーい助けてくれ」と言えば、何か下で公園でやってる連中に聞こえるぐらいのですね、本当すごい狭い範囲の所なんですよね。あそこをみんなが、みんながいろんな形で利用し出したら、大声じゃないんだけどですね、大声大会もできるじゃないですか。志免のグラウンドで遊んでる子どもたちの声が聞こえるんですよ、よく。その逆もできて何かイベントやれますよね。あるいは山がぽんぽんぽんと三つぐらいありますから、あれにピーンとロープウエーじゃないですね、そんなの携えてピューンと移動できるとか。そんな世界もそうね、難しくできなできないことやないと思うんです。もう一つ何かちょっとほかの地域で学んだことを話したいと思いますが、私、よくNHKしか基本的に聞かないもんでですね、その情報が多いんですが。昼、食事をして12時半ぐらいから「旅ラジ」とかいうのがあってですね。この「旅ラジ」というのは全国のいろんな町村のいろんな所にですね、ラジオが行ってから、いろいろ地元の大体公園の地域振興課長やらが出てきたりして、インタビューがあつたりするんですね。その番組の中で、富山市にごめんなさい富山県に、富山県の真ん中に富山市っていうのがあります。富山市というのは富山県の中の4分の1ぐらい占めるような大き

なね、町なんです。富山市のほんの隣に日本で一番小さい村があるんですよ。御存じかと思います。これ相当ね、いろんなところで話題になっております。名前を船橋村ですね。人口が、私も書いてたのを忘れましたが。人口が3,100人。もう一つ、議長よく言われますように、平均年齢が、町民の平均年齢がうちと一緒の39歳だそうです。富山の隣に村があって、ね。その村が実は、人口も伸びていついてる。で、面積的に言ったらえらくちっちゃくて、3.47平方キロメートルですね、3.47。昨日、町長言っておられましたが、うちの町、14ですよ。10分の3ぐらいの村なんです。でもこの町が何がすごいかっていったら、さっき言ったようなことなんです。子どもたちに実は部長命令して、公園部長というの命令して。これつい後の番組であったんですNHKで。その「旅ラジ」を見られたディレクターか何かでしょうね。この町すごいなと思って取り上げようと思ったんじゃないかなと、私みたいにぴんと来た者が。何してるかといったら、小学生の5、6人ぐらいに公園部長というのを命じてから彼らにいろんなアイデア出させる訳ですね。僕らは何がしたい、大工仕事をここでしたいとか公園を造園を何かしたいとかですね。あるいはたこあげ大会をしたいとか。そういうことを彼らに企画させてからいろいろやっていくんだけど。遊具もつくりたい、秘密基地をつくりたい。じゃあお金があるな、どうするか。よし、クラウドファンディングをやろうと。これで、240万、あ、260万ですね。オレンジパークというところに遊具をつくった。260万集まったと。そんなのしていくとか、何かアイデアをいっぱい持ってそんな村でやっている。だけど、当然ていうか、うちの町は何も構えなくても、何もしなくても人口増えてきますが、ここの町はそれなりに考えてるんですよ。公園の横に認定保育園をつくらうやと幼稚園をつくらうやと。そんなのを持ってくるし、子どもたちがいる所を優遇してその横にそういう住宅を持ってくるとかですね。そういうのを連動させて、やっぱり人口増にもちゃんと起用してるし、子どもたちが生き生きとしているという、そういう施策もあるんだということですね。ぜひね、何か一つ箱田町長の箱田カラーというものをですね、どっかに出していただきたいかっていうかですね。アイデアだったらですね、いろんなところで落ちてるから、僕はね、すぐ探してきます。なんか自分の生き方それだと思ってるんですよ。何かそういうヒントを持ってからぼんと何かやってもらいたいなと。「何もない。見ればある。」私のホームページも10年近く、これがいつも1番最初のページに載ってます。これだけ変えたくないんですよ。何もない、見ればあるやないかそうやっていう世界。河井寛次郎という人がね、陶芸家が書いた言葉なんですけども。私の生き方と思っております。ぜひ何か、何もないと思ってもいっぱいあるんですから、ぜひそんなところですね、ただまだまだ宝いっぱいあります。一時期ありましたよ

ね、お宝探していうかですね、それぞれの町にある。2点目終わりました。3点目ですね、水鳥橋の落橋というか橋が落ちました、この事象。これをどう捉えようかっていうふうなところなんです。昨年っていうか本年度ですね、4月にこれは否決されたっていうふうな形になりますが。私はこの件に関しても28年の3月と6月に2回質問させていただきました。一応私も建築畑っていうか造園とかそういうのをやってたから、これは違うようねというふうなことを思ってたし。議会報告会つい先日ありました。11月ありましたのでも、私が担当になっておりましたが、その中では来られた4名ほどだったんですが、1人の方が安くて維持管理しやすいものを作れよとか。もう一つは、町職員。特についていうか技術職のレベルを上げなさいよ。もう市になろうとしてるんだろ、そういうふうなね、ことを小言っていうか言葉を言われた訳ですが。修正案に反対した人っていうのはそれぞれの意見というのはあるかと思いますが、私が思ってるところもそういうところなんです。次年度っていうか、町長これについてどうされるのかというふうなことを一言方針をお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

水鳥橋の落橋による今の状態をですね、早く元通り復旧をしたいという思いは私がございます。どのように進めていくかというのは、今、議員ご指摘の否決された件も、当然検討しながら前向きにですね、復旧の道筋を決めておるところでございます。詳細につきましては、担当課都市計画課長のほうから答えます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

すみません。大体もう詳細何回も聞いてますので分かりますので。私は今回ですね、もう一つ注視したいのはというのは、その次に書いておりますように、大川小学校の歩道橋というか。何でかといったら、さっき言いましたように、やっぱ技術体制とかそういうものをやっぱりチェックし直さなきゃいけないやないかと。ここがどうだったかというのは私も何も聞いてないので行き当たりばったりで質問してる訳ですが。竣工検査というのは当然行われてるかと思いますが、この件に関してどういうふうな形で行われてね。どこがどうチェックされてどういう問題点があって、それをチェックね、洗い直したとかあるいは追加予算がこうあったとか。そういうことをまとめてあるかと思いますが、お知らせください。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

大川歩道橋につきましては、予算の時にですね、どういう改修工事を行うかっていうのは、予算特別委員会並びに所管の委員会でもご説明したところでございますけれども。検査の内容につきましてはですけども、竣工検査につきましては私、担当課長である私が検査員となりまして、課の立会人でございます学校教育課主幹、それから工事担当者との3人で行ったところでございます。当然、現場あるいは竣工書類等ですね、設計書に基づいて仕様書どおりにできているかというところを書類等で確認もやっておりますし、また施工監理といたしましては、出来高管理並びに工程管理、それから品質管理等ですね、必要に応じて改修工事の設計受託業者の協力も得まして、適宜に書類やあるいは、現場のほうを確認をして、この竣工に至ったところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。ん、追加工事。

（許可のない発言あり）

◎6番（中野敏郎君）

じゃあいいです、さっき●●●●すみません。今、報告ありましたが、なんちゃ問題なかったとかですね、追加工事がそれに付随したのかというふうなところは思うんだ。じゃ追加工事を言ってください。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

設計のどおりにですね、行われておりましたので、追加の工事負担あらゆるそれに付随する追加に、何かこうつけ加えて工事をやるというのも行っておりませんし、中間の検査っていうかですね、足場をとり外す前にですね、仮の第1次の検査もその時やっておりますし。それから管理をした後、完全に終わった後の検査もやっております。追加工事はございません。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

よかったのか悪かったのか、私が言いたいことというのはですね、あの橋の時、委員会でも言いましたですね。何かといたら、踊り場が両方とまってっていうかですね、その踊り場に水が溜まっている。言いましたよね。そういうふうな溜まり

があります。だからどういうことが起こるか。それまではインターロッキングと言ってからコンクリートのですね、あれがは引いてあってっていうか。それに少しずつ浸透していったりもしてたんでしょうが、踊り場のところは水もね、溜まったりもしておりました。今年の春でしたかP T A総会に出た時に、校長先生がっていうかですね、私たち、子どもたちの安全を考えてっていうかね。冬の寒い時にP T Aの人と役員でですね、歩道橋は寒いですよ、ああいうところです。もっと冷えるから、寒くなりますから凍ってしまう。だからそういう水がなかったり、どんなごみやらも掃わってますよという映像を出されたんですよ。その時ににがりっていうか塩化カルシウムとかもまいてあったから。ね、僕はそのときに塩化カルシウムやらそういうのを例えば使ったら、あそこ鉄骨でもう39年ぐらいにできてね、随分時間経ってて塩分が残ってだめやないって言う質問しましたよね。覚えてますよね、それを言ってる。僕が言いたいのは何か。あそこで一番チェックしないのは何か。やっぱり水が溜まったりしちゃいけないでしょ。それ自信ありますか。山野課長。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

以前、この改修工事に入ります前にですね、どういう所が腐食したというところもご説明をさせていただきました。それは排水設備のですね、処理に関して蝶番の下にですね、受け皿がございますけれども、それがやはり鋼材でできておって、それからそれが腐食するために、したために、主要部材であります横げたとか、主げたとかそういうものに寄与して、そこら辺が腐食したという経緯がございます。そういうことも含めまして、今回はその受け皿等ですね、腐食をしない部材に交換し、そして、使用部材が雨水の影響を受けないような形で改修をしております。また、表面の排水処理につきましてもですね、排水がしやすいような形の処理もしております。で、議員がおっしゃいます塩カリの分ですけれども、これにつきましては、やはりそういうふうな処理をしたとはいえですね、表面にはやはり自然に全部排水するっていうのはなかなか難しゅうございます。やはり、そこは人の手でやはり最終的にはですね、排除してやらないと、これは歩道橋ばかりでなく、一般の橋梁。そういうことについてもですね、今問題になっておるようございますので、やはりそこら辺は今後ともですね、塩カリがまいた時にはですね、私どもも出ていって、強制的に最後の処理までやるべきだなというふうな形をつけ加えてですね、今後維持管理をしていこうというふうと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

今の回答なかったですね。自信がありますかっていう、その今水が溜まるというふうなことをですね。例えば、二つある踊り場、そこに水が溜まってないっちゃうか、ありますかっていうことです。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

大雨が降ったらですね、非常に水の能力はどうなるかというのは、そこまでの計算を何かあっておりませんけれども、通常の雨であればですね、ほとんどの排水はできると。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

小雨の時に行ってください。ばっちり分かります。でしょう。さっき言われたじゃないですか。水が問題で前の橋やら傷んできたんですね。それ根本的な要因ですよ。だから、いかに排水を要するか。その表面にこうしたと。ドレインとかそんなのが幾つか4箇所が3箇所ぐらいついてたけど、私、最初見た時、そこだけぽこんと上がって。これどっから、これ修水するの。ドレインの周りが高くてから、どう水を吸収するんだよ、なんて思ったけど。今なんかちょっとへこんだかな。後、手直しされたのかそれとも勝手に沈むの予期してからされたんかなっていうぐらいに私には見えたんですね。さっき言ったじゃないですか。あんなビニール的なものっていうのはどっかに気づけばそこから水が入っていく訳でしょ。前も見えなかった訳ですよ。だからはぐってみなきゃどう錆びてるか分かんない。そんなことが起こり得るからこそ、やっぱり水はけなんかばっちりする。でなきゃ、あそこに水が溜まっとなって、また寒くなったら校長先生また慌てますよ。でしょう。凍るじゃないですか。本当に水溜まってる、溜まるっちゃうか。あと僕も言いたかった。何回か行ってなかなかうまく担当とも会わなかったんですけど。で、地域の人たちもなんかえらく興味持ってというか、いつまで待ってるか。こんなのっていうのは、夏休みの間に終わってしまうんかな、なんていうふうなことをみんな思ってたというか。だけど、結構時間かかってという。金額がですね、4,000万近くですかね、そんなあるからそれなりのね工事なんだろうけど。じゃあそうやってねえ、ある水溜まりやらどうのというのは今からずっと我慢していくのか。水溜まり

がある所というのは分かるんですけど、そこには子どもたちがあそこ毎日歩いてから、砂がたまってくるんですよ。そこに砂がたまってくると。そういうふうにしてまた滑りやすくなるかもしれないというふうな所なんですよ。これで僕は、いっば人かたぎについていうかね、これでおいおい次の橋をつくれんじゃないですかと言いたくないんですけど、そういうものをやっぱりですね、ちゃんとチェックできていくような形を私はつくってもらいたい。何回も何回も副町長何回も言いましたよね。今までの一般質問でですね。で、ある時には副町長もいろいろ言ったりして。例えば県のどうのこうのあります、この間こんなニュアンスのことをですね、ちょっと県のセンターがある。そこが検査してくれるとかそういうことはありますよ、とかもおっしゃってたんですけど。私からいったら、この職員の人たちが力量上げてもらいたい。足りなかったら、どっからかうまい具合に借りてきて、その人に教育を受けて、そんな失礼な言い方したら悪いかもしれませんが、そういうこともしながら勉強しながら、もう一歩うまい具合の検査をされるような立場を持ってもらいたい。でなきゃ、そういうふうなことが起こりますよ。私は、粕屋町の仕事、昔したからよくわかる。もう検査体制は、ぐうたらだっているの。もう本当分かるんですよ。もうこんな楽してから検査通るんだ。もう暴露してもいいんです。暴露しているんですけど。それに対して福岡市なんて、もうほんと大変なんです。何が大変かといったら、検査されてるのは担当の職員なんですよ。しっかりおまえちゃんとしてんのかっていう。で、僕らもパーンとひびが入ってたらパーンと、はい取りかえなさいという、もうそんな厳しさがありません。あまりにも、今のこのうちの体制というのはなかなか直らないので、ぜひそんなことをやってもらったら、水鳥橋もぼつちりちゃんと管理ができてやれるんじゃないか。そういうふうなことを、やっぱりこの間来られてたですね、ごめんなさい。議会報告会に来られた方たちが言うんですよ。僕もそう思ってるからこそ、ここへこうやってまた言うっていうか。何回も何回も言わなきゃいけないっていうのが辛いっていうか。ぜひその辺を改めていただきたいと。1人ぐらいなんかスタッフその辺に増やせよっていう思いあるんですが、町長最後これお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私もですね、今、工事関係、これもう箱物も含めて、いろんな工事のですね、検査員、監督の養成は必要だろうと私自身は本当に思っております。また、その人材育成ですので、これはどうやってやるかっていうのは検討を今しておるところですが、本当に今のご意見ありがとうございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

先ほどの言葉言うわけじゃないんですけど、何も無い見ればある、もういろんなところにね、そういうふうなチェックしたいなというふうなところあるんですよ。自分も何かそういうことをしよって、お客さんからチェックされて、そういう思いもあるかもしれないんですけど。例えば、何か散歩しててから、この床えらい揺れるよな。何でこんな90センチもピッチ広く●●●●の間あけてんだろう。ね、そういうふうなことというのはやっぱりみんなでノウハウをね、共有してやっていくとか。こども館のときも言いましたよね、こども館の中でね、あんな遊ぶところに何でこんな角のたつようなものを平気でつくってんだ。だから、結局クッション材 ちゅうかね、そんなコーナーやら置いたりするとか。それつくった後に、確かに そうやったなという、分かりますよ、そういうこともあるちゅうかね、失敗もあるけど。そういうことをなるべく減らしていくっていうふうなことをですね、自らの中でやっていかなきゃ、なかなか次についていうふうな形にね、進んでいかないと 思いますので、ぜひよろしくお願ひしときます。3年間の蓄積したものを言いましたが、あと二つ。

これはもう新しい方でぜひ何か発展してもらいたいというふうなところで、箱田町長のリーダーシップっていうふうなところを思ってるんですが。1点目ですね。残念ながらこの1点だけでね、終わらせていただきたいと思います。2点目、ベンチのこと。実はこれしゃべり出したら私1時間でも持ちます。そういう訳にはいけないのでですね、1点だけ。これは別に慌てないです。1点だけ質問させてください。職員が役所の外へ出る具体的な動きっていうのは見えてきたかというふうな質問なんですが。この間、ある課に行ったら、いや、町長この間ですね、朝礼でそういうことを言ってありましたよっていうかね。そういうふうなことも言ってあったから。結構そういうことね、昨日の案浦議員の時も出てありましたかね。外に飛び出せ公務員ですね。そういうことを結構言われてるんじゃないかなというふうなことを思うんですが。で、市制塾の話も出たんですが、そういうふうなところっていうんですかね、何か発展があったらっていうふうなところで、まだ聞かせてない自分をアピールできる場所ということ、こんな向いているよとかいうふうなことをぜひ教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

御存じだったと思います。いろんな機会を捉えてですね、職員には外に飛び出せと言っております。具体的にはですね、今、ちょうど年度替わりを迎えていますので、それぞれの地区の役員あるいはボランティア、いろんな団体の役員選考がっております。この機会を捉えて積極的にそういった役も受けなさいと。それが、あなたの肥やしになるし、粕屋町に、将来の粕屋町にとってフィードバックされて、粕屋町のレベルも上がるというふうに私は思っております。併せてですね、これはもうこの数年代ありますけども、同じ公務員の中でも、粕屋町と市県国、非常にレベルが違います。県のほうにも一番最初は、税の関係でここにおります臼井課長が、県のほうに半年間ですけど出向しました。税の徴収についての実地研修、そして法律的なことを学んで帰って来ました。ちょうど私が収納課長でおった時にですね、出向させたんですが、帰ってきたら、もうみるみる違いますね。やはり、今までの粕屋町の徴収体制はいかに甘かったか。法律に則ってなかったら、それを彼が県に行って、収穫して得た知識・経験で、この粕屋町の徴収体制を再構築してもらいました。そういった事例がございます。ですから、さまざまな形で県の市町村支援課あるいはほかの課にもですね、今後、飛び出させたいと思います。そして、人材的な余裕があればですね、私は国のほうにも厚労省とか総務省、いろいろ受皿がございます。そういったところにも派遣して、国レベルから見た市町村のあり方、地方自治体がどうやったら発展するかというようなことも学ばせて、粕屋町にフィードバックさせたいなと思っておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

いろんなね、取組みがなされていくことやないかなと思いますが。今日ですね、私が一般質問した中で、例えば変な話言ったら、外に出ようということでボタ山ですね。いや、あのボタ山にですね、志免も須恵もそんな若手の職員やらが集まっておりますね、何かやろうぜとかですね、そんなことがあっても楽しいだろうなっていうふうなことを思っているんですよ。ぜひ、何かスローガンっていうのは、箱田色っていうふうな感じを持ってるんですね。世の中というのはすごい、ね、変わっていつている。私、これもまたNHKですが、10月30日の31日か、NHKの朝のテレビ見ていたら、パナソニックの社長さんがテレビ出てて、皆さんも見られたんじゃないかな。一言言ってるんですね。パナソニックという会社、昔は、私の頃はナショナルと言ったりね、あるいは松下電気とか松下電工と言ったりしてたんですが。その会社、今パナソニックという英語文字でパンとなっていますが。その社長が

ね、世界に対してっていうか、日本に対して、国民に対して言いんしゃったわけですよ。何と云ったか。我々ね、パナソニックっていうのは、それまでもうみんな知ってるように白物、箱物ね。そういうものをつくってた会社なんだけど、これからは、暮らしのアップデートね。暮らしをアップデートする業。そういう仕事をやっていくんですよ。そうですよね、ただ白物の冷蔵庫であるとかテレビであるとかね、そんなだけから、いろんなところにIT技術とかいろんなものが出てきたから、そんなことを言っておられない。もう本当アップデートいろんなところでやっていく。だから何でもどの会社でも同じようなこともやったりするんですね。そんなことを考えながら、一般質問でずっと考えながら、おい、ちょっと待てよ。この間、広報委員会では、コンビニ交付のことでちょっといろいろですね、いろいろ勉強しよったちゅうか、どう書くかということで揉めよったんです。役場っていうのは、おいおいどうなってるんだ。箱田町長40年前ぐらい職員になられてですね。から今40年たって、おい、どうなってるんだと。どれだけ変わったか。世の中では、40年前、50年前というのは萬屋というか何でも屋とか、そんなのがどこにでも当たり前やって、そんなものが今一切なくなって、実際と言いません。ほとんどなくなってしまって、みんなコンビニでやるような世界になった。じゃあ、コンビニ等いろいろ提携するような形になってる役場の業務というの。役場という言葉も何か変わってくるんやないか。何かいい言葉ないか、いい言葉というふうなことじゃなくて、外国では何言ってるんだろうとかですね。ガバメントシティ、タウンホールとかいろいろね、ありますけど言葉があるんだけど。そんな外国語じゃなくて日本のですね、役場のこれから10年後とか20年後。そういうことをですね、何か考えてやっていかなきゃいけないような時代になってきている。このAIのことも私これで言いましたけど、あれ以降でももうそんなことが当たり前の情報になりましたですよ。だもんでから、やっぱり1年1年は施政方針考えられますけど、ぜひっていうかですね、10年の体系、あるいは100年のっていう体系というふうな形でっていうかですね。いろんな施策をやってもらいたいなど。次回の予告ですが、これをベンチのこと本当1時間僕は持ちます。話せと言うたら1時間持ちます。だけど、そんなんしません。もう一つは、ぜひ町長。これドーナツ経済学というのを僕も懸命に読んでます。1回読みましたけど、あと2、3回読んで町長にわたり歩きたいと思います。何分、今町長は経済学出身ですんで、こないだ聞いたわけですね。経済学出身ですが、ドーナツ経済学というのはすばらしい。私もいっぱい折り目つけております。ぜひ読んでいただいて2,400円。出費が惜しいんやったら私お貸しします。ただ私の情報が筒抜けになりますけど、すばらしい本と思っておりますね。これを含めた一般質問させていただきます。予告まで入れましたが、そういう

形で質問を終わらせていただきますが、最後ありましたら一言どうぞ。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

もう個別の質問に対しての答弁ではございませんけども、私もですね、中野議員のような熱意を持った今後の行政もさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎6番（中野敏郎君）

ありがとうございました。終わります。

（6番 中野敏郎君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後1時59分）

（再開 午後2時15分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号4番、鞭馬直澄議員。

（4番 鞭馬直澄君 登壇）

◎4番（鞭馬直澄君）

議席番号4番、鞭馬直澄でございます。本日は3点について箱田町長を中心に質問をさせていただきます。

まず1点目なんですが、箱田町長9月の定例会で所信表明をされた中からですね、3つの質問いたします。まず初めにとってとてでございますけども、町長はの中で粕屋町を取り巻く課題は山積みしておりますが、これまで副町長職を含む37年間の行政経験を生かし、誠実で丁寧にかつスピード感を持って、住みたい住み続けたいと思ってもらえるまちづくりに全力で取り組んでまいります。具体的には公約のときの4つの件について述べております。公約を実現するためにはですね、やはりその限りある財源、資金、これをどういうふうに使っていくか有効に活用することが重要なことだと思います。そこで箱田町長に基本的な取り組みについて、町長のお考えをお尋ねいたしますが、まず最初に取り組み案件の多い町政の中で、町長はこの件、どういう取り組みを考えておられるでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず1番の財源の有効活用についてお答えしたいと思います。その前にですね、29年度の決算状況。私も3年間ちょっと町政を離れておりましたので、どうなるのかなというふうに分析しましたら、約ですね、財政調整基金、公共施設整備基金、これは約28億ございますね。そして、財政力指数が0.852。現債高倍率、これは以外と皆さん気にされないんですけども、標準財政規模が現債高どれだけの比率があるのかと。1.2でございます。これは過去と比べてどうだろうかといいますと、財政力指数はですね、ほぼというか、若干よくなってる状況。現債高倍率も少しはですね、改善されております。起債の償還等が順調に償還されたものと思われまます。そういったものが起因してると思いますが、数値的にはですね、それだけ見ると非常に健全です。しかしながら、経常収支比率、これが93.0。これらの原因は、経常的な義務的経費、扶助費等をはじめとする義務的経費が増加。この数年増加しておりますので、そういったことによって、財政的な弾力性が失われておるんじゃないかというふうに私自身も思っております。したがって、限られた財源の有効活用のためには、最終的にはですね、やはり全庁的な事務事業の見直しが必要だと思っております。行財政改革、これも今後ですね、取り組まなければならないなど私は思っております。歳入では、新たな財源をやはり研究して発掘すると。そういった検討を行う必要があるかと思います。こういったことから、持続可能な財政基盤の確立を基本的な方針としたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

税収についてもですね、昨日でしたか。質問の中で、7,000万とか1億数千万とかいう話がありましたけど、やはりそんなにね、目に見えて税収が上がってるわけじゃありませんし、やはり町民の目線からしますと、無駄なことは使わないと。無駄を削減すると。限りある財源を有効に活用すると。これはやっぱり相当大的な注目的だと思ってますので、町長がおっしゃいましたようなことですね、見直しだとかその新たな財源だとかいうことについて、トップのやっぱり非常に強い決意が大事だと思います。その辺も含めてですね、これから4年間の町政を担う上で、財源の有効な活用、資源の有効な活用という取り組み姿勢、もう一度お尋ねいたします。気持ちの持ち方とか、

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

やはりですね、計画は大事だろうと思います。今ちょうど公共施設整備計画も行ってありますけども、合わせて財源の利用の計画。これは基金の一般財源を中心として基金をどうやってこの年度で活用していくかと、というような財政計画も立てる必要があろうと思っております。予算編成のことについてまで述べてよろしいですか。今言いましたようなですね、財源の確保とともにですね、やはりその事務事業の見直しのためには、もうこの今行政評価をしております。こういった外部的な行政評価を活用した見直し。そして、経費の縮減のためにアウトソーシングを行ったり、前例を踏襲しないで、やはりゼロベースで物事をリセットして考える必要があろうというふうに思っております。そして新規事業、既存事業、既存の事業、さまざまありますけども、やはり拡大傾向にありますので、昨日の答弁でも申し上げましたが、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則でですね、財源を確保しながら事業を展開させると。縮小させる事業については、積極的に縮小する。そういった見直しを図りながら、財源の確保を目指すというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

では具体的にどんな進め方をされるかということで質問いたします。町長、強力なリーダーシップを発揮されることは今のお話でわかりましたけども役場組織を挙げてですね、取組みをされるつもりでしょうか。その辺について箇所別にテーマを持つとか、というようなことについても具体的なことがありましたら、今お答えできる範疇でお答えをいただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

思いを述べさせていただきたいと思えます。やはりですね、職員の意識の改革が必要だと思います。限られた財源の中で、より効果がある行政施策を行っていくと。一人一人が町長のつもりでですね、どうやったら財源を少ない財源でやれるか。そういったものを研究するやはりこれ市制塾をつくりましたけれども、別のテーマで職員間のディスカッションをやっていくべきだろうと思えます。若い職員は、いずれ自分たちが、この町政のかじ取り役として、課長部長になっていく人材ですので、こういった主体的な当事者意識で考えられるような、そういったシステムをつくりたいなと思っております。あわせて、なかなかですね行財政改革は内部的な判断では非常にしにくい部分がございます。ですから、外部の委員さんたちも

入れた形で、いずれはですね、この行財政改革委員会等も発足させながら、ご意見をちょうだいし、粕屋町の行財政改革を進めたいなと思っておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

システム的に考えていくと構築されていくということで、できるだけ早い時期にですね、そういうものを委員会を立ち上げて、取り組んでほしいと思います。次にですね、いろいろ見ておりますと今までの町政っていうのは、町長単独で町内のだけ粕屋町の中だけでいろんなことを完結するというふうな方向でね、それは時代がそうだったと思いますのでそういうことで来てると思いますけども。こと財源とか、そういうことを見ますとですね、やはり粕屋町単独でやるべきもの、あるいは近隣の市町村と広域に連携を図るものと、これからそういう仕分けがですね、絶対必要になってくると思うんですね。現状でも、ごみ処理あるいはし尿処理ということで近隣の町と共同運用されているということがあります。この分野をですね、もっともっとほかのところに検討して、現状を見て、これもできるんじゃないかと。これはここと連携できるじゃないかというようなことがですね。何となく見えてきているような気がするんですよ。福岡市あるいは近隣の市町村と含めてですね。だから広域的に取組みをされるということがですね、財源の有効な活用ということにも直結をこれからしてくるだろうと思います。その辺について町長どういう考えでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

行政上の施策はいろいろございます。事務事業ですね。広域的に連携を図られるものはどんどんやっていきたいと。これは粕屋町だけではなくて、近隣市町の考え方も同じでございます。若干温度差はあってもですね、やはりこれからの地方自治体の生き残りは要するにコストカット。どうやって広域的に行い、共通的な経費をどれだけ減らすかということになるかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

よくわかりました。いずれにしましてもですね、その限りある財源資金の有効活用というのは非常に大事なことだと思います。今町長の言葉にありましたように、

ぜひ職員の皆さんも含めあるいは我々議員も含めて、そういうことについては前向きに積極的に取り組んでいくことだと思っております。続きましてですね、財源に限りある財源と。後は何をやるかというやっぱりその無駄の削減と。無駄といういろいろな語弊があると思えますけども、いろいろ選択をしていくことが大事だろうと思えます。特に今回私はですね、前回昨年でしたかね、町の施設の管理どうされてますかとか、修理メンテということについて質問しましたけども。再度ここでですね、箱田町長にお尋ねをしたいと思えます。現在ですね、町の所有の建物。この辺のですね、管理についてなんですけども、おのこのメンテナンス費用はますます増える、施設老朽化すると当然維持管理は増えていきます。おのこの施設の管理責任者は今どなたになっておるのでしょうか。具体的にはその施設長センター長ということだろうと思えます。そこについてちょっとお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

清掃とかですね、軽微なメンテナンスなどは、そういったものは日常的な建物の管理になろうかと思えますが、それぞれの建物・施設の施設長が行っている部分が多くあります。建物のそういった管理責任としましては、各所管の部署が管理責任は持っております。1例を申し上げますと、かすやドーム、サンレイクかすや、粕屋フォーラム、これは社会教育課でございます。保育所幼稚園かすやこども館は子ども未来課。役場庁舎、健康センターは、総務課が管理しておりますが、その最終的な全責任者は、もちろん私でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それではですね、日常管理ということで施設長というお話がありましたけども。例えばですね、幼稚園園長先生いらっしゃる。園長先生の仕事っていうのは建物の管理、責任、管理をするということは業務にないのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

管理がどこまでが管理ということのかが一つあると思えます。日常の点検、修理箇所が必要かどうかという、そういった調査はですね。やはり現場にいる園長なり、その管理者が行ってそれぞれ所管する原課のほうに報告するというような仕組みになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

やっぱりそれはそういうことは当然だろうと思います。やっぱり現場にいるその園長さんなり、あるいは小学校であれば校長先生ということになるのかと思いますけども。建物管理ということはやっぱり現場にいる方は毎日点検をされて、これおかしい、どうやっということですね、上に上げていくということになるのかと思います。そういうことをやっておられるということですね、おのおのの建物で、施設の内容も大きさも違うと思うんですけども、標準的にここはこういうみなし管理をなさないとかいうことについて、決められたものってというのはございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今申し上げました施設の中では社会教育課所管が非常に多ございます。社会教育課長のほうから1例を申し上げたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

それでは社会教育課の例としてですね、お答えをいたします。かすやドーム、今年の昨年末ですか、天井の一部落下ということが起こりましてですね。3月、今年の3月からですね、各館長さん方を集めてまず館長会議というのを、今月1回実施をいたしております。それと、これはかすやドームでの事例なんですけど、週の曜日を定めてですね、点検する項目。それと月1回総合的に監視する項目を定めたマニュアルが存在しておりまして、館長スタッフで館の中のどこを修復する、監視するかという項目を定めたマニュアルを設置しながら維持管理しているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

今課長おっしゃったようなこと、管理項目管理してるということについては、これは報告として町長のところまで上がる仕組みになってるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ただ今申し上げました社会教育課は教育長までとなっております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

教育長、すいません。そういうところがしっかりと報告が教育長のとこまでタイミングよく上がってるということでよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

タイミングよくというのはどういうタイミングかわかりませんが、私のところにはその項目は全て上がっております。また必要であればですね、修理もしくは改修するということがあればすぐ起案のほうもしていただいて、これは金額にはよりまずけど、副町長・町長のほうにもこういった調査結果において、こういう修理は必要だということで、いろんな予算要求等をしております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

大きなことはわかりました。あとはですね、具体的なことに入っていきますけども、例えばその建物の修繕という面においてですね。今の質問等回答いただいたとこ、ちょっと重複することもあるかと思えますけども、費用削減ということについては、早目早目に点検をしてですね、チェックされて不具合が発見して、軽微なうちに手を打っていくと。これはもうおわかりのことだと思います。そういうことをですね、点検表あるいはこういう仕事をしなさいよというようなことが、おのおのの建物で整備されてるんでしょうか。ただ小学校であれば、ここはこう見なさいよと。例えばですね、仲原小学校においては新しく屋上にプール作られましたけども、こここの入り口だとか、出入り口はどうしているだとかですね。そういう個別な点検項目、点検表とかというものまで作成をされてやってるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

それぞれの施設によって違いますので、まずは学校の今ご質問ですので、教育長のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校の安全管理安全調査につきましてはですね、鞭馬議員、これまでも何度かご質問私受け取りました。また同じ回答になるかと思いますが、学校のほうはチェック表というのがあります。毎年ですね、施設の例えば増築していただければその項目も増やしますしですね。そこを使わなくなればもうそこは項目から外すとかですね。それでまたその分担のほうも全教師に振り分けをしまして、定期的には毎月1回校長のほうにそれぞれの点検者がですね、チェック表を出すというシステムもあるんですが、何か気になることがあればその都度挙げていただいて学校教育課施設の係長がおりますので、係長がすぐ現場に向かって修繕と。今何度もおっしゃってますけど、早目に見つけて早目に修理をするという方針は小・中学校とも今できてると思っております。あと社会教育系の施設については社会教育課長のほうからということをお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

先ほど、かすやドームのお話をさせていただきましたが、サンレイクかすやと粕屋フォーラムについてはですね、個別で統一したマニュアルを持っておりません。今後かすやドームに準じた形でマニュアルの徹底を図りたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄委員。

◎4番（鞭馬直澄君）

例えば、1番私が危険に思うのはですね、エレベーターとかですね。うん。これは普通だと、その取り扱い責任者だということはきちりと明示され、誰でもそこは取り扱いできませんよというのが一般的なんですけども、そういう危険な箇所についてもそういうチェック表の中に入ってるということによろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

これはそういった責任者は決めるようになっておりますのでですね、名前も。ちょっと今、小学校中学全部かどうかわかりませんが、それぞれの管理責任者または火元責任者っちゅうのは、名称であるかと思いますが、大体名前を張りつけるよ

うになっております。ちょっと今年まだそこはさぼっておりますので、私は黙認は現認はしておりません。ただそういうふうなシステムとなっております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

やはりですね、児童生徒。そこを触らないようにとか、立ち入らないようにとかということについてはですね。しっかりとしていただきたいと思いますね。それでですね、そういうことで施設の点検やなんかについてはきちっとされているというふうに思いますけども、例えばその報告が上がったときに、これは緊急にやらなきゃいけないとかいうことの判断は当然されていると思いますけども、今までの例えば保育所とかですね。そういうものを見てますと、ずっと何年も遅れに遅れているというようなことがありますてですね。だから、そういうことも小学校中学あるいは他の施設も同じことの管理状況なのかなというふうに非常に危惧してるところでありますけども、町長替わりまして、就任2日目ぐらいには現場見に行かれたというような話も聞いておりますので、やはり現場第一ということで今後につきましてもですね。早期発見というようなことで、確実に実施をしていただきたいと思えます。これやっぱり無駄の削減ということにつながりましてですね。早めに手を打つことは非常に大事なことだろうと思います。同じようなことになりましたけども、建物についてはわかりました。それから建物内にある設備機器ですね、例えば消防設備とかですね、そういうことについての点検はやはりやっぱり点検チェックリストがあってやっておられることでしょうか。前段の建物のやり方と同じようなことということで考えてよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

建物をですね、庁舎とかですね、さっき言われましたエレベーターとか、業者の方に委託して点検をやっております。それと、駅の方のエレベーターも都市計画のほうで業者に点検をさせております。上下水道の施設でございますけど、それもですね、ちゃんとチェックリストとというか修繕せないいかんところですよ。そういう部分も何年にやっていくとかですね、年数でずっとつくった時期から10年なら10年経過したとかですね。そういうような計画表をつくっております。そういうふうにチェックはやっております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

吉武副町長、今おっしゃられたことについては大半が法定点検のことをおっしゃってるんだろうと思うんですね。私が今回質問してんのはやっぱり日常点検。現場におられる方がどういう点検をされているかちゅうことをお尋ねしてるんですね。やっぱりそこはこまめにですね、町長言うように現場にいる人がしっかりとチェックリストを持って確実にチェックをすると。悪いところがあれば、すぐ校長先生やら上司に上げていくと。対応早くして早く素早く直していくと。町の修理予算についてもそんなに取ってないと思ってますので、突発の修理で何百万かかったとかいうこともありますのでね。そういう突発のことが起きないようにですね、やはり小まめに点検をしていただきたいというふうに思っております。町長今後についてですね、今私が言ったようなことも含めまして、建物あるいは設備機器の点検等について、取組みを強化していくというような考えはありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

事象がですね、発生して修理する必要があるというのがほとんどです。なかなかですね、発生するだろうという予想は非常につきにくいものがございますけれども。それをですね、できる限り目視でもいいです。打音でもいいですけども、そういったことを簡単にできるようなマニュアル等ですね、考えながら今後対応していきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

その件につきましてもですね、過去何度かこの場でお話、質問させていただいたことがありますけども、粕屋町の中にはやっぱり元気なOBの方、ライセンスもしっかりしたライセンスを持っておられる。その仕事を職務上の経験もですね、十分に兼ね備えた方がいらっしゃる。そういう人たちをですね、シルバー人材センターの仕事の項目の中にもですね、つけて例えばその人たちに建物の設備を週に1回見て回ってもらうとかいうことで、やはり早く点検をするということも非常に大事なことだろうと思いますので、その辺もあわせてですね、今後の取組みを強化していただきたいと思います。

2番目にですね、安心して生活できるまちづくりについてお尋ねをいたします。防災のことなんですけども、毎年毎年日本はどこかで自然災害に見舞われ、大変大きな被害が発生しております。被災時に町民の命を守ることは、やはり町長始め職

員の方は、私たち議員もですね、最大の使命と私はそういうふうに思っております。町民の皆さんと一緒に防災減災対策を事前にしっかり整え、いざという時のために備えておくことが非常に大事なことということは皆さんおわかりのことだと思います。そこでですね、町長の公約の中にも町民挙げての防災の日を設定するということがあります。このことについて質問、お尋ねをいたします。まずは、町民防災の日を設定することについての目的についてをお尋ねをいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

防災の日、これは粕屋町でも検討したいと私は述べておりますが、他町他自治体、国もそうなんです、やはりですね、関東大震災が1923年の9月1日にあった教訓で1960年にこの防災の日は9月1日となっておることが非常に全国的にも多ございます。ちなみにこの目的はですね、政府。そして地方公共団体をはじめ広く国民があらゆる災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備する日というふうに位置づけられております。まさに私も同じ目的で制定したいと考えておりますが、日にち等はですね、まだ決定はしておりません。私自身の中でも決定はしておりませんが、ただ、いつどこで災害が起こるかわかりません。そういった対応のために常日ごろこの防災について考える。これなかなかですね、毎日考えられません。1年に1回ぐらいはみんな防災を防災災害について考えてみようという、その訓練も含めた効果を私は期待するところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それではですね、具体的にどういうことをやるかとかということについては現状では、そこまでまだできてないということでしょうか。それとももうはっきり方向性わかってるよ、こういうことをやるよっていうのが分かっておれば教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今防災訓練これ各地でもう行われておることはですね、非常にその見慣れた、もう見飽きたってことはあろうかと思えますけど、これが非常に大事なんですね。こういった地味な訓練が非常時に役に立つというのはもう教訓であります。そういった意味ではですね、1週間防災週間というのがよくありますけども、さまざま

まなイベントが日本各地で行われております。例を挙げますと、親子を対象とした救命措置体験とか地震体験。あるいはその避難訓練。これは自主防災組織。粕屋町にもほとんどの区で、その組織されてますが、そういった組織の方々の訓練を中心に住民挙げて、どういったら命が助け自助でまず助け、自分の命を助けることができるか。そして隣近所の方で共助がどうやったらできるか。そして、最終的にはもう公助をどうやったらいいかと、これは身近な部分から公の部分まで、さまざまな訓練の方法があるかと思っております。概略的にはそういったことを考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

そういう今おっしゃったことに対してですね。町民の方一人一人と4万何千人参加ということになるんでしょうけども、少なくとも組合長さんとかですね。そういう方たちも含めて、できるだけ幅広い人に一緒に防災の日の行事に参加するということは非常に大事なことだろうと思いますし、あるいは年に1回の防災の日をやられるのかですね、こういうことは繰り返し繰り返しやっぱり一人一人の自分の命は自分で守るというようなことの意識をですね、しっかり持っていただくと。これはやっぱり原点だろうと思いますけども、その辺についてですね、年に1回なのか、あるいは年2回なのか。あるいは行政区ごとにおろしていただくかですね。そういうふうなことも考えておられるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町全体で取り組むのが防災の日と思っております。各地域、行政区、そしてまたその小さな組合、小組合も含めてですね、それぞれの共助はもうそれぞれの立場。そこは自由発想でその地域で考えられていいと思いますが、町全体で取り組むのは1年に1回程度じゃないと、なかなかですね、全体のことまでは年に何回もできませんので、そういったふうに考えております。ただそういったものをですね、地域で浸透させるには今、防災訓練。もう協働のまちづくり課に自衛隊OBの方がおられて、その地域の災害から防ぐ方策、あるいは自主防災組織の役割等もですね。啓発、出前講座もしてもらってます。そういった日ごろのそういった講座も含めて、防災をみんなで考えるということでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎ 4 番（鞭馬直澄君）

町長、今おっしゃったことは大事なことですよね。やはり地域に入って地域の人たちでやっぱり小さいエリアでこの場合はどうしようとかということをやったりいろいろとですね、考えて整えておくのは非常に大事なことです。こういうやり方がありますよ。これはこういう考えですよっていうのはですね。端的に言ったらネットを見てもそこそこわかる話で。地域ごとにきちっとそれをですね、住んでる年齢構成も違いますし、地域の形状も違うしっていうことで。やはり小まめに地域ごとにですね、防災訓練等はしっかりやるべきだと思います。そのためにですね、今粕屋町では、専門的なその指導者、知識を持った指導者というようなことが粕屋町に今いらっしゃるんですか。あるいは職員の方に専門的な知識を持たれて、防災訓練避難訓練等をする上で考えていくわけですね。地域に入って行ってそういうことが一緒になって指導できるというようなことで、そういう方がいらっしゃいますかということなんです。

◎ 議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎ 町長（箱田 彰君）

専門的な知識は多分防災士の資格だろうと思います。防災士の資格を持った職員はおりませんが、協働のまちづくり課のほうにですね、1人先ほど言いました自衛隊OBの職員がおりまして、常日ごろですね、地域の防災の啓発活動。そしてその計画等は考える職員がおります。雇用をしております。

◎ 議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎ 4 番（鞭馬直澄君）

今、答弁の中で町長おっしゃった防災士ということで、これは民間の資格なんですけど。日本防災機構でしたかね、そこが認定していると。今、全国的にも多分16万人以上の資格者がいると思うんですね。福岡県にも4,000人を超えた資格者の方がいて、今言ったようなその地域の防災活動について非常に現場に強いということで非常に頼りになると。従いまして私は思うにはですね、粕屋町でもやはりそういうことを防災士の人が地域で防災活動の中心的役割を果たすということが非常にやっぱりこれ効果があると思うんです。専門的な知識もやりますしね。年に何回かも講習もありますしね。残念ながら災害に遭った地域にはもうすぐその後入り込んでと組織的に動くこともできております。その中でですね、近隣では宗像市は市役所挙げて、そこへその講師の人呼んでそこで講習会をします。そこで資格を取れるというようなこともやっておられるようです。非常にこれは私は大変いい資格制度

だと思ってます。ぜひですね、粕屋町でもそういう防災士の資格をとって、地域の防災に役立てていただきたいというふうに思っております。防災士の資格を職員の方でとられる。あるいは本当はですね、やっぱり行政区に1人2人ずつは本来は欲しいんですね、この話は。そういうことでまずは職員の方で、こういう防災士の資格をとるといようなことについてのお考えは町長ありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のところですね、今の人員ではなかなか防災専門官というのは、職員の中では、急には養成することはできませんが、将来的にはこれ検討したいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

私が言ってるのは専門的な人じゃなくてね。やはり通常の仕事を職員の仕事をしながらですよ。勉強されて防災士の資格を持つと。防災士の資格っていうのは、休みの日しか試験講習ありませんのでね。そこについてはまだ全く問題ないと思うんですね。やっぱりより具体的にその地域の人々の防災活動するといようなことについては、そういう防災士の資格を持った人がいたほうがより効果が上がって、前向きに早く進めると思います。そういう面で、ぜひとも防災士の資格を早急に取り、5人でも10人でも取っていただくような検討を早急にしてほしいというふうに思っております。

次にですね、誇れるまちづくりについてということで、これも町長の公約の一つの中に、町民花火大会の開催を目指すということが入っております。花火大会の開催にはですね、相当やっぱり公約に入れるということぐらいですから、箱田町長も強い思い入れがあると思います。まずは花火大会開催の目的は何でしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

花火はですね、日本人の心の原点だろうと思います。子供のときにその花火を見て育って大人になったとしてもですね、その郷愁を感じるというのはどこの地域に行っても同じような共通認識だろうと思います。それがですね、郷土を懐かしむだけではなくて、郷土に対する誇りを持つと。これはシビックプライド、私も冒頭で当初に申し上げましたけども、その地域に対する思い入れを醸成することにもつながると思います。単なる花火を見てただ楽しむだけではなくて、それが心の中に残

り、将来にわたって粕屋町に対する誇りを持てるような事につなげられたなと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

結局、今の若い子どもたちの夏の楽しみなんですね。子どもたちにとっては。それがですね、効果が目的が何かという質問させていただきましたけども、結局は将来的に粕屋町を担ってくれる子どもたち、ふるさと愛、郷土愛の醸成ということをおっしゃいました。全くそのとおりだろうと私も思っております。やはり、今の子どもたちがいずれは外に出ていくかもしれませんが、常に粕屋町あぁこういうことがあったよなど。私のふるさとで毎年夏はこういうことがあったよという、それはやっぱりですね、粕屋町に心をふるさとという心をつなぎとめる大事なことだろうと思っております。そういうことも含めてですね、今後については目的は大体そういうことだろうから、花火大会の開催をされて、効果と。そういう、花火大会開催したことによってどういういいことがあるのが効果があるのかということは何かお考えでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

花火大会の開催の仕方だろうと思います。そこは。単にですね、町だけで勝手にやっちゃってのはこれはもう単にその町の行事で終わってしまいます。実行委員会形式で住民の方々、商工会の方々、いろいろなこれはもう農協も入ってくると思いますが、いろんな方々の集まりで実行委員会形式で開催すれば、非常に町の一つの行事の達成感、これは味わえると思います。それがやがて、行政面でもさまざまな連携を生み、行政効果が発揮されるだろうと思っております。一つはそういった目的もございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

わかりました。それではですね、昨日太田議員のほうから質問があつてましたけども、実施に向けての具体的、昨日はできたら今年あるいは来年かなっていうふうな話もされてましたけども。1日しかたっておりませんが、具体的な計画っていうのはまだ今のところはないということでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨日、太田議員のご質問でお答えしましたが、さまざまな問題が横たわっております。開催についてですね。花火の発数によってですね、非常に規制の厳しさ、これも変わるようがございます。近隣では、その規制を逃れるために、もう75発ですとか、すごい数少ない発数でやったり、あるいは数千発までだったのでしょうか。そういったことで、若干でもその規制を和らげるようなこともしてあるようです。その運営の仕方、開催の仕方についてですね。今、商工会とも協議をし、調査をしていただいている状況でございます。ただ、非常にそのハードルは高い。この数年の間にですね、さまざまな事故もございましたので、非常にハードルが高い状況にはあるっていうことは申し添えておきます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

ハードルが高いと私も分かってるつもりでおります。ただそこにあえてですね、花火大会の開催を目指すということで公約の中に入っておりますので、もうある程度ですね、子どもたちの中とか町民の皆さんにはですね。そう言えばいつ花火、今年はあると。来年はあるとというふうな話もちよこちょこ耳に入ったりはしてまです。で、大人の人たちからも夏、毎年夏になると今年どげんすると、やるとねやらんとねちゅうな話で。やらんわからん、やらんちゃんないと言ったらガックリしてますしね。ぜひ花火大会をやってほしいという声が本当にたくさんあります。経験のない子供はそうでもないんでしょうけど、経験一度でも駕与丁公園の花火大会を見たという子どもたちにとってはですね、何でやらんとっていう話には当然ありませんのでですね。公約の中に目指す花火大会の開催を目指すとはっきりと明記してありますので。ここはですね、町長一人だけの話じゃありませんから。どういうやり方をするかということについてはですね、しっかりとやっぱりね、議論をしていきましょうよ。今までは商工会の人にね、大変お世話になったとかいうこと。あるいは町のほうにお世話になったとかいうことのやり方でやってきてると思いますけども。ほかの地域ではですね、やっぱり市民手づくりの花火大会とかいうようなことで、市民の方あるいは町民の方が実際に実行委員会なんかも入ったとかいうこと、あるいは寄附を集めてやってるとかいうやり方もされているとが多々あるようです。私はやっぱりこれは町民の花火大会ということであればですね、町民の皆さんも積極的に参加してと。寄附をとってもというようなことでもですね、そういう方

向でやったほうがいいと思うんですね。従って先ほど町長のほうから実行委員会を立ち上げてっていう話もありましたけども、やはりそこの中にはいろんな人、各種団体の人もそうでしょうけども、興味を持ってる若手の人とかですね、どんどん入れていただいて、ぜひ町民参加の手づくりの花火大会というようなことをですね、メインに考えていってほしいと思います。そう思っております。それがやっぱり、私がいろいろ聞く中ではやっぱり町民の皆さんは、それはそれがよかよってという話がかかなりありますのでね。今まではおぜん立てして花火打ち上げていただいたのを見に行ってるだけということでしたけども、もうこれからはやっぱりそういう町民と一緒に手づくりの花火大会をつくっていく。だから規模についてもですね、何千発という話でもなくてもいいと思うんですね。商工祭のときに何十発か昨年も上げましたけどですね、あれでもやっぱり立派なもんだなと思っております。そういうことで、いきなりどんと打ち上げるんじゃなくてやっぱり少しずつですね、やりながら修正しながらというようなことで育てていく花火大会、町民手づくりの花火大会ということをぜひ検討していただきたいと思っております。まとめとしましてはですね、子どもたちはもとより町民の皆さんがそういうことで花火大会については非常に実施を待ち望んでおります。花火大会の効果っていうのはですね、やっぱり多岐にわたっていろいろとありますよね。町民がですね、積極的に参加できる手づくりの花火大会のやはり早期実現に向けて、私も実行委員会を早く立ち上げていろんなことを検討すると。いろいろハードルは高いと思いますけども、ここは何としてもですね。いろんな皆さんでね。町民の皆さまと一緒に知恵を出してクリアして、何としてもやっぱり粕屋町、駕与丁の花火大会ってこれすごいねといいねというような花火大会をつくっていきたいと思っております。繰り返しますけども、それにはやっぱり準備が大事だと思いますので、実行委員会の立ち上げていうのは早めにですね、立ち上げていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問、これで終わりにさせていただきます。

(4番 鞭馬直澄君 登壇)

◎議長(山脇秀隆君)

これにて本日の一般質問を終わります。お越しいただいております傍聴者の皆様にお知らせいたします。本日は4名をもって終了いたします。明日12日にも4名、あさって13日に2名の一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、あす、あさってとも引き続きお越しいただきますようご案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時4分)

平成30年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年12月12日（水）

平成30年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成30年12月12日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問1

9番 議席番号 1番 末 若 憲 治 議員
10番 議席番号 12番 小 池 弘 基 議員
11番 議席番号 7番 木 村 優 子 議員
12番 議席番号 13番 久 我 純 治 議員

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 課 長 堺 哲 弘
経営政策課長 今 泉 真 次	税 務 課 長 中 原 一 雄
収 納 課 長 臼 井 賢 太 郎	協働のまちづくり課長 中 小 原 浩 臣
学校教育課長 山 野 勝 寛	社会教育課長 新 宅 信 久

給食センター所長	吉 村 健 二	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
子ども未来課長	神 近 秀 敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めましておはようございます。

国際通貨基金IMFは、日本は人口減によって今後40年間に実質国内総生産GDPが25%以上減少しかねない、という試算をこの11月28日に公表しました。日本生産性本部の報告書では、今後、生産年齢15歳から64歳の2,100万人以上の労働力の供給を創出し、需要の縮退が加速する。日本経済にとっての本質的な問題は、生産年齢の縮小にあり、まさに衰亡の危機を迎えていると警鐘を鳴らしております。人口減少社会は、私たち国民の生活に大きな影を落としております。その対策は国会に委ねたいと思っております。そうした中、地方議会の役割を新川同志社大学の教授が話しております。人口減少の中、限られた財源や人的資源を医療、福祉、教育のうち、どう優先順位をつけて配分するか。今後は、重要な意思決定や価値判断を議会が行う時代になるとのことであります。これからの議員は政策戦略にたけ、長期展望を持ち合わせていくことが求められます。一般質問では、執行部からさまざまな意見を引き出し、微に細に議論を闘わせ、町政の発展のため、努めなければならないと思う次第であります。本日は4名の一般質問を行います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。発言に関しましては質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いいたします。それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号1番末若憲治議員。

(1番 末若憲治君 登壇)

◎1番(末若憲治君)

おはようございます。議席番号1番末若憲治、一般質問通告書の趣旨に従って一般質問を進めていきたいと思っております。

まず私の今回の一般質問の大きなテーマは、子育て世代の支援についてです。箱田町長の所信表明の一つ目にも出てきます、子育てしやすいまちづくり。粕屋町は

全国的に上位に入る平均年齢39歳という非常に若い町です。この状況を鑑み、町長も子育て支援について重要性を感じていただいていることと思っております。ですので、今後、待機児童問題や子育て環境のさらなる充実にご尽力をいただけるものと思っております。なので私は少し視点を変えてといいますか、子育て支援。子どもに対する支援というのがイコール親に対する支援だと思うんですけども。スポットを子どもではなく親にあて、親の方に対して町はどのようなサポートしていただいているか。現状と今後について質問を進めていければと思っております。まず、ちょっと質問、通告書には載っていないんですけども、子育てしやすいまちづくりを目指されるということで、そこらへんの思いを町長に語っていただけるとありがたいんですけども。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員ご指摘のとおり、子育てがしやすいまちづくりをぜひ私は目指したいと思っております。子どもさんをですね、普通まあ大体スポットを当てて子どもから大人になるまでの、切れ目のない子育てを支援したいということはもちろんでございます。ただ、今、いろいろ複雑な社会においてですね、子育てをしてある当事者である親御さんが非常にその社会的には阻害感を感じたり、あるいは悩みを持ったりそういったことをですね、やはり光を当てて支援していかなければならないということで、さまざまな施策を行いたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

本当に今町長がおっしゃっていただいたように、私がなぜやっぱり親にスポットを当てたかという、やっぱり現在ですね、共働きの世代も増加傾向をたどっておりますし、核家族やご近所関係の希薄さなど、親が相談できる環境にない社会的孤立状態とも言えるようなところが続いています。また、シングルマザーですね、離婚率は少し減少傾向にあるみたいなんですけども。さまざまな要因から、やっぱりお母さんのメンタルヘルスの問題など幾つもの問題因子を取り除いていかなければいけないと思っております。そういった問題に直結するだけではありませんが、皆さんにもご記憶にあるかもしれません。平成30年の3月東京目黒区で起きました児童虐待死事件。「もうお願い許して」などと被害児が書いたノートが見つかり、あまりに悲惨な事件が起きてます。こういった事件を絶対粕屋町でも起こさないようにという考えから、親に対してどういうサポートができるかというところを、もう一度私自

身も考えていきたいと思っております。とは言え、まずやっぱりお子様に対するサポートが親に対するサポートだと思っておりますので、ちょっと1番のくくりがかなり大きなところにはなってしまうんですけども、子どもさんが生まれて出生後、こういったサポートからまず町は取り組んでいらっしゃるかをまずお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

出生後のサポート体制支援体制につきましてはですね、一つの課ではなくて数課にまたがっております。それぞれの担当課長のほうからお答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

末若議員のご質問にお答えいたします。子どもに対する支援についてということで出生後のサポート体制、それからご質問は次になっておりますけれども、未就学児のサポート体制につきましてもちょっとサポートがですね、つながっておりますので、あわせてお答えをさせていただきます。健康づくり課では平成28年度より、子育て世代包括支援センターを設置し、利用者支援事業の母子保健型を担う中で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行っています。まず産後は、乳児家庭全戸訪問事業により、生後4か月を迎えるまでに保健師や助産師が各家庭を訪問し、赤ちゃんの発育発達状況の確認を行っております。同時に育児に関する助言、産後の母親の心身の健康状態や、育児環境の確認などを行い子育ての孤立化や育児不安の軽減等を図っております。また入院養育を必要とする1歳未満の未熟児については、医療費の助成を行い、必要な養育医療を受けていただくことや、退院後は未熟児訪問を行い、お子さんの育児に対する助言や未熟児出生に伴う保護者の不安の軽減にも努めております。乳幼児健診では疾病の早期発見、それから成長段階に応じた心身の発育発達状況の確認を行い、さらに5歳児でも町独自で5歳児健診に類似しました年長児相談会を実施しまして、早期対応につなげております。発達的な支援が必要な幼児には適切な時期に適切な療育が受けられるよう、さまざまな療育教室で支援を行っております。現在発達的な支援の場といたしまして、町の療育教室や民間の児童発達支援の事業所等を利用させていただいておりますが、課題としましては、対象児の増加に伴う指導枠の不足が挙げられます。療育の受け入れ人数の拡大や、さまざまな工夫を行いながら、早期療育につなげていっている状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課といたしましては、健康づくり課と同じく、子育て世代包括支援センターを設置し、事業内容といたしましては、利用者支援事業の基本型、療育、支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業を実施しております。具体的には健康づくり課で把握したハイリスク家庭に同行訪問したり、こども館の来所をすすめ、地域とのかかわりを促したり相談場所や機会を提供したり、また、定期的に関係機関でケース会議を実施し、情報共有を行っているところでございます。それと、サポート体制といたしましてはかすやこども館つどいでの交流、私立認可保育所内での実施しております地域子育て支援拠点事業、一時保育事業、また、子育て応援団公民館活動チームによる親子サロンにおいて、親子が交流できる場所や子育て相談、イベントの実施などを実施し、未就学児サポートを行っているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。今出ました、子育て世代包括支援センターという名称で対応をさせていただいてると思うんですけど、こちらのほうは健康センターのほうに構えていらっしゃるっていう形。なんか私の勝手なイメージですけどもこども館にあるのかなっていうイメージがあるんですけども。その辺がどうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

子育て世代包括支援センターについて少しご説明をさせていただきます。粕屋町は平成28年度からこの支援センターをですね、立ち上げております。その際に国のほうからはですね、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として位置づけられております。その中の主要事業であります利用者支援、粕屋町では2箇所ですね、子ども未来課のこども館と健康センターと2箇所で行っているような状況でございます。中核となる事業の利用者支援事業っていうのがですね、五つぐらいのパターンがありまして、国のほうから示されております。現在のところですね、粕屋町では母子保健型というのを健康づくり課で。それから基本型というのを子ども未来課のこども館のほうで行いまして、車の両輪のような形で連携をとりながら行ってます。この違い

についてですけれども、母子保健型のほうは保健師などの専門性を活かした相談支援を行いまして、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげるといったことが主です。そしてあの主として、市町村の保健センターなど、母子保健に関する相談機能を有する施設で実施することというふうになっております。もう一つの基本型、こちらがこども館で行ってますが、こちらは当事者目線で相談支援を行い、子育て支援にかかる施設や事業等の利用につなげるというところで、主として地域子育て支援拠点など、身近な場所で日常的に利用できかつ相談機能を有する施設で実施というふうな区分がされております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

保護者の方から見ると、少しかうなんですか、場所が分かれているとどちらに行っているのかなとかってちょっと迷われたりもすると思いますけど、その可能性があるということですが。そういった中で庁舎内の連携というのを今お話をいただきましたけども、場所が違うことによってタイムリーに連携がとれてなかったりということはどう特にはないでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

現在のところですね、大変連携がとりやすくなっておりまして、どちらかにご相談されることが多いかと思うんですが、その際にうちではないのでこちらに行ってくださいといったことはほぼありません。そして考え方によると思うんですが、やはり早い時期にいろいろな悩みを抱えてらっしゃる方を、こちらが把握するということが大事ですので、いろんな場所にそういう視点を持った者がいて、いろんなお教室の中ですとかさまざまところで早く見つけてあげることが大事ですので、2箇所にあるということはプラスの部分も大きいかなというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

せっかくちょっと今連携というところでお話をさせていただいたので、例えば産婦人科との連携とかですね、やっぱり病院に通われててのご相談もあったりすると思いますし。地域ですね、公民館を利用した親子サロンとかもありますので、医師会との連携の状況とといいますか、産婦人科の先生方との連携の状況と、あと地域の

方とのその連携。親子サロンでの中身の内容とかっていうのがやっぱりこう何か定例でお話があったりとかするものなんですか。その連携について教えていただけるとありがたいです。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

それでは健康づくり課のほうからは、まず産婦人科。医療機関との連携についてなんですけれども、妊娠期からのケアサポート事業っていうのがございまして、それによってですね、産婦人科等とはかなり密な連携がとれております。福岡県内ではそれが23年度から始まっておりまして、連携を取るための様式等もありまして、かなりですねお電話での連絡もありますし、こちらからすること。それから中にはケース会議を持つこと。そしてその要旨によってですね、いろいろな個々のケースが連絡を取り合ったりして一緒に見ていくというふうな形がもうできております。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

それと先ほどのですね、公民館を利用いたしました親子サロンっていうところでございます。子育て応援団っていう団がございまして、その中で公民館活動チームっていうのがですね、各公民館また集会場ですね、9箇所のほうでですね、毎月定期的に親子サロンを開催しておりますところでございます。親子サロンを開催しているときにですね、もしそういうふうなご相談とかがあれば、こちらのほうにですね、また報告等を上げていただきまして、それでこちらの子ども未来課のほうでですね、どういうふうな対応が1番よろしいかということで、健康づくり課と連携をとりながらですね、実施しております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

その親子サロン。私も、ちょうど地元の公民館でやられてらっしゃったので、何度か足を運ばせていただいて、なかなかボランティアの方もやられてらっしゃるので大変だなという印象も受けますし。でもやっぱりそれをすごく何かこうお母様方が重要視されているというか、もういろんなところから、なんなら福岡市のほうからもお問い合わせがあるぐらい、そういうところに通いたいというふうなお声もあるみたいで。結構そのお母様方にとって必要なサークルになってるというか。ツー

ルになってるんだなっていうのを改めて思うんですけど。実際に今までそのボランティアの方からの何か相談とかってということとかがあったりとかという事例はありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

すいません。事例ということでございますが、実際のところですね、私もそこまでお話を聞いておるわけではございませんのでですね、そのあたりは後からでもご報告させていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

いやもう事例なんですね、あれなんですけど。やっぱりそういうふううまく連携をとれているっていうのがわかれば全然問題ございませんので、ぜひ、いろいろと耳を傾けていただいて、なかなか予算も伴うことなんですけど、少しなんか補助金を出してらっしゃるんで、もう少し本当に必要じゃないかとかというのですね、改めて育児サークルの重要性を再認識していただければなというふうに思います。今度は親の方に対する支援ということでお話を進めていきたいんですけども。最初に妊娠が分かって、粕屋町がかかわる最初の機会っていうのは母子手帳を交付するときからですかね。そこからのちょっとサポート体制というか、そこら辺をご説明いただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

親に対する支援というところで妊娠前後のサポート体制の現状と課題ということ、ご質問についてですけれども。先ほど述べました子育て世代包括支援センターにおきまして、妊娠期に特化した専任のコーディネーターを配置しております。現在コーディネーター保健師が行っております。まずは母子手帳交付時の面接を丁寧に行い、その際に心身の健康状態、家庭や経済状況などにより支援が必要な妊婦さんを判断し、一人一人に合わせた支援プランを作成しております。電話や家庭訪問の実施、産婦人科や精神科医、医療機関との連携。里帰り出産をされる方については、里帰り先の市町村との連携をとりながら継続した支援を行っています。また妊婦健診14回分の公費助成を行うことで、妊娠期を健康に過ごし安心して出産に臨めるように支援をしております。それから妊娠中は妊婦さん対象のマタニティー相

談、マタニティー栄養相談。また、第1子を妊娠中の妊婦さんとそのご家族を対象としました日曜パパとママの卵学級では、沐浴とか妊婦体験を通して、両親で協力し合う育児環境を作れるように支援をしております。以上のように、妊娠期から保護者の支援を強化しているところでございますが、課題といたしましては、支援を必要と判断した方が町とのつながりを求めているとしない場合、どんなふうアプローチをして寄り添っていくかというところです。今後も関係部署とのケース会議を小まめに行いながら、個々のケースに合わせたよりよい支援を目指していきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね、なかなかやっぱり家庭のことなので、相談するのちょっと嫌だなんていう方もやっぱりいらっしゃるというか。先ほどの目黒区の事件でも香川のほうから引っ越しをされて東京に行ったので、目黒区の方の児童相談所と連携をとりたかったけども、なかなか連絡がとれなかったというような形もありますので。どうしても親の方も心開けないというかそういった状況があるので、なかなか厳しい部分があると思うんですけども。やっぱり丁寧にお話をいただくと助かります。この質問に際して決算資料ちょっと見直したらちょっと少し気になるというかがあって。妊娠のフォローの現状というところで決算の資料にあったんですけども。平成29年、全妊婦さんが785名ですかね、母子手帳交付されたのが670名。要支援者733名93.4%。これだけその妊娠期に支援を必要とされている方がやっぱりいらっしゃるということですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

この数をですね見られると、きっと驚かれる方が多いんじゃないかなと思います。これ要支援者をですね、割合を出すのに自治体によってさまざまな出し方がありまして。うちの町のほうではですね、今のところはあまりそこで区分をしてなくて、少しでも1回でも何かフォローが必要な方っていうところで全部上げてしまっております。中には、とても軽微な相談内容でしたり、一度確認をすれば済むようなもの。それから体調のことで言いますと、妊娠期にですね、例えば貧血がひどいとかですね、そういったものも含まれております。あとは少し精神的なですね、何か障害があらわれる方ですとか、未入籍の方ですとか、経済的な不安ですね。それとかあまり望まない妊娠であったりですとか。そういったいろいろな課題を全て含ま

れておりますので、本当に数年、その後もずっと支援が残っていくという方は3%ぐらいになるかと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

そのあとの資料にフォロー終了が74.5%、29年度のご相談いただいた方でフォローが終わってるんですけど。やっぱり気になるのが今後のフォロー予定、フォロー未実施、転出ですね。8.6、7.4、5.3ということで約20ですか、ぐらいのパーセンテージがあると思うんですけども。今後のフォロー予定っていうのはやっぱりどうしてもその親御さんの関係でフォローができてないっていうことなのか。フォロー未実施、連絡がつかずっていうところがやっぱりこうどこにいらっしゃるのかわからないまま、フォロー前の転出と重ねてですけども。そうすると、誰もフォローできてないような状況にあるっていうことになると思うんですけど。例えば転出された先との連携とかもこれはとれてるようなもんなんではないでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

その委員会の分の資料がですね、ある時期でちょっと切っておりますので、その時期ではフォローがまだできてない予定という場合があります。例えば、3月にお生まれになった方で、すぐはまだフォローに行けてないとかですね。っていうことでほぼフォローはこちらの計画どおりには進んでおります。そしてまた転出なさった方には必ずですね、必要な方には転出先の自治体との連携をとりまして、そのやりとりをして行っているような状態です。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。あともう一つですね、マタニティー相談ですね。毎月1回、電話で随時相談を随時受けてるということですけども。これは毎月1回でいいかなっていうような状況でしょうか。例えば月2回やっぱりこれを実施したほうがいいような感じなのか、逆に言えば2か月に1回でもいいのかとかっていうところがあると思うんですけど。そこら辺の回数的な正当性というか、あればちょっと教えていただいて。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

マタニティー相談の月1って書いてますけれども、それは来ていただいてご相談を受ける形です。で、それは月1になってますけれども、お電話ですとか、随時いつでもご相談には見えていただけるようにはなってます。マタニティー相談月1回ですけれども、ほぼ大体こちらが設定している数ですね、30人ぐらいでしょうか、一度に。そのぐらいの数が大体来られてまして、まあいい数ではないかと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

妊娠前後のサポート体制について。もう1点だけちょっとすいません。妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を行うために、国は産後2週と4週目の健診上限5,000円の補助を行うことを自治体に対して求めているというふうにあるんですけれども、こちら粕屋町では現状産後2週目と4週目の健診について補助なんかはありますでしょうか。まだもしない場合は今後検討されるかどうかだけ。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

産婦健診についてですけれども、今の粕屋町の方ではほぼ病院によっても多少違うんですが、4週目のですね1か月健診といった形で産後に行かれる方が多いように思います。産婦健診は、お子さんの出産後1か月後ですねお子さんの成長も見ただけですし、それからまた大事な産婦さんの心と体の健康を見ていただいておりますので、妊婦健診と同様に大変重要なものだと思っております。粕屋町の現状としましては、生後4か月までに各家庭訪問いたしまして全戸訪問で赤ちゃんの訪問に回っておりますが、その際に母子手帳を必ずですね見せていただいて、その中で産後の健診にちゃんと行かれてるかどうかというのを確認をさせていただいてます。それによりますと、ほぼ100%産後の健診に行かれておりまして、里帰り出産をなさった方はお里のほうで出産なさった病院で1か月健診まで受けてらっしゃる方がほとんどでございます。以上のような状況から、産婦健診の助成ということは今のところ考えておりません。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

ほんと妊娠前後から非常にサポートしていただいているなという現状があるんです

けど、あとはやっぱりどうしてもこう入れ違いやったりとかすれ違いがやっぱりあったりとか、不安抱えていらっしゃるんで、そのときタイムリーにやっぱりご相談をしたいなという状況があると思いますので、今後ともぜひお母さんたちに寄り添っていただけて頑張っていたらいいなと思います。次なんですけれども3番ですね。ごめんなさい、2番ですね。粕屋町の児童虐待の現状について、この決算資料渡していただいた資料の中に相談がありますので。平成29年度は一応その児童虐待については17件。延べ対応回数が326回というふうになっております。この中でご相談をいただいている中で何か感じられることとか、それと補足というかあれば、ちょっとお願いしたいんですけど。

◎1番（末若憲治君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

粕屋町の現状といたしましては、養護相談、児童虐待、児童の療育、保護者の病気等が大半を占めている状況でございます。件数といたしましては先ほど議員も申されましたが、平成28年度が176件。それと平成29年度が140件。件数的には減っているものですね、同一人に対する数回の相談的な面からみる延べ対応回数ではですね、平成28年度が1,022件、平成29年度が1,249件と増加傾向にあり、一つの家庭での問題がちょっと深刻化してきているようにも見受けられます。また児童虐待の種別といたしましては身体的、性的、ネグレクト、心理的な内容がありですね、件数といたしましては平成28年度は13件、平成29年度が17件と増加傾向にあるのが現状でございます。今後もですね、関係機関と連携しながら対応をしていきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

3番ですね、児童虐待の対応策についてということで書いておりますけども。児童虐待といえど何か児童相談所っていうようなイメージがあると思うんですけども、福岡県の場合、児童相談所は春日市ですかね、にしかない。どうしても距離があるように感じて、なかなかそれが何かこううまく機能してるのかなっていうのがちょっと私は感じる場所なんですけれども。児童相談所との連携また児童相談所が遠いことによって粕屋町が担っている児童相談所的なこの役割についてちょっとその対策といいますか対応策。今とられてる現状、もうちょっと教えていただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

児童虐待の対応策ということですね、先ほど議員が言われました児相との連携ですね、そちらのほうに関しましては児相だけではありませんので、ほかに保健福祉事務所、またですね他市町村とか保育所とかいう機関。また教育委員会等とですね、要保護児童対策地域協議会についてですね、関係機関と連携をとりながら円滑な情報共有を行っております。具体的な取り組みといたしましては2か月に1度ですね、実務者会議のほうを実施して、随時個別のケース会議、またふだんから訪問や電話など実施し、常に関係機関とですね、情報共有をしながら連携しているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね、相談経路別を見ると児童相談所、平成29年度43件。町が47件と、児童相談所に相談するか町に相談するかが数的には多いような感じになってるんで今そういった連携がとれているということで少しちょっと安心をしました。あとはやっぱりその児童、ごめんなさい、虐待。すごい、そのなかなか家の中にずかずか入っていくというか、言い方悪いですけどなかなかやっぱり親も当然認めたくない部分もあるし、やっぱり行こうとしたら断られたりとか中に入れなくて、連絡がつかないというのを結構あると思うんですけど。親やっぱりなんていうんですかね、指導をやっていくっていうか、親に対してしっかりと指導していかないと、ずーっと続いていく。一時的に虐待がその短期間とまっても結局、またフォローが終わった後に、また虐待が始まってとかっていうことも、多分先ほどご紹介した目黒区の事件でもそういったことがあったんじゃないかなと想像されるんですけど。親に対してどういった直接的なことを行動を起こされてるかちょっとお願いできますか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

親御さんに対しましての対応ということですね、先ほども申させていただきましたけども、訪問とかですね電話とかを常に実施してですね、そのご家庭の方の状況とかを把握させていただいてフォロー等はやっているところでございます。その悩みって申しますか、そこら辺はですね、児童の養育とかですね、また保護者の方の病気等ですね。そのあたりとかも結構養護相談ということでお受けしております

ので、そのあたりもフォローしているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

それで、そのメンタルヘルスの問題とか産後ではないかもしれませんが、やっぱりちょっとこううつ状態になったりとかっていう、心の問題が非常に大きいのかなと私自身も感じているので、なかなか先ほどみたいに入りにくいとかどうしてもやっぱり家の中になかなか入って行きにくいところもあると思うので。国もですね、なんか再発防止プログラムの導入を検討しているというようなことが書いてあったので、再犯防止ですね。再犯防止のプログラムを導入することも考えているということであったので。何とかお子さんに影響が出ないように、なるべく踏み込んで難しいと思うんですけど、踏み込めるように今後対応もしていただきたいなというふうに願ってます。次、大きな3番に入っていきますが、切れ目ないサポート体制。乳幼児から支援体制の現状と課題。どちらかというとならば1番に、1番先ほど最初に話した1番の内容と重複する部分がありますので、ここはちょっとあれかなと思うんですけども。どうしてもその最初生まれたときから次、保育園だったりとかっていう未就学児の間で小学校に対してずっと切れ目ないサポート体制ということでテーマを挙げてますので。ずっと町がどこぐらいまで携われるのか、やっぱりこう小学生とかになってもやっぱりご相談が多いのかっていうのとかも含めてちょっとお話をいただきたいんですけども。まず、小学校。どうでしょうか、保育園からいきましょう。保育園からやっぱりいろいろな相談が上がってくるとか、保育園との連携というのをもう一度一応確認をしたいんですけども。保育園で問題が保護者の方が少し元気がないとか、そういったときにやっぱりすぐ連携がとれるような状況にはありますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

町立保育園はですね、もちろんのことではございますが、また私立保育園に関しましてはですね、地域子育て支援拠点事業ということでですね、子育て中の親子が交流できる場所を私立の中で提供させていただいております。その中で保育士がですね、常駐しておりますので、子育て相談とかですね、まだ情報共有ですね、行っております。もしそういう事態がございましたらこちらの子ども未来課のほうまでですね、連絡をいただいているところでございます。その分の来所者数で29年度になるんですけども、1万1,083っていうことですね、かなりの来所していただ

いてですね、そういう相談等もこちらのほうとしては受けておりますので、そのあたりでサポートのほうをやらしていただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

健康づくり課のほうでも保育園や幼稚園との連携をとっております。こちらのほうではどちらかというところ、お子さんで発達のなところの支援が大きいかと思いますが、園の方で気になるお子さんがいらっしやった場合ですとか、保護者が悩んでいらっしやるような場合には、そこで園のほうからこちらにかなり連絡をいただきまして、連携をとれるようになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

次は小学校ですね、小学生に上がってやっぱりいろいろと特に私今総務常任委員会に入らせていただいて、せっかく視察にも行かせていただいたので少し取り上げさせていただきたいのが学童保育ですね。まだ粕屋町は学童保育も待機がいるということで、粕屋町の学童保育の現状と、もし課題があればお話しいただければと思いますが。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

粕屋町の学童保育の現状というところを少しお話しさせていただきます。粕屋町におきましては平成26年からですね、町内の小学校区ごとに全ての専用施設を行って施設等ですね、設置して保育を行っているところでございます。その定員あたりにつきましてはですね、平成29年に仲原小学校に40名の増員。それから経緯を受けまして、現在では1クラス40人体制で大川小学校、西小学校につきましては、現在それぞれ120名定員で運営をしております。残る仲原小学校、それから西、中央小学校におきましては160名。4クラスですね、の定員。合計で560名の定員で合計でも総クラスでいけば14クラスになるんですかね。その定員で学童を現在運営をしている状況でございます。入所状況でございますけれども、現在子どもたちたくさん増加しております。そういう状況の中で、待機のお子さん多数増えておりますですね、その状況っていうのは平成28年につきましては60数名、29年につきましては90数名。それから平成30年につきましては100名を超える定員に対してのたくさんのお応募がございまして、なかなか入所ができない状況でございます。入所の状

況ってというのはそういう状況でございますので、今後の課題ってというのは、やはり先日視察先でも勉強させていただきましたけれども、やはり定員をやはり増やすというのは、やっぱり施設等を増設ということが1番のですね、これからの課題というふうには認識を持っております。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね、やっぱり共働き世代が多いのでなかなかですね、待機があると厳しいような状況だと思うんですけど。私視察に行って実際にその学童の教室も大阪のほうで足を運ばせていただきましたけど。やっぱり何か僕それを見て悲しいなと思って、悲しいなって言ったらちょっと失礼なのかもしれないんですけど。学校が終わってやっぱり夜遅くまで小学校に残らないといけないっていうようなのが、何か非常に何か私にとっては悲しいなと思って。やっぱり授業が終わったら家に帰ってお母様方やいろんなこう保護者の方とお話をする時間がやっぱりもうちょっとつくればいいなと思って。なので当然今悩まれてる方に学童の数を増やしていくっていうのは大事だと思うんですけど、私自身これもう私自身の考えなんですけど、やっぱりその学童に預けなくていい状況が何とかできないかなと。そんなことがすぐじゃあできるかと。その分を保護者の方にお金をいっぱい果たして働かなくていいような状況がつかれるわけでもないですし、それは財源も厳しいのはわかるんですけど、やっぱりこう何とか学校にいる時間を少しでも減らすことも何か考えられないかなというふうに私自身は考えてるんですけど。今後の学童保育に関するその町の取り組みとか何か、当然その課題の中で上げられた数を増やしていくというのはあるんでしょうけど。抜本的に何かこう取られるようなことっていうのはないですか。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

今のご質問の中でですね、お母さん方が働かなくていいというふうな基本的にはその、働かなくてですね、家におられるような支援制度っていう方向性の言葉ではないか質問じゃないかなと思うんですけど。それについては私どもの学校教育課としてはですね、なかなか回答に難しいというふうなことでございます。学童の中のことであればですね、これからいろいろ変えていかないかんというのはですね、いろいろ何点か考えはこれからやっていこうという考えはございます。そこらへんはちょっとすいません。

◎1番（末若憲治君）

ちょっとなんか教育長、手をあげていただいて...

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在ですね、日本の本当にこういう経済面、それから科学技術の面、本当に社会が急激に変わってきておりますので、私は教育っていうのは、もう昔からですね、やはり子育てっていうのはもう変わらないというふうに私自身も思っております。ただ、一億総活躍とかですね、女性が活躍する時代と言っておきながら、子育ては母親がするもんだっていうですね、やはりその認識はもう捨てるべきだろうと。したがって今、企業も父親の育休休暇っていうんですか。これを推奨しておりますし、現実も学校の中でもそういった制度を活用してですね、男の先生が休むということも今申請が上がってきている状態でもあります。ただ、そういうふうに働くことでやはり人間としての生きがい。これはやはり僕はやっぱり親であっても1人の人間としてですね、保障すべきかなと。そういった働き方を一方では保障しながら、じゃあその子どもはどうなるかという、やはり安全なところでやっぱり過ごさせる必要があるだろうし、また異年齢と今なかなか日常的に異年齢集団がありません。例えば家に帰してもなかなか地域でそういった場所もありませんので、そういったふれあいもやっぱり学童というところではできる。だからそういうメリットを考えながらですね、私はやっぱり学童っちゅうのは大事なものかなというふうに思っております。ただ、これまでも何度も学童については議員の皆さんからご質問を受けるところでございますけど、やはりキャパがどうしても限られておりますので、待機は毎回申し訳ないんですけど待機はやっぱり起こってる状態です。ただ前回一昨日でしたか質問受けたときに、西小学校のほうでちょっと来年はですね、増設をとすることはちょっと考えておりますが。そういったところで当面はですね。ただ長期的には、数が減るというふうに言われておりますけど今私たちはもう現実問題、待機が出る状態をどげんかせんといかんなというところで考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

すみません。私もちょっと言い方がどう伝えていいのかわからないです。親の方に仕事をするなって言ったつもりはないんですよ。やっぱり当然ずっと家にいるとやっぱりストレスも感じるでしょうし、外に出ることもすごい大事だし。お仕事されることも当然大事だと思うんですけど、やっぱり少しでも親との時間とかも増

やせるような状況がつかればいいなということでお伝えしただけで。お仕事、女性の方にお仕事するなてすごい語弊があるので、そういった意味ではないことだけはちょっとお願いします。なので少し何かできることないかなと私自身もこう考えたんですけど。例えばやっぱりなかなかどこもそうですけども、まず自分たちで解決。で地域で解決する。で町が解決する。やっぱり順番があるんでもう少しやっぱり今寺子屋事業とかもされてますけども、地域で見れるような状況。うちの地域にも神社のところに集会所がありますし、集会所とかですね、公園、ブランコとかも一緒にあるんですけど。そういったところをうまく活用できないかなって思ったりとか。例えば、遠くにお仕事に行かれてる保護者の方に対して、商工会の方との連携を図って、お仕事を粕屋内でしていただけたらとか。そういったその予算もかけずにやれることをやっぱり僕も今後また考えていきたいなと私自身も思ってますので、ぜひそのまま学童増やして当然皆さん入れる状況というのはありがたいと思うんですけど、学童に通わなくて済むという状況になるような形のことも少し考えていければなというふうに私自身は思ってます。今回の、一応質問の内容は以上ですけれども。本当にですね、私たち子育て私も35歳でその子育て世代だと思うんですけども、子育てしてる親の方が安心して住める町っていうのが、町長の所信表明にもありましたように住みたいなっていうふうに思ってもらえると思うんですよ。やっぱりこう転出入はやっぱり仕事の関係で多いとかいう状況の中で、粕屋町にたまたまた来た方が粕屋町っていいところなんだなと。ここにやっぱり住みたいなと。昨日も出てましたけど、子どもたちにふるさととして粕屋町を認めていただくっていうことは、やっぱり親の方がそこにやっぱり住み続けるっていうことも一つ重要なのかなと思いますので、やっぱりこう親の世代が、この粕屋町にやっぱ来てよかったな。このまま住み続けていきたいなという町を目指していければと私自身も思ってますので、今後ともよろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

最後に。

◎1番（末若憲治君）

町長に。すいません私ばかり、お話して。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ご指名を持っておりましたけど。子育ての問題は非常に複雑といいますか、ポリューム的にも多い問題でございます。ただ、今ですね防災について自助共助と言い

ますけども、私は子育ての問題もですね、危機的状況だと思うんです。ですから、子育てをやはり、まず家庭の中では当然そうなんです、地域でそして学校で町でという大きな枠組みの中でですね、考えていかなければならないと思っております。冒頭で議長がIMFのことも言われましたけども、まさに生産年齢人口はですね、減少しておりますが、いち早く女性の社会進出。これを声高々に言っておりますが、その犠牲になるのは子どもです。その子どもをですね、やはり手当しないといけないと私は切実に思っております。ぜひ、地域で見守り町で見守る体制をですね、今後も私は続けたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。ありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

末若憲治議員。

◎1番（末若憲治君）

もうございません、ありがとうございました。これで終わらせていただきます。すいません。

（1番 末若憲治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時40分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号12番、小池弘基議員。

（12番 小池弘基君 登壇）

◎12番（小池弘基君）

それでは議席番号12番、小池弘基でございます。通告書に基づきまして質問を行います。

日頃はですね、なかなか原稿用意しないんですけども、今回は大事なことでございます。原稿用意してほとんど読む形にはなるかと思っておりますけども。通告書に書いてますように、今回の質問は学校給食調理場建設における工事中断までのですね、経緯とかそういったものをですね、確認していきたいなと思っております。あくまでもこれは何が悪いとかどうこうといったものを追求するものではなくて、あくまで事実を確認していくということと、そういったふうないろんな不備があったものにつきましては、今後、粕屋町でそういったことがないようにやっていただきたいと思いますという思いで質問をしていきたいと思っております。まず学校調理場工

事中断の経緯でございますけども。今回私、1年ぶりの質問でございます、どうやって組み立てていこうかと考えておりますけど。まず前段といたしまして、学校給食調理場の工事中断までの経緯についての確認ということでございます。今回の質問は先ほど言いましたように、今後の粕屋町の行政、また議会との関わりといったものの確認もしていきたいと考えております。まず、平成24年7月に整備事業に関し、学校給食調理場建設の準備室が設置され、翌25年3月、調理場建設整備事業にかかわるPFI導入可能性調査を日建設計総合研究所に業務委託を行い、同年4月第1回地盤ボーリング調査をアジア航測株式会社に業務委託し、調査報告では、廃棄物層に鉛などの出たという報告がございました。また、同年9月株式会社長大に対し、アドバイザー業務委託を結び、翌26年1月第2回ボーリング調査、このときは、廃棄物層の調査ではなくその下にある土壌部分にかかわる調査を行いという県からの指導もございまして調査を実施して。土壌の中には特段問題はないといったような報告がございました。また、同年6月に株式会社長大とのアドバイザー業務契約を解除したことは残念でございます。私は必要な時期まで特にこれから必要なアドバイザーを求めるタイミングにおいて、なぜ解除したのかといった疑問は残ります。やはりこのことはですね、その誰の指示で担当者が判断されたのかわかりませんが、まだ1年もたたずにそのアドバイザーを解除する契約解除っていうのは、私は適切ではなかったのではないのかなという個人的な思いをしております。また、議会といたしましては、平成26年12月4日の12月定例議会において、PFIでの当初事業契約は否決され、同年24日の臨時議会でも否決され、翌27年1月21日の臨時議会で、議長裁決により可決された経緯がございます。また同年9月1日に起工式を行い、工事に着手したわけですが、基礎工事において排出された大量のごみを産業廃棄物として処分せざるを得なくなりました。この時点でも、議会に対して何の報告もなく、続いて外構工事に着手しましたが、ここでも大量のごみが発生し、産業廃棄物として処分することになりました。このことは、もともと建設場所が町の最終処分場跡地ということもあり、掘削すれば当然ごみが出るのは当然です。そのことを踏まえて、通告書のほうに移りたいと思っております。まず、通告書に書いておりますように、学校給食調理場建設については、本来ごみ処分場の跡地への建設は、議会から別の場所に建設すべきである旨、再三意見を出してまいりましたが、当時の因清範町長が強硬に建設された経緯があり、廃棄物処分にかかわるさまざまな問題が発生いたしました。そこで、次の項目について事実を確認すべきと思ひ、質問を行います。まず、1点目でございますけども、なぜ強硬にごみ処分場跡に建設を進められたのかを町長にお尋ねしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

小池議員のご質問にお答えしたいと思います。平成29年4月7日から供用されております、このPFI事業。これによりまして、学校給食センターを整備されたことに伴い、当初契約に入らなかった廃棄物の処分費及び工事の一時中断に伴う増加費用を変更契約及び補正予算審議により議会の承認を得て、支払っていることに対しまして、住民より住民監査請求からそして住民訴訟に発展し、今回、六つの一般質問でありますけども、その内容は訴訟の内容にも該当しておる部分がございますので、現在係争中でございます。これにかかわる部分につきましては、一部答弁を控えさせていただきたいと思っております。さらに、今回の一般質問内容につきまして、議会で、当時の町長を始め、関係職員が再三にわたり資料をもとに説明されてきておる経緯を、私も知っております。こういったことから、議会の承認を得て解決されてきておりますので、そういうことも申し添えたいと思っております。1番のなぜということなんですけども、これまでの経緯を給食センター所長のほうからご説明いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

小池議員のご質問にお答えいたします。平成18年10月粕屋町行財政改革大綱が策定公表され、その中で学校給食センターの調理業務については民間委託することが決定されました。旧給食センターは昭和58年6月に供用開始され、33年経過しており、老朽化が著しく、また文部科学省の衛生管理基準に不適合のウェット方式であったため、衛生管理面でのリスクが大きく民間業者への委託ができませんでした。また、平成21年5月粕屋保健福祉事務所の立ち入り検査の結果、施設の衛生管理面に問題が生じ、施設改善通知が出され、このことにより新給食センター建て替えが計画されました。平成22年11月から平成23年10月、民意を反映させるため、粕屋町学校給食共同調理場検討委員会が設置・協議され、センター方式で衛生管理基準に適した施設で民間委託にするよう、委員会から町長に答申が出されました。その後平成24年3月当初予算にPFI導入可能性調査を計上し、議会で可決されました。その中で、当時の準備室職員が議会に対していろいろ説明されていると思われませんが、当時、粕屋町は以前に箱物を建設した関係で、実質公債費比率が18%を超えており、新たな地方債を発行することができなかったこと。高速道路横の公社所有地及び町有地とすれば、土地造成費や新規に上下水道を敷設しなければならなかった

ことで多額の費用がかかり、財政的な面を考慮した結果、民間資金による調達整備できるPFI事業で進められることとなりました。平成24年6月にはPFI方式と従来方式との比較では、BTO方式で整備した場合、概算事業費ベースで約5.8億円削減。9.98%の費用削減効果が期待される結果であると、説明が議会に対してもされています。平成24年7月には建設準備室が設置され、PFIのBTO方式で事業を進めることとなったものであります。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

ありがとうございます。以前からの経緯、なぜ給食センターをPFI事業で行ったかといったところの答弁までしていただきまして、昨年の4月改選後当選された議員の方には、ここらあたりがまだまだわからないところも多々あったかと思えます。そういった中のスタートである経緯を説明していただいたことは非常に今後の質問にとって大切かなと思っております。ただ、私が質問させていただいたのは、なぜ処分場跡地という場所を選んだのかということでございます。その当時議会からも、当然、昔はそういった安全基準といえますか、そこまで厳しくはない。また、O-157であるとか細菌性の問題とかが特に出てない時代に建てた給食センター。旧元のですね、給食センター。その隣がその当時は消防の練習場といったところがあったんですけども。その場所に建てるということ強行されたわけですけども。その当時、今の自然ふれあい広場といえますか、九州自動車道の東部に位置しております。今新しい消防の訓練所っていうか練習場がまた多額の費用をかけてわざわざそちらにつくった経緯がありますけども。なぜそこにしなかったのかとかっていろんなね議論があったかと思えます。私はなぜそのわざわざ処分場跡地に建てた理由がわかればと思って質問してますけども、もし答えられるようであれば答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今所長が申し上げましたけれども、当時のですね、財政状況非常に悪うございまして、そういったこともありますし、今議員ご指摘の自然ふれあい広場用地。もうあの地形ですので、非常に造成費用、そして上下水道が来てないという理由もあります。これも当然財政的な理由になったろうと思えます。私もちょっとその当時のことは詳しくは知らないんですけども、そういった理由で、今の町有地

の中では、今の今ある新給食センターの場所に決まったようでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

では次の質問に移りますけども、建設に当たり、当然ごみ処分場跡地ですのでごみが出るっていうのは想定できたかなと思っております。なのに当初予算ですね、そのようにごみの処分費というのが入ってなかったということは、何か理由があればお聞きしたいと思いますけども。答弁できる範囲で結構でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ごみを処分した後ですので、それは想像できただろうというご質問ですけれども。当時の準備室のほうに任せておったようなことを聞いております。ちょっとそれ以上のことを私自身も存じ上げません。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

行政の予算といったものをやはり積み上げていくに当たりまして、出るか出ないか、もしくは必要か必要でないかわからないときあたりは、頭出しという形で千円みたいなものを計上するということは非常に多く、あるんですね。そういったふうな措置をとってれば、もう少しそれを想定外の量であるとか、そういったものはまた別としても、やはり予算執行の観点からもスムーズな形で進んだのではないのかなという気はしております。またこのごみが出た場合の産業廃棄物になるわけですけども、これを最終的には土地の所有者である粕屋町が処分するような形になるのではないかなと思います。また、そういった行政手続きが粕屋町の所有する土地に粕屋町が建てるといったようなときでもですね、やはり行政的な手続き、そういった残土処分費というか、産業廃棄物の処分の手続きといったものが必要かどうかをお聞きしたいと思いますけども。答弁できますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これはこの一般質問の初日だったでしょうか、議員のご質問にお答えしておりますけども。産業廃棄物が出た場合には、発注者側の財政的な責任で、実際の施工業

者が処分を行うというふうになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

今答弁いただいたように最終的には町の責任といったものが必要不可欠かなと思います。次に、3番目の方ですけども、ここには地鎮祭と書いておりますけども、地鎮祭とあと起工式がございます。地鎮祭が施主側が行うものであって、今度起工式。工事着工という形でいきますと起工式が正しいかと思っておりますけども。この起工式を行いまして、建設に着手していくわけですけども。このときにですね、大量にまたすぐやはりごみが出てるとということが報告されております。やはり出るものが出たんだなということでございますけども。その時点で量は別として、当初予算にも頭出しもしてない。ごみが出ないだろうとボーリングの結果とかいろんなふうなことだったかわかりませんが、何らかの形で穴を掘削するとごみが出たという段階で、議会にも何の報告がなかったんですけども、これってなぜ議会に報告しなかったのかってところがわかれば、答弁をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私自身詳細はそれは把握しておりません。ただ、中身につきましては過去の議会、委員会でも担当職員が説明をしたと思っております。その中身については、只今係争中の案件でございますので、その触れる部分については答弁を控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

P F I 事業をとという形で可決をした、それも議長裁決で非常に僅差での可決であったわけですけども。中でもですね、やはり議会から付帯決議という形で、今後P F I で事業を進めていく上においては、さまざまにいろんな問題点なり、逐一報告をしてくださいねといった形をしたわけですけども。そういったごみが出てきましたよって言ったことがね、やはり実際に報告されなかったことはやはり遺憾だと思います。だからそれにつきましては、今後そういったことがないように、やはり議会の議決の中で、付議事項をつけたものであれば、それはそれで遵守して行ってきちっと報告を今後はしていただきたいなと思います。また、我々

もそうですけど、やはり議会と執行部はよく言う言葉で言われる両輪で車の両輪でございます。向かう方向は一緒だと思っておりますので、その中でやはりチェック機能も含めて、やはりお互いを信頼関係の中で、やはり付帯決議をつければそれには応えていただきたいなど、これ私の気持ちでございますので。続いて4番目のほうに移りますけども、途中で出てきたごみ産業廃棄物ですけども、この処分費が5,000万を超えたという途中経過なり報告は、特別委員会でも聞いております。その中で、普通5,000万円を超えると、議会の議決が必要じゃないのかなど。私も今まで5,000万を超えるような工事案件につきましては、議会にそれをちゃんと説明なりをして議決を得るといった形をとってきたわけですけども。今回はそういうことが行われておりません。なぜ5,000万円といったものが超えた段階での議会へその説明をして、議会での議決を得なかったのか。いやもしくはいや別に5,000万超えても議会一々報告する必要ありませんよということなのか。その辺のところを答えていただければと思いますけど、よろしく願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

地方自治法及びPFI法では当然5,000万以上の工事請負。これは議会の議決が必要というふうにも私は長年の公務員生活でも身に染みて認識はしておるところでございます。なぜかというのは想像ですけども、慎重さを欠いてたつていうふうなことは想像できると思いますが、詳しい案件につきましては、ちょっとお答えは控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

これもですね、やはり法律で定められているものであるとか、やはりききほどの付帯決議にしてもそうですけども、やはりきちっとやはりやっていくものはですね、粛々としていただきたい。これも先ほど言うように、今後こういったことがないように。特に執行部のほうにはお願いしたいと思っております。またその次の5番目にもかかわりがありますけども、9月定例会。今言ったように工事が始まりました、予定してた以上にごみが出ました、5,000万も超えるような産業廃棄物が出てきました。どんどん膨らんでいきました。でも、時系列的には、9月定例会に補正予算を上げるという手段は考えられなかったのですか。私はここに書いてますけども、やっぱり順番としては、工事が進んでいって5,000万を超えた。何らかのミスが生じて議会の議決は仰がなかった。しかし9月議会では、本

来補正予算を上げる定例会なんですね。そこにごみの問題、産業廃棄物の問題、何にも出ないのに翌年の新年度の当初予算案に産業廃棄物処理費8,000万円といった金額が出てたっていう、またこれもまた事後でわかったことですが。なぜ9月定例会に補正予算出さなかったんですかね。その辺何か町長、どう思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

なぜかというのはですね、私自身も詳細を把握しておりませんが、これ伝聞ですが、確定化を待ってたということは聞いております。ただ、これにつきましても、係争中の案件にかかわる問題ですので、答弁は控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

先ほど前段私が言いましたように、あくまで事実を確認していきたいといったことが主でございますので、5番目の問題ですが、これもその当時町長選挙が行われまして、その当時の町長に代わり、新しく因辰美町長が誕生されまして、そのことでわかったことでもあるんですね。で、もし町長が交代しなければ、そういった残土処理。ごみ、産業廃棄物の話というのは表に出てきてなかったという可能性がたくさんあります。やはりこれがですね、町長が代わりました。それまで我々議会に全く表に出なかったいろんな事実が新しい町長誕生によって全部表に出てきて。で、いや、とんでもないことだなと。で、本当にこのまま建設を続けていっていいのか。また保護者の説明もしてない、議会にもきちっと説明をしていない。そういったふうなこともあって、12月でしたか、工事の一時中断という形に至ったわけですが。全てが中断して悪いことではなくって、中断して保護者の説明、議会への説明。また1番大事なのはその当時、処分場跡地に当然メタンガスが、上にアスファルトとかいろいろ蓋しますのでね、発生するんですが、それを想定したガス抜き穴も当然設計に織り込まれていたわけですが。やはり当時のやはりこう専門の教授をいろんな外部の人に工事中断してその間にいろいろと調査を行った結果、当初の設計にある数ではとても足りない。ちょうど同じ時期でしたか横浜だったと思いますけども、やはりメタンガスが地下にたまって爆発をしたとかっていう事例がちょうどあった時期でもあります。そういった中で、結果的っていうか私はやはり、手順を踏んで、やはり安全を確認しながらやっぱりやっていく

べきではなかったのかなど。そういった面では、町長が代わることによっていろんな問題点が出てきて、それに基づいてガス抜き対策だとかいろんな対策をとったことによって、今現在安心して施設の運用ができるのではないかなと思っております。そういった面で、中断も含めてですけども、やはりきちっとした形の報告は必要であったのではないかなと思いますけども、そのあたり町長どうお考えですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

この案件だけではなくてですね、町のそういった工事を伴うような事業。これにつきましては工事の経緯、そして問題があればですね、議会の方々に相談するというようなことは、私自身これはもう当然のことだろうと思っております。なぜこの案件がなったかっていうのは私もちよっと想像では、答弁はできませんので差し控えたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

同じようなことになるかもわかりませんが次の6番目のほうに移りますけども、学校給食建設調理場特別委員会におきまして、参考人招致が行われております。当時の執行責任者である因清範町長、並びに当時の準備室の関室長が、それぞれ答弁されておられますけども。その答弁の内容が全く違うんですね。例えば、関室長は、ごみが出ました。いろいろと毎月毎月現場との工程打ち合わせ、安全確認、いろいろな会議内容。で、ごみが出た云々についても逐一、前町長あたりに報告してます、といった答弁に対して当時の因清範町長は、いや、担当者からは何も聞いてないと。僕は全く知らなかったと。いったような答弁でございました。これ、お互い水掛け論の話で現在終わっておりまして、その後も特別委員会がどうこう開かれておりませんので。本来はですね、再度質問、参考人として来ていただくか、もしくはその当時かかわっていた職員もまた別におりますし、ほかの特別職の方もおられるし。そんな方に来ていただいて、どちらの答弁が正しいかどうか。これは犯人探しではなくて、やはり経緯の中でやはり報告すべきは報告をしてるんじゃないのかなと思うところもあるし。と言っているいちいち実際現場の小さなことまで、当時の町長が全部かかわるといこともそれもないだろうなど。いろいろと考えながら、現在に至ってるわけですけども。この辺をどう考えるかっていうところもありまして。もし箱田町長の時代にこういったことがあったときはですよ。どんなふうに、どちらが正しいかというか、どう思われます。なかなか難しい問題では

あるんですけども、もし答えられるようでしたら、お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

やはり職員とですね、町の幹部はですね、意思疎通が図られてなければならぬと思っております。これは、組織のあり方そのもの、内部統制と言いますけども、それもガバナンス的なですね、やはり組織一丸となって物事に対応していくということの根本的な仕組みだろうと思っております。相談を含めた職員の報告があれば当然、トップのほうから指示をします。指示をする前にいろいろ協議もあろうかと思っておりますけども、それは当然のことだろうとは思いますが、この案件に対してですね。ちょっとどうだったのかっていうのは私もわからない部分がございますので、答弁は控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

本当にこれも非常に難しい問題かなと思っております。我々議会といえどもですね。やっぱり執行部に対していろいろと意見なり、アドバイスなりをすることは、それはいいと思っておりますけども、それ以上かかわりを持つということはまた執行権者に対するやはり侵害にもなってきます。やはりこういったことがないようにですね。一つは、私は今思うには一つの部署にあまりにも責任を与え過ぎたのかな。もしくはそうね、かかわりが少な過ぎたのかなと。結局、これも本来はですね、これ通告書にはない話ですけども。PFIって初めての事業であれば、中の当然契約書というものを結ぶわけですね。こういった問題があれば、どちらがどう負担するみたいな細かいいろんな契約書、そういったものの内容はやはり専門家に相談すべきだと私は思うんです。それが当時のやはりそういった準備室のほうからは、顧問弁護士等の相談が全くなくて、先方の要はPFI事業のやってるSPCという会社の弁護士さんに相談をしたとか。みたいなのが特別委員会での報告で上がってきております。やはりそれは本末転倒であって、契約先の弁護士に相談するって言ったら、普通考えると、契約者側、要は建設を行う業者側に都合のいい内容に書き換えられるっていうかなっててもおかしくない話。逆に、やはり町側、施主側の立ち位置と今度は建設する側の立ち位置がお互いにやはり有利な条件で契約書を結びたいと普通思うはずなんですけれども、それも行われていなかったという事実がございます。そういったのも後で少しずつ出てくるような話でもありますし、工事中断になって、その費用を云々が建設会社のほうSPCからいろいろ求められたときで

もですね。やはり、業者というか町の担当者の方から、いや多少上積みっていうか、少し金額を付加して請求していいですよみたいな話が出たと。それも不謹慎な話であって、幾らか穴を見つけて少しでも金を下げるっていった交渉は、やはり町の職員としてそれが正しい姿でないのかなと私は思います。なぜか勘違いされたのかどうかはもうわかりませんが、そういったふうなことも起こったような報告も聞いております。1番目の質問だけではないんです、次の質問に移りたいんですけども。今後町長ね、新しく代わられてまだまだ日が浅そうございますけども、今までの行政の経験といったものをフルに生かしていただきながら、こういったふうなことがない、また風通しがよい、そういったふうな執行部をつくっていただいて、何かあれば、やはり議会にも報告をし、ともに考えながら町の発展、また住民のこれからの生活向上とか、そういったことに寄与していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。最後に何か1番について町長、ご意見なんか意見がございましたらよろしくお願ひします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

係争中の案件でございまして、なかなか答弁がしにくいことはありましたけども、置き換えてみますと、これからの町の行政、事務事業、工事含めてですね。やはり議会の方々と一緒に協議しながら目指すところは一緒でございまして、私自身も開かれた行政をしたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

本当に強い答弁いただきましてありがとうございます。本当は何かあって初めて気がつくことたくさんございますので、今後、町の行財政改革のまた一つになればと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして2問目のほうに移りますけれども、JR原町駅のバリアフリーについてということでございまして。これも私も以前質問したことがございまして、その当時ちょうど国の方っていうか内閣のほうで閣議決定されたというような段階でございましたけども、やはりこうバリアフリーといったもの、これは身体障がい者の方であるとか、そういったふうな方に国が各自治体に対して、きちっとした形の対応とるようにと。施設の改善、そういったものを行うようにといったようなものも目的の一つだと。私は認識しております。そのことにつきまして、箱田町長どう思われますか。前段で結構です。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

バリアフリー化、これは私の目指すところ、公約的なですね。ところでございます。やっぱり住みやすいまちづくりを行うことは、これから先ですね、高齢化を迎えます。特に必要なことではないでしょうか。そういった意味では、この原町駅のバリアフリー化は重要な問題だと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

それでは中身に入りますけども、まず、国の法律バリアフリー化を推進するといったように変わりました、粕屋町はどの程度改善がなされているのかなと思っております。私にはそれほど改善がまだまだされていないのかなと。当然限られた予算の中で使うべき、やっぱりどちらが先にするかといったような問題も出てくるかと思っておりますけども、特にJR原町駅は古い駅でございます。ご存じのように、上り階段下り階段それぞれ30段ございまして、もう結構大変でございます。箱田町長がよく言っておられますように、子育てしやすいまちづくりであると、また、高齢者の方に住みやすいまちづくりであるといった中には、今答弁にもありましたように、この原町駅30段っていったものは非常に大変でございます、ベビーカーを押してこられたお母さん方、上るのに大変です。駅員さんがベビーカーを持って向こうの反対側のホームに移動するのをお手伝いされてみたり、中には、時間の都合がいいときには、これは本来あってはいけないことではしょうけど駅員さんが、こっちに来て1番ホームに来たこの電車で篠栗までの方面に行って長者原駅で降りてください。そこに行ったらすぐ接続の電車がありますから、それに乗ると階段を上り降りしなくいいですよといったような駅員さんもおられます。でもそれは世の中でキセルと言ってまして、また定期買ってれば別ですけどね。普通の博多駅行きの切符を買うと長者原には行けないわけで、だからそういったふうな問題点も含んでいるわけですけども。私はこの原町駅の30段の階段、やはりエレベーターを設置するなり何かをですね。早く手当てをしていただきたいと。そういった中では予算化を必要だと思っておりますので、その考えをまずお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

原町駅を利用される方の、バリアフリー化はですね、これは私も前段申し上げま

したように非常に重要なことだと認識はしております。ただ、町単独ではですね、設置は駅構内のことですので非常に難しい面がございます。JRとも協議を今も重ねておりますけども、どうしてもその3,000人以上の乗降客の駅が対象だということは、どうも譲れないような部分がございます。ちなみに今、この原町駅の乗降客は伸びはしてきております。平成20年は1,800人ぐらいだったんですが、もう既に平成28年では2,800人の乗降客はカウントはされております。ただですね、これがどうもJRの方のカウントのやり方が乗客のみ。降りる方はカウントしないカウントはしてるんでしょう。ただ公表はしないという立場にどうもなってるようでございます。ですから、要望しても3,000人になってないよと言われればそれまでの話で。なかなかですね、交渉しづらい面はございますが、柚須駅のように、非常に乗降客が伸びた駅につきましては、これは平成27年度から28年度にかけて、柚須駅のバリアフリー化も、国、JRでこの公共自治体の3分の1ずつの負担によって実現化をしております。粘り強くですね、JRの方にも働きかけをしながら、ぜひ私自身も実現化を図りたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

ぜひともこの話はですね、進めていただきたいと思っておりますけども。3,000人弱、2,800あと200足りない。その話の中には、一つは階段が多過ぎて、だから行かない。わざわざ、例えば高齢者の方は子どもさんに、娘さんとかに長者原駅まで送っていただいて長者原から乗るっていう方も結構おられます。また、以前原町駅には快速が止まっておりました。それが今は快速はとまらずに長者原と柚須駅というところで、同じく、これは同僚議員からもいろいろ提案があってるかと思っておりますけども、やはり乗降客が非常に多いのは、篠栗駅までがほとんどメインでございます。だから、もう吉塚出て快速が柚須駅とまって、原町を飛ばして長者原、門松飛ばして篠栗ってなると、もう、原町と門松に快速がとまるような準急化といった表現で同僚議員してございましたけども、そういったものもですね、あわせてやはりこう交渉する。快速がとまれば後、100とか、200とかっていう人が増えるかもわかりませんよね。その辺の考えについて答弁をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

JRのこの運行形態、そして営業にかかわる問題ですのでなかなかですね、私どもの要望どおりには進まないのが現状でございます。ただ、今原町駅の乗降客の

方々に関連する宅地の開発も議員ご存じのとおり原町地区の開発もあります。駅裏のほうの開発もやはり小規模ですけどもだんだん進んでおります。乗降客の伸びに期待するところが非常に多い。そして、その結果によって我々もですね、JRの方にも要望がしやすい環境がつかれるんじゃないかというふうに期待はしております。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

もちろん原町駅の今バリアフリー化だけではなくてですね、その快速がとまるようにする準急化の動き、これ門松駅もあわせてですね、一緒にやってまた地域の方、必要であれば署名活動とか、そういったものもまた提案しながら、やはり町がJRといろいろ協議していただく。それは大事なことです。それにあともう一つ何か武器が欲しいよといった時にはですね、住民に対してそういったふうな要望書とといったようなものを集めて、そういったふうなものをこれだけの人が例えば快速をとめてほしいみたいなどころ、それだけでも人は増えてきますので、そういったふうなところ。まずできる可能性があるところから、やはり順次やっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

残り時間も少なくなってきましたので、次の3問目に移ります。これもちょうど昨年の9月でございますが、質問させていただいた項目ですけども。児童生徒通学路に対する安全対策ということで、一つ目は県道伊賀仲原線、ちょうど原町若宮線の交差点。ちょうどJR原町駅から信号機がすぐ駅前信号がありますけど、それから伊賀駅のほうに行く県道でございます。ちょうどすぐ一つ目の点滅信号。旧道と県道との交差点でございます。角には床屋さんもございますけども、その前に箱田重三氏の記念碑が建っております。これが築何年になりますかね。大正15年にできたということを聞いておまして、あちらもその当時は車もほとんどない。馬車が通る程度の交通状況の中で石積みをずっとしてあってその上でまだ立派な記念碑が建ってる関係でですね。近年、やはり地震が全国多発してる。そういった中で、もし地震がまた起きて倒壊したりすると、今は本当子どもさんも通学路で大変ですし、車も通勤、本当言っつていつもいつも渋滞してるような場所でございますので、これが倒れたりすると大変でございます。以前も、質問したんですけども、その当時質問内容は変わっておりませんが、当時の町長、因辰美町長は非常に危険な箇所につきまして、今後所有者と町とどのようにしたら1番改善できるかを協議させていただきながら、ぜひ長年にわたっていただいた、まあ私にその辺の間をとっていただきたいといったような答弁でございました。あれからもう1年経っており

ますけども、現状ここまで進みますよとか、こんなふうなところまで来てますよといったところで報告できる内容について答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

この問題はですね、福岡西方沖地震を機に地震に対する非常に耐震性が弱い建造物、構造物に対する非常にリスクを町内どっか多いんじゃないかということで、スポットライトを浴びたことはございます。そしてまた、その地域の声を拾われた小池議員がご活動されて所有者の方々とも協議を重ねられたことは私も耳にしております。非常に感謝するところではございますが、その後ですね、担当職員も精力的に、これは私物ですのでなかなかですね、難しい問題がございますけども。精力的に所有者の方々と協議を重ねておりますので、担当課長のほうからご報告させていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

ご質問の歩行者の安全対策につきましては、今年の10月、11月に地権者との協議を行わせていただいております。それで11月8日に記念碑所有者と協議を行わせていただきました。そしたら所有者側の方から、まだ最終決定はしてはませんが、先代から受け継いだ記念碑であるため、今の場所で移転はせずに、また、個人の財産であるため、自分たちによる管理をすることが一番望ましい。また、道路が狭いことも認識しておられ、記念碑整備後、もし歩道用地が確保できれば、寄附も考えており、現在、専門業者に相談をしているとの旨を報告を受けております。町といたしましては、記念碑の整備を所有者の方が実施されるということであれば、できる限り協力をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

今回の記念碑の件でございますけど、やはり地元住民の方の第一の希望は、別の場所に移してほしい。要は移転してほしいと。それとあそこ交通非常に渋滞が厳しいとこですので、石碑がなくなると見通しもいいしと、というような要望が第一でございました。私がかかわって、いろいろと打ち合わせをしたときには、あそこの土地がちょうど50平米ぐらいだったと思いますけども、JR原町駅のすぐ横、中野材木店との間にちょうど55平米ぐらいの町有地の残地といますか残った土地がご

ざいます。そこと土地を交換してもらったらどうですかと。元々、箱田重三氏の石碑のいわれというのは、JR原町駅ができた当時、土地をJR、あの当時は国鉄でございませけども、国鉄に協力をしたり、いろんなふうな功績があったということで、ときの国土大臣といいますか、今までは国交大臣みたいなもんですけども、そういった方の肝いりで建てたといった、非常に粕屋町にも功績のある方という私は認識はしておりますけども。やはり原町駅に貢献された方の記念碑ですから、できるだけ原町駅に近いところがいいですねといった所有者の方の意見が出たこともありましたので、それから今の場所をずっと残しながら自分の費用で全部高さを低くしたり、やりかえるといったことを提案されてるんじゃないかなと推測されるわけですけども。土地を交換する話は今はもう立ち切れ、それともまだそれも生きてるのか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

11月8日に協議をさせていただいたときに、やはり今の土地、県道のそこは先祖から受け継いだ土地でありますので、所有者の方はそこを移設とかというふうには考えることがしたくないというふうなことで言われましたので、原町駅前の町有地の移設は、今現在では考えてはおられないんじゃないかなろうかというふうには思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今課長が申しあげましたように、やはりその土地についての先祖代々ですね、あの場所にあったというその一つの意義があったろうかと思えます。受け継がれた今のご家族の方もですね、そういった先代、先々代のご意志をやはり尊重されていると。なおかつですね、やはり住民の方々が地震に対して非常にその危険性を感じておられるということも十分にご存じでございませす。ですから、その今の石碑の高さ、あるいはその耐震性を考えながら、安全性を重視してなおかつですね。あの交差点、非常に見通しが悪うございませす。狭うございませす。ですから、それについても町のそういった安全には寄与する形で、寄附もし、協力したいというようなお気持ちのようございませす。ただ、今現在まだはっきりしたお答えありませんが、方向性としてはそういうことになっておるようございませす。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

ぜひとも話のほうですね、進めていっていただいて、また個人で管理していきたいといったお話でございますけども、やはり粕屋町の発展というか、そのために大変ご尽力いただいた方の記念碑でございますので、何らかの形で、町もそういった維持管理も含めた形で何か検討していただければありがたいのかなという思いでございます。あと5分を切りましたので、最後の質問に移ります。県道607号線の原町の信号機がある交差点、これは志賀神社からずっと原町の公民館の前を通過して戸原のほうに抜ける道でございますけども、ここも相変わらず道が狭うございます。特に入り口あたりはですね、本当に志賀神社の方向から車が来ますと、とても人が歩けないといったどっかお近くの角のお宅の横、マンションの入り口ぐらいで待つて車が通ってからでないと渡れないというような危険な箇所でもあります。これも昨年9月に質問させていただいて、その当時の辰美町長はですね。近隣の方に協力していただいて、ぜひ用地を買わせていただいて、少しでも子どもたちや高齢者の方が安全で渡れるような歩道をつくるべきではないかと前向きに検討させていただきますといった答弁をいただいております。今現在の進捗状況を答弁お願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

この原町の交差点の問題ですが、まずその県道607号が非常に混雑を極めておるということで横断する箇所もおおむねですね、原町地区については2箇所、原町駅の今の県道側、そしてこの交差点だろうと思います。どちらもですね、北部から南部に抜ける道ということで、どうしてもその交通量が集中してしまう状況があると思います。長い目で見れば、東環状線の完成によって、少しは緩和されるという見通しは立てておりますけども、今の問題として現実の問題として、所管課の方がこの解決に当たっておりますので、報告をさせていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

町といたしましては現在歩道新設に向けて事務も進めているところでございます。具体的に申しますと、歩道用地を1.5メートルの用地買収協議は地権者と完了いたしましたので、課税特例適用のための税務署との協議を行ってきました。その結果が11月22日に適用との回答がございましたので、11月30日に所有者と売買契約を締結をしているところでございます。現在は分筆及び所有権移転登記事務を行っ

ております。登記完了後に歩道新設工事を着手しまして、年度内の歩道の完了を計画しているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議員。

◎12番（小池弘基君）

ありがとうございます。この案件も地元のやっぱり住民の方から、再三長年にわたり要望されていたことでございますので、そういった形で一步二歩前進したということは非常にいいことかなと思っております。あとはできるだけ、また、これから今言った分筆その他の手続は終わって工事業者入札等が終わって、1日も早い改修工事の完成に努力していただきたいと思っております。そういったふうなことで私の一般質問の持ち時間ももうほとんど使い果たすような形になりましたけども、今後の行政運営に対してもまたいろいろと努力して行っていただきたいと思っております。今日は本当いろいろと一般質問ありがとうございました。これで終わります。

（12番 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時40分）

（開会 午後1時00分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号7番、木村優子議員。

（7番 木村優子君 登壇）

◎7番（木村優子君）

議席番号7番、木村優子です。通告書に従って質問をいたします。

本日は12月12日ということで、世界りんご猫デーということで制定をされているということでございました。保護猫のカフェをですね、運営を通じて猫の保護活動を行う団体ネコリパブリックがエイズキャリア猫への偏見や誤解をなくし正しい知識や予防法飼い方などを啓発することを目的として、2014年に制定をした記念日だそうでございます。エイズキャリアというどうしても負のイメージを抱いてしまうためりんご猫という造語をつくったそうであります。

この日に合わせてこの質問を選んだわけではございませんが、一つ目の質問は飼い主のいない猫等の対策についてを質問してまいりたいと思います。国は人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として動物の愛護及び管理に関する法律を

制定し、平成24年には法改正が行われております。この法律は動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取り扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切に
する心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく、正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。これに関連いたしまして、
今回は具体的に飼い主のいない猫に対して、我が町の現状及び事業内容、それから地域猫対策等について質問をしてみたいと思います。それではまず、1番目の質問であります。現在の粕屋町の現状をお聞きしたいと思います。猫に特化した
いんですが、犬猫に関する苦情などはどのくらいあって、また近年増えているのでしょうか。またその中には、近隣とのトラブルを引き起こしそうな事例などはないでしょうか。お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的な説明は担当課長の方が申し上げますが、近年犬猫。特に猫についてはですね、生理的に嫌いな方はおられます。しかし、猫に対して癒やしを求める、あるいはその精神的な安定感を与えてくれるというような効果もあるようでございます。そういった意味で、猫と人間との共生の空間をどうやったら持てるかということが問題になっておりますけども。ただ、現実的には、飼い主がいない猫の放置問題が非常にその社会的な問題になっております。今粕屋町の現状について、担当課長のほうから答えます。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

木村議員のご質問にお答えいたします。まずあの犬の苦情につきまして、説明させていただきます。犬の苦情につきましては糞に関するものが最も多く寄せられております。対応といたしましては、看板等設置による啓発を行っているところでございます。ほかには散歩中にリードを外したり鳴き声がうるさいなどの飼い主のマナーの問題が寄せられておまして、飼い主が特定されれば注意指導を行っているところでございます。猫につきましても、糞尿や放し飼いに関するものが最も多いのが実情でございます。また、餌やりをしたために頻繁に家に来るようになったなどやその猫が子供を産んでしまったというような苦情が寄せられております。犬猫の糞尿に関するものにつきましては、飼い主の特定がなかなか難しく、町といたしましても苦慮しているところではございますが、広報等によりまして啓発を行って

いるというところでございます。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

またそういった中からですね。大きなトラブルになったようなこととかはなかったでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

大きなトラブルっていうところまではないんですが、やはり猫がたくさん飼われているということで、近隣の方からちょっと放し飼いにいつもされてあるので、それでおかつ糞とかがいろんなところでされるというところで、役場のほうに問題を寄せられるというのは、ございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それではですね、飼い主のいない猫ですね。いわゆる野良猫は粕屋町にはですね、多いとを考えていらっしゃるのかをちょっとお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

猫につきましてはやはりいろいろ苦情等もございますので、少ないということはないというふうには考えてはおります。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それでは今お聞きした苦情に対する対処にもつながっていくのではないかとおもうんですが、二つ目の質問でございます。現在町が行っている飼い主のいない猫に対しての施策などはどのようなものがあるかをお聞かせください。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

現在町が行っている飼い主のいない猫に対しての施策についてでございますが、

駕与丁公園内の飼い主のいない猫との共生活動支援事業といたしまして、無秩序に過剰繁殖を抑えることを目的に、公園内の飼い主のいない猫との共生を推進する活動を行う団体へ支援を行っております。支援の内容につきましては、支援団体が行った公園内の飼い主のいない猫の不妊去勢手術の費用負担を行っており、平成29年度におきましては、雄猫の去勢手術に11頭、と雌猫の不妊手術に7頭の支援を行っております。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それでは、三つ目の三番目の質問に入ります。国や都道府県等は学校地域家庭などへの教育活動、広報活動を通じて動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を行い、また毎年9月20日から26日を動物愛護週間とし、さまざまな行事が実施されているようであります。町が動物愛護週間とそれから普及啓発に関してどのようなことを行っているのかをお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

動物愛護週間といたしまして、町で独自に行っているものは今現在ございません。しかし普及啓発につきましては、動物愛護ポスターの掲示や、人と動物の共生社会に関するチラシやパンフレットを窓口配布及び広報に掲載いたしまして、最後まで責任を持って飼うことや、飼い主のいない不幸な猫を増やさないことなどの啓発を行っているというところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

ちなみにですね、私が高知県越知町に広報で視察に行かせていただいた際に、役場の入り口付近にこのような殺処分されている猫とのかを考えていますか。ということで、こういったようなパンフレットっていうかチラシが置いてありまして、すごくこう目にとまりました。うちの町でもこういうのはどこに置いてるのかなと思って地域振興課っていうか道路環境整備課のほうに行ったらあるのかなと思うんですけど。窓口とかには目につきやすいところに、こういうパンフレット類を置いてあるっていうことはございますか。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

窓口におきましても、猫の飼い主の皆さんへという、五つのお願いという、こういうふうなパンフレットになりますが、こういうのも常備置いているところがございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

じゃあ飼い主に対してというようなチラシ、パンフレットのようなものは置いてあると。これは殺処分に関する猫に対する啓発というか、そういったようなチラシでございましたので、こういうのがあるのかなということではちょっとお尋ねをした次第ですが、それではちょっと続けてまいります。それでは学校に関することではございますが、学校ではこういった動物に関する教育ですね。どのようなものが行われているのかをお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

学校におきまして、直接動物愛護週間と結びつく学習は行ってはおりません。全体的には道徳の中です、命の大切さであるとか、理科の中で生き物の学習の中です、動物に関するものを学んでいるようでございます。また、いろいろな委員会がございます、学校にはですね。その中の一環でございますけれども、飼育委員会等がございます。そういう活動の中で、動物を飼うことの大切さやですね、人に飼うことの飼うときに、人の迷惑にならないとか。あるいは責任を持って最後まで飼うよというふうなところをですね、学校の中で学んでいるようでございます。また一つちょっと以前私、都市計画の方におりましたけれども、先ほど都市計画課長が申しました駕与丁公園の中です、特化したところでやっておりますけれども。猫に対してかわいそうなんだよという意味も含めてですね、猫を捨てないでというふうなポスターをですね、学校のほうの小学生に書いていただいて、それを掲示するというお願いをですね、過去やった経緯はございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

猫に対するそのポスターをですね、私も拝見したことございますし、今も多分貼

ってあるのかなというふうに思っておりますが、子どもたちがこういったところでですね、動物の虐待に関すること。それからネグレクト、犯罪行為で懲役や罰金に処せられるっていうようなことを学ぶ機会があるのかなと思ったり。また犬猫の殺処分が今行われている現状を知る機会などが子どもたちにはあるのかなと思ひまして、お尋ねした次第ですけど、そういったところはいかがでしょう。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

直接そういうところには、なかなか学校の中ではやっていないと。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

わかりました。それではこれまでの今までですね、質問してきたことを踏まえまして、飼い主のいない猫に対して今後どのような対策を考えるかということで質問をしてまいりたいと思います。四つ目の質問と五つ目の質問は、関連になりますので、二つまとめて流れの中で質問をさせていただきたいと思います。それではまずあの地域猫活動というのをご存じでしょうか。ご存じない町民の方も多いのではと思います。実際、県のアンケートの中でも地域猫活動とその支援事業を行っていることを知らないと答えた人が64.6%いたようです。地域猫活動を少し説明をいたします。飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に対しては、地域住民一人一人にさまざまな思いがあり、しばしばトラブルの原因になっております。先ほど町長もお答えになったかと思ひます。猫に困っている方の思いとしては庭や駐車場に糞尿をされて迷惑、鳴き声がうるさい、ごみを荒らされて迷惑、子猫が生まれ猫が増えたなど。そして猫を助けたい方の思いとしては、猫がかわいそう。自分では飼えないけど、餌をあげたい。不幸な猫が増えるのは防ぎたいなど、こうした飼い主のいない猫をめぐるさまざまな近隣トラブルを解決する方法として地域猫活動があります。飼い主のいない猫による糞尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題としてとらえ、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民、活動グループが主体となって不妊・去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行います。地域猫活動では、飼い主のいない猫を不要なものとして排除をするのではなく、不妊・去勢手術により1代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から飼い主のいない猫がいなくなることを目指しています。この活動を推進することで殺処分をなくしていくことができます。県のホームページにおいても、地域猫活動においては推進している状況であります。ここで質問をしたいのですが、

以前、先ほども説明があったと思うんですが、県は、飼い主のいない猫の不妊去勢に対して、助成金を出していたようですが、それも打ち切りとなって、現在町は、駕与丁公園内に限って補助金を出していると、29年度の決算のときに確認もいたしましたし、今答弁をいただいたところでもあります。本年の6月22日の県のホームページで県が認定した地域猫活動地域における猫の不妊・去勢手術の費用を全額負担とありました。現在不妊・去勢についての県からの補助金の状況を、もう一度ここで確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

県の補助金につきましてははですね、今、原課、道路環境整備課のほうで考察はしておりますが、ただ、今現在の状況はですね、正確にはとらえてないようでございます。今現在までのちょっと状況だけは答弁をしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

福岡県地域猫活動支援事業については、交付要綱に基づく補助金というのは把握しておりますが、ちょっと内容、町の方がちょっと補助金をいただいておりますので、その内容まで確認はちょっとしてないというところがございます。それでこの活動ですね、地域猫活動におきましては、あくまでも市町村や県の職員。また地域住民、町内会や自治会の役員さんなどが現状での問題点や解決に向けた取り組みについての話し合いから始まるというふう聞いておりますので、町といたしましてはこの活動を推進するには、地域住民のご理解やご協力が重要と考えておりますので、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それでは、平成29年度のふるさとづくり寄附金の中に申出人の希望する事業に駕与丁公園内の飼い主のいない猫との共生活動支援事業実施要綱に基づく不妊・去勢手術費用。粕屋町内の飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術費用の補助というふうに指定をされて、ふるさとづくり寄附金がされているようございました。これに関して、どのように活用をして実行しようとしているのか。また既に実行をされたのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

木村議員が言われますように、前年度駕与丁公園内及び粕屋町の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用のために使ってほしいということで10万円のふるさと納税を受けております。現在、駕与丁公園管理事業において、駕与丁公園内の猫の不妊・去勢手術を実施していることから、平成30年度当初予算において、基金から取り崩し、同事業に10万円全額を充当しております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

わかりました。それでは今後ですね。同様の申し入れがあった場合、どのような基準でですね、今回は駕与丁の分で使われているようではすけれども、そういった補助の方法などですね、使用していくのかをちょっとお尋ねしたいと思います。今後、同じようなことを申し入れがあった場合はまた駕与丁のみに限ってやるのか。ここに指定では駕与丁内駕与丁だけではなくて粕屋町内の飼い主のいない猫に対してもというような感じで二つにまたがって書いてあったと思います。それを駕与丁の分で今回は充てたということでお聞きをしましたので、どういったような基準に基づいて後はやっていかれるのかっていうところお尋ねしたい。よろしくお願ひします。

◎議長（山脇秀隆君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

駕与丁公園内の猫に対するですね、基準は今粕屋町のほうにあるんですが、町内の猫に対する基準が何もない状態ですので、基準をですね、設ければそういうふうに使うことができると思うんですが。今のところ基準がありませんので、今の現状では使えない状態です。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

ちょっと町内に関しては使えない状態ということでございますので、ちょっと考えていかないといけないのかなと申し入れてっていうから申し出人の希望する中にこういったのが二つ書いてあったからですね。いいのかなと思う反面ですね、こういった地域猫活動をご存じの上で、こうされたのかなという思いを持って私は見さ

せてもらっているのです、そういった基準って何かですね。ちょっと必要なのかなっていうふう感じた次第です。で、ちょっとこの質問させていただきました。それではふるさとづくり寄附金に関して、寄附の使い道に関する項目は、我が町では六つほど設けてあると思います。寄附を受ける項目についてはいろいろとですね。思われる議員さんもいらっしゃるし、町民の方もいらっしゃると思います。犬猫の殺処分ゼロ活動支援のために、ふるさと納税を呼びかけている市町もあるようです。幸いにも今回ですね。我が町に項目がなくても寄附を申し出てくださったことを思うと、地域猫活動に関するものとして飼い主のいない猫の不妊・去勢の補助などですね、こういった項目を追加してはと考えるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員ご指摘のとおりですね、5番目で、申出人の希望する事業の中に個別の事業を選択ってどうか、指摘することができます。今後ですね、そういった問題につきましては検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それでは、実際の地域猫活動ということで駕与丁の分はわかっているのですが、それでは町内で現在行っているというところ、地域ですね、町内の中でそういった地域は今のところはないということで認識してよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

地域猫活動につきましては今現在、町で把握はちょっとしておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

じゃあ認識していないということなので、こういったですね、地域猫活動に関してですね。啓発をしたりとか、お知らせをするなど、こういった広報をした経緯はありますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

特別そのようなご説明をしたことはございません。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

特にないということで、実際ですね。この9月の26日に福岡県のほうでですね、地域猫活動セミナーというのが開催されたように書いてありまして、ここでは行政職員向けセミナーも同時に開催をされているようでありましたが。これにちょっと参加をされたかっていうところをちょっとお聞きしたいのですが。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

ちょっと確かではございませんが記憶では参加してないというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

この地域猫対策を推進していくにはですね、町民の皆さまの協力がないと実現はしていかないと、町長もおっしゃったとおりでございますけれども。私も一部の友人たちとですね、県の保健所の方に来ていただいて、この地域猫対策について伺ったことがございます。またそのときにですね、思ったことはですね、話を聞いて思ったことは、ボランティアの方のみでこれを推進することの難しさ。そして行政と町民、ボランティアの方々と一緒になって行っていく大切さを痛感した次第でありました。愛護の精神はですね、子どもたちにも教育が道徳などでなされているということも確認をさせていただきましたが、福岡市ににおいてはですね、地域猫の問題を小・中学校で授業をされてあったり、全部ではないんでしょうけど一部だとは思いますが、そういった小学生による地域猫活動の体験や小学生による街頭での啓発チラシを配ったりもしているようでありました。子どもにとって動物とともに暮らしたり世話をするということは、養護性、自分よりも弱い者を慈しみ育て、世話をしたいという気持ちや行動が育まれるってということが心理学の調査を通して明らかとなっているところであります。また、動物虐待は人への犯罪的虐待行為につながる場合があることも知られているとおりで、住民の目が行き届く地域猫活動は犯罪の抑止にもつながるのでと考えております。ちなみに野良猫の寿命は4から5年というふうに言われております。実際に地域猫活動を導入して取り組みが進ん

だ地域では、飼い主のいない猫が減っているところ、地域の中で不妊・去勢手術が必要なくなっている地域も出ているようであります。また行政への猫に対する苦情も減少しているという効果があらわれているようでありました。県は本年6月から市町村における地域猫活動の導入促進を目的として、地域猫活動サポーター制度を開始し、力を入れているようであります。以上の点を踏まえて今後粕屋町としては、地域猫対策をどのように推進していくのかをお聞かせください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ありがとうございます。私もですね、知らない部分が非常に多ございます。そのことも勉強しながら、積極的に対策を考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

地域猫活動にですね、興味がある人をどのようにまた募っていくのか。そして、また子どもたちを含む町内会や自治会、役員などですね、の呼びかけをどのようにするのか。またそれはどの課がやっていくのかなどを具体的に考えてほしいと思いますが、検討の中で、今検討してくださるということでもございましたので、こういうこともよろしく願いいたします。

それでは大きな二つ目の質問に入っていきます。病児病後児保育事業に関してであります。病児病後児保育制度の充実に関しては、昨年11月行われた議員との意見交換会でも声が上がっているところであります。厚生常任委員会でも取り上げて協議はしていますが、質問をしてまいりたいと思います。今回ですね、ちょっとざっくりした質問の出し方をしておりましたのと、また課長が来られて日が浅いことも考慮いたしまして、今答えられない部分は後ほどでも構いませんので、わかる範囲で答えられる範囲でお願いしたいと思います。まず1番目の質問の、町が行っている病児病後児保育事業に関して、事業の内容をまずお伺いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

木村議員のご質問にお答えします。粕屋町が現在行っている病児保育事業はですね、平成22年1月12日から粕屋町、篠栗町、久山町の粕屋中部3町で広域に実施しており、粕屋町内にある医療機関に事業を委託しております。事業の内容といたしましては、病気の治療中や回復期にあるために保育所、学童保育に預けることがで

きないお子様を対象に事業を実施しております。対象となられる方は生後6か月から小学校6年生までのお子様で、定員は3名でございます。利用料及び日時につきましては、1日1,700円。月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までとなっておりますのでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

国はこの病児保育事業について、病児病後児対応型、それから体調不良児対応型、非施設型の三つを制度として置いているようですが、このコスモスで行っているのは、病児対応型病児、病後児対応型ということで把握を、認識をしてよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

コスモスさんに行っていたいただいているのですね、病児対応型の分になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それでは現在のですね、利用状況についてをお聞かせください。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

現在の利用状況でございます。まず平成28年度ではですね、306名。それと平成29年度ではですね、299名。それと平成30年度10月末現在ではございますが、157名。昨年度が10月末現在が183名ですので、若干減ってる状態でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

今後ですね、考えている改善点などがございますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

先ほど議員のほうも言われましたとおり、この病児事業に関しましては、現在町

が行ってます病児対応型、それと病後児対応型。それと、体調不良児対応型あと非施設型っていうふうな対応型がございます。今後行っていく分に関しましてはですね、なかなか施設の面とかですね、人の面とかもございますので、すぐにはちょっとできないところもございますが。なるべく病児対応型ですね、そちらのほうの充実をまずは図っていきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それでは、二つ目の質問でございます。町のファミリーサポート事業について、先ほどと同様に、事業の内容についてまずはお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

町が実施しておりますファミリーサポート事業の内容につきましては、地域において子供の預かりを行っていただく方とその援助を受けたい方をつなぐ会員組織として、平成19年4月の1日よりファミリーサポートセンターを設立し事業を実施しております。会員といたしましては、お願い会員、子育ての手助けをしてほしい方ですね。と、任せて会員、子育てのお手伝いをしたい方。あるいは、お願い会員と任せて会員の両方としてどちらも会員という会員の方たちで構成されておりましたが、この会員になるためには町が実施する講習会をですね、受講された方に限られますが、こういう会員の方がいらっしゃいます。では具体的にどのような場合にですね、この事業を利用をされるかと申しますと、保護者の方の冠婚葬祭や学校行事ですね。またあの仕事の都合によって保育所や学童保育の送迎時間に間に合わない。子どもの習い事の援助などに利用されているところでございます。粕屋町では地域の人が、子育て家庭を支援していくことにより、安心して子育てができる環境づくりをサポートし、その活動を通じて地域コミュニティが活性化するための事業として実施しております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

このファミリーサポート事業、今説明をしていただいたんですが、お願い会員と任せて会員。どちら側にもですね、ネックになっているような事柄があるということでもございました。一例ではありますが、お願い会員側といたしましては長時間長期間利用したくても、料金が1時間ごとの設定で高額となるため頻繁にお願いがで

きないなど。また任せて会員側としてはまた自宅での預かりをということになっている場合がということでのこういったような意見があって、事業の充実を望む声が上がっているところでもあります。この事業においては、ボランティアの方があってこそと思いますので、まずは運営するにあたって利用状況、利用者の声など、そこからの問題点を町は把握をしている状況でしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

ちょっと詳しいですね、そういうご要望とか、そのあたりはちょっとまだ私のほうも把握できておりませんので、そのあたりをですね、また会員様のほうにお聞きして、より事業の充実に図っていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

今質問してきた二つの事業に関しては意外と町民の方に知られていないということが多く浸透していないと、意見交換会からもですね、実感をするところでありました。この広報に関してはどのように行っているのかなというふうになんかちょっと思ったのですが、定期的に行っているかなど含めましてどのように広報を行っているかということでもちょっとわかる範囲で結構です。お聞かせ願います。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

こちらの事業に関しましては、まず粕屋町のホームページのほうにですね、ファミリーサポートセンターということで掲載をさせていただいているところと、あと平成16年にちょっとなりますが、そのときに広報のほうにも掲載をしておるところでございます。あと平成18年の8月にもですね、このファミリーサポートセンターの講習ですね。講習会の日程ということで、日程表を載せさせていただいているという状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

さて、先ほども述べてきたわけですが、国は病児保育事業について、病児病後児対応型ですね。それから体調不良児対応型、非施設型の三つを制度としておいております。病児病後児型は、粕屋町では病児型とおっしゃられたんですけども、粕

屋町でも行っている状況であります。この体調不良児対応型、そして非施設対応型は行っていないような状況でございます。ここでまた注目をしたいのが体調不良児対応型で、これは保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保険的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業であります。対象児童は事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童というふうになっております。ファミリーサポート事業の中にも病児緊急対応強化事業を取り入れられるようですが、粕屋町は実施していないというふうに思っているのですが、それであっていますでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

まずですね、先ほど言われました体調不良型の分でございます。こちらの方に関しましてもですね、以前病児保育事業をですね、実施する段階で検討はしたということでございますが。やはり病気になったときにですね、児童を預かるための衛生面に配慮した専用のスペースが必要であること。また看護師ですね、これは病児2名に対して必ず1名必要なんです。配置しなければならないこと等ですね。あの場所の問題とか人の問題等もございまして、ちょっとできなかったという話も聞いております。また、平成29年度にはなりますが、県に確認いたしましたところ、県内でこの体調不良児対応型についてはですね、市町村では実施しているところはないというふうに聞いております。それともう一つのファミリーサポート事業の中にございます、病児緊急対応対策強化事業の分でございます。こちらにつきましても現在ちょっと実施はできてない状態でございますが、この事業に関しましても病児及び病後児の預かり、宿泊を伴う子どもの預かり。早朝夜間等緊急時の子どもの預かり。各預かりを行う上での保育施設、自宅、病児病後児保育施設等の時間の送迎を行う事業ってということで、こちらの事業はなっております。こちらですね、以前ファミリーサポート事業のほうですね、実施するにあたって検討したということでございますが、まず利用するにあたって、町が実施します講習会がございます。こちらの講習会をですね、14時間お受けいただかないといけないということとファミリーサポート会員の自宅に連れて行き預かるということになりますので、その会員さんの家族へのですね、病気の感染等も懸念されること。またファミリーサポートセンターのですね、開所時間の延長もですね、伴います。またそれに伴う職員体制とかをとらないといけないということ等も考えられまして、ちょっと実施ができてないという現状でございます。また近隣の市町村の状況でもございますが、現在実

施しているところは、なかなかこの事業というところはですね、3箇所はあるっていうふうな話は聞いておりますが、それ以外のところも今言ったような問題等でなかなか実施ができてないという状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

それではちょっと確認なんですけど、この二つの事業は、国県からの補助事業で補助の割合としては、各3分の1ずつの補助ということではよかったでしょうか。確認です。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

議員が言われるとおりに国3分の1、県3分の1、あと町が3分の1というふうな補助の内容になっております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

こういったことを考えて理解しやすいように、今回ですね、先進地の取り組みとして愛媛県の伊予市を紹介しながら、最後の質問に入っていきます。伊予市は市が運営し、いよっこスマイルとして病児病後児保育事業を行っております。ここで取り上げたい我が町と違う点は、定員が10名、利用時間が土曜も昼まで行っている点。利用可能な病気が風邪やインフルエンザなども可能な点。そして通常利用とお迎えサービス利用がある点であります。いよっこスマイルの利用料金は1人1日1,500円。5時間以内は750円、母子父子、生活保護世帯は無料という点であります。共働き家庭が増えて、近くに頼る場所がない方も増えているのが現状であります。急な子どもの病気など仕事を持っていると、すぐに対応できない場合の、こういった手助けの体制を整える必要があるのではと考えております。千葉県船橋市では急病の子どもをタクシーで送迎するなどの対応をしているようではあります。私が質問してきたこの二つの事業が開始をされまして約10年がたとうとしているようであります。開始当時と社会状況も変わっているのかなというふうに考えます。いよっこスマイルのようなお迎えサービスつきを含めたですね、事業の見直し。それから充実のための検討をと思うのですが、どのように考えるのかをお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これはですね、確かに父子家庭母子家庭、そして女性の社会進出を迎えるにあたって、非常に先進的な取り組みを伊予市さんがしてあると思います。考察を担当課のほうもしておりますので、報告いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

議員がおっしゃられます愛媛県伊予市ですね。こちらの方のお迎えサービスということでございます。こちらが行われている事業はですね、病児保育事業の先ほど申しました病児対応型、病後児対応型、また体調不良児対応型。これらの一緒になったようなですね、事業を実施されているというふうに思います。ちょっと中身をですね、調べさせていただきましてところ、病気になられたお子様がお仕事都合ですね、保育所等にお迎えに行けない保護者の方に代わってお子様をお預かりし、看護師や保育士がお子様一人ひとりの体調に合わせた保育看護を実施、病後児保育室を開設して医療機関と連携してですね、実施されている事業でございました。ご質問のお迎えサービスをですね、粕屋町でも導入してはどうかということでございますが、この取り組みを実施するにはまず病気等になられたお子さんをですね、保育所等にお迎えに行くための職員がまず必要となること。またそのお子様をお預かりするための保育室が必要になること。また保育室で保育や看護を行うための保育士や看護師の人材確保が必要となってまいります。現在粕屋町では医療機関とですね、連携させていただいて、病児保育事業を実施させていただいておりますが、伊予市さんが実施されております取り組みを行うにあたっては、先ほど申しましたとおり、全ての点をちょっとクリアしないとですね、なかなかその事業の実施が難しいものではなからうかと思っておりますので、今後の検討課題としてですね、させていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

実施要件というのがございましてこの三つの部分でも実施要件がこう書いてありました。この中でもちょっと注目というか、ちょっと目にとまったのですが、町立保育所をですね、拠点としてこのようなサービスを検討するというようなことなどは、どうかなというふうに思ったのですが、この件も含めて、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

町立保育所っていうご提案でございます。今現在ですね、老朽化問題があります。それに関しましては建て替え等ですね、方向性が決まりましたらですね、こちらの部分もですね、協議いたしまして、実施できるかどうかというのも検討課題の一つにはなつてこようかと思っておりますので、そのときに検討させていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

最後に町長、思いが子育てに関する思いがあられると思っておりますので、今ちょっと原課のほうも検討してくださるということでございますけれども、町長のほうから一言最後に、いただきたいと思うのですが。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私は全ての子どもたちが元気で健やかに育つこと、本当に理想としたいと思っております。今おっしゃられるような親の事情によってですね、非常にその病気のあるときには、苦しい悲しい思いをしている子どもたちを助けるのも、これも一つの子育ての大きな柱と思っております。貴重なご意見数々ありがとうございました。今後の検討課題とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

木村優子議員。

◎7番（木村優子君）

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（7番 木村優子君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後1時45分）

（開会 午後2時00分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号13番、久我純治議員。

(13番 久我純治君 登壇)

◎13番(久我純治君)

議席番号13番、久我純治。通告書に従いまして質問いたします。

2問いたします。冠水する道路、1日も早くの対策を。2問目、行政と公民館とのあり方についての2問を質問します。

1問目。冠水する道路、1日も早い対策について。長者原下区の公民館前の道路、今年も3回も冠水しました。最初に質問したときは、冠水する道路の原因は水路にありますとの答えでした。水路に蓋をして、冠水しない道路にしてほしいとの質問しましたが、このときは農区の人たちに理解してもらわなければいけないというようなことで、だめになりましたが。その後当時の区長さんと話し合い、農区の人たちと話し合い、どうにか水路に蓋をして歩道とし、冠水しない道路にするからの約束を取りつけました。次の質問のときに前々町長的时候は、これは私の錯覚かもしれませんが、平成27年調査、28年設計、29年工事というような返答でしたが、当時どこまで進んでるのであったかお尋ねします。

◎議長(山脇秀隆君)

箱田彰町長。

◎町長(箱田 彰君)

この問題につきましてですね、原課のほうが過去の調査の経緯、そして今の現状、検討の結果等を報告いたします。

◎議長(山脇秀隆君)

松本上下水道課長。

◎上下水道課長(松本義隆君)

久我議員のご質問にお答えいたします。6月29日、7月6日の2回は職員により現場に行って冠水を確認しております。あと1回は7月22日の夕方ではないかと思っております。平成29年3月定例会におきまして久我議員からの一般質問を受け、当時の都市政策部長より、財政状況が厳しい中、少ない経費で効率よく対策できないか検討していると答弁をいたしました。検討の結果、現時点で早期着手可能で、安価で浸水軽減を期待できる水路の上流部のバイパス工事を平成30年2月に着手し、7月25日から供用開始しております。

以上でございます。

◎議長(山脇秀隆君)

久我純治議員。

◎13番(久我純治君)

当時ですね、前町長的时候は優先順位があるからの答弁ですね、白紙状態み

たいになったんですね。行政の言うその優先順位と命が一番大事なちゅうことは町長もよく言ってありましたけど、当時優先順位で一番っていうのは何だったんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

平成29年度当初予算で予算配分を受けました、このバイパス工事を含め、実施されました事業が優先順位の上位であったかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

それだけの効果が出たんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

供用開始以来、雨があまり降ってないんですけど、9月7日に7月22日と同じぐらいの降雨がありましたが、冠水することは確認されておりません。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私たちにはですね、効果ちゅうのはよくわからないんですが、実際あそこに引越してきて今家が建ってますよね。あそこの人たちもびっくりしてあるんですよね、あれだけ冠水するから。それと今まで周りにですね、水路の横に田んぼが三つあったんですよ。ところが今ご存じの通り二つなくなってもう一つだけしかないんですね。だからもう水量がですね、一遍で5分であの田んぼ一反分ぐらいかなんか、もういっぱい満杯になるんですよ。そうすると逆流してですね、公民館のところが全部30センチぐらい、私2回とも役場の方電話して、来てもらってるからもうそれは承知してあると思うんですがね。そんなふうでその果たして効果がどこまであったとか私たちもようわからんとですよ。それとかフォーラムのところとかタンクづくりましたよね。あるいはどのぐらいの効果を私たちとこありよるとかもわからんし、実際のどんなふうになりましたちゅう報告もあんまり聞いてなかったもんだからですね。ただ、冠水することの回数を多なる事実が増えてるんですよ。前と違って。だから私がこんなこと言うんですよ。だから早く何とかあの原因は

わかってるんですよ。1番突き当りがTの字になってるっちゅうそれはもう必ずわかってるんです。昔からなんですよ。だからそれを早く何とかするために、下に一時期は分岐点を持って行って二つに分かれるような話をしてやったけどそれもないで、今上区のほうでやられるっていうけど、その果たして上区でやった分がですね、どれだけ成果がなりようとかも。この頃あの水量が多いやないですか。昔やったら30ミリ50ミリぐらいって言っよったけど、今未曾有で、100ミリが当たり前のことになったし、水量自体がわからんやないですか。そうするとですね、今ぐらいの水量であんな冠水するんですからまだまだ酷くなると思うんですよ。だからその対策をっちゅうことで。とにかく今ですね、あの近所の人には引っ越してとにかくびっくりしてあるんですよ。水が浸かるというか、初めて見たからっちゅうことで。

◎議長（山脇秀隆君）

久我議員、質問と答弁がちょっとなんか冠水はしないってこっちは言ってるんですけど、久我議員は冠水してるっていうふうに質問してるんですよ。だけど冠水をしてないっていうふうに言ってるのに、冠水をしたって言われるから、ちょっと答弁が食い違ってる気がするんですよ。もう一回その辺を質問してもらっていいですか。

◎13番（久我純治君）

だから、9月はどうなったか知らんけど、その前はそげんして2回も3回も冠水したから私質問しよるだけで、そやけんその効果がわかってないって言いようわけですよ。分かるとればいいんですよ。そこがこれだけ流れてこれだけなってるってませんよっちゅうことが分かってればいいけど、私たちにはわからんし。ただ冠水したことは事実ですから写真も撮ってますから、それを言ってるんですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

今の答えを松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

冠水しておりましたのは工事が完了する前のこととございまして、7月25日以降ですね。あまり雨のほうも降らなかったんで、うちのほうもあまりデータをとってはないんですけども、7月の22日に溢れましたときの雨量と同等の大雨が降ったときを比較してみると、冠水は確認しておりません。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

もうそれ言われるともうしたら下のほうの工事はしないということですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

次の質問のときに答えようかと思っておりましたが、また今後も関係農区とですね連携して、そのあたりもどんな方法があるのかですね、検討して軽減に努めてまいりたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

このような状態の中ですね、公民館が結局、緊急の避難場所なんですよ粕屋町の。下区の。避難場所に持ってきて30センチも浸かるようなところでは危ないやないですか。昔から言うように。だから言ってるんですよ。それはこの前9月になったけんできんじゃなくて、その冠水せんやったでしょうと言われても、実際私たち見てないからわからんからあれやけど。とにかくあそこは避難場所なんですよ。だからみんな言うんですよ、地元の方は。何かあったとき有事のときちゅうたら、結局大雨の時とかなるときもそうでしょう。地震だけじゃなくて。要するに災害、水災害、風水害、そんなとき避難場所なんです長者原下区の。だから今言われたように9月にせんやったからと言われたけど、ただ対策として、早く手を打ってくださいって言ってるんですよ。昔からやったから。だから...はい。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

これはもう次の3番の今後の対策っていう答弁にはなろうかと思いますが。今久我議員がご指摘のT字になっている部分があると。それも含めてですね、今やっているその工事をやりました。9月に1回ですけれども、同雨量の雨が降った時の効果も1回ですけども測定しました。ただ今後ですね、この状況を見ながら、悪ければまた次の手を打つというふうに検討は重ねてまいります。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

ずっと線路からすぐ下、全部蓋をかぶってますよね。ちょうど伊賀原町伊賀線ですかね。その上はかぶってその下がないんですよ。だから、あそこは歩道もないし冠水するから危ないっちゅうことで、前から冠水せんように歩道に、結局蓋をかけてそこに歩道をつくってくださいというような要望でずっと言ってきたんですよ。

だから、その9月分がどのくらいの量やったか私も知りませんが、ただですね、ただ、こんな辺でどんどんどんどん伸びていくからこういうふうになるんですよ。私最初からしたらこれも7年か8年になるんですが、この質問するのが。だから質問の仕方がおかしいって言わっしゃかもしれませんが、私は町民から選ばれた議員ですから。議員は町民の代弁者と思ってます。だから、私は常に町民の目線で言ってます。だから、ここは町民の住民の人の意見なんです。早くやっぱりやってほしいというのが意見なんです。だからぜひこれをですね、9月とか言わずまずそのTの字が原因と分かっとうからですね、あそこの考え方を早く考えて欲しい。前から言ってるんです、そこは。行政はわかってあったと思うんです。わかって言っていたんですから。早くどこに分岐点を持っていくか。それからTの字を結局解決せんと、あれを水はおさまらんとですよ。だから、まずその部分をですね、早く解決してほしいんです。そうするとスムーズに水は流れると思うんですよ。だから、Tの字の方、どんなふうにされるかはちょっと。昔からしますますって言って1回もなかったから言うんですよ。何かカーブは切りましたっていうのは聞いております。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

私が町長になりまして初めてのご指摘ですので、昔からのことも私に言われてもですね。それはその責任もてません。ただ、私が今久我委員からお聞きしました。そのことについて真摯に対応してまいりますので。検討いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

とにかく私がいろいろ言うのはですね。やっぱり粕屋町が安心安全な町っていうか、私たちは危ないところは後世に残したくないんですよ。子どもたちにも。将来はですね、やっぱ少しでも安全に過ごしてほしいし、やっぱ危険なところはなくしたいという一心で、やっぱり私たち道を広げてとか、信号がおかしいとかいろいろ言いますが。やはりこれはみんな住民の声と思って聞いてってください。お願いします。

そしたらもうこれ3番目まで一遍で行ってしまいましたけど、2問目に移ります。行政と公民館のあり方について。公民館とは社会教育法上に基づき、市町村に設置され、住民のために実生活に即した教育・学術・文化に関する各事業を行う施設とあります。以下3点について質問します。公民館の設置の条件、また設置との

関係についてお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

もう1回読んでください。間違っただけです。

◎13番（久我純治君）

公民館の施設の設置と行政との関係についてお尋ねします。まず、公民館つくる時は行政が主導でやるんですか。町が主導でやるんですか。そこをお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

教育長でよろしいですね。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

教育法ではですね、二つの類型・・・

◎議長（山脇秀隆君）

マイクに向けて、マイクに向かってしゃべってください。

◎社会教育課長（新宅信久君）

二つの類型が存在をいたします。一つは今議員さんおっしゃられたように市町村が設置する型、これ地区公民館と申します。もう一つはですね、今、行政区が設置しているこれ一般にも自治公民館という形で呼ばれておりますけれども、これも社会教育法上ですね、第42条の中で定められております、公民館類似施設というものがある、この二つを大きく公民館というふうに定めております。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

そしたら粕屋町においては、24行政区ありますよね。24公民館あるっちゃうことですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

上大隈と柚須につきましてはそれぞれ文化センターと公民会館という形で利用しておりますが、ほかの行政区については全て公民館が存在しております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

それと、粕屋町は行政区24あるっておっしゃいましたが、広さですよ、設備。あれはもう行政区で勝手に決めてこんなとつくってほしいということで要望するだけですか。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

それは各行政区のですね、自治力と言いますか、財政力等にもよりますので、それとか公民館の敷地の広さですね。それにもよってまいりますので、各行政区の判断に委ねられておるような状況です。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

今敷地の広さとおっしゃいましたが、うちのところは昔はですね、長者原は今の中区の公民館が一つできただけやったんですよ。そのあと上区ができて下区もできましたけども、今は狭いんですよ、少し。駐車場もないんですよ。結局、その基準というのはどんなふうにして出されるんでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

長者原下区のほうでよろしいですか。

◎13番（久我純治君）

はいはい。

◎社会教育課長（新宅信久君）

これはですね、一応長者原区からですね、分布をしたときにですね、粕屋町行政区再編成に伴う公民館整備費交付規程というのに基づいてですね、最初の設置につきましては、これは町が整備するというふうに規定をされております。以後につきましてはですね、第4条で当該行政区と協議の上、町において施工するが以後の管理と維持等は行政区において行うものというふうにされておりますので。その当時、長者原下区の方とですね、話し合われて、今の敷地等をですね、勘案されて建てられたのでしょうから。今後は、公民館の補助規定に即してですね、協議をさせていただくような形になろうかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

そうすると粕屋町はですね、今私のところはですね、人口が2,733名。所帯数が1,120所帯。70歳以上が359人、75歳以上が238人と多所帯になって、敬老会でもですね、75歳の人でも半分も入れないんですよ。その都度年齢を上げて今、75歳なんですけど。これですね、隣に知ってある田んぼとかありますよね。右側駐車場ですよ。もしあんなとこ買うというときはどんなふうなこと、次に2番目になりますか、補助金の件になりますか。どのくらい出してもらえるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

それは駐車場とかに用する敷地という敷地代ということによろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

もともと駐車場もないで、隣も駐車場らしき駐車場じゃないんですよ、公民館の。あれを使ってるんですけど、ないですよ。全然。だから、あそこはですね、時々もうパトカーが来て路上駐車捕まえるんですよ、よく。だから公民館としても駐車場がやっぱぜひ要るんですよ、少しは。だから、あのときに隣の駐車場を買われたらよかったって、よければっていう話はよく出るんですけども後の祭りですよ。だから今後もし買い足したりするときですね、それとか、公民館が狭いから増築したいというときの補助金のようなことを聞きたいんです。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

公民館の増築に対しましてはですね。増築工事、大規模改修工事ということで、町から60%の費用をですね、前年度に一応予算計上を見積もりとかですね、徴収していただいて、行政のほうに要望をいただくというような形になります。ただし敷地につきましては、補助規定がございませんので、敷地については別枠というふう考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

別枠という補助金も全然出ないっちゅことですか。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今のところは駐車場用地としての用地代については補助規定の中には含まれておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

そうすると増改築するための土地やったら購入できるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今申したようにですね。用地代については補助の対象になりませんので、その上に増改築分がのるということでしたら、その分は補助対象になるということになるかと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。町政に対してどうやるか、地元のことはやっぱり区長さんとかが話をすればね、話が済むと思うんですよ、ここで聞かなくても。ここでは町政のため、例えば下区の公民館が防災のための拠点としては今適当なのかどうかとかですね。そういった部分で質問して、細かい点は聞けばいいと思うんで。いいですか、久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

そげん言われたら、みんな質問しよう、みんな聞けばわかることばかり聞きようやないですか。そうでしょう。調べればいいことでしょうもん。

◎議長（山脇秀隆君）

個別なことは聞けばわかることは...

◎ 13番（久我純治君）

個別じゃないから聞きようわけですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

聞ってる意味はね、違うんじゃないですかっていうことを言いたいんです。もっと大きなことで聞いてくださいっていう話をしてる。

◎ 13番（久我純治君）

だから、そんなとこ細いからどうかしてください公民館をって言いようわけでしょうが。だから、あんな水害があるところは困りますし、狭いから、そのための補助金はどげんなるとですかって聞きようだけでしょもん。

◎議長（山脇秀隆君）

進めてください。

◎ 13番（久我純治君）

だから調べてわかることは、みんな調べてわかることでしょうもん。私と言われることやないですよ。補助金のとこまで進みましたから次に行きます。そしたら、行政と公民館運営するの管理についてですが、そしたら、公民館関係はもう行政としては口出しも何もしませんから、勝手にしてくださいというような関係ないっちゃうことですか。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

そう勝手にしてくださいと言われてましてもですね、あれなんです。実はですね、1問目にもちょっとかかわってまいります、自治公民館と行政区のかかわりという点からお話を申し上げます。行政区が行う公民館活動そのものについてはですね、社会教育に関する事業を行うことを目的としておりますので、社会教育関係団体に位置づけられてですね、社会教育法の第11条の2で支援を行うことができます。ただしですね、社会教育法の第12条にはですね、地方公共団体はこれらの団体の行う事業に干渉を加えてはならないとなってるんです。だから、住民の自発的活動とか自主的活動に対して行政がですね、命令や監督する権限を有していないというのが状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

そうするとですね、公民館の広さによってやっぱ利用価値違いますよね。だからそこは不公平っちゅうたらまた弊害になりますけど、やはり小さい公民館では何もできませんよね。大きいとこやったらできますよね。最近ですね、長期宿泊施設に使ってあるとこが多々あるんですよ。ここじゃない、粕屋町だけじゃなくて、ほかのともあるんですよ。これは本来の意味から私は外れてるんじゃないかと思うんですけど。こんなことは、それはもう行政区のことやから答えられませんでしょうけど、ほかのもし公民館等がそんなことやりたいと言った場合には、もう行政とし

ではもう関係ありませんで済むんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

先ほどお答えしたようにですね、そこの地域の自主的にですね、長期宿泊をもし公民館でされる場合はですね、それは実施可能であるというふうに考えております。先ほど公民館の累計の中に二つ種類があるというふうに申し上げましたけども、市町村で設立した公民館についてはですね、規制がございまして、例えば営利事業でありますとかそういうことはできないということが規定されております。行政区が行う自治公民館につきましてはですね、このような規定はございませんので、あくまで行政区の自主性とか自発性に基づいて、それが長期宿泊とかがですね、行われているのであれば、それは行政としても行政区の中で考えられていることですので。そこに対しては干渉することはできないというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

そして粕屋町の分は全部後者のほうに当たるわけですね。そうすると今後やはりそんなふうで、長期で使わせるのはいいんですけど、もし有事の際のこれは責任って言うたら悪いけど、そこはもう区でとってほしいということですよ。口出しできんということですから。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今議員ご指摘のようにですね、各自治公民館、今指定避難場所になっておるところも多数ございます。で、その分につきましてはですね、やっぱり住民への周知例えば長期の宿泊を伴う活動がですね、入っておれば、やはりその有事の際にですね発災した際に、どこを避難場所として活用するか、住民に対して事前にですね、やっぱり災害時の対応策を周知しておく必要もあろうかと思えます。だからそういうのは事前にですね、地元の行政区とか、防災担当課も含めましてですね、いろいろ協議し、改善は図っていく必要があろうかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

ところで粕屋町の公民館で10台以上ある公民館ってどのぐらいあるんですかね。
10台以上の駐車場を持ってる公民館というのは。

◎議長（山脇秀隆君）

その線引きがわからないですよ。10台以上っていうその線引きは何の10台ですか。

◎ 13番（久我純治君）

要するに、それだけ大きい余裕のある公民館です。

◎議長（山脇秀隆君）

余裕のある公民館ですよ。はい。はい。新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

そこはちょっと数えておりませんが、約3分の1。8分館ぐらいは該当があるんじゃないかというふうに考えます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

今後、粕屋町も人口増えますよね。そしたらまた分館が増えると思うんですよ。そのときの土地っちゅうのは購入時もやっぱり、結局地元の区で買い上げてやるんですか。全てを。その寄附金が60%って言ってありましたけどそれ以外は。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

その新しく公民館を建てるという場合はですね、行政区の再編に私はつながってくるだろうと思いますので。それはまた別途の方で行政区再編の審議会あたりでですね、答申をもらって。もし分区してですね、公民館を建てなければならないとなったらですね、先ほど申しましたように、最初の公民館につきましては町が整備するというふうになっておりますので、その場合は町のほうで公民館を整備して、再編された行政区と一緒に考えていくというふうな方向性になるかと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

今言ったように人口がどんどん増えてますよね。だから分館せんとどうしようもないですよ、今んごとやったら。もう長者原下区だけでもそれだけ増えてますか

ら、これで間に合わんとですよ。結局そうすると今からどんどんどんつくらないかん。土地も高いし、それがやはり区で言うとやっぱ負担しきらんとですよ。何でもが。土地買おうにも。だからそれを言うんですよ。結局、昔安かったんですよ、私が来たころは。今は、もう40万も50万も平気で言わっしゃあから、ちょっとすぐにも買えんですよ、その分館では。だからその分をですね、もう少し町としても考えてほしいし、やはり、もう少し住みやすい公民館で避難場所とかするんやったらですね。もう少しうまくかかわってほしいんですよ。そうせんともうそれは分館の仕事やからと言って、緊急の時だけ利用させてもらって。今はみんな子どもの集会場とか、ゆうゆうサロンとかいろいろやってますけども、小さな催し事ですよ、それはできてますけど。大きいとこやと大きいとこができるようじゃあ、やっぱ不公平ですよ。だから、少しでも私たちとしても、小さいところは大きくしてやりたいし、やっぱ大きくしてやらんとですね。文化活動できてないんですよ、今実際ですね、今。敬老会でも今言うように半分以上入れんとですよ、あそこは。270ぐらいおらっしゃあとに90人ぐらいしか入れんとですよ。だから毎年毎年歳を上げていって今75歳になったんですけど、やっぱ住民の人にしたらは不公平って言われるんです。だけど狭いんですよ。だから今私増改築のいろいろ聞きますけど。ただですね、行政のことですから口出しできんと言われれば私これ以上は言えませんが。ただ私も長期、その今から先ですね、そんな大きいところがそんなふうで、長期宿泊施設等に使ってどんどんいかれるんやったらですね、やはり問題になるんじゃないかと私は思います。私は危惧しております。これが粕屋町だけやないんですよ。いろんところで今やってるんですよ。そして、言えないんです、住民の人言いたいらしいんです。だけど、行政区のほうで決めたことやからちゅうことでされるけど、最終的な責任者は、管理責任者である区長さんになると思うんですがね。最終的には責任は区長さんがとられると思うんですが、それでいいんですかね。ちょっと申し訳ないんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

分館活動になりますので、区長さんと言うよりも分館長が今の区長さんになっていただいておりますので、やっぱり分館長、役員で責任があるというふうに私は思います。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

そうするともう言いませんけど、とにかく最終責任者は管理者である分館長か区長さんっていうことですね、納得しましたので、今後、そのような話で進めたいと思います。ただやはり役場もですね、もう少しやっぱ口出しできんておっしゃるけど、何かあるときには使うやないですか、役場がずっと。だから、もう少しやはり話し合ってますね、やっぱ考えてほしいんですよ。やっぱり何か使おうとしたときにやっぱ使われんとか言ってある人もおられるし。それはよその町ですが、苦情が多いんですよ。私んところによく。だから言うんですよ。もう少しやっぱ考えてほしいし、それが長期の宿泊施設で高額な金が入ってます、確かに。それはいいんですけど、ただいろんなところは、やりたくてもやれない公民館もあります。それはもう公民館の規模によって違くて、それはもう公民館の規模やからしようがないと言わっしゃるかわかんけどですね。とにかくやはりそんなところももう少しやっぱ考えていかないかんぢゃないかなと私思ってます。ただこれ以上言うともたどうにかかりますけど、ただやっぱりしっかりですね、町としてもそんなところも見据えながらやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。これで私の質問を終わります。

13番 久我純治君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これにて本日の一般質問を終わります。お越しいただいております傍聴者の皆様にお知らせいたします。本日は4名をもって終了いたします。あす13日木曜日にも2名の一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、あすも引き続きお越しいただきますようご案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時33分)

平成30年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年12月13日（木）

平成30年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成30年12月13日（木）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問1

13番 議席番号 2番 井上正宏 議員

14番 議席番号 14番 本田芳枝 議員

2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治	9番 川口晃
2番 井上正宏	10番 田川正治
3番 案浦兼敏	11番 福永善之
4番 鞭馬直澄	12番 小池弘基
5番 安藤和寿	13番 久我純治
6番 中野敏郎	14番 本田芳枝
7番 木村優子	15番 八尋源治
8番 太田健策	16番 山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長 箱田彰	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務課長 堺哲弘
経営政策課長 今泉真次	税務課長 中原一雄
収納課長 臼井賢太郎	協働のまちづくり課長 中小原浩臣
学校教育課長 山野勝寛	社会教育課長 新宅信久
給食センター所長 吉村健二	都市計画課長 田代久嗣
地域振興課長 八尋哲男	道路環境整備課長 安松茂久

上下水道課長 松 本 義 隆
介護福祉課長 山 本 浩
子ども未来課長 神 近 秀 敏

総合窓口課長 渋 田 香 奈 子
健康づくり課長 古 賀 み づ ほ

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めましておはようございます。年の瀬もあとわずかとなりました。恒例の日本漢字能力検定会が12日、京都の清水寺で行う今年の漢字一文字を発表いたしました。2018年の世相を一文字であらわす今年の漢字は、「災」に決まりました。自然災害が多く、防災意識の高まりやスポーツ界でのパワハラなど、人災もあったことが挙げられております。2位が「平」、3位が「終」、4位が「風」、5位が「変」と続いております。これらの漢字を並べてみると災いが多い平成の終わりは風が吹き変化していく年だと読み取れます。大難起これば、大善来るという言葉があります。きっと来年はよい年になることを願うばかりであります。一般質問も今日で4日目となり、2名の議員が質問して終わります。この4日間の質問は、粕屋町のこれからの展望を見据え、町民福祉の向上のため、行財政のあり方を議論し、質していくものであることはいまでもありません。執行部におかれましては、議員の思いを少しでも感じ取っていただき、施策に生かしていただくことを願うばかりであります。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

それでは、ただ今から一般質問を行います。発言に関しましては質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますようあわせてお願いいたします。それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号2番、井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番(井上正宏君)

議長。

◎議長(山脇秀隆君)

井上正宏議員。

◎2番(井上正宏君)

おはようございます。議席番号2番、井上正宏です。通告書にしたがいまして、一般質問をいたします。

最初学童保育についてということで質問いたします。学童保育は、共働きひとり親の小学生の放課後。また、土曜日、春・夏・冬休みの学校休業日の生活を継続的に保障すること。そのことを通して、親の権利と家族の生活を守るという役割を持っています。学童保育は働く親を持つ小学生の家庭に代わる毎日の生活の場であり、子どもたち一人一人を大切にしなければ、成り立たない施設。さらに、保護者と学童指導員と一緒に子育てする施設と私は認識しております。粕屋町にも4つの学童施設、民間1、町営3で運営されております。学童保育の一般質問は、今までにも先輩議員がされてきましたが、平成26年9月議会での先輩議員の学童保育に関する一般質問で、今後増えていくだろうと予想される学童保育の待機児童対策はどうするのかということで、前々町長になられます因清範氏に質問されると、因清範氏は、今後行政区長にも相談をして、公民館の活用も考えたいと答弁をされておりました。答弁されました因清範氏の横に副町長としておられたのが現町長です。あれから4年の月日が流れました。昨日も同僚議員が、私が今回最初に質問する学童保育の現状と課題について、同じ質問をされましたので、執行部がどんな答弁をされるか興味を持って聞いておりました。最初に山野課長。次に西村教育長。最後に町長の答弁でした。昨日も町長に答弁をいただきましたが、町長のこれまでの行政経験の中で、粕屋町の学童保育に対しての見解、及び認識については、十分にお持ちであるとは思いますが、再度、学童保育に対する現状と課題について、どう考えておられるか、町長お伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

学童保育の問題はですね、この粕屋町にとって非常に大きな問題だと思います。当然人口が増えます、そして女性の社会進出がどんどん伸びております。そういった状況の中で、今後も児童数、学童保育が必要な児童数の増加が予想されます。当然、そうなりますと定員数の増加が必要となりますけども、保育室の増設、そしてそれに伴う指導員の人材確保が必要になると思われれます。現在、指導員数も非常に不足しており、なかなかその人材確保のために苦労はしておりますけども、その一助となるように指導員の処遇の改善、待遇の改善も考えていかなければならないと思います。あわせて、私が副町長時代に町長、前々因町長のもとで、今後の学童保育のあり方を検討する中で、やはり地域を巻き込んだ学童保育をしなくちゃいけないと。それからそのときには、これからそういった時代になるという認識でございましたが、なかなか学校の方、地域の方の協力、そして非常に困難を極めておる状況はあったようでございます。詳細につきましては、学校教育課の方からもお答え

したいと思います、よろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

どなたが答弁しますか。山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

現状と課題という形でよろしいでしょうか。昨日も末若議員さんのほうからご質問のときにお答えしましたけれども、また、井上議員の先ほどの言葉の中にもございましたので、重複する点もございますけれども。現在、粕屋町の学童保育は民間の委託1施設と町営が、直接運営する3学童施設で運営しておりまして、定員につきましては合計560人、14クラス。1クラス40人の子どもさんを預かっている状況でございます。この申込者の状況でございますけれども、今年度につきましては100数十名の皆さんがですね、定員を上回る応募がありましたので、その方々については、待機という状況でお待ちいただいていたような状況が4月の時点で発生をしております。それから、実際に保育に当たっていただいている、いわゆる指導員の皆さん方の人数でございますけれども、町営3施設においては32名の指導員で。それから大川のこれ、委託しているのは大川の方なんですけれども、9名の指導員さんでそれぞれの子どもさんたちを保育に当たっていただいております。それから課題につきましては、やはり定員を上回る申し込みがございますので、定員増をやはりこれから取り組みについて取り組んでいかなくちやなりませんので、結果的には施設を増設していくとクラスを増設していくというふうな形を取り組んでいきたいというふうに思っております。また、実際に子どもたちを保育に当たってですね、するにあたって、あたっていただいております指導員の方々についてもですね、若干不足がしておりますので、そういう指導に対しても、人材確保という形も、これから課題として残っている状況でございます。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

昨日に引き続きですね、答弁をいただきました。町長の選挙公約で、優先順位の最初に上げられているのが、子育てしやすい町づくりを上げておられます。その中身ですが、町内の待機児童を解消するために、必要な保育の受け皿拡大に取り組みますと。また、出生率が高く子育て世代が多い町において、子育て環境のさらなる充実と整備を行い、子育てしあい子育てしやすいまちづくりを目指すという選挙公約を上げられておられますので。ぜひ今後も箱田町長には、選挙公約の実現に向けて、学童保育に対しての現状と課題の認識を、さらに深めていただきまして、積極

的に職員の皆さまには指示をお願いしたいと思ひまして、次の質問に移ります。次は、先ほど山野課長も待機児童の数を述べられました、昨年今年と100名近い児童が学童保育に入所できずに待機児童。これ全てが待機になっているということではないとは思ひますが、何らかの形で、保護者が工夫をされておりますので、この、100名近い全ての児童が待機になっているとは思ひませんが、やはりこの数、数字的には一応数が出ております。この待機児童の今後の対策は何かありますか、ということ、西村教育長にお伺ひします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

待機者につきましてはですね、その後も途中で辞退者が出るとか、例えば転出をされた場合については、その中から入所ができますよという連絡はしておりますけど、基本的にはそういった形で待つだけの姿勢にはなっているのが現状でございます。特に今大概100人おるから、4月5月には新しい施策を打ってですね、受け入れられるというようななかなかそういったふうにはいきませんので。申し訳ないんですけど、そういったことで状況を見ながらと。ただ、長期休業につきましてはですね、そういった方々にもまた声をかけまして、少し長期休業については受け入れの方の枠を広げておりますので、そして、2学期からもう留守番もできるようになったからということで2学期から辞退される方もいらっしゃいますので。100数名というのは4月当初のお話でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今教育長が言われましたように、私の今手元にある待機児童の数のデータは、多分4月当初の数じゃなかろうかなと思ひますが、ちなみに1番最初ですね、最初に申し込まれたその数と申しますのが、560名に対して670。110名の申し込みが、できなかったと。これ昨年ですね。今年につきましても、定員が560に対して690ということで、昨年が110、今年が130という。これはもう何度も言いますが、最初の申し込みの段階だと思ひますが。昨日も山野課長のほうから待機児童のこれはもう最後、最終の数かどうかわかりませんが、平成28年が62名、平成29年が96名、平成30年が100名ということ。実際そういう数的なものについてはですね、そんなに当初の数から30ぐらいは違っているんでしょうけども。実際、中身はですね、本当にどうなのかということ、なかなか最終的に数の確認というのは難しいところがあるんじゃないかなと思ひます。それで議長、あの関連ですが。初日の日にある議員

の一般質問の中で、平成31年に粕屋西小学校の方に、学童クラスを2クラス増設されるという話、聞いております。当然粕屋西小学校は、120名の現在定員で80ということで、200人の定員。全体は560から640という、そういう受け入れ体制ができるというお話が一つと。また、これは県の事業であります、これも平成31年に放課後デイサービスですかね、粕屋町に7箇所あるデイサービスにプラス1箇所が増えるということで、8箇所になるわけですけれども。この放課後デイサービスですね。31年に予定してある放課後デイサービスは、ハンディがある児童も受け入れてくれるというようなことを、この議場の場で聞いておりますが。執行部から直接詳しく話は要りませんけれども、大体いつ頃、そういうものができるのかとかですね。場所にしては西小学校。当然西地区に、今後も子どもさんがたくさん増えるという中で西小学校の増設の理由ではないかなと思いますけれども。今建っているところに建て増しで建てられるのか。また同じ敷地の中に別の建物を建てられるのかとかですね。もしそういうところをお聞き願えたらお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

西小学校の増設についてはまだ現段階の私どもの構想っていうかですね。まだ予算化も承認いただいてない段階の発言でございます。これにつきましては、前年度からですね、予算要求、要するに今年度の30年度の予算にも、計上を要望ですね。出させていただいたところでございます。場所については各学童ですね、運動場であったり、それから校内の校庭内の敷地内に建てておったりとかというふうにしておりますけれども。西小学校においては、現在校庭内に3クラスを建てております。平屋でですね。その延長上に学童の施設をですね、私どもは2階建てを今検討をしている状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今からの計画ということではありますが、やはり待機児童対策の一環ということで、執行部はしっかりと考えていただけてるなということで、ぜひですね、早急に準備していただきたいなと思っておりますが。県の事業の放課後デイサービスの件ですが、これもどこにできるか、そして、いつからそういうものがスタートしていくのかということを再度お聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

初日ですね、放課後デイサービスの方の質問がありましたので、その際お答えはしたんですが、現在が町内に7箇所ありまして、ただ今1箇所ですね協議中で、31年度の開設に向けて話が進んでおりますよという説明をさせていただきました。具体的に言いますと、粕屋町の社会福祉協議会の方がですね、開所の方の動きを今とっております。社会福祉協議会のこういった活動につきましてはですね、理事会等とありますので、理事会のほうにですね、こういった取り組みをやっていきたいということで協議がなされたということで。現実的には申請とかですね、そういう手続がありますので、そういった作業を今取り組んでるところで。早ければですね、2月の申請で県の方のですね、許可等がとればですね、新年度には開所できるだろうということで現在動いてるという状況です。よろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

放課後デイサービスという中で、執行部のほうもちょっとまたこれ関連になると思いますが、執行部の方もご存じでしょうが、こういう放課後デイサービスもそうですが、やっぱり株式会社シダックスの学童保育の参入ということでですね。これマスコミなんかで賑わしておりますが。粕屋町の近隣の町ではですね、もう既にシダックスの学童保育運営に行政が協力されて、官民で子どもを見ていこうというそういう流れが進んでおりますが。こんなに待機児童が多い粕屋町にシダックスさんから何かお話をなんかはありませんでしたでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

町内にもシダックスありますけど、今のところそういった協議は行われておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

学校教育課のほうにも、協議は行われておりませんです。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

シダックスの宣伝をするわけじゃありませんが。この中身ですね、中身は児童発

達支援と放課後デイサービスを二つの部屋で同時提供して、複合多機能施設ということで、小規模で10名。児童発達支援員と放課後デイサービスが全く別々に教室が分かれているというような中で、これ全国展開ということで2015年には133。すいません113でした。2017年には221と2倍になり、2018年の4月には427箇所というようにぐんぐん急成長していったわけですがけれども。やはりそれだけ学童保育に対するですね、一つは官民一体上げて子育てしていこうという姿勢。そして今後はですね、待機児童対策の一つとして、またそういう企業さんなんかとも連携されて、待機児童の削減に努めていってほしいと思います。なかなか行政はいろんなことをしたくても進まないということは、私も1年8か月ぐらいの議員をしてる中で、行政の皆さんが一生懸命仕事してある中にも、やはり大変だということも、私自身よく理解ができてる今日この頃ですが。前に進まないと何もやっぱり前進しませんので、しっかりとですね、行政の皆さんに期待してですね、次の質問させていただきたいと思いますが。次は、実際ですね、先ほども言いましたけれども、100名近い学童といますか、児童が入所できてないと。そういうですね、児童の追跡調査ですかね。何か追跡調査というところちょっとなかなか答弁しづらいところも出てくるんじゃないかなと思います。もう、しょうがないなど。入れないんだったらもう鍵渡しとくから留守番しときなさいという鍵っ子になってる状況の児童とか。子どものためならしょうがないと、会社やめましょうということで、どちらかというか、保護者が仕事をやめて、子どもさんを見られたりとか。また、塾とか習い事に行かせたりとか。また粕屋町が提供してあるサービス、ファミリーサポートなどの利用も今してますとか、というようなそういう意味で、大体放課後学童に入れなかった子どもさんたちの状況はつかまれていますかということで質問します。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

追跡調査自体につきましてはもう、どこに行っているというのはこの130名、おおむね130名の方々についての調査については行っておりません。先ほど議員もおっしゃられたように、恐らくですけども、民間の学童保育に行かれたり、あるいは、おじいちゃんおばあちゃんのお世話になられたりですね。それから習い事に行かれたり、あるいは町内のジュニアスポーツとかそういうふうな形の団体に入れたり、というふうな形で放課後を過ごされたんでいるんじゃないかなというふうには感じております。ちなみに、その当時の待機児童のですね、学年別でいきますと、1、2年生は当然優先順位が高いので待機というふうな人数は発生しておりませんが、3年生がおおむね70人前後、4年生が50人前後。それから6年、5年生は

1 桁台という形の待機の皆さんでございます。この方々については、空き次第ですね、ご案内しております。皆さん待機もう解消しますと、もう辞退しますというふうな形の電話も、ご案内したところ実際にやはりどこかに行かれたりとか習い事に行ったりという形で、実際そういう形で辞退をされて。今の現状ではですね、夏休みを越えるとぐっと減りましてですね、50数名になったのが8月末ですかね。8月末には50数名になって、現在にはですね、粕屋町の3学童についてはもう待機を申し込まれるというかですね。待ちになっているらっしゃる方はもうおりません。どこかにやはり、もう留守番ができるというふうな形になったということもあらましようけれども、お待ちになっている方がおられない、辞退をされてる。ほかに行かれたとかという形になっております。あと20数名がですね、大川の学童のほうでは待機として発生しておりますけれども、そういう状況で皆さんいずれかに習い事等で対応していただいているのかなというふうな状況でございます。すいません。長くなって。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

なかなかですね、この学童保育に入所するというのが非常に厳しい。当然チェックがですね、ちゃんと学校教育課の中できちっとしたチェックがされてる中で、そういう判断されていると思いますが。これはもう私だけじゃないんですが、他の同僚議員さんからもよく聞くことがあります。3年生だけれども、学童保育に入れなかったと。当然、親は入れなかったことに対してボンと当然私にも数名そういう保護者がおられましたけれども。私たちは頼まれてもなかなかその家庭の中までどうのこうのというのが聞きづらいところがあるわけですが。学校教育課ではやっぱり最終的に判断しなくてはいけないということで、学校のですね、その家庭の中までしっかり確認された中での、入所できるできないの判断されてると思います。私の知ってる2年生の小学校2年生の男の子なんですけど、学童保育にも入れないということで、保護者を通じて相談があってました。2年生やったら入れるっちゃんないって。当然、やっぱり低年齢っていうかですね、大体1年から4年生、もしくは1年生から3年生を重視されてるような入所の流れでありますので、入れるっちゃんないってねっていうような話を保護者にもすることがあるんですが、やはり私たちの感覚と学校教育課での判断は違ってると思いますが。まだ深くわかりませんが、ただ言われたことに対してそういうふうにしていくことしかありませんが、最近その子に会うと冬休みから学童保育のほうに通えるようになりましたということで話を聞いております。で、次は3年生の女の子ですね、女の子も学童保育

を希望したんだけど、入所できなかったということで。私もそういう相談を受ければどうねっていうことで追跡調査ではありませんけれども。やはり、子どもが鍵っ子の状態の中で1人であるっていうのは非常にですね、防犯上の面でもやっぱり非常にですね、1人にするっていうのがよくないというのはこれはもう今さら私だけの気持ちじゃないと思いますけれども。その女の子のお母さんに聞くと、ちょっと仕事を増やして塾に行かせてますということでですね。もうその子は学童保育に1度も入所せずに、学校が終わったら塾に通わせてますということで、これはもう経済的な事情が許されればですね、そういうふうなところでしっかりとお預かりしていただければいいんでしょうけれども。やはり金銭的な問題もありますし、町長が学童保育の子どもたちの見守りの中で、子どもは、地域、学校、町で、しっかりと見守る体制をと、そういうお話を9月議会でも何度かお聞きしましたけれども。こういう1人になる子どもさんに対して、何か大きな事故とか事件に巻き込まれないようなですね、そういう具体的な対策も考えていただければと思います。今、1番やはり私の頭の中にあるのは、なかなか家庭の中まで深く入っていくことができない中で、学校教育課のそういう面接の中では、どの程度まで、親御さんとお話をする中で、学童保育の入所を決められているのかお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

入所に当たっての基準っていうかですね、そういうことだろうと思いますので。入所申込書にあたってのそれと同時にですね、入所申し込みと同時に世帯の状況であったり勤務状況であったりとかですね。それと、あと当然、学年が何年生かっていうのも当然記載していただいておりますので。それあたりをですね、総合的にうちで持っております指標を点数制とか、そういうふうな形を設けまして、当然優先順位が高いところは点数が高いような感じになりますけれども、それを点数化して総合的に入所ですね、決定をしてお知らせをしているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

よく理解できました。では、次の質問に移りますが、今までの質問は、児童に対しての話をしてきましたけれども、次の質問は職員ですね。学童保育指導員の待遇についてということで質問します。学童保育の運営の公設。これは、学童保育指導員いわゆる学童の先生によるところが大きいです。学童におられる先生はもともですね、何らかの教員資格を持ってる指導員。さらに、教員免許を持ってい

る中で、その後ですね、学童指導員の資格を取得してる指導員。そしてその補助員がおられますが。それら学童に勤務する学童保育指導員の平均勤続年数、平均年収、指導員がよりよく活動できるための環境改善の取り組みにつきまして、山野課長にお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

指導員さんの処遇あたりのご質問でございます。まず平均年数でございますけれども、町で直接運営しておる32名の平均になりますけれども。こちらは10年以上がですね、10名。それから5年から9年が6名。1年から4年の経験者が11名。それ以下っていうのが5名でございます。これで平均年数を出しますと、5.7年ぐらいが平均となっております。それから平均年収、現在の平均年収でございますけれども、およそ107万程度が、平均年収となっております。それからあと、環境改善というご質問の中でございますけれども、こちら私どもの指導員の皆さん方はパートでパートっていうかですね。時間給でお勤めをしていただいております。これが、賃金の改定をですね、平成28年に改定を行って、平日880円から920円。それから土日につきましては930円から970円に改定を行い、処遇の改善に努めております。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

子どもたちを育成していく職業としては、学童指導員の収入ですね、これはもう他の自治体なんかを見ながら、多分決めていってあるんじゃないかなと思います。金額は低いですね。児童の安全を預かる責任の重さやさまざまな保護者対応が求められる学童保育でもありますし、仕事が複雑化してるのに待遇が不十分なことから勤続が長く続く。先ほど粕屋町も5年、勤続年数平均でしたら5年というお話もされておりましたけれども、やはり経験豊富な指導員が育ちにくいというような課題があるのではないかなと思います。将来を担う子どもの育成の一翼を担う指導員がしっかりとその役割を果たすために、安心して働ける現場が必要だと思いますが、再度山野課長に質問しますが、これらに対して、どのように改善されていきますか。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

賃金のお話の中ですいません。一言、言い忘れておりました。学童の先ほど言いました880円、土曜日が930円なんですけれども、現在の私どもの一般事務系ですね、賃金でいきますと820円なので、それらの方々についてと比べますとですね、もともとのベースは高いようになっております。これからのどういうふうな形で指導員さんとの処遇アップをしていくかっていう形でございますけれども。井上議員のおっしゃいました資格をお持ちの方も中におられます。私どももこの資格をですね、全てとっていただくように、段階的に研修に参加させてレベルアップをしていただくようにしております。なので、先々はこういう方々のためにもですね、あるいは経験年数、先ほど段階的におられるばらつきがありますけれども、経験者の長い方もおられますので、こういう方々につきまして段階的ではありますけれども、キャリアの高い方。経験者の段階的な年数で、付け加算ですね、すいません。加算をやるパターンと、あるいは経験、勤務年数で加算をやる。それからキャリア、要するに研修を受けられて資格を持ってある、資格加算。そういうところをですね、段階的に導入しまして、指導員さんの処遇改善に当たっていきいたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

学童保育の運営は、公的な財政。国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1とこのような公的補助制度及び国の補助メニューを利用させていただいて、さらに、粕屋町独自の財政負担も視野に入れていただき、指導員が活躍できる環境を整えていただけますように要望しまして、次の質問に移ります。次は、学童保育における保護者の要望は何ですかということで、山野課長に答弁願います。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

保護者におかれましてはですね、やはり定員増というのが1番のご希望じゃないかなというふうに思っております。また、休業中要するに夏休みの休業中ですね、開所時間ですね、を早めていただければというあたりもですね。お声があるようでございますので、現在その定員増についてはこれからですけれども、2番目の休業中の開所時間につきましては、やはり、共働きとかですね、多子家族が増えておりますので、直接携わっていただきます指導員あたりとも協議しながらですね、開所時間の早めるということについては検討をさせていただくような形で今から取

り組みさせていただきたいというような考えを持っております。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

学童保育の充実は、粕屋町独自の教育として、立派な子供を育てるための一つの手段でもあります。今後も学童保育につきましては、いろいろ提案をさせていただきたいと思っておりますが。実際ですね、本当に1人になっている児童ですね。1人になっている児童に対しての何かこう、なかなかこれも難しいところだと思いますけれども、そういう児童の対策と先ほど山野課長からは、今日ですね、こういう回答いただけたらなあ、うれしいなと思ったような回答していただきましたのが、学童指導員の待遇改善の中で、職員に資格加算とか、経験加算なども、今後考えていきたいということをおっしゃっていただきましたので、これは次のステップにつながっていくんじゃないかなと思います。続きまして、学童保育は終わります。

続きまして、JR長者原駅舎の雨漏りについて質問したいと思っております。昨日も駅で一般質問はどうなのかなということで、再三私自身も思っておりましたけれども、やはり、最終的に利用者が困っているという中でですね、今回質問をさせていただきますが。JR長者原駅舎の雨漏りで利用者から再三私のところに相談が来ていますが。駅舎の雨漏りすることにつきましてですね、行政はどう思われてますか。田代課長をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

井上議員のご質問にお答えいたします。JR長者原駅の雨漏りについてでございますが、長者原駅はJR篠栗線の電化とあわせて平成13年に現在の駅に改築されております。駅の南口並びに北口の階段等、軌道上の自由通路は粕屋町のほうで管理を行い、改札口の中はJRが管理を行っております。長者原駅の自由通路で雨漏りがあった場合には駅員さんより連絡を現在いただいております。雨漏りににつきましては、屋根にあります雨水の排水口に枯れ葉や、土砂が堆積し、屋根全体に水たまりができたことによりまして、雨漏りが発生したこともあり、職員で雨水排水口の清掃を行ったり、そのような対応を行ってきたこともございます。またこれまでも、自由通路屋上の地覆部分があるんですが、その継ぎ目のシール材の劣化等により、雨漏りが発生しておりましたので、補修を行ったこともございます。しかしながら長者原駅の自由通路も、建築されてから約17年が経過しており、防水シートなどの劣化により雨漏りが発生しておる箇所もございますので、部分的に屋根の補修

の検討を行いますとともに、今後も雨水排水口、屋根の雨水排水口の堆積物の除去、並びに清掃などの維持管理に努めていきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

実際その雨漏りがあるということでは認識されているということですが、実際の雨漏りで利用者にとってどういう影響が出るかお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

利用者の方々にはですね、非常に雨漏りでご不自由されてるところもあるかと思えます。また地面、床の方が濡れることによってですね、非常に通行の際に危険が発生する可能性もございます。ですので、対策の方、そういうふうな雨漏りの対策をですね、進めていきたいとは考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

私も2か月ぐらい前からですね、長者原の駅の方に行きまして、住民の方とまた利用者の方からもいろんなお声を聞かせていただいております。現状は3箇所の雨漏り。その雨漏りで、跡があるんですね。もうこれ漏ってるよみたいな、跡があります。実際、夜中から雨が降り出して、明朝にはやんでても、やっぱり雨漏りの中で、じわじわといろんなところに水が広がっていくということで、今田代課長も言われましたが、これは非常に危ないと。これはもう私自身の経験なんですけれども、私もそのときは雨が降ってたんですが、実際階段の上り降りですり滑ったことがあります。非常にですね、転んだだけじゃなくて、これはもう精神的にもショックなんです。やっぱりね。精神的にもショックですし、身体的にも大きなけがにはつながりませんでしたけれども、最終的にそういう雨漏りがあるということ、田代課長お話しされましたので、しっかりと直していただきたいと思いますが。この件につきまして、4月ですかね。やっぱり苦情。苦情はJRにいくみたいですね。JRにいつているみたいで、役場のほうには私は行かれたほうがいいんじゃないですか。できたら要望書か何か持っていただいて、役場の方と折衝をしていただく中でそういう過程を踏まえて、最終的には私にも仲間に入れてください。仲間についてというのは失礼かもわかりませんが、いろいろ協力させてくださいということでお話ししてたんなんですが、4月の4日にJR側から役場のほうに雨漏りの件で立ち会いを

されておられますね。そしてまた、見積もり。見積もりまで、役場のほうに出したということでJR側がお話しされて言いましたが、その後の進捗状況とまたその雨漏りはどこの部分だったのかということをお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

4月にJR駅の駅員さんより雨漏りの連絡をいただいた際に、雨漏りがしておりますところは、駅南口の階段の踊り場で雨漏りが発生しておりました。JRに依頼させていただいた見積もりもいただきましたが、すぐに改修工事に対応できる金額ではありませんでしたので、再度ですね、職員でこの駅南口階段踊り場ですね、上の屋根に上がりまして、確認いたしましたところ、屋根全体にやはり水たまりが発生しておりました。その影響で階段踊り場ですね、雨漏りが発生したというような状況でございます。この原因につきましては、先ほど申しあげましたように屋根の雨水排水口に枯れ葉や土砂が堆積したためでございますので、私どもでその枯れ葉、土砂を取り除き、清掃を行いましたら、その後は駅南口ですね、踊り場の雨漏りは止まったような状況でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

ちょっと時間の方がなくなっておりますが、皆さんもご存じのように、JRの長者原駅。先ほども田代課長言われてましたけれども、これは63年に開業いたしまして、平成13年に電化と。そして、1日の乗降客はおおよそ7,400人と。小さな子供さんから高齢者まで。また、健常者もハンディがある方もですね、利用されておられます。そこで、やはりもう実際雨漏りの原因がそういうことでわかっておりますので、早急にですね、最終的には本当にですね、大きな事故につながることはないようにですね。1日でも早く修繕していただいてですね、日頃からのJRとの連携を図っていただきながらですね。1日も早くJR長者原駅、雨漏りしてるよって言われぬようにですね、していただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

（2番 井上正宏君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号14番、本田芳枝議員。

（14番 本田芳枝君 登壇）

◎14番（本田芳枝君）

14番、本田芳枝でございます。通告書に従って一般質問をいたします。

最初、質問事項のところで給食センター建設の地質土壤汚染調査について。それで、9月の定例会でございました、この間の。そのときに行われたことに関して、それからちょっといろいろ調査をお願いしたいと思って、質問を出しています。9月13日に行われた和解及び損害賠償の説明のときに、これは全協という中であったんですけれども、町の顧問弁護士の方が地質土壤汚染調査に不備があった、と述べられました。そのこと自体は、そういうお考えなのかなと思ってはいるんですけれども、そのことをです、ね、に対して異論を挟まれなかった教育委員会のその姿勢といたしますか、それに私は疑問を感じております。粕屋町が行った調査は、このとき顧問弁護士の方は、ずさんであったという言葉を使われました。私はここにその言葉を最初書いておりましたが、それは余にもちょっとひどいのではないかという指摘があって、一応不備があったと直しておりますが。この一般質問の中ではその言葉を使っていいということでしたので申し上げますが、顧問弁護士の方はずさんであったと何度も、ほかに2人の質問者があったんですけれども、その方たちに対してもそういうお答えをされました。それで問題なのは、そのときに教育委員会の出席者は、どなたもそのことに関して説明も何もなされなかったということが、私は極めて重要だと思っています。それで、私どもが説明を受けたその調査に関しては非常に丁寧に、これは当初から丁寧ではなかったんですけど、いろんな問題が起きた後、担当者がきちんと説明をしてくれました。それで一応納得をしております。ところが、全協の全員協議会の場では、その顧問弁護士の方がそういう発言をなさるといふことに、これは議会としては問題ではないかというふうに私は今思っておりますので、今日は教育委員会に特に教育長にお尋ねしたいと思います。

それで一応です、ね、1番と2番。平成25年5月から26年3月の調査があったその経過。それから、平成29年の5月の調査の件。これはです、ね、なぜ今ここでその質問を取り上げたかといいますと、平成29年5月の分は決算認定のときの資料を提出されて、それで認定するかしないかの内容だったので、一応私は認定をしたんですけれども。今ならまだその質問ができるし、一旦、給食センターのことは終わっていますので、今ならば検証という形で質問ができるのではないかと思いますので、今回取り上げました。それで、1番と2番をまず説明していただいて、そのあ

とに私申し上げますから、続けて質問していただくと答えていただくと助かります。教育委員会として、まず1番と2番の説明をお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

お答えいたします。が、平成29年4月の7日から供用開始されておりますPFI事業で学校給食センターを整備されたことに伴い、当初契約に入っていなかった廃棄物処分費及び工事の一時中断に伴う増加費用を、変更契約及び補正予算審議により、議会の承認を得て支払っております。このことに対しまして、住民より監査請求がなされ住民訴訟に発展しておるのが現状でございます。先日の全員協議会におきましても、弁護士さんに来ていただきまして、過去の資料それから現在の訴訟に向けての考え等をお聞きし、私も一緒にいたしましてですね。最初の工事の廃棄物の件につきましても少しずさんであったんじゃないかというお話がありましたが、それは振り返ってみてですね、そういったふうに感じられての発言だったと思いますし。私も26回の全部の建設特別委員会のほうには出ておりませんが、後半分は出ておりますが。そのときに常にこう丁寧に説明されておりましたが、初期についてのことは私も文書でしか調べておりませんので、そういうふうに弁護士さんは認識されてるんだなというふうに思っておりましたので。私はそのときはもう黙認っていうか、黙認という言い方が妥当かどうかわかりませんが、発言は控えておったところでございます。したがってこの工事調査の件、2件ございますが、いずれもですね、これは廃棄物等に関する調査でございますので、現在そのことが争点になっております。したがって答弁は控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

そのことが焦点になっているから、答弁は控えさせていただきますとおっしゃいましたが、事実があります。その事実をですね、どう分析してどういう立場で物を申すのか。それは今、裁判が行われてるから、その内容についてはおっしゃれないと思います。ところが、その事実は確かにあるから決算でも出しています、数字として。私は1回目と2回目のきちんとした数字と内容を知りたいのです。それを出せないと教育長はおっしゃいますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

その件につきましてはですね、9月議会の際に給食センターの所長のほうから、センターのほうに資料がありますので御覧になってくださいという回答がありましてですね。議員のほうも給食センターの方に行かれてるかと思います。そこで調べになったんじゃないかと思えます。それをあえて本議会のほうに聞かれるっていうこともちょっと私いかなもんかというふうに思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

こんなところでつまづくとは思いませんでしたね。そういうふうにおっしゃること今すごく疑問に思っています。私はですね、1回目平成25年の5月から26年の3月までの調査の件。それから平成29年の5月の調査。今教育長がおっしゃったのは、平成29年の5月の分です。で、私が言いたいのは、この三つとも公になっています。どういう金額でどういう調査が行われたのか。その事実をきちんとですね、言っていただきたいと思っているんです。その考え方とか分析は要らないのです。税金が支払われていますからね。で、議会がそれを承認してます。だけれども、例えば廃棄物の量に関してはちょっと非常に曖昧なところがあって。私としてもずっと調べているんですけど困るところがあるので。きちんとですね、物事のこれは1番最初の基本的なことで、共通の認識を持たないと今後のやり方がうまくいかないのです、よろしいですか。これは分析ではありません。事実です。事実を言ってください。しかもそれは税金で支払ってますから、言えないはずはないのです。お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

本田議員も当然その数値はですね、今手元にあるのかと思いますのでそちらのほう言われて確認されてもらって結構でございますので。どうぞご自分でおっしゃっていただければありがたいです。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それは先にそちらがですね、言われるべきでしょう。執行部としては。その内容に対して私は申し上げます。もし私が認識しているのと違えば。まずそちらから出してください。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ちょっと議長さん。この金額、それから廃棄物の量、それから廃棄物の仕方等についてですね、今係争中なんです。これは、いかがなものでしょうか。答えるべきなんでしょうかね。

◎議長（山脇秀隆君）

係争中であればそういうふうに答えていただけていいと思います。

◎教育長（西村久朝君）

金額だけを今本田議員はご質問されておりますが、これはやはり何に対しての金額だということにつながってきますので、全てこれは現在も係争中なので、お答えはできかねます。ご理解ください。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それではちょっと飛びますが、3番目にちょっと一時的に飛びます。今、裁判の内容があるんですね。で、住民の側が住民の方から住民監査請求をされて、それが棄却されたので、裁判にされた。で、その裁判は被告は町です。だから、ここで一つの情報を出すことがその裁判に悪い影響を与えると。インターネットなどで世界中にこの情報は流れます。だから、係争中ということで、今までも何度もそういうことで発言をされませんでした。私は、私が教育長の立場であるならば、これは事実なので、事実として数字を挙げていただければいいわけですね。それが上げられないってこと自体、被告としてやっぱり何かを感じてあるから上げられないのかなと、つい勘ぐってしまうようなお答えでございました。それで今、それができないとはっきりおっしゃいましたね、係争中で。それなら私も次に行きます。私が把握しているのは、1回目と2回。それはですね、平成25年の5月から9月まで。それから平成26年の1月から3月まで。土壌汚染調査と廃棄物層にかかわる調査がございました。それは議会でも説明しておられます。ところが議会はそれは充分わかっていて、ちゃんとした調査だと思っているにもかかわらず、その内容は明らかになっていないところがあるようなので、私は問いかけているし、私が議員としてね、当然知っておかなければならないことがあるのではないかと。自分の調査、自分のですね、今までの決算認定とか数字とかで過ちがあったらいけないし。結局自分も議員として今後のことを考えないといけないので、きちんとですね、数字を出してもらいたいというふうに思って出しましたが、何でこんな数字が出せないのか

私にはわからない。私が間違っているかもしれませんが、あくまでも私の調査です。それは最初の1回目の29年の5月から9月までは、地盤調査として131万円、土壌汚染状況調査と地盤調査ですね。そのときに、土壌汚染調査もされています。それから、2回目の平成26年の1月から3月まで。これがですね、土壌汚染調査を再度されて469万円。あわせて860万近くの税金が払われています。それが、そのやり方がずさんであったというふうに顧問弁護士が考えておられます。ところが私どもはそれを思わないので、教育長の見解を聞いているのです。それで、教育長も顧問弁護士がそうおっしゃるならそうだろうな。あるいは今まで自分が途中からしか聞いてないけれども、そういう流れになっているんだったらそうだろうな、というふうに認識をしておられるのですか。問います。

◎議長（山脇秀隆君）

もう1回ちょっとわかりやすく。

◎14番（本田芳枝君）

教育委員会の立場として、私は問うています。町がきちんと税金を払って検査をしたのがずさんだったと言われています。それで裁判が戦われています。けれども裁判のことはいいでしょう。私が問題にしたいのは議会の中でそういうことを言われている方があって、それをそのまま何もおっしゃらない。否定も肯定もされない。そのことに私は違和感を感じているので申し上げているんです。教育長は聞いておられただけで何もおっしゃらない。ほかの職員もそうです。だから、本当にじゃあ、ずさんだと思っておられるんですねっていうことを聞きます。教育委員会はずさんだと思っているんですね。そのことを確認したいのです。だから、それで聞いているのです。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

調査の件っていうことで私は通告書を受け取りましたのでね。ただずさんであるかどうか、教育長の見解を聞きたいという通告書ではございませんでしたので、ちょっと今返答に困ってるんですが。ただ、こういう調査をしまして幾らになりましたと、そしてそのことによって議会にかけて全員のご理解は難しかったようですけども、一応可決はしていただいた上で払っております。で、やはりそでご理解をいただいた中の資料提示もしくは調査結果についてはですね。私はやはり丁寧にはそこは出されていると思います。ただ、ここまでやっぱりこう訴訟までなるっていうことは、やはりどっかにですね、やっぱり納得しがたい部分っていうか何かあったのかなと思う部分が私自身はないことはないです。なので、100%やりまし

た、いやこういうふうに非はありませんよ、全くないですよとなればですね、私訴訟にならなかつたかと思しますので、やはり私はこういうふうに住民の方が訴訟を起こされるといことは、何かやっぱこの辺に足りない部分があったのかなという意識は私は思っておりますので。今のようなやはりこう私に対して、何か不信感を持ってあるような言い方になるんだろうと思っておりますけど。私はやっぱり論破するつもりはございませんけれども、住民の方にそういった気持ちを持たせたというこの調査もしくは結果、報告等につきましてですね、何か足らなかつた部分があるのかなという気持ちはあります。そのことを弁護士さんは不備だとか何かそういうふうな言い方されたんだろうと思っておりますけども。そこいら辺の少しマッチングするところがあるのかなっていう思っておりますので、私がこの立場でですね、教育委員会というよりも教育長という私の役職の責任から言いますと、いや、全く問題なかつたんですよ弁護士さんと。そこでちょっと言い切る自信はございませんでしたということをご理解いただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それでは、その全員協議会の中である議員がですね、じゃあ町が調査をした業者のほうに問い合わせてきちんとしたらいいじゃないかという話が出ました。私もそう思います。私は教育長の立場であれば、ずさんなことがあるんだったらお金を払ってるんだから、これとこれの調査を。調査してない分は返してほしいと申し上げます。でも、そういうことは一切ないということがね、私には違和感があるというふうに思っているのです。結局教育長は、ああそうかな、そうかな、と思いつながら物事を考えておられるというのが今の状況でございますね。次いきます。それですね。実はここで1番問題、ついでに申し上げますが。このときの土壌汚染廃棄物がですね、最初は平成27年の8月の23日に125立法メートルを廃棄物として計算して1.84かけて230トンあると。だから、529万円かかるという話がありました。これはみんな知ってることだと思います。それが1か月半の間に、このトン数がですね、わからないんです。私はいろいろ調べて状況を見るけど、私の数字では3,456トンになって、向こうの請求が7,953万。よく8,000万円になったと言いますけれども、そういう数字になっています。これは一つの流れです。私のあくまでも調査だし発表されている中でこの話を聞いています。だから、調査の有り様はどうであった。それからこのときにですね、業者は事前調査をしていなければならなかつたはずなんです、このときの契約では。それをされていたのかどうかは聞きたいと思うんですけど、そのことは知っておられますか。契約書にそう書いてありま

す。事前調査の。それは教育長、どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

事前調査でアドバイザーが入ってですね、その後それぞれの資格を持った業者等にさせていただいておることは当然知っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

業者が事前調査をしたということですね。今の話は。そこが知りたいのです。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在の給食調理場、3箇所に分けてましてですね。時期はそれぞれ違っておりますが、最初に駐車場ですか、それから旧給食センターの方壊した後に、また調査をして工事にかかったということで。一応3箇所に分けてそれぞれ工事の前に調査をして工事をやったっていうのは、知っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

議会にはその報告がないんです。事前調査をしたという。29年の5月の分はきちんとあります。それはあります。3回目はね。ところが1回目と2回目がそこが曖昧なんです。曖昧なまま状況が現在まで来てるということが住民の方にとっては何かおかしいのではないかという形で裁判を起こしておられます。だから、曖昧なことをですね、曖昧にさせないための裁判でございます。ところが行政はここは公表できる、これ以上は公表できないという線引きがあると思うので、いわゆる町の機関ですから。だから、こっからこれ以上はできませんという明確な指針があって、係争中だから答えられないというふうにお答えになるならいいんですけど、何でもかんでもね、係争中だからというふうに聞こえます。私は税金が支払われている事実がある以上、そのことに関してはきちんとお話をさせていただきたいと思いません。それで29年の5月の調査はきちんとされています。なぜかこのときもその担当者が前にどんどん増やしていった業者をお願いしているので、そこにちょっと私は違和感がありますが。私が見せていただいた限りにおいては、これはきちんとされています。私はこのときの状況を見ればですね、その1回目のときの状況がきちん

とされていたかどうかかわかると思って、これを待っていました。この報告も待っていましたけれども、決算認定のしかもこの資料出してくださいって言って初めて最後の日にですね、出されたような状況がございましたので、何かこれはおかしいと思っていました。3回目に関しては大丈夫です。1回目と2回が問題。それを皆さんにお伝えしたいんですけど。私の基本的な姿勢は、土壌調査の件はこれはOKです。私は県に行って、何度も聞いておりました。よくこの間もですね、ここに給食センターを建てること自体問題があったのではないかというふうな話も出ましたが、私もそう思った時期もございました。でも日本中ですね、ごみの廃棄物にいろんな公共施設が建っています。そこで問題なのは土壌に汚染があるかないかということが1番問題。けども、粕屋町のこの給食センターにおいては、土壌汚染はないということははっきりし、それで県のほうからもそれを言われたので、私は非常に安心しています。ところが問題は廃棄物の処理の仕方なんですよ。だからそこに焦点を当てて考えればいいということなんです。そのことを考えながら、今の裁判の状況、それから町の状況を見さしていただきたいと思いますが、数字が出ない。係争中だから数字が出ないというふうなことをおっしゃいますので、これは引き続き私は今からそのことに関して申し上げていこうと思います。それで、その次ですね。現在粕屋町給食センターの建設に関しての住民訴訟の裁判が行われていて、弁護士費用の予備費を支出し、予備費から支出すると説明を、これはありました。なぜかこの説明はございました。それがですね、全員協議会がこれは6月ですけども、説明をされております。このことに対して内容はないんですよ。費用が幾らかかるかということだけなんですけれども。その以後ですね、この裁判がどうなっているのか。どういう内容の裁判なのか。それ説明を内容はできるでしょう。項目ですから。それから一次裁判と二次裁判が今この間初めて知ったんですけど行われています。分析は結構です。立場も結構です。でも、事実としてこういう内容で裁判がこういう経過で行われているということを、教えていただきたいというふうに思っています。それは教育長、おできになりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

裁判に関しましてはですね、私たちは給食センターの方は所管をしておりますけど、裁判等につきましては総務課のほうが所管をしておりますので、総務課の方に答えていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺哲弘君）

先ほど議員が申されましたとおり6月の全員協議会でですね、2月に提訴をされました分ですけれども、弁護士の費用及び契約の内容についてご説明をさせていただいたところでございます。この契約費及び経費につきましては総務課のほうで所管をしておりますので。今現在、6月で説明をさせていただいた法律事務委任の契約につきましては、予備費から流用させていただき、着手金及び実費預かり金については支出を終えておるところでございます。成功報酬につきましては、当然勝訴をした場合に支払うというものでございますので、裁判の終わる時期がまだ未定ということで現在保留中でございます。年度をまたぐということも考えられますので、その場合は適切に予算の対応をしております。また、8月に新たに提訴されております。こちらにつきましては今議会中ですね、全員協議会のほうでまた資料提出させていただいて、詳細に説明をさせていただく予定としております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

その資料がですね、経費にかかわることだけなんです。裁判の項目がない。今回ぜひ全員協議会でその流れをお話ししていただきたいと教育委員会の立場からですね。総務課はあくまでもこの経費についてだろうと思います。でも実際問われているのは、町当局ですけど、問題は教育委員会だと私は思っています。食の安全、子どもの安全に関する内容です。廃棄物に関してのね、その処理は。日頃これは教育長が常におっしゃっていることなので、教育長としてどういうふうを考えられているのか、教育委員会としてどう対応していくのか。その辺のところまでできたらおっしゃっていただきたいとは思っています。それを期待します。それでですね、総務課関係で申し上げたいんですけれども、私はこの裁判の顧問弁護士さんの謝金とか、そういうことが合意和解案とかにも出てきます。それで、この顧問弁護士の方の町との契約はどうなっているんだろうかと情報提供をお願いしたら、それができない。情報開示請求も多分できないだろうという話になっています。私はですね、前回の一般質問でも申しましたけれども、何かことがある度に顧問弁護士の方に相談をされて、町としてどういう対応していったらいいのかっていう、そのために顧問弁護士がいらっしゃると思っていたんですが、今回ある職員はちゃんと全部相談してますよって言う職員もいるんです。でも実際そうじゃないって言うふうにする職員もいるんですけれど。私はその辺がどうなっているのかね、情報公開を求めましたけど、それは今できていません。それで私が他ののところからですね、この裁判の顧問弁護士の契約の雛形を見ました。それはですね、別に問題にないような個

人名を消せばいいわけで、それも出せないという私は粕屋町の体制っていうのがちょっと、今疑問を感じているところでございます。それともう一つ。この件に関してね、先ほど報告を受けているとおっしゃいましたが、9月の13日に顧問弁護士の方に来ていただいたときは池田副町長の件に関して来ていただいているんですよ。結局何も資料残さないまま成果品も残さないまま、ご自分が全部決めてきたようなおっしゃりようで退職されているので、その辺はどうかということ。でも実際、池田副町長は何も残しておられないようですが。今回この裁判にあたって教育委員会あるいは総務課に対して、その経過とか内容についての報告あるいは説明はどのようにあっているのか、その辺をお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

どっちがいきますか。堺総務課長。

◎総務課長（堺哲弘君）

契約をしまして弁護士のほうからはですね、裁判口頭弁論のありますたびに日にち、内容、こういったことがありましたという報告は受けております。ただその内容につきましては先ほどから申しておりますとおり係争中のことにかかわってまいりますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

弁護士のほうからですね、総務課のほうにこの進行状況報告書というのは毎回来ております。これを私のほうに回していただいて、私も給食センターの方とこれは共有をしております。そして次に向けてこういった準備をとということもありましたら、給食センターの課長補佐と所長と連絡をとっていただいてですね、その辺の話をまた打ち合わせをしていただいて、また公判に臨んでいただいているというのが流れでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ということは書類がちゃんと残っている。しかもその成功報酬のときにその書類をちゃんと考えた上でお支払いをされるという、そういう流れになっているんですね。それは総務課ちょっとそこを確認したい。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺哲弘君）

成功報酬につきましてはですね、これ弁護士事務所側の規定によりまして大体決まっておるものかと思います。訴訟物、要するに今、例えば今回、若干ちょっと違いますけれども損害賠償額は幾らかとか、そういったような形で、そのうちの何%というような形の金額で決まっていくのが本来の形であろうと思います。ので報告書が何枚出されたとか、そういったものではないかなというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

実は私事で申し訳ないんですけども、私はブログをですね、自分が書いておまして、その内容の中でこの裁判を傍聴した記録について問い合わせがありました。そのことを今その対応に苦慮しているところです。でも自分が信じる以上、自分が議員として仕事をしている以上、ちゃんと答えないといけないと思うし、住民の皆さんにもきちんとした対応をですね、示さないといけないというふうに私はちょうど中間なんですね。役場執行部の立場、住民の立場、それから自分が議員としてきている。で、一番最初からこれを当事者として、いろいろ見たり聞いたり、あるいは調べたりしています。だから、そういう流れの中で私が今何をどうしたらいいのかっていうのを常に考えながら進みたいと思うので、今回検証という形で今後ですね、させていただくように。前回9月からですがしております。それで、先ほどホームページリニューアルの話になりますが実はですね、私のブログでこの問題が1番アクセス数が多いです。一時600名も超えたときがあります。保育所の分が非常に多かったんですけど、それを超えるだけのものがありましたので、私としてはぜひこの問題はきちんと皆さんにお伝えしないといけないという今覚悟をしています。で、1問目は終わります。次いきます。

それではこれからの粕屋町政のあり方についてお尋ねしますということで。ここからはがって変わらして今までは過去の検証でございますが、今からはこれからのこと。町長といろいろですね、論戦を交わすことができればと思っておりますが、時間の方が差し迫っているのでどうしようかなと今思っております。それでは平成29年度の決算の財政分析をですね、すいませんが手短く。もう既にですね、いろんな方の質問の中でおっしゃってると思うので、どうかなと思いながらお願いしたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今までの一般質問の中でも答えておりましたけども、総括的に一言で言うならばですね、やはり楽観視はできない。将来的に厳しい状況は続くだろうと思っております。詳細につきましては担当課のほうからお答えはしますけども、今その厳しい状況であるけれども、乏しい、自由になるような一般財源として基金を活用しながら、今後の財政事情そして粕屋の将来に向けた投資的なものも含めてですね、計画を練っていきたいと思っております。詳細は経営政策課長の方から申し上げます。

◎14番（本田芳枝君）

結構です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

町長に、町長の言葉で簡単にどういうふうに分してあるかということをお教えいただきたい。経営政策課はそれぞれ今までちゃんと述べられたので。お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

もう数字的なものは申し上げます。まず、その財政の健全性を目指す健全化判断比率。これ実質公債比率、将来負担比率とともに、早期健全化基準を下回っておる状況がございます。健全性はそれを見ると、確保されているという状況ではあるかと思えます。今言いました公債比率、将来負担比率につきましても、これは低い方は当然理想的であります。ただ今後はですね、やはり町債の発行を抑制する交付税の措置があるようなものを優先しながら、実質的に町費をその償還に全額入れ込むような、そういった起債は抑制し、その比率にもですね、今後も注意しながら、事業を実施の優先性を加味しながら対応を図っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

今回予算編成にあたってということで、いろいろどうしたものかなと思っていましたら、先の一般質問の中である議員の説明の中に、予算編成方針をホームページに上げておられるっていうのを聞きましたので、早速調べてですね、手元にそれがございます。こういう形で、基本的な方針をですね、12月議会前に出していただい

てるっていうのは非常に今まであったかなと思いますけれども、新しい取り組みで、とてもこれはいいなというふうに思っています。町長の公約があって、次の編成方針をきちんと出して、そして各課ともそのすり合わせながら、次の最終的な予算を決めていく流れはとてもいいなと思って。その中にですね、事務事業費を積み上げ方式でやるというふうにおっしゃっておりましたが、積み上げ方式はこれは非常に難しい。職員が自分の痛みを伴ってするわけですからきちんとした分析、それから基準があります。その基準に対して、どう思うこう思うという。またそれに対して町長側も執行部側もその基準に対してああだ、こうだ。だから、基本的に基準があるんですね。だからその基準がどの程度きちんとしてるのかと聞いていましたら、その総合計画あるいは業務行政評価。そういうものをですね、おきながら、そういうことをしたいとおっしゃってくださったので、多分いい流れでね、いくだろうなと思っています。私が気にしているというか、私の課題はですね、問題点は人件費と物件費です。人件費が少なくなればそれが物件費が上がってくるという内容になっていると思います。例えば、職員を削減するという。例えば給食センターですね。職員を削減、もうないから。委託をしたら、そしたら物件費が2億円以上きてると思います。だから、人件費だけ見るのではなくて、人件費と物件費を合わせた状態で私は見ていきたい。これが段々上がっていますが、物件費としてではなくて、その人件費として金額を上げていくという流れをですね。ぜひつくっていただけたらと思います。これは後の質問にも関係しますから。それから普通建設事業費っていうのがですね、平成27年は20億、28年は10億、29年は16億となっています。これも公共施設等総合管理計画とも関連すると思うんですが。結局、建物をですね、今後どういうふうにしていくかという基本方針が要るだろうというふうに思っています。それから繰越金はですね、どのように使われるのか。うちの町は繰越金が非常に多かったんですけども、それを実際その基金に回したりきちんと今精査をされた状況の中で、現在ですね、繰越金は6億2,000万円ほどありますが、多分そのうちの3億円は、次の次年度に。だからあと残りをですね、どうされるかなっていうのが今後の期待でございます。で、先ほど事務事業のいろんな積み上げ方式っていうことで。結局ですね、行政評価を見直したりすることはもう既にやっておられるのではないかと思います。その辺の流れはどうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに今やっておる最中でございます。行政評価の結果に基づいて、新年度の予算を編成し直すと。これは、私はもうゼロベースで考えるっていうの基本原則なん

ですね。行政効果がないものについては縮小、廃止を行っていくのが当然の理だろうと思っております。今、議員がおっしゃるようになりますね、積み上げ方式が難しい。まさにそのとおりです。本当に真剣に担当課、所管課のほうを考えて積み上げる。これは単に積み上げるんじゃなくてその根拠が必要なんです。その根拠が正しいかどうか。将来的にこれは、粕屋町にとって粕屋町の住民の方にとって、本当にそのコスト的にも、そして行政効果があるのかってということもですね。原課が考え、また我々が査定する側の人間がですね、それが正しいものであるかという、これはもう本当にしのぎ合い。勉強のしのぎ合いだろうと思います。そういったことも、今回の当初予算から始めたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それでは期待しています。早速アにいきます。公共施設の長寿命化を図る取り組みはと。私はわざわざここで長寿命化というのを入れています。多くの方がですね、公共施設等総合管理計画の話をして、今個別計画はどうですかという形でできていると思うんですけど。私は今現在長寿命化がとても大事だと思っています。それで、それに対する取り組みは何かありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺哲弘君）

総合計画の個別管理計画にしましてもあるいは長寿命化ということにつきましても、今議会10日からの一般質問の中でも何度かお話が出ております。若干繰り返すことになるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。まず、来年度ですね、個別施設計画の方を策定予定としておりますので、その中で、それぞれの施設につきましてはどのように長寿命化を図るのか。あるいは建て替え等による更新も含めてでございますけれども、議論し定めていくことになるかと考えております。その計画に基づき、長寿命化に取り組んでまいるというのがまず1点でございます。それともう1点、これも一般質問の中で過去も出ましたけれども、現状の日々の保守点検ですね。そういったものを含めてですね、現行でも長寿命化のほうに努めておるといっても一つ手段でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

総合等管理計画と長寿命化の違いっていうのは、結局、これができた過程がある

と思うんですけど、公共施設等総合管理計画はあくまでも削減、更新です。基本は。古くなったものは建て替え、あるいは統一して新たな施設をつくろうという、そういう流れが根底にあるようでございます。だからそれに関する費用も年間9.5億円、うちの場合はですね、かかるというふうな流れになっているのではないかとこれは私の私見です。思っていますが。現在はそれをもう今後日本がやれるだけの力がないので、例えば平成6、7、8年ぐらいは次々にですね、普通建設事業でうちの町は60億ぐらいのですね、普通建設事業をしていました。その半分は町債。そのような時代もありましたけれども、今からはとてもそうじゃないということで、削減じゃなくて、今後、今ある施設をどのように。どうしてもやっぱり建て替えないといけない部分は建て替える必要がありますけれども、例えばこの庁舎とかですね、いろんなところも日頃、日常点検を加えながら少しずつその寿命を伸ばすという一つの方策があるんですけど。それに関しての具体的な取り組みが今の総務課の話とはちょっと余りよくわからないんですが。私はですね、この間防災に関して一般質問でおっしゃった方が、平日頃マニュアル化、点検を。例えばさっきのJRのこともそうですね。点検をと言われましたが、そのときいみじくも私が思っていることを言われたんです。掃除、普段のね。掃除をするときの点検がとても大事だと思ってます。うちの町の場合、点検する人は職員です。ところが実際それにあたっている人は、掃除の人が多と思います。気がつかれていると思います。ところが掃除の方は業者の方が入っておられるから、なかなかその声が例えば館長に行くのかトップに行くのかその辺がわからないので、そういうふうなところからですね、マニュアル化。ぜひ考えてほしいと、細かいところをですね。その細かいところを積み上げてそれを長寿命化につなげていく。そうすることで経費節減をするっていう流れが一つあると思います。それで今後その方策をですね、ぜひ、だから町民の目、それから掃除を実際毎日している人の目。それから現場の職員。利用者ですね、これは町民。それからトップの方。そういう方の流れを全て含めた上で、その公共管理施設、公共施設の管理をですね、できるだけして行ってほしいと思います。そういう観点からも今からでね、私申し上げたいって言うのが私の提案と。もう一つですね、このなんて読むかわからないんですけど保全マネジメントシステムということでBIMMSです。ビームということを言われているんですけども、こういうのはご存じでしょうか。何か取り組みがありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員、再度ゆっくりちょっと説明していただけますか。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

私もよくものがわかってない人間なので、具体的に言えないんですけど。これは、営繕積算システム等開発利用協議会。営繕情報システム委員会が出している分。そして、営繕ということを中心に各施設をですね、個別にするんじゃなくて、これは町長がこの間おっしゃってましたね。いわゆる専門家の意見も聞きながら横断的にやっていくという流れがあるんですけど、そういう取り組みがあるようでございます。これは一つの紹介。学校教育課の職員はこれを知っていましたね。文部科学省のほうからこれも学校の営繕、建物の営繕っていうことでそういう話があるっていうのは知ってるっていうふうに言われた方がありました。私もうちちょっとこれを研究したいというふうに思っています。じゃあ次行きます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

時間が余らないので申し訳ないです。今私の提案ということで、そういうことを聞いていただければ助かります。次にですね、ホームページのリニューアルについて。これはうちの町の今後はどういうふうに今考えておられるのか、その辺をちょっとおっしゃっていただければ助かります。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

町のホームページ、これはもうどの自治体も例外なく持っておりますけれども、単に町の情報だけの公開になっておると。ですから、例えば文章の羅列あるいは行事の羅列、そういったところで終わってるんですが。やはり見た目でも今フェイスブックとか、いろいろラインとかありますけども。ビジュアル的にも、皆さんが興味持たれるようなレイアウト。そして、その読み物と言ったらちょっと語弊があるかと思いますが、読んで楽しいようなホームページであるべきだろうと思います。それが本町の魅力の情報発信にもつながるということで考えております。具体的に言いますか。具体的なことにつきましてはですね、概略的には今スマートフォンとかタブレット端末あたりでの閲覧ができないような状況になっております。ちょっと詳しいことは協働のまちづくり課課長のほうから説明いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

粕屋町のですね、ホームページ。平成22年今から8年前ですけれども、そのときに大きくリニューアルをしております。ただそれ以降ですね、大幅なリニューアルはしていません。したがってですね、今いろいろな課題があります。まず、今町長も言いましたようにスマートフォンやタブレット端末の普及によりまして、携帯電話からのアクセス数が全体の今半分を約半分を占めておる状況です。スマートフォンの表示を最適に対応するですね、本町が今対応できていない状況です。高齢者、それから障がいがある方を含めて、誰もが提供される情報とかが利用できません、いわゆるウェブアクセシビリティに関するですね、こういった適合に今、準拠できてないというのが今の現状でございます。以上のようなことからですね、早い段階ですね、現在のホームページのリニューアルをしたいというふうに考えております。これから今、来年度の予算の時期でございますので、関係課と協議しながらですね、そういった改善を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

実は昨年ですね、協働のまちづくり課から多分予算が上がっていたんじゃないかなと思うんですけど、町長査定でそれが消えたような話も。それは本当かどうかかわからないですけど、ちらっと耳に挟んで。今年というふうに思っているんですけども、私はぜひ実現してほしい。議会でもですね、やっぱり内容をいろいろ発信したいけれども、今の状況ではページが新しくつくるのが難しいとかですね。いろんな内容を今、議会の中でも問題になっています。それで私は町全体でこのホームページをね、リニューアルして、多くの町民の皆さんに発信あるいは町民からの受け取りもできるんじゃないかと思っているので、ぜひ力を入れてほしいと思っているんですが。来年度予算のことでね、しますとかしませんとか、まだ今の段階では言えないでしょうと思うんですけど。前回リニューアルした金額は大した金額じゃないんですよ。って言ったら悪いけれども900万円、平成22年でね。900万円なんです。今回ですね、ビッグデータがあるので、それは省いた形でリニューアルができるんじゃないかという話も聞いています。そうすると、今まで思っていたよりも低い金額でできる。しかもですね、運営費が50万円っていうふうなのを担当課から聞いています。非常に少ない金額で、しかもこれ効果抜群、絶大な効果があるんですね。それは多分これをやってみないとわからないと思われると思うんですけど。私近隣のね、アクセス数、近隣の自治体のアクセス数をお尋ねしまし

た。そしたらそれがちょっと答えられないというお話を担当課から聞いていますが、そのあと何かありました。担当課。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

本田議員から聞かれたのは近隣町の動向ということで、アクセス数ではないかと思うんですけども。スマートフォンに対応できておるような状況だろうかというご質問ですので。今現在ですね、篠栗町と粕屋町以外は対応可能な状況です。で、篠栗町が31年の4月からリニューアルする予定ということで調べております。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

動向の中に当然ね、アクセス数も入ると思っていたんですよ。うちの町のアクセス数も聞いていますから、年度ごとにですね。それで平成29年は65万4,392というアクセス件数です。さあ、ある隣の町に聞いてみました。いくらぐらいと思われませぬ。町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

存じ上げてません。

◎14番（本田芳枝君）

聞いてびっくりです。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

169万2,695件です。昨年1年間で。100万違います。これは税金の還元ですばらしいなと思います。それで私は災害のときにですね、見比べました。7月の7日でしたか。水害がありましたでしょう、粕屋町で。そのときの災害情報の発信の仕方を近隣の町全部をですね、どうせ身動きがとれない状況でしたので調べたんですよ。そうすると、あのおもしろいことがいろいろわかってきました。それ以来ですね、うちの町も、それと今日町長自身もですね、災害情報の発信をもっとスムーズにしたいというふうにおっしゃっておられましたので、このことをこの数字だけでもですね、やっぱりうちの町はちょっと考えないといけないんじゃないかなと。だ

から当然ほかの自治体のアクセス数を調べてほしいと思います。このアクセス数はとても大事です。町民が町の行政にどれだけ関心を持っているのか。それに応えられているのかが一つの指針でこれは出てきます。私はそういう思いで自分のアクセス数を大切にしています。次行きます。人口5万人に向けての職員の人材育成ということで。ちょっと時間がね、あまりないんですけども、市制ということに関しては言っていません。それでこの事を見て町長はどういうふうに感じられたかちょっと一言お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制に対しての直接的なことではないとおっしゃいますけども、5万人というのは当然、市制を引ける人口でございます。ですから、市制を引いても十分に粕屋町の行政が、その時代に即応できる体制づくりをすべきじゃないかというお気持ちでのご質問と思います。今現在ですね、さまざまな機関。これは国、県の研修所にどんどんその職員を派遣しております。私どももうお尻をたたくような気持ちですね、どんどん行けと。外の空気を吸ってこいと。勉強してこいと。そういったコミュニケーションによって、粕屋町に持ち帰ってこいというようなことをですね、盛んに言っておりますけども。今後のですね、人材育成につきましては、当然今のある研修所、研修の制度を拡大することはもちろんですけども、県との人事交流、県のほうに職員をやって1年間なり勉強させてくるっていうのも大事でしょうが。あと、国のほうもですね、そういった制度もございます。ちょっと1年ではなくて、数年にわたる研修になるかと思いますが、人材人員の確保ができましたら、ぜひ今後もですね、こういったことを検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

人材の育成ということで、そういうふうにおっしゃっていただいたんですけども、私はまず絶対的にうちの町は職員が足りないというふうに思っています。その足りない職員に一生懸命ですね、育成しようとしても例えばこの間から思ったんですけど、県のほうに出向させるって言われましたけど、その後の業務は誰がするのっていう感じ。休みさえとれないような状況の中で非常に研修がですね、難しいんじゃないかなと思っています。うちの町はですね、この毎年これを市町村の要覧を見ていていつも思うんですけど、職員数が少ない。例えば同じ町苅田町とかは283人で行政職は193人。うちの町はですね、行政職が125人です。圧倒的にです

ね、足りない。それから那珂川町も多ございました、今年から市になりましたので。でも昨年まではですね、やっぱりあそこも262人で一般行政職は183名でございます。前、以前聞いたことあるんです。職員の計画。今からの計画はどうなってるかって聞いたときに、退職者が何人あるから、何人新入社員、新入職員を入れるという。そういう計画でしたね。でもそれじゃだめなんです。全体を見通して5万人体制で行政サービスをできる人員。まず、基本的な人員を揃えそして育成する。そういう流れが必要だと私は思っていますので、新しい職員をですね、増やしてほしい。その中にですね、私の思いになると思うんですけど、今嘱託、臨時職員で長年働いておられる方が非常に優秀な方があります。今後その国の動向としてはですね、町長も書いておられたけど、会計年度任用職員制度の導入とか、いろんな動きがあると思うのでもうここで答え求めません。嘱託、臨時職員の活用。それから町民の皆さんに研修をしてもらう。例えば防災、子育て、それからですね、もう一つ、健康寿命。そういったことを町民の皆さんが研修して、自分たちの地域をお互いに刺激しあってレベルアップする。行政の職員だけに頼むんじゃなくて、町全体で皆さんとても勉強好きです。特に高齢者は。昔高齢者大学っていうのがあって楽しそうに勉強しておられました。そういう仕組みをですね、うちの町もつくって、勉強。まず本人に勉強してもらって得た勉強の成果を周りの皆さんに、あるいは区、あるいは町のいろんなことに役立てる。それもですね、人材育成の一つになると思うので、考えていただきたいというふうにこれは私の提案です。次行ってよろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

時間が余らないので。最終的に町長にお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

次はですね、交通弱者への対策ということで。いつもここで時間が足りなくなって申し訳ないんですけども、どういうふうにしようかな。この3分16秒をどう生かすかなということで今迫られています。一応、町長は自分のご自分の公約に上げておられて充実を図るところまでおっしゃっておられて。この間一般質問で田代都市計画の課長がお答えになっておられたそれを聞きながら、私が思ったことを申し上げます。まずですね、他の自治体の状況ですね、調べて、福祉バスとコミュニティバスと分かれています。コミュニティバスにするには、今の現状ではハ

ードルが高そうなので、どうも私の感触では、福祉バスでいこうというふうに思っておられるような感じがするんですが。ここで私が申し上げたいのは、今の福祉バスの原点は何でしょうか。それはですね、始発にかかわります。福祉センターが始発なんです。だからこれはですね、非常にロスが多い。私今回ですね、都市計画課が担当課になられたので、その辺は変わるかなと思っていますが、それはどうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

ふれあいバスはですね、なかなかそのコミュニティバスにはなり得ないというのはもう議員今ご案内のとおりでございますけども、ただ今はですね、社会福祉協議会のほうに委託しておる状況。そして車庫が福祉センターのほうにございますので、どうしても起点は福祉センターを考えがちでございますが、今ご指摘の点につきましては、今後の検討材料にさせていただきたいと思えます。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

起点が福祉センターの非常に交通の便の悪いところにあるということは、最初の始発が8時半であっても住民の皆さんが利用されるのは9時近い。じゃあどこに行くのか。その路線は何を目的にコースをつくっておられるのか。町民の皆さんのニーズは何なのか。その辺を考えてですね、してほしいというふうに思っています。これ路線図です。よく逆周りが欲しいとか乗り継いでこう行きたいとか言われますけれども。私以前ですね、図書館を中心に、図書館が中心あるいは役場を中心にこう行って帰ってくる、そういう流れの路線を自分で発表したことがあります。そうすると行きも帰りも。行きはよいよい帰りは怖いじゃないですけど。今例えば病院でも利用されてる方もですね、行きは利用できるんだけど帰りがねえとおっしゃる方とても多いんです。だからコース、あるいはバスを増やすとかいろんなことを考えて。もう少しですね、福祉バスでするんだったら年中無休ができるのか、その辺も含めてですね。一步も二歩も進んだ形で取り組んでいただきたいんですが、最後に町長どうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回、他の議員の方の一般質問にもお答えしましたが、商業地域あるいはそのア

ンケートの結果によってですね、今後も進めていきますけども。今はルート、そしてどこに行きたいかというご希望をですね、最優先しながら重要視しながら、ふれあいバスの運行については検討も今から先も継続して行いたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

終わり。終わり。もうなし。

◎14番（本田芳枝君）

終わり。もうなし。

◎議長（山脇秀隆君）

一言。本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

じゃあ一言申し上げます。節約はしないで、住民のためにお金を使ってほしい。今使うことが将来のためになります。今まで節約節約あるいは借金があったから返済しないといけないということはずっと言われてきて、皆さんもこれはお金がありません、お金がありませんと言われます。今はそういう時期ではありません。5万人を迎えようとしているこの町が今お金を使って住民サービスを活発にさせて皆さんの思いを返す。そういうことに今後取り組んでいただきたいという思いで私はいっぱいでございます。以上でございます。

（14番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて4日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前11時47分）

平成30年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成30年12月20日（木）

平成30年第4回粕屋町議会定例会会議録（第6号）

平成30年12月20日（木）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 議案の上程
- 第2. 議案に対する質疑
- 第3. 議案の委員会付託
- 第4. 「粕屋町議会広報編集特別委員会」委員長からの報告
- 第5. 「粕屋町議会広報編集特別委員会」の採決
- 第6. 発議の上程
- 第7. 発議に対する質疑
- 第8. 請願の取下げ
- 第9. 委員長報告
- 第10. 委員長報告に対する質疑
- 第11. 討論
- 第12. 採決
- 第13. 委員会の閉会中の所管事務調査

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（19名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	社会教育課長	新宅信久
給食センター所長	吉村健二	都市計画課長	田代久嗣
地域振興課長	八尋哲男	道路環境整備課長	安松茂久
上下水道課長	松本義隆	総合窓口課長	渋田香奈子
介護福祉課長	山本浩	健康づくり課長	古賀みづほ
子ども未来課長	神近秀敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

おはようございます。

今日の新聞の1面には、ソフトバンクの一部上場の株価が予想を大きく下回り、2.5%のダウンで取引を終えたという報道がなされておりました。株価が予想を下回ったのは、最近起こった通信障害や米中貿易摩擦によるファウエイの通信機材の取引の禁止など、様々な要因が原因であるとの報道でありました。信頼を失うと株価に大きく影響することは周知の事実ではありますが、私たち議会の信頼も町民に大きくよるところが大きいと思います。今議会では、議会ホームページの見直しを特別委員長からなされ、広く町民の皆さまに議会活動を発信することが、重要課題であるとの認識に立ちました。議会基本条例には議会と町民のあり方に情報発信することが明記されております。町民が評価できる材料の一つである、議会から発信する議会ホームページのあり方を考える時期に来ていると思います。議会の見える化が推進されることを願っております。本日は14日間にわたりました12月定例会の最終日であります。議会の議決には各委員会で慎重に審査され、本日議決をもって成立いたします。皆さまの表決により町の進む道が決まることを真摯に考え、議案の採決に臨んでいただきたいと思います。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（山脇秀隆君）

本日お手元に配付のとおり、追加議案が出されております。

よって本日追加の議事日程第1、「議案の上程」及び追加日程第2、「議案に対する質疑」を日程に追加し議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第1、「議案の上程」を行います。お手元に新たに配布しておりますように、ただ今提案されました議案は1件であります。提案理由の説明を求めます。箱田彰町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

皆さんおはようございます。本日、追加させていただきます議案は1件であります。それでは、提案理由をご説明申し上げます。

議案第67号は、訴えの提起についてでございます。長期に国民健康保険税を滞納している滞納者が納付をしないため、町は、滞納者の雇用主である会社に企業債権差し押さえをしましたが、その会社も支払いに応じないことから、支払いを求める支払い督促の申し立てを福岡簡易裁判所に行いました。しかし、支払いも異議申し立てもされなかったため、次の手続として仮執行宣言申し立てを行ったところ、会社から異議申し立てがなされましたので、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。つきましては、町が原告となり訴訟を行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（町長 箱田 彰君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第2、「議案に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

追加日程第3、「議案の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました67号議案につきましては付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。本日上程されました67号議案につきましては、付託表のとおり所管の総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、本議案の討論及び採決は後ほど行います。ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時35分）

（再開 午前10時44分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは再開いたします。

本日追加の議事日程第4、「粕屋町議会広報編集特別委員会委員長からの報告」を

議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

木村粕屋町議会広報編集特別委員会委員長。

(粕屋町議会広報編集特別委員会委員長 木村優子君 登壇)

◎粕屋町議会広報編集特別委員会委員長（木村優子君）

それでは、粕屋町議会広報編集特別委員会からのご報告をさせていただきます。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を決定いたしましたので、以下の会議規則第77条の規定により報告をいたします。1、調査事件について三つございます。1、議会ごとの議会だより発行について。2、議会広報紙に関する視察研修会への参加について。3、編集方針についてでございます。調査の2、調査の経過につきましては、1、議会ごとの議会だよりを発行いたしました。平成29年6月2日、特別委員会の設置後から年4回議会開催ごとに議会広報紙づくりを行いました。詳細は、以下のとおりでございます。2、議会広報紙に関する視察研修会への参加については、29年の11月高知県越知町に先進地の視察でございます。そして30年10月に町村議会広報研修会と国会及び国会図書館の視察にまいりました。県の開催の広報研修会への参加といたしまして、29年の11月そして30年の11月に参加をしましてまいりました。3、編集方針については、先進地の視察後、編集方針の整理が必要と感じ、他町の編集方針なども参考に、平成30年7月に完成をし、8月9日に議員全員協議会の場所において編集方針の報告を行いました。3、調査の結果、また概要でございます。議会の審議及び活動状況を発信するためには、現存の議会広報紙発行に加えて議会ホームページのリニューアルを求める声があることから、議会ホームページのリニューアル特別委員会を設置をされ、以下の報告がなされました。報告内容につきましては、議会のホームページについては情報量が少ない、町民のニーズに答えていない、スマートフォン対応できていない、SNSでの発信が必要だ等々、課題が多く問題が多い。他市町の議会ホームページと比しても格段の差が見受けられる。今後の方向性としては議会自ら責任を持って実施していくべきである。以上のことから議会の広報部分の充実を図るため、今後のあり方を幅広く審議していく必要があると判断をいたしました。

よって、現在の広報編集特別委員会の目的に、新たに議会ホームページの充実を図ることを追加し、課題解決に向けた調査検討を行うため、粕屋町議会広報編集特別委員会を廃止することに決定をいたしました。

以上でございます。

(粕屋町議会広報編集特別委員会委員長 木村優子君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、本日追加の議事日程第5、「粕屋町議会広報編集特別委員会の採決」を議題といたします。

ただ今、木村委員長からの調査報告をもって、粕屋町議会広報編集特別委員会での調査終了の報告がありました。

質疑及び討論を省略し、これより採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は調査終了であります。本件は委員長の報告のとおり調査終了と決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、粕屋町議会広報編集特別委員会での調査は終了することに決しました。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、議会広報編集特別委員会、木村委員長から12月18日付で、発議第2号が提出されております。

よって、本日追加の日程第6、「発議の上程」及び追加日程第7、「発議に対する質疑」を日程に追加し議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。発議の上程及び発議に対する質疑を日程に追加し、追加日程第6及び追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第6、「発議の上程」を議題といたします。お手元に配付しておりますように、議員からの追加で提出されました発議は1件であります。

趣旨説明を求めます。

提出者、議会広報編集特別委員会、木村優子委員長。

（粕屋町議会広報編集特別委員会委員長 木村優子君 登壇）

◎粕屋町議会広報編集特別委員会委員長（木村優子君）

それでは、発議第2号粕屋町議会広報特別委員会設置に関する決議案として上程をいたします。

上記の決議案を別紙のとおり、粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。名称を粕屋町議会広報特別委員会。設置の根拠といたしましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条。目的でございます、粕屋

町議会広報の編集調査及び議会ホームページの充実を図り、議会の審議及び活動状況を広く町民等に周知をするため。委員の定数は6人。設置の期間は、平成30年12月20日から調査終了までとしております。これに追加をいたしまして、この人数の6名ということでございますが、現在の広報委員の6名を考えまして、この人数に委員の定数を決めさせていただいておりますけれども、今後ですね、どのようなホームページにしていくか等々考えまして人数の検討も含めまして、今後の3月予算が見えるまで検討していく、そういった内容も含めましたところで、今回のこの定数の人数とさせていただいております。

以上でございます。

(粕屋町議会広報編集特別委員会委員長 木村優子君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第7、「発議に対する質疑」を議題といたします。ただ今の説明に対する質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本発議の討論及び採決は後ほど行います。

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第8、「請願の取下げ」を議題といたします。

今定例会に提出されました請願第2号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願」につきましては、お手元に配付のとおり、請願者、山本泰蔵氏より12月17日に請願取下げ申請書が提出されました。

本件について、粕屋町議会会議規則第20条の規定により、請願取下げを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の環境を求める意見書提出に関する請願」は、取下げを許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時10分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議案第60号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

本田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 本田芳枝君 登壇)

◎予算特別委員会委員長（本田芳枝君）

議案60号は、専決処分の承認を求めることについて、また債務負担行為に関するものでございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年度粕屋町一般会計補正予算において、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ711万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億1,639万7,000円とすることを、地方自治法第179条第1項により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。また、債務負担行為の承認も同様に求められたものでございます。詳細について申し上げます。

この補正予算の事案は、地域振興課からのもので、内容は2件でございます。1件目は、平成30年4月26日に崩落した南里水路の改修に関するものでございます。6月議会に実施設計の補正予算計上、9月議会に同じく補正予算として工事費9,400万円計上。可決し、予算確保ができましたが、検討の結果、費用は大幅に減額することができ、また工期も平成30年の4月まで延びることになりました。予算の9,400万円が、4,653万9,360円まで大幅に減額できましたが、その理由は、工法の変更によるものでございます。当初はプレストレストコンクリート矢板の引き抜き、鋼矢板の設置、埋め殺しなどで間知ブロックを設置していくという従来の施工方法で見積りをしていましたが、工期効率の面から、よりよい方策はないかと検討した結果、佐賀県が採用している定番系基礎設計マニュアルに準じて施行することにより、工期の確保、コストの低減につながるということが分かり採用することにしました。また既存の矢板を引き抜かず、現地に合わせた高さで切断することにより、民地への影響の縮減と、全体的なコスト削減につながりました。心配される安全面においては、佐賀県での運用で軟弱地盤の基礎設計手法として確立されており、これに準じた形をとっているもので、問題はないということです。全額4,653万9,360円の8割を本年度支払い、残りは来年4月完成後となりますので、工事に要する経費の総額から平成30年度支払い予定額を除いた額を、債務負担行為として設定する必要が生じました。なお、減額した残りの5,676万8,000円は財政調整基金に積み立てました。

2点目は、9月5日に故障し起立しなくなった有崎堰油圧シリンダーの取替工事についてでございます。当初は、応急的な処置をとっていましたが、取付け後50年

を経過しているため、全取替えを実施することになりました。ところが、発注後の製作のためこれも工期が平成31年4月までとなり、総額1,778万5,440円の4割を今年度、残り来年工事終了後に支払うことになりました。この件も、年度が2年にまたがるということで、債務負担行為の設定をすることが生じ、また金額の設定が困難でしたので、金額を示さず、2件とも工事に要する経費の総額から平成30年度支払い予定額を除いた額を、債務負担行為として設定したことの報告がなされました。

当委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で承認すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略しこれより議案第60号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第61号「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員会委員長（小池弘基君）

議案第61号「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準。平成26年厚生労働省令第63号の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の整備を行う必要があるため、同条第10条第3項第5号の中、卒業したものの次に、当該学科または該当学科を修めて、同法の規定による専門職大学の前期課程を修了したものを含むを加えるものであります。この条例は、平成31年4月1日から施行されます。

当総務常任委員会で慎重審査いたしました結果、全員賛成で可決すべきと決定いたしましたことを報告し、終わります。

（総務常任委員会委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第61号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、

これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第62号「粕屋町特殊車両通行許可申請手数料条例を廃止する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

太田建設常任委員会委員長。

建設常任委員会委員長 太田健策君 登壇)

◎建設常任委員会委員長（太田健策君）

議案第62号「粕屋町特殊車両通行許可申請手数料条例を廃止する条例について」、付託を受けました建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

本条例は、昭和54年に施行され、手数料の額は1件につき1,000円を徴収するように定められておりますが、道路法第47条の2の規定により、粕屋町が政令市となるか、または道路法の改正がなされない限り、粕屋町において手数料が発生することがないためであります。

当委員会において、許可権限者は誰かや、市町村の位置づけなど、慎重に審査いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第62号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第63号「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

太田建設常任委員会委員長。

建設常任委員会委員長 太田健策君 登壇)

◎建設常任委員会委員長（太田健策君）

建設常任委員会に付託を受けました、議案第63号の審査の経過と結果について報告いたします。

議案第63号は、粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、当条例の一部を改正する必要があるため行うものであります。学校教育法の1号を改正する法律は、先ほどの議案第61号の委員長報告で説明された専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けたものでございます。これに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に専門職大学に関する規定を設けるものでございます。

建設常任委員会において、慎重審査いたしました結果、委員全員の賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第63号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第64号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

本田厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員会委員長 本田芳枝君 登壇）

◎厚生常任委員会委員長（本田芳枝君）

議案第64号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、付託を受けました厚生常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

今回の条例制定の理由は、介護保険法施行規則平成11年厚生省令第36号が改正されたことにより、指定居宅介護支援事業者の指定に関する権限が都道府県知事から市町村長に移譲され、人員及び運営に関する基準を条例で定める必要があるためというものでございます。制定の経緯については、指定居宅介護支援等事業の人員、運営に関する基準は、これまで福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例において定められ施行されていましたが、平成30年4月の介護保険法施行規則改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県知事から市町村長に移譲され、同様の基準を粕屋町も定めることになったというものでございます。併せて規則要綱の整備も行いました。事業所の指定手続のために、粕屋町指定居宅介護支援等の指定などに関する規則。町が指定を行う地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者を適切に指導監督していくための粕屋町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱、粕屋町指定地域密着型サービス事業者等、監査要綱

のこの三つが提案されました。審査については、新たな条例作成ということで、そのサービスの変更削減などはないかという問いに、地方でできる利用者の身近な部分でやれることはやっぺいこうという趣旨で、厚生省の省令を基に作成したもので、今までのサービスに変更はないということでございました。

当委員会では慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第64号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第64号は 委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第65号「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

本田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 本田芳枝君 登壇)

◎予算特別委員会委員長（本田芳枝君）

議案第65号「粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

この議案は、地方自治法第218条第1項の規定によるものです。歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,076万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,716万3,000円とするものです。また、債務負担行為の追加も計上されました。なお、審査の経過につきましては議員全員によります審査でございますので、要点のみ報告いたします。

歳入の主なものは、経営政策課の駕与丁公園ベンチ設置のための寄附金2件、27万7,000円。福岡地区水道企業団出資債30万円。財源補填として財政調整基金より760万2,000円。総合窓口課の子ども医療補助金5万円。子ども未来課の保育所等整備交付金253万8,000円などです。

主な歳出補正は、経営政策課の福岡地区水道企業団出資金26万8,000円。協働のまちづくり課のJアラート自動起動装置更新工事に594万円。税務課の時間外勤務手当に80万円。学校教育課の人事異動に伴う社会保険料17万円。社会教育課の施設設備費修繕不足分97万7,000円。都市計画課の駕与丁公園にベンチを設置するための27万7,000円。総合窓口課の火葬料補助金132万円。コンビニ交付付実店舗試験分証明書発行手数料、旧姓併記確認分でございますが、8万円。子ども医療費補助審査支払い手数料10万円。子ども未来課の子ども子育て支援事業計画ニーズ調査委託料の見直しによる減額331万6,000円。大川保育園ブロック塀改修工事380万7,000円。議会事務局の費用弁償41万5,000円などです。

債務負担行為の追加について申し上げます。今回、8つの事案が上がっていますが、主なものを3点挙げます。粕屋町男女共同参画後期計画策定業務委託料、平成30年度から平成31年度まで限度額450万円。子ども子育て支援事業計画ニーズ調査及び策定業務委託料、平成30年度から平成31年度まで限度額740万円。粕屋町防災マップ及び指定緊急避難場所看板作製委託料、平成30年度から平成31年度まで限度額1,180万円などでございます。

当 予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

（予算特別委員会委員長 本田芳枝君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略しこれより議案第65号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第66号「町道の路線廃止及び認定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

太田建設常任委員会委員長。

建設常任委員会委員長 太田健策君 登壇)

◎建設常任委員会委員長（太田健策君）

議案第66号「町道の路線廃止及び認定について」、付託を受けました建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

整理番号1番は、五寸田～鴨川線、通称峰屋敷向川原線バイパスの供用開始に伴い、広田～伊賀線が分断されますので、まず、廃止するものでございます。整理番号2番・3番は、五寸田～鴨川線の供用開始に伴い、整理番号1番で廃止いたしました路線を五寸田～伊賀線と五寸田～橋ヶ元線の2路線として、新たに道路認定するものであります。

以上につきまして、当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第66号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。次に、原案賛成の方の発言を許します。ないようですので、これにて討論を終結いたします。これ

より、議案第66号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第67号「訴えの提起について」を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

小池総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 小池弘基君 登壇）

◎総務常任委員会委員長（小池弘基君）

議案第67号「訴えの提起について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきましてご報告いたします。

長期にわたり国民健康保険税を滞納している滞納者が納付をしないため、町は滞納者の雇用主である会社に給与債権差押えを行いました。その会社も支払いに応じないことから、支払いを求める支払い督促の申し立てを福岡簡易裁判所に行いました。しかし、支払いも異議申し立てもなされなかったため、次の手続として、仮執行宣言申し立てを行ったところ、相手方から異議申し立てがなされたので、民事訴訟法第395号の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものでございます。つきましては、本議会において、町が原告となって訴訟を行う訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

今後の訴訟の手続は口頭弁論が行われ、途中で和解勧告があれば、議会で再度議決することになります。滞納の請求額は280万円と申立手続費用1万3,046円です。

公平な負担及び財政に影響が出てはならないように、町として強い姿勢を見せる必要があるとの意見に基づき、当委員会におきまして慎重に審査を行い、委員からは平成28年11月より未納が続いていたことに対して対応が遅いとの指摘がありましたが、全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことを報告し、終わります。

（総務常任委員会委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第67号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

発議第2号「粕屋町議会広報特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。これより討論に入ります。

まず、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより「粕屋町議会広報特別委員会設置に関する決議」を採決いたします。

本決議に賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、発議第2号「粕屋町議会広報特別委員会設置に関する決議」は可決いたしました。

なお、請願第2号につきましては、先ほど取下げが許可されましたので、採決は行

いません。ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時54分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

発議第2号粕屋町議会広報特別委員会設置に関する決議が可決いたしましたので、「粕屋町議会広報特別委員会の委員の選出」及び「粕屋町議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程第13及び追加日程第14として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。「粕屋町議会広報特別委員会の委員の選出」及び「粕屋町議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程第13及び追加日程第14とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第13「粕屋町議会広報特別委員会の委員の選出」を議題といたします。特別委員会の委員の選出を行いたいと思っておりますので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午前11時57分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

ただ今、議員全員協議会におきまして委員選出を行いましたので、事務局長が読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

では読み上げます。

粕屋町議会広報特別委員会委員に、木村優子議員、中野敏郎議員、安藤和寿議員、案浦兼敏議員、井上正宏議員、末若憲治議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

本日追加の日程第14「粕屋町議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を議題といたします。

「粕屋町議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を行いたいと思っております。

ので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後0時10分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

特別委員会より委員長及び副委員長の報告がありましたので、事務局長が読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

では読み上げます。

粕屋町議会広報特別委員会委員長、木村優子議員。副委員長、安藤和寿議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、日程第15「委員会の閉会中の所管事務調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田彰町長。

◎町長（箱田 彰君）

去る、12月7日に招集いたしました今議会におきまして、補正予算や専決処分の承認を求める数多くの議案等の審議を賜り、その間、活発なご議論をちょうだいいたしながら、全ての議案等に可決を承認をいただきました。本当にありがとうございました。9月に私が町長に就任しまして、早くも4か月が経とうとしております。この間、議会の皆さまを初め多方面の方々から激励も含め、様々なご意見をちょうだいいたしました。これら一つ一つを真剣に受けとめ、今後の町政を進めてまいりたいと思っております。

今、日本は少子高齢化という非常に難問題を抱えながら、生産年齢人口の減少に

よる構造的な人手不足、そういう状況からの解消のために、入国管理法の改正を初め、コンセッション方式を導入しやすくする改正水道法など、日本の構造は今後変えるかもしれないような大きな変化が、今後地方自治体へも影響を与えるかも知れない状況になっております。自治体を取り巻くこういった状況の変化やその情報に対して、常にアンテナを高くして、時代に即応できる体制をとっていく必要があるかと思っております。そのためにも、組織の活性化を図り、内部統制やコンプライアンスの強化を推進していきたいと考えておるところでございます。

議会におかれましても、粕屋町の発展のため、車の両輪のようにバランスをとりながら、今後ともご指導ご鞭撻、そしてご協力を賜りますようお願いするものでございます。さて、平成最後の師走もあと10日となりました。これから、なお一層寒さが厳しくなると思われまします。議員各位におかれましては、くれぐれもどうかご自愛いただき、お元気で輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎議長（山脇秀隆君）

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

平成最後の12月定例会を終えようとしております。本年はけがや病気でままならない議員さんもいらっしゃったかと思いますが、議会運営にはさほど影響がなく、無事に終わりましたことを皆さんに感謝申し上げる次第であります。来年は、新たな気持ちで皆さんと顔を合わせたいと思いますので、お風邪など召しませんよう、お元気でいてくださることを願います。

町長はじめ執行部関係各位におかれましては、今年一年のご協力を心から感謝申し上げます。大変にありがとうございました。来る2019年、平成最後の31年及び新たな元号の元年となる年が、粕屋町にとりまして、また皆さまにとりましても、幸多い年となりますことをご祈念申し上げます。

それでは、これにて、平成30年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、平成30年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（散会 午後0時15分）

会議録調製者 安河内 強 士 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 中 野 敏 郎

署名議員 太 田 健 策